令和5年

第1回市議会 (定例会)

令和 5 年第 1 回市議会 (定例会) 外部監査人報告綴

外部監査人報告綴

堺 市

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

令和5年1月31日

堺市議会議長 裏山 正利 様

包括外部監查人 田上 智子

包括外部監査結果報告

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき監査を執行したので、同条第5項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

包括外部監査結果報告書

第1	包括外部監査の概要	5 -
1	外部監査の種類	5 -
2	選定した特定の事件(監査テーマ)	5 -
3	監査テーマの選定理由	
4	監査対象年度	
5	監査対象部局	
6	監査の視点	
O	(1) 包括外部監査における基本的視点	
	(2) 監査チェックリスト (共通)	7 -
	(3) 監査チェックリスト (出資団体及び運営補助金が出ている堺市社会福祉協議会,	
	ルバー人材センター)	
7		
8	min = 2,3 12 (== 0, min = 1, 1/2)	
	(1) 予備調査 (2) 本調査	
	(3) 現地調査	
9		
Ü	(1) 補助者	
	(2) 補助者の役割分担について	
10	利害関係の有無	15 -
11	指摘事項等の書き分け等	15 -
第2	外郭団体に関する事務の概要	16 -
1	外郭団体に関する法制度等	16 -
	(1) 外郭団体とは	
	(2) 外郭団体等に関する法令	
0	(3) 外郭団体に関する国の通知等	
2	堺市の外郭団体の概要(1) 堺市の外郭団体	
	(2) 外郭団体に対する財政的関与	
	(3) 外郭団体に対する人的関与	
3	堺市における外郭団体に関する行政事務の概要	23 -
	(1) 組織体制	
	(2) 関係する例規	
4	外郭団体改革の流れ(1) 全国的な流れ	
	(1) 生国的な流和 (1) (2) 堺市の外郭団体改革 (1) (2) 堺市の外郭団体改革 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
第3	外郭団体に対する財政的関与・人的関与に関する考え方等	
	財政的関与	
1	(1) 補助金・負担金	
	(2) 委託料	33 -
	(3) 指定管理	
2	人的関与	
	(1)株式会社以外の場合(2)株式会社の場合	
第4	(2) 株式芸社の場合	
第5	包括外部監査における指摘事項及び意見(全体的)	
- 1	補助金について	. – bl –

2	財産使用について		- 53	-
3	委託契約について		- 53	_
4	外郭団体の運営について		- 54	_
5				
O	(1) 市政集中改革室の概要			
	(2) 指摘事項等			
第6	包括外部監査における監査の結果及び意見(各論)		- 60	_
	(公財) 堺市文化振興財団			
1	(1) 団体の概要			
	(2) 財務諸表の推移の概要			
	(3) 市の財政的関与の状況			
	(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況			
	(5) 「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況			
	(6) 堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況			
	(7) 指摘事項等			
2				
	(1) 団体の概要			
	(2) 財務諸表の推移の概要(3) 市の財政的関与の状況			
	(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況			
	(5) 「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況			
	(6) 堺市財政危機脱却プラン (案) における主な取組項目の進捗状況			
	(7) 指摘事項等		- 92	-
3	(公財) 堺市救急医療事業団	–	100	-
	(1) 団体の概要			
	(2) 財務諸表の推移の概要			
	(3) 市の財政的関与の状況	–	101	-
	(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況(5) 「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況			
	(6) 堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況			
	(7) 指摘事項等			
4	(株) さかい新事業創造センター			
•	(1) 団体の概要			
	(2) 財務諸表の推移の概要			
	(3) 市の財政的関与の状況			
	(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況			
	(5) 「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況			
	(6) 堺市財政危機脱却プラン (案) における主な取組項目の進捗状況(7) 指摘事項等			
_	A CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF			
5	(公別) 堺巾座業振興センター(1) 団体の概要			
	(2) 財務諸表の推移の概要			
	(3) 市の財政的関与の状況			
	(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況		125	_
	(5) 「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況		126	-
	(6) 堺市財政危機脱却プラン (案) における主な取組項目の進捗状況			
	(7) 指摘事項等			
6	(274)) 11 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
	(1) 団体の概要			
	(2) 財務諸寿の推移の概要	_	135	_

	(3)	市の財政的関与の状況		- :	135 -
	(4)			- :	142 -
	(5)			_ :	142 -
	(6)				
	(7)				
_	(1)				
7		(公財) 堺市教育スポーツ振興事業団			
	(1)	団体の概要	· ·	- :	154 -
	(2)	財務諸表の推移の概要	·	- :	158 -
	(3)	市の財政的関与の状況	·	- :	158 -
	(4)				
	(5)				
	(6)				
	(7)				
8		(公社) 堺観光コンベンション協会			
	(1)	団体の概要			
	(2)	財務諸表の推移の概要		- [176 -
	(3)				
	(4)				
	(5)				
	(6)				
	(7)	指摘事項等			
	(1)				
9		(社福) 堺市社会福祉協議会			
	(1)	団体の概要			
	(3)			- :	203 -
	(4)	市の人的関与(役職員の派遣、元市職員の再就職)の状況		- :	207 -
	(5)				
	(6)				
	(7)				
10					
10		(公社) 堺市シルバー人材センター			
		団体の概要			
	(2)	7			
	(3)	市の財政的関与の状況			
	(4)	市の人的関与(役職員の派遣、元市職員の再就職)の状況	·	- :	226 -
	(5)	「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況		- 2	227 -
	(6)	堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況		- 2	227 -
	(7)	指摘事項等		- :	228 -
11		(公財) 堺市就労支援協会			
		団体の概要			
		財務諸表の推移の概要			
	(3)	市の財政的関与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	- :	239 -
		「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況			
		堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況			
	(7)	指摘事項等		- :	245 -
19		(公財) 堺市学校給食協会		_ '	262 -
14		団体の概要			
	(T)	団件が脱女・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			202 - 264
		財務諸表の推移の概要			
	(3)	市の財政的関与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		- :	265 -
	(4)	市の人的関与(役職員の派遣、元市職員の再就職)の状況	• • • • •	- 2	266 -
	(5)	「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況	• • • • •	- 2	267 -
		堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況			
	(7)	指摘事項等		- '	268 -

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法(以下「自治法」という。)第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

外郭団体に関する事務の執行について

3 監査テーマの選定理由

- (1) 堺市では、行財政改革の一環として、「出資団体」(後記第2・1のとおり、堺市が資本金等を4分の1以上出資している法人で「堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱」の別表第1に掲げるもの)と「関与団体」(出資団体以外の、堺市政と密接な関連がある法人で、同要綱別表2に掲げるもの)(以下「出資団体」と「関与団体」を併せて「外郭団体」という。)への財政的関与の見直しなどを進めてきた。その結果、平成22年度には21存在した外郭団体につき、順次、統廃合や補助金の削減、委託・指定管理の公募化、人的関与の見直しなどが行われており、令和4年4月1日時点では、堺市の外郭団体としては、7の出資団体と、5の関与団体の、合計12の団体が存在する。
- (2) 外郭団体は、市の補完・代行機能として、市との役割分担や連携を図りながら、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応し、専門性や経済性などを発揮して効果的・効率的に公共サービスを提供する役割を担ってきた。しかしながら、堺市の財政収支の見通しは当面多額の収支不足を見込む状況となっており、新型コロナウイルス感染症拡大による市税等の歳入の減少、社会保障関係費等の増加が想定され、非常に厳しい状況にある。そのため、堺市は、令和3年10月公表の「堺市財政危機脱却プラン(案)」において、改革の方向性(6つ)の一つとして、「外郭団体の見直し」を挙げている。
- (3) このような時期に、包括外部監査において、弁護士、公認会計士といった外部専門 家が、一つ一つの外郭団体につき会計的側面と法的側面の双方から監査を行うことは、

堺市の行財政改革にとって, 有効であると思料した。

4 監査対象年度

原則として令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで) ただし、必要に応じて、令和3年度以前の各年度及び令和4年度についても対象とした。

5 監査対象部局

• 各外郭団体

(監査の対象は、自治法第252条の37第4項所定の、出納その他の事務の執行で 堺市の財政的援助・出資・保証に係るものに限る。)

- ・各外郭団体を所管する部局(下記表のとおり)
- ・外郭団体の改革並びに指導及び調整の総括を所管する市政集中改革室

[]	【出資団体(7団体)】				
1	公益財団法人堺市文化振興財団	文化観光局文化部文化課			
2	社会福祉法人堺市社会福祉事業団	健康福祉局障害福祉部障害支援課			
3	公益財団法人堺市救急医療事業団	健康福祉局健康部健康医療政策課			
4	株式会社さかい新事業創造センター	産業振興局産業戦略部イノベーション 投資促進室			
5	公益財団法人堺市産業振興センター	産業振興局産業戦略部地域産業課			
6	公益財団法人堺市公園協会	建設局公園緑地部公園監理課			
7	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団	教委)地域教育支援部地域教育振興課			
	曷与団体(5団体)】				
8	公益社団法人堺観光コンベンション協会	文化観光局観光部観光推進課			
9	社会福祉法人堺市社会福祉協議会	健康福祉局生活福祉部地域共生推進課			
10	公益社団法人堺市シルバー人材センター	健康福祉局長寿社会部長寿支援課			
11	公益財団法人堺市就労支援協会	産業振興局産業戦略部雇用推進課			
12	公益財団法人堺市学校給食協会	教委)学校管理部学校給食課			

(略称について)

以下では「公益財団法人堺市文化振興財団」を「堺市文化振興財団」といったように、各団体の冒頭の法人の種類名の部分を省略したものを、略称として用いている。ただし、わかりやすさの観点から各団体の冒頭の法人の種類名の部分といて「(公財)」などの略称を用いている場合がある。

6 監査の視点

本件監査に当たっては、下記(1)の視点を基本とし、監査人において、下記(2)及び(3)の詳細な監査チェックリストを作成し、これらのチェック項目を念頭に置きつつ、 監査を実施した。

なお、本件監査は保証業務に該当せず、提供された資料及び説明に基づき気付いた 範囲の報告事項に限られ、財務数値及び非財務情報の正確性、信頼性、真正性、網羅 性等の保証を提供するものではない。また、本報告書は、調査対象の全ての事項に関 して網羅的に言及するもの及び報告した事項の十分性等を保証するものではない。

(1) 包括外部監査における基本的視点

- ① 合規性(自治法第2条第16項)
- ② 経済性, 効率性, 有効性(同法第2条第14項)
- ③ 住民の福祉に寄与するものであるか(同法第2条第14項)
- ④ 組織及び運営の合理化が図られているか(同法第2条第15項)
- ⑤ 透明性、公平性、競争性が確保されているか

(2) 監査チェックリスト(共通)

対象	項目	着眼点
市政集中改革室		外郭団体に関する指導・調整・監督等について,市政集中改革室と所管課の役割分担が適切か。 「堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱」に基づく指導調整についての所管部署との協議は適切に実施されているか。 「堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱」に基づき、必要な規程が整備されているか。
		外郭団体改革に関する行政計画が,適切に実施されているか。
		外郭団体に関する情報公開は適切に実施されているか。
		外郭団体のモニタリングの実施方法や個別のモニタリングについて, 市政集中改革室の関与が適切になされているか。

所管課 モニタリングの実施方法や頻度は適切か。 モニタ リング モニタリングの実施内容は適切か。 ・経営に対する監視として十分か。 ・理事会等の運営や事業は法令・定款に沿っていることを確認して いるか。 ・適切な時期に収支報告を受け、疑義について確認しているか。 補助・委託・指定管理について ・精算報告が正しいことを帳簿や証拠書類等により確認している か。確認した証拠を適切に残しているか。 事業についての評価は、適切な評価指標を用いて、適正に行われ ているか。 法人において課題とされていることに対し, 改善に向けた指導等の対 応が適切に実施されているか。 財政関 補助金について 与 ・交付要綱は整備されているか。 ・交付目的・対象事業は明確か。 ・補助金額の算出基準 ・交付時期・方法は妥当か。 効果を測定・確認しているか。 ・実績報告は申請時の事業計画に基づき適切に行われているか。精 算手続は妥当か。 ・目的外に流用されていないか。 ・派遣職員の人件費が含まれていないか。 ・対象事業に、補助を行う公益上の必要性はあるか。 ・外郭団体が補助事業を行う必要があるか(直営ないし競争性の導 入等による必要はないか。)。 委託について ・法令に準拠して行われているか。 ・契約書を締結しているか。条件は適切か。 ・再委託は、金額・質ともに適正範囲で、随意契約と矛盾しない ・再委託についての報告承認手続が適切か。 ・外郭団体に委託する合理性(委託事業そのものの合理性,随意契 約の適法性を含む) ・委託料について、その算定方法は適切か。派遣職員の人件費が含 まれていないか。 ・実績報告は適切に行われているか。これに基づく履行確認を適切 に行っているか。 資金貸付等について ・回収可能か。追加負担の可能性がないか。 ・損失補償契約の適法性, 必要性 ・利子補給の適法性,必要性 公有財産の貸付・使用許可等について ・貸付・使用許可を行う事が相当か。

れているか。

・外郭団体の使用する箇所について、許可等の手続が適切に実施さ

		その他の財政関与について
		・法令に反するものではないか。
		・関与について契約書等を締結しているか。
		・関与の必要性はあるか。
		財政関与全体について
		・事業間での重複(補助金と委託料の二重の支出等、負担金名目の
		実質補助)はないか。
	人的関	職員派遣について
	与	・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び
		条令に基づいて行われているか(協定の有無、内容の適法性、職
		員の従事している業務の適法性)。
		各団体について、職員を派遣することが相当か。
		退職者について
		・市退職者の出資法人への届出は適切になされているか。
		・市 OB の天下り先になっていないか。市退職者の再就職は社会通
		念上妥当といえるか。
	指定管	外郭団体が指定管理者に選定された場合
	理理	・外郭団体を選定手続(公募・非公募)により選定したことは合理
	生	的か。
		・選定基準は適切か。
		・候補者選定委員会による選定手続は適法、かつ相当か。
		協定書の内容は適切か。
		・再委託についての報告承認手続が適切か。金額・質などは適切な
		範囲か。非公募で指定したことと矛盾しないか。
		・委託料について、その算定方法は適切か。派遣職員の人件費が含
		まれていないか。
外郭団体	財務事	事業別収支管理は適切か。
>140m14	務	市との取引(委託等)・補助について、以下は適当か(サンプル抽
	427	出)
		・予算・事業計画等の承認手続
		・契約締結・補助金申請等の手続
		・委託事業等の実施状況(進捗管理,収支管理,再委託等)
		・補助金の対象に人件費がある場合、給料の支給額が規程等と合致
		しているか。 ・市への報告と帳簿・資料との一致状況
	+ 11 +	・役職員との利益相反取引や競業の問題がないか。
	補助事	・補助金により取得した財産の処分制限に違反する事項がないか。
	業	市の承認等の手続違反がないか。
		・補助事業(運営補助の場合、法人運営自体を含む。)に係る現金
		預金・現金同等物の管理状況は適切か。
		・補助事業に係る未収金・売掛金等の債権の管理状況は適切か。
		・補助事業に係る領収書や印鑑等の管理状況
		・補助事業に係る備品の管理状況
	指定管	外郭団体による指定管理について
	理	・協定に基づいて行われているか。
		・報告書は適正に作成され、提出されているか。

・公の施設を善管注意義務に沿って管理しているか。
・経費節減は図られているか。
・住民の利用を適切に確保しているか。
・現金預金・現金同等物の管理状況は適切か。
・未収金・売掛金等の債権の管理状況は適切か。
・事業に係る領収書や印鑑の管理状況は適切か。
・事業に係る備品の管理状況は適切か。
・役職員との利益相反取引や競業の問題がないか。
外郭団体が利用料金制を採用している場合
・利用料金の設定に係る手続は適切か。
・利用料金の収納は適正か。
・利用料金の減免は条例に沿っているか。
・市への納付金は納付されているか。

(3) 監査チェックリスト (出資団体及び運営補助金が出ている堺市社会福祉協議会, 堺市シルバー人材センター)

対象	項目	着眼点
外郭団体	ガバナンス	理事会,評議員会,取締役会等は法令及び定款に従い開催されているか。議事録は適切に保管されているか。
		外郭団体の役員に就任している市職員は, 外郭団体の会議に出席し, 理事・監事の職務を適正に遂行しているか。
		役員の選任は法令及び定款に沿って行われているか (登記その他の届 出が適切にされているか。)。
		監査役・監事による監査は法令及び定款に沿って実施されているか。
		役員報酬や市 OB の給与は市の基準に沿ったものか。額は適正か。
		規程の整備がされているか。
		計画に沿った長期的な視点に立った運営がされているか。
		収支報告は適切な時期になされているか。
		会計処理に係る体制は適切か(規定の整備等の内部統制により,不正 経理や資産の流出の防止が図られているか。)。
		法人の課題に対し、適切に対応がされているか。
		個人情報の保護等の情報管理は市の要綱等に沿った適正なものか。
		法人の事務について ICT を適切に活用して効率性等を図っているか。
		人員体制は事業内容や規模を踏まえた適正なものか。
		契約締結手続は規程に沿ったものか。また,その手続は妥当か。 ・役職員との利益相反取引や競業の問題がないか。
	財務事	
	務(補助事業,指	・預金・有価証券の金額は残高証明等の書面と一致しているか。 ・領収書や印鑑等の管理状況は適切か。
	定管理以外)	・未収金・売掛金等の債権の管理状況は適切か。
		その他, 今後の財務悪化につながるようなリスク・課題への対処状況 (棚卸資産の含み損,回収困難な債権,訴訟等)

経営・	・経営及び財政状態は良好か。
在り方	・収益率・財務比率は良好か。また、人件費の内容・金額等は適切か
	・資金の運用管理は適切に行われているか。
	自主財源の確保が十分か。

7 監査のスケジュール

本監査のスケジュールは、おおむね、次のとおりである。

日 程	項目
令和4年4月13日 (以下,令和4年の表 記を省略)	事前調査実施通知
4月中旬~5月27日	予備調査期間(質問への回答取得・資料受領、ヒアリング等)
5月27日	テーマ選定通知(堺市監査委員会議)
6月27日~30日	第1回ヒアリング1
8月1日~10日	第2回ヒアリング2
8月24日~9月13日, 10月26日	現地調査
9月28日~10月19日	第3回ヒアリング ³
10月23日~24日	【報告書ドラフト】第1稿(各論)を堺市へ送付
10月30日~11月11日	【報告書ドラフト】第1稿に基づく事実確認協議
11月11日	市政集中改革室ヒアリング4
11月21日~28日	【報告書ドラフト】第2稿(全体版)を堺市へ送付
11月28日~12月8日	【報告書ドラフト】第2稿(全体版)に基づく事実確認協議
12月7日	市政集中改革室ヒアリング5
12月16日	【報告書ドラフト】第3稿(全体版)を堺市へ送付
12月22日~12月23日	【報告書ドラフト】第3稿(全体版)に基づく事実確認協議

8 監査の方法(主な監査手続)

(1) 予備調査

予備調査として、次の事項を把握すべく、外郭団体の改革並びに指導及び調整の総 括を所管する市政集中改革室に事前に質問を送り、資料の提供を求め、その回答や資

¹ 事前送付ヒアリングシートへの回答と受領資料に基づく、各外郭団体の所管課のヒアリング等

² 事前送付ヒアリングシートへの回答と受領資料に基づく、各外郭団体の所管課と外郭団体のヒアリ ング等

³ 事前送付ヒアリングシートへの回答等に基づく、各外郭団体の所管課と外郭団体のヒアリング等

⁴ 事前送付ヒアリングシートへの回答等に基づくヒアリング

⁵ 事前送付ヒアリングシートへの回答等に基づくヒアリング、報告書ドラフト第2稿に基づく意見交 換など

料提供を得た。また、市政集中改革室との間で、Web面談によるヒアリングを行った。

〔予備調査の目的〕

- ① 市の外郭団体の概要(団体名,担当課,市の出資比率,事業等)をつかむ。
- ② 市の外郭団体に関する各種計画(「外郭団体の見直しに向けた取組方針」等)やプランの一覧を受領し、その概要をつかむ。
- ③ 市の外郭団体をめぐる事務や事務事業の一覧と、その所管部局を始めとする関連部署の概要(組織図)、各部署の事務分掌を把握する。
- ④ 市の外郭団体に対する一般的な指導,調整,監督などに関するガイドライン等の有無及 び内容を把握する。
- ⑤ 市の外郭団体に関する債務保証、貸付、損失補償、利子補給などの有無の確認をする。
- ⑥ 市の外郭団体に対する,人的支援(役職員派遣状況,元市職員の再就職状況など)や財 政支出状況(補助金・負担金,委託,指定管理等)の概要の把握。
- ⑦ 市の外郭団体の近時の統廃合状況と,「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の進捗状況の把握などを行う。

(2) 本調査

上記の予備調査を経て、本調査においては、予備調査において確認した事項を踏まえ、より詳細に、①外郭団体の概要(設立目的、主な事業内容、団体の設立経緯、役割)、②財務諸表の推移、③課題、④所管課における外郭団体のモニタリング状況やその結果の活用状況、公表状況、⑤人的関与の状況、⑥財政的関与の状況(補助金・負担金、委託、指定管理、市の不動産の貸付け等の状況)、⑦過去の包括外部監査における指摘への措置状況、などを把握するべく、各種の質問をした。なお、質問に当たっては、例えば、補助金関係であれば、当該補助金の要綱・要領、監査対象年度の計画書、申請書、実績報告書といった実際の資料に当たることを心掛けている。

また、市の所管課と外郭団体それぞれとの間のヒアリングは、おおむね、3回前後 行った。

(3) 現地調査

以上のほか、次のとおり、12の外郭団体のうち11の外郭団体について、令和4年8月

から同年10月にかけて、現地調査を行っている⁶。ICT関係の実査は現地調査をした全団体に対して行った。現金関係の実査は出資団体を中心に行った。

ア 現地調査を行った出資団体とその日程等(6団体)

【堺市文化振興財団】

(往查日) 令和4年9月6日

(訪問先1) フェニーチェ堺 (含:外郭団体の本部)

(訪問先2) 堺市立文化館

【堺市社会福祉事業団】

(往查日) 令和4年9月9日

(訪問先) 南こどもリハビリテーションセンター (含:外郭団体の本部)

【さかい新事業創造センター】

(往查日) 令和4年9月1日

(訪問先) さかい新事業創造センター(外郭団体の本部)

【堺市産業振興センター】

(往査日) 令和4年9月12日

(訪問先) 堺市産業振興センター(外郭団体の本部)

【堺市公園協会】

(往香日) 令和4年8月24日

(訪問先1) 花と緑の交流館(含:外郭団体の本部)

(訪問先2) 堺市都市緑化センター

(訪問先3) 大仙公園駐車場

【堺市教育スポーツ振興事業団】

(往査日) 令和4年9月2日

(訪問先1) アミナス北野田 (含:外郭団体の本部)

(訪問先2) のびのびルーム (堺市立光竜寺小学校)

(訪問先3) 堺市金岡公園体育館

イ 現地調査を行った関与団体とその日程等(5団体)

【堺観光コンベンション協会】

(往査日) 令和4年9月1日

(訪問先1) 堺観光コンベンション協会(外郭団体の本部)

(訪問先2) 堺市茶室

-

⁶ 基本的に全ての外郭団体について、現地調査(実査)を行う方針としたものの、堺市救急医療事業団については新型コロナウイルス問題への対応のため本来業務が多忙であることに配慮し、現地調査を行わないこととした。

(訪問先3) 大仙公園観光案内所

【堺市社会福祉協議会】

(往査日) 令和4年9月13日

(訪問先) 堺市総合福祉会館(含:外郭団体の本部)

【堺市シルバー人材センター】

(往査日) 令和4年8月31日

(訪問先) 堺市シルバー人材センター(外郭団体の本部)

【堺市就労支援協会】

(往查日) 令和4年9月13日

(訪問先1-1) 堺市就労支援協会(外郭団体の本部)

(訪問先1-2) 堺市立人権ふれあいセンター

(往査日) 令和4年10月26日

(訪問先2) 堺市立共同浴場(布袋温泉)

【堺市学校給食協会】

弁 護 士

同

(往查日) 令和4年9月5日

(訪問先) 堺市学校給食協会(外郭団体の本部)

橋本 亮太

9 補助者

(1) 補助者

福岡 智彦 同 武田 宗久 佐藤 啓介 同

稲辺 大志 同

中川 美雪 公認会計士

> 同 長谷川史世

増田 千春 司

公認会計士・税理士 新宅潤一郎

乾 将太 同

(2)補助者の役割分担について

上記(1)のとおり、当監査チームは、監査人弁護士1名と、補助者弁護士5名、補助 者公認会計士5名で構成した。監査の実施に当たっては、全ての外郭団体について、 法的側面と会計的側面の双方から,バランス良く監査をすることができるよう,各外 郭団体に弁護士1名・会計士1名が補助者としてペアを組んで担当する方式を採用した。

10 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、自治法第252条の29に規定されている利害 関係はない。

11 指摘事項等の書き分け等

監査の結果については、堺市監査委員による監査結果に係る指摘事項等の取扱いについての基準である「監査結果に係る指摘事項等の取扱基準」に準拠して、原則として次のとおり書き分けている。

【指摘】法令,基準等に違反していると認められるもの及びその他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

【意見】事務の執行,事業の管理状況等について,経済性,効率性又は有効性の 観点(自治法第2条第14項)から検討する必要があると認められるもの。その 他,法令,基準等には違反するとは認められないが,住民の福祉に寄与する ものであるか(同法第2条第14項),組織及び運営の合理化が図られているか (同法第2条第15項)などの観点から,事務処理上改善する必要があると認め られるもの

【要望】制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

なお、本監査結果報告書に記載した金額等の数値の多くは概数であるため、合計した数値がその内訳と一致しない場合があることにご留意いただきたい。

また, (単位:千円) といった記載をしている場合, 個別に明記していないものは, 当該単位未満の数値は切捨てを行ったものである。

第2 外郭団体に関する事務の概要

1 外郭団体に関する法制度等

(1) 外郭団体とは

ア 堺市における外郭団体の定義

「外郭団体」については、法令上定義が存在するわけではないが、堺市においては、「堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱」第2条により、以下の「出資団体」及び「関与団体」をいうものとされている。

出資団体	堺市が資本金,基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人(地方独立行政法人を除く。)で同要綱に掲げるもの(後記2(1)のとおり)。
関与団体	出資団体以外の, 堺市の市政運営と密接な関連がある法人で同要綱に 掲げるもの(後記2(1)のとおり)。

イ 類似の概念等

総務省は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」「等の通知において、地方公共団体が出資する団体等を「第三セクター等」と称している。「第三セクター等」とは、第三セクターと地方公社を合わせた呼称であり、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん(以下単に「出資」という。)を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとしている。

(2) 外郭団体等に関する法令

ア 予算の執行に関する長の調査権等

自治法第221条第3項及び同法施行令(以下「施行令」という。)第152条により、 以下の普通地方公共団体が出資している法人及びその者のために債務を負担している 法人については、予算の執行に関する長の調査権等が及ぶとされている。

⁷ 平成26年8月5日総財公第102号

(地方公共団体が出資している法人(施行令第152条第1項))

- ① 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社,地方道路公社,土地開発公 社及び地方独立行政法人
- ② 当該普通地方公共団体が資本金,基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上 を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社⁸
- ③ 当該普通地方公共団体が資本金,基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上 2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条 例で定めるもの⁹

(地方公共団体が債務を負担している法人(施行令第152条第4項))

- ④ 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金,基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- ⑤ 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金,基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

また、上記の法人について、長は、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない(法第243条の3第2項)。現在の堺市における「出資団体」は、全て、堺市の出資比率が2分の1を超えており、自治法上の長の調査権限が及ぶ。

イ 監査委員の監査権限

自治法第199条第7項は、監査委員は、必要があると認めるとき又は長の要求があるときに、①当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、②当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの(施行令第140条の7第1項により、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人)、③当該普通地方公共団体が

⁸ 当該普通地方公共団体及び②の法人(②の法人とみなされる法人を含む。)が資本金,基本金その他 これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は, ②の法人とみなされる(施行令第152条第2項)。

⁹ 当該普通地方公共団体及び②の法人(②の法人とみなされる法人を含む。)が資本金,基本金その他 これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並び に株式会社は,③の法人とみなされる(施行令第152条第3項)。

借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、等について監査権限が及ぶ旨を規 定している。

ウ 財政的関与(保証の制限)

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条により、地方公共団体は、会社その他の法人の債務について、法律により保証が可能となっているものを除き、原則として保証契約をすることができない。しかし、地方公共団体から外郭団体への財政援助の一種として、金融機関から外郭団体への融資の全部又は一部が返済不能となって当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が金融機関等の損失を補償する「損失補償契約」が、保証契約とは別にしばしば行われてきた。

(3) 外郭団体に関する国の通知等

ア 第三セクター等の経営健全化等に関する指針

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、総務省は、各地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組むことを要請しており、第三セクター等の経営改革等に関するガイドラインとして、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」により「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定している。

イ 第三セクター等の経営健全化方針の策定について

上記指針の策定後,総務省では第三セクター等について地方公共団体が有する財政的なリスクの状況に係る調査を実施し、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等が相当数見受けられること、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」¹⁰においても、第三セクター等については財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進することとされていることを踏まえ、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」¹¹を発出

¹⁰ 平成29年12月21日経済財政諮問会議決定

¹¹ 平成 30 年 2 月 20 日総財公第 26 号

した。

このなかで、総務省は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対し、上記指針等に留意の上、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針を速やかに策定し、公表することを求めている。

2 堺市の外郭団体の概要

(1) 堺市の外郭団体

(単位:千円)

団 体 名	設 立 年月日	資本金等	う ち 市出資額	出資
【出資団体】7団体	1 / 1 H		II HARK	701
(公財)堺市文化振興財団	Н6. 4. 1	300, 000	300, 000	100%
(社福)堺市社会福祉事業団	Н5. 7. 20	5, 000	5, 000	100%
(公財) 堺市救急医療事業団	H1. 9. 27	30, 000	30, 000	100%
(株) さかい新事業創造センター	H14. 5. 29	1, 704, 000	854, 000	50. 12%
(公財) 堺市産業振興センター	H18. 4. 1 (S32. 8. 8 ¹²)	778, 000	433, 500	55. 72%
(公財)堺市公園協会	S45. 9. 4	1, 000	1, 000	100%
(公財)堺市教育スポーツ振興事業団	Н8. 12. 5	300, 000	300, 000	100%
【関与団体】 5 団体				
(公社)堺観光コンベンション協会	H7. 9. 14 (S39. 3. 27 ¹³)	-	_	_
(社福) 堺市社会福祉協議会	S27. 5. 30	7, 370	0	0%
(公社) 堺市シルバー人材センター	S56. 6. 18	_	_	_

¹²前身の一つの財団法人堺市中小企業振興会の設立年月日

-

¹³前身となる法人の設立年月日

(公財) 堺市就労支援協会	S59. 4. 3	906, 570	20, 000	2%
(公財) 堺市学校給食協会	S44. 8. 30	2, 000	0	0%

(堺市資料に基づき監査人作成)

(2) 外郭団体に対する財政的関与

ア 補助金・負担金・委託料・指定管理

外郭団体に対する財政的関与の手法としての財政支出としては、主に、①補助金 (外郭団体の事業・運営に対する補助)、②負担金(外郭団体との共同事業等につい て市が負担する支出等)、③委託料(市の事業を外郭団体に委託する対価)④指定管 理料(外郭団体が市の公の施設の指定管理者となり、その対価として市から受領する もの)が想定される。令和3年度決算における、外郭団体への堺市のこれらの財政的 関与の状況としては、以下のとおりである。

(単位:千円)

団 体 名	補助金	負担金	委託料	指定 管理料	合計
堺市文化振興財団	112, 788	_	_	885, 296	998, 084
堺市社会福祉事業団	_	_	545	848, 284	848, 829
堺市救急医療事業団	299, 798	-	-	-	299, 798
さかい新事業創造センター	_	_	79, 940	_	79, 940
堺市産業振興センター	301, 179	_	12, 416	_	313, 595
堺市公園協会		686	206, 845	32, 390	239, 921
堺市教育スポーツ振興事業団	16, 893		889, 349	109, 467	1, 015, 709
堺観光コンベンション協会	207, 079		6, 545	20, 000	233, 625
堺市社会福祉協議会	583, 368	3, 699	566, 698	_	1, 153, 765
堺市シルバー人材センター	47, 500	_	515, 767	_	563, 267

堺市就労支援協会	-	_	280, 005	116, 382	396, 387
堺市学校給食協会	_	-	89, 133	_	89, 133

(監査人作成)

イ 市有不動産の使用許可・貸付等

主な市有不動産の使用許可・貸付の状況は、以下のとおりである。

団 体 名	財産・用途	割合等
堺市文化振興財団	堺市民芸術文化ホール(物販場所)	減免なし
堺市社会福祉事業団	堺市立児童発達支援センター (団体事務 所部分)	減免なし
四十岁在京庆去米口	堺市泉北急病診療センター土地建物	50%減免
堺市救急医療事業団	堺市こども急病診療センター土地建物	50%減免
さかい新事業創造センター	_	_
堺市産業振興センター	堺市産業振興センター来客用駐車場敷地	100%減免
	駐車場	50%減免
堺市公園協会	臨時駐車場	100%免除
	自動販売機設置場所	減免なし
堺市教育スポーツ振興事業団	堺市金岡公園体育館の一部 (スポーツ用品, 飲食物販売場所)	減免なし
	堺市茶室(うち,補助事業に用いる箇 所)	100%減免
堺観光コンベンション協会	百舌鳥古墳群ビジターセンター (うち, 観光案内所等)	100%減免
堺市社会福祉協議会	堺市総合福祉会館用地	100%減免
	鳳保健文化センター土地建物(団体事務 所)	減免なし
	美原総合福祉会館土地建物(団体事務所)	減免なし
堺市シルバー人材センター	中・南分室敷地	減免なし
	堺市役所三国ヶ丘庁舎土地建物 (団体事 務所)	減免なし
	元福泉幼稚園(作業所)	減免なし

堺市就労支援協会	堺市立共同浴場(自動販売機設置場所)	減免なし
堺市学校給食協会	堺市泉北倉庫	減免なし

(監査人作成)

(3) 外郭団体に対する人的関与

令和3年7月1日時点での、堺市から外郭団体への職員の派遣状況をまとめると、以下のとおりである。

	役	員	職	
団 体 名	市 OB (うち 職員兼務)	市職員	市 OB (うち役員兼務)	市派遣 職員
堺市文化振興財団	2(1)	0	2(1)	5
堺市社会福祉事業団	2(1)	0	2(1)	0
堺市救急医療事業団	0	0	0	3
さかい新事業創造センター	1	1	2	2
堺市産業振興センター	2(1)	0	2(1)	4
堺市公園協会	2(1)	0	1(1)	0
堺市教育スポーツ振興事業団	2(1)	0	5(1)	5
堺観光コンベンション協会	0	1	0	4
堺市社会福祉協議会	2(1)	1	9(1)	8
堺市シルバー人材センター	2(1)	1	1(1)	0
堺市就労支援協会	1(1)	0	3(1)	2
堺市学校給食協会	1	1	1	0
合計	17(8)	5	28 (8)	33

(監査人作成)

3 堺市における外郭団体に関する行政事務の概要

(1)組織体制

ア 内部部局

外郭団体については、外郭団体ごとに所管部局が定められている。また、「外郭団体の改革並びに指導及び調整の総括」を所管する部局として、現在、市政集中改革室が置かれている。市政集中改革室は、行財政改革に関する企画調整の事務を掌理する市政改革監の指揮監督の下で、外郭団体の改革等の行財政改革に関する事務を所管している(堺市事務分掌規則6条の3)。

イ 堺市外郭団体に関する懇話会

堺市は、平成30年度まで、外郭団体の経営計画策定に当たり、有識者等から広く意見を聴取していた。その方法として、平成29年度までは年度ごとに要綱を設けて「堺市外郭団体に関する懇話会」を開催していた。ただし、令和元年度以降は同懇話会を開催せず、令和元年度は外郭団体への委託事業や補助事業等を含む市の全ての事業を見直し、また、令和2年度は「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の検討を行っていた。

(2) 関係する例規

外郭団体に関連する堺市の条例及び規則として、以下のものが挙げられる。

条	例	・堺市公益的法人等への職員の派遣に関する条例
規	則	・堺市公益的法人等への職員の派遣に関する条例施行規則
		・堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱
		・元市職員の外郭団体役員の報酬等の処遇に関する取扱指針
要綱・ガイドラ		・堺市出資法人等の情報公開の推進に関する要綱
イン等		・堺市出資法人等の個人情報の保護に関する要綱
		・堺市教育委員会出資法人等の情報公開の推進に関する要綱
		・堺市教育委員会出資法人等の個人情報の保護に関する要綱

「堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱」は、市と人的、財政的その他事業上 密接な関係を有する法人について、その効率的かつ効果的な運営を図り、もって堺市 の事務事業の円滑な運営に寄与することを目的として、これらの法人の自律性を尊重 しつつ, その設立, 解散, 事業運営等に関し, 総合的な視点からの指導及び調整を行うことについて必要な事項を定めている(要綱第1条)。要綱においては, 外郭団体の定義(第2条, 別表)を定め, 以下のような事項について規定している。

- ① 外郭団体を所管する局又は室(所管局)の長が、所管の外郭団体の運営について、その状況を的確に把握し、必要な指導及び調整を行うこと(第3条第1項)、その中で下記の事項については市政改革監に協議しなければならないこと(第3条第2項)、市政改革監が協議を行う上で、下記(1)、(2)、(4)、(6)(期限の定めのない労働契約を締結する職員の採用に係る事項に限る。)その他必要があると認める事項について、指導・調整の統一を図るため、財政局長の意見を聴かなければならないこと(第3条第3項)、協議のための資料提出要求等(第3条第4項)、協議結果の通知(第3条第5項)等
 - (1) 外郭団体の設立,解散及び統廃合に関すること。
 - (2) 定款及び寄附行為の変更(軽微なものを除く。) に関すること。
 - (3) 外郭団体における規程の制定及び変更(必要と認めるものに限る。) に関すること。
 - (4) 外郭団体の経営計画(必要と認めるものに限る。) に関すること。
 - (5) 基本財産の変更に関すること。
 - (6) 職員の配置その他体制の変更(軽微なものを除く。) に関すること。
 - (7) 事業内容の変更(軽微なものを除く。)に関すること。
 - (8) 上記のほか、外郭団体の運営に係る重要事項に関すること。
- ② 市政改革監は、上記(4)の事項について協議を行うに当たり、必要があると認めるときは、堺市外郭団体に関する懇話会を開催し、意見を聴くことができること (第5条)。
- ③ 所管局に、所管の外郭団体及び関係局との連絡及び調整を行う外郭団体指導調整主任を置き、所管局の総務担当課長の職にある者をもって充てること(第6条)。

4 外郭団体改革の流れ

(1) 全国的な流れ

前記1のとおり、総務省は、平成26年に、第三セクター等の経営改革等に関するガイドラインとして、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」により「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定した。また、上記指針の策定後、総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的なリスクの状況に係る調査を実施した上で、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等に関して、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針を速やかに策定し、公表することを求める「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」を発出した。

(2) 堺市の外郭団体改革

ア 平成30年までの取組

堺市では、「外郭団体の見直し方針」により、平成22年度から平成24年度を集中改革期間として抜本的改革に取り組み、その後も継続して外郭団体の見直しを進め、以下のような改革を行ってきた。

(ア)外郭団体の統廃合

以下のとおり、平成22年4月1日時点で21あった外郭団体を、平成28年4月1日時点で 16まで統廃合した。

年度	外郭団体数	統廃合の状況
平成22年度	21	
平成23年度	20	平成 22 年 12 月 (財)堺市科学教育振興会の解散
平成24年度	18	平成24年3月 (財) 堺市福祉サービス公社の解散 平成24年3月 (財) 堺市水道サービス公社の解散
平成25年度	17	平成25年3月 (財) 堺市都市整備公社の解散
平成28年度	16	平成28年3月 堺市土地開発公社の解散

(外郭団体数は各年度4月1日時点)(出典:第3期行財政改革プログラム)

(イ)補助金の削減

下記のとおり、団体の解散等により、補助金の削減を行ってきた。

(単位:億円)

外郭団体名	行革効果額合計
(財)堺市水道サービス公社(H24.3解散)	0.8
堺市産業振興センター	0.6
(財) 堺市都市整備公社(H25.3解散)	0.6
(財) 堺市福祉サービス公社(H24.3解散)	0.4
堺市救急医療事業団	0.4
堺市シルバー人材センター	0.4
その他	0.5

(出典:第3期行財政改革プログラム)

(ウ)委託・指定管理の公募化

以下のとおり、それまで外郭団体が非公募により選定されてきた委託事業や指定管理について、公募化を進めた。

年 度	事業名・施設名
平成24年度	堺市都市緑化センター (堺市公園協会)
平成26年度	堺市立勤労者総合福祉センター (堺市勤労者福祉サービスセンター)
平成28年度	堺市立共同浴場(堺市就労支援協会)
平成29年度	放課後児童対策事業 (堺市教育スポーツ振興事業団)

(出典:第3期行財政改革プログラム)

(エ)人的関与の見直し

下記のとおり,外郭団体で勤務する元市職員,現市職員の削減が図られた。また, 元市職員の外郭団体役員について,報酬基準額を設定した。

(単位:人)

種	別	平成21年度 (うち解散団体)	平成29年度	令和3年7月1日 (参考)
役員	元市職員	34(8)	22	18

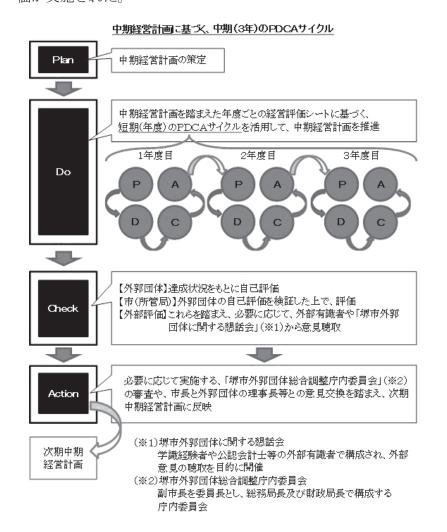
	現市職員	64(18)	7	5
職員	市0B職員	141 (52)	44	21
	市派遣職員	74 (14)	41	33

(出典:第3期行財政改革プログラム)

(令和3年7月1日時点人数は監査人作成。なお、元市職員の役員兼職員は役員として計上している。)

(オ)外郭団体経営評価システムの導入

平成23年度に試行実施の上、平成24年度から本格実施された。また、平成27年度から、期間を3年として外郭団体が策定した「外郭団体中期経営計画」に基づく経営評価が実施された。



(出典: 堺市ウェブサイト)

ただし、令和元年度以降は、令和元年度は外郭団体への委託事業や補助事業等を含む市の全ての事業を見直すこととなり、また、令和2年度からは「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の検討に着手したことから、経営評価を実施していない。

イ 第3期行財政改革プログラム(平成30年5月)

堺市は、平成30年5月、平成30年度から令和2年度を計画期間とする「第3期行財政 改革プログラム」を制定した。外郭団体の見直しについても、公益法人化をはじめ団 体の統合・廃止など外郭団体改革が一定進んだことや、外郭団体を取り巻く環境も変 化していることから、「第3期行財政改革プログラム」に統合した。

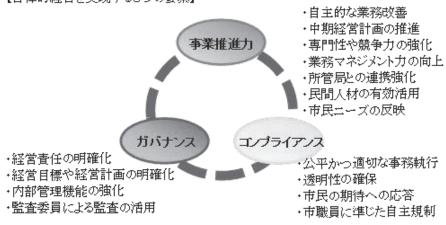
同プログラムにおいては、外郭団体がその役割を十分に果たしていくために、自律的経営、すなわち外郭団体自らの責任と裁量において、柔軟かつ迅速に環境変化に対応するとともに、積極的に経営改善に取り組み、持続発展的な経営を行う団体をめざす必要があるとして、自律的経営基盤の構築に向けて、「事業推進力の向上」「ガバナンスの強化」「コンプライアンスの徹底」の3つの要素を機能させるとともに、組織人員体制と財務体質の改善に取り組むとしている。

外郭団体のめざすべき姿:自律的経営を行う団体

【自律的経営】

外郭団体自らの責任と裁量において、柔軟かつ迅速に環境変化に対応するとと もに、積極的に経営改善に取り組み、持続発展的な経営を行う。

【自律的経営を実現する3つの要素】



(出典:第3期行財政改革プログラム)

そして、具体的には、①適切な指導及び調整の実施、②外郭団体に対する市の関与、 ③堺市外郭団体経営評価システムの運用に関して、必要な取組を行うとした。その上 で、各外郭団体の果たすべき補完・代行機能及び今後の指導・調整の方向性を規定し た。この中では、堺市住宅供給公社については、令和2年3月で解散する方針を決定し た旨記載されており、実際にも、同公社は、令和2年3月末をもって解散した。

ウ 外郭団体の見直しに向けた取組方針(令和3年3月)

上記プログラムの期間が終了する令和3年3月,堺市では,市の財政状況が非常に厳しい状況になっていることを踏まえ,「外郭団体の見直しに向けた取組方針」を策定した。同方針においては,外郭団体が設立された後相当の年数が経過していることから,時代との適合性や事業の効率性,有効性等の観点から,実施事業や運営体制等の見直しを図るため,見直しの基本的な方向性や同方向性を踏まえた個別団体の取組方針がとりまとめられている。

同方針においては、外郭団体の見直しについての基本的な方向性を,以下のとおり 定めている。

- (1) 外郭団体の機能強化
 - ①外郭団体の連携強化等

事業効果のさらなる向上を図るため、団体の既存の枠組みにとらわれることなく、類似分野における団体間の連携の強化など、団体間の連携のあり方を検討する。

- ②新たなミッションの付与 現在の社会経済情勢や市民ニーズに対応するため、団体が有する専門性や経 済性を活かし、新たなミッションに取り組む。
- (2) 効果的・効率的な事業実施
 - ①外郭団体の活動領域の見直し

民間事業者や他団体でも同様のサービス提供が可能なものについては,民間 事業者等の参入状況や成熟度合等を踏まえ,団体の今後の参画のあり方を検 討する。

②事業の担い手の最適化

外郭団体が実施している事業が,効果的かつ効率的に実施されるよう,市民 サービスや費用対効果の向上等の観点を踏まえ,事業の担い手の最適化を検 討する。

- (3) 自律的で持続可能な団体運営
 - ①補助金の見直し

「補助金見直しガイドライン」に基づき、補助事業として実施することの適切性や補助金額及び補助率の妥当性などの観点から見直しを実施する。

- ②自主財源の確保 外郭団体の自律的な経営基盤の構築に向け、自主財源の確保に向けた取組を 進める。
- ③ICT活用による業務効率化 現在の業務プロセスの効率性を検証したうえで、堺市の事例等も参考にしながら、ICTを活用した団体事務の効率化を検討する。
- ④効果的・効率的な体制の確立 団体ごとの取組方針を踏まえた効果的・効率的な組織人員体制のあり方を検 討する。
- ⑤情報管理の適正化 個人情報の漏洩などが発生しないよう情報管理の体制・ルールを確立する。

エ 堺市財政危機脱却プラン(案)

また、堺市は、厳しい財政状況を受けて、収支均衡を図り、基金への依存から脱却 した「真に健全な財政」を実現するために、令和3年10月に「堺市財政危機脱却プラ ン(案)」を公表した。

この中では、財政再建に向けた改革の方向性及び取組方針が示されているところ、外郭団体について、「外郭団体の見直し」という改革の方向性が示され、①各団体がサービス提供の担い手としてふさわしいか、社会情勢に照らして検証する②民間事業者や他団体が同様のサービスを提供する分野を活動領域としている事業は見直しを行う③目的が類似する団体は法人の統合を進め、経営の効率化を図る④団体の責任と裁量のもとに自律的な運営が行われるよう、自主財源の確保や補助金の見直しなどを進める、ことが示されている。

そして, 各団体・事業について, 種々の取組方針が示されている。

オ 平成30年以降の外郭団体の統廃合

上記のとおり、令和2年3月末をもって、堺市住宅供給公社は解散した。また、このほかに、株式会社さかいウェルネスの解散、令和2年3月末での公益財団法人堺都市政策研究所の廃止、令和4年4月1日付けの「公益財団法人堺市勤労者福祉サービスセンター」の堺市産業振興センターへの吸収合併といった、外郭団体の統廃合がされ、現

在の外郭団体は、上記のとおり、出資団体7団体、関与団体5団体の計12団体となっている。

第3 外郭団体に対する財政的関与・人的関与に関する考え方等

- 1 財政的関与
- (1)補助金・負担金

ア 法令

自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合に おいては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。

ここで、補助とは、地方公共団体が特定事業を促進・助成するために相当の反対給付を受けることなく行う無償譲渡とされる¹⁴。公益上の必要性の判断に関しては、地方公共団体の裁量が認められるが、裁量権の逸脱濫用があれば、違法となる。

一方,負担金は、一般的には、①特定の事業から地方公共団体が特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合、②一定の事業等についてその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合、③任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合、の支出をいうものである¹⁵が、地方公共団体の歳出予算に関する節の区分(自治法施行規則第15条)上は、「負担金、補助及び交付金」として、補助金類似のものと位置付けられている(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」においては、補助金と負担金をまとめて規律している。)。

イ 堺市の補助金に関する制度

堺市では,「堺市補助金交付規則」によって,補助金の交付の申請,決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項が定められて,個別の補助金については個別の要綱により規律されている。

ウ 補助金見直しガイドライン

また、堺市では、令和2年10月に、市の補助金に対する考え方を明確に示し、全市 的な見直しの統一基準として「補助金見直しガイドライン」を策定している。この中 では、以下の「基本的な視点」と「具体的見直しチェックポイント」が示されている。

-

¹⁴ 村上順ほか「新基本法コンメンタール地方自治法」283ページ

¹⁵ 地方財務実務提要第2巻4210ページ

(基本的な視点)	①公益性・必要性 ②有効性・効率性 ③妥当性 (対象となる経費や補助率、補助金額が妥当かつ明確であること等) ④公平性
(具体的見直しチェックポイント)	①委託や直接執行ではなく補助金が適切か。 ②補助金額及び補助率は妥当か。 ③団体運営費補助ではないか。 (団体運営費補助は原則として廃止。補助金がなくても運営できる団体等に対する補助金は廃止の方向で、補助金がないと運営できない団体等に対する補助金については、補助目的・使途を明確にし、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で、それぞれ見直す) ④重複・類似のものはないか。 ⑤公募制か。非公募の場合、説明責任を果たしているか。 ⑥終期(原則3年)を設定した要綱を整備しているか。 ⑦時代に即した市民ニーズに合致しているか。 ⑨交付先の財政状況を把握しているか。

(2) 委託料

ア 委託とは

委託は、地方自治体等が直接行うべき業務を地方自治体等に代わって受託者が実施するものである。委託契約には、公法上の契約と私法上の契約があるが、その多くは、通常、地方公共団体が私人と対等の地位で締結する「私法上の契約」であり、堺市が外郭団体と締結している契約も私法上の契約である。そのため、自治法等の適用があることを除き、基本的には、民法その他の私法の規定により規律される。民法上の契約類型には「委託契約」という契約はないが、一般的な「委託契約」の内容の多くは委任ないし準委任契約や請負契約に相当する。

地方公共団体における委託契約については、職員ではそもそも担うことができない 業務につき、外部の事業者に委託を行い、その事業者の物的・人的資源(専門性・ノ ウハウ・見識・知見)等を活用する形で、当該事業者に実施させることができるとい うメリットがある。また、必ずしも、市の職員が担うことができないわけではないが、 委託先事業者に委ねる方が効率的・効果的に事業の実施が可能である場合等にも、委 託契約を利用するメリットがあるといえる。

イ 随意契約

委託等の契約の相手方の選定方法については、自治法第234条第1項において、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法が定められた上で、同条第2項において、これらの方法のうち「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められている。地方公共団体では、公正かつ適正な価格の契約を締結するという点を重視して一般競争入札によることを原則とし、一定の要件を満たす場合に、他の方法によることができるとしたものである。

他方で、外郭団体との契約では「随意契約」が用いられることが多いが、これは、 地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を 締結する方法である。随意契約によることができる場合は、施行令第167条の2第1項 の各号記載の以下の事由に該当する場合に限られている。

号数	要件
1	〔少額随契〕 契約の予定価格が,施行令別表第五に定める額の範囲内において普通地 方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
	* 委託契約については、堺市の「随意契約によることができる契約に 関する規則」により、予定価格 100 万円以内
2	[性質随契] 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
3	地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者 関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公 共団体の長が認定した者で生産される物品を買い入れる契約又は役務の 提供を受ける契約、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって総 務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定したもので生産され る物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、シルバー人材セ ンター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公 共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体 又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の

	長が認定した者による役務の提供を受ける契約をするとき。
	地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業とし
(<u>4</u>)	て総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものよ
4)	り新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新
	役務の提供を受ける契約をするとき。
(5)	〔緊急随契〕
	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6	競争入札に付することが不利と認められるとき。
(7)	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みの
	あるとき。
	〔不落随契〕
8	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない
	とき。
9	落札者が契約を締結しないとき。

堺市においては、市が発注する業務に関し、発注・契約の適正化を図るとともに事務の透明性を更に高めるため、随意契約締結の判断のポイントを具体的に示し、関係法令等の解釈について市全体で公正かつ統一的な事務運営を図ることを目的とする「堺市随意契約ガイドライン(業務委託関係)」を策定している。

この中では、上記②の性質随契について、おおむね、次の場合が該当するとしている。

① 特定の1者でなければ履行できない業務であるとき。

下記ア〜エの適用する場合,業務で必要となる固有のノウハウ等については,他の者が持つ別のノウハウ(手段)等によって代替(目的達成)できないかなど,受注者の唯一性については十分な検証が必要となる。

ア 特殊な設備,機械,情報システム等の保守点検を目的とするものであり,適正な業務履行のためには,当該設備等の高度かつ詳細な知識や技術が必要となる業務で,当該設備,機械,システム等を製作,設置又は納入した者など,適正な業務履行のために高度かつ詳細な知識等を有する者が特定の1者に限定される契約を行うとき。

イ 既存の設備,機械,情報システム等と連節した設備,機械,情報システム等の整備等で,既存の設備,機械,情報システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには業務履行にかかる高度かつ詳細な知識や技術が必要となり,それら高度かつ詳細な知識等を有する者が,当該設備,機械,システム等を製作,設置又は納入した者など特定の1者に限定さ

れる契約を行うとき。

- ウ 契約の履行のために、特許権、著作権その他排他的権利の使用、又は特定の事業者のみが有する許認可等が必要となり、特定の1者に限定される契約を行うとき。(排他的権利や許認可等に該当する内容を具体的に確認すること。)
- エ 業務を適正に履行するためには特殊あるいは独自の技術,機器,設備又は技法等が必要とされ,それらを有する者が特定の者しか存在しないとき。
- ② 法令又は本市の条例,規則,要綱等に基づく事業に係る契約で,契約の相手方が特定されるとき。
- ③ 既に締結している契約, 覚書や協定等を起因とする業務で, 契約の目的達成ないし適切な履行を確保できる相手が限定されるとき。
- ④ 国, 地方公共団体と直接契約を締結するとき。
- ⑤ 医療,歯科診療,調剤又はこれらに準ずる業務を医療機関等に委託するとき。
- ⑥ 訴訟代理又はこれに類する業務であるとき。
- ⑦ 市の政策(産業振興政策,福祉政策など)達成のための業務であり、当該目的 達成のために特定の者と契約することが最も適していると認められるとき。 ※ 市の政策目的や契約相手方の設立趣意の変更等により、特定の者と随意契約を行 う必要性が認められなくなった場合においては、あらためて競争入札による業者 選定を行うこと。
- ⑧ 契約(仕様)内容を秘密にする必要がある場合、その他入札行為の実施等を事前に公表することが契約の目的達成の支障となるおそれがあるとき。
- ⑨ プロポーザル・コンペにより契約の相手方を選定するとき。

ウ 随意契約による委託に関する堺市の制度等

随意契約の締結手続について、堺市では、以下のとおり、規律されている。

- ・価格競争ができない又は価格競争になじまない明確な理由がある場合には、随意契 約による業者選定を行うが、プロポーザル・コンペによる業者選定が可能であれば プロポーザル・コンペを実施する(堺市随意契約ガイドライン(業務委託関係))。
- ・少額随契のうち、予定価格が30万円を超え100万円以下の契約については、複数者から見積書を徴すること(堺市契約規則第12条、堺市委託契約事務取扱要綱第14条第1号)。なお、予定価格30万円以下の契約は、1者の見積りで足りるが、この場合も複数者から見積書を徴することを制限するものではなく、競争性を高める見積合わせの実施が望ましい(堺市随意契約ガイドライン(業務委託関係))。

・性質を理由とする随意契約(以下「性質随契」という。)による委託については、「堺市調達契約事務審査委員会要綱」に基づき不要とされたものを除き、見積人の選定について、市職員による「調達契約事務審査委員会」への付議を経て、見積、契約を行う。

また、堺市は、随意契約について、部局別に、毎月、随意契約締結結果のホームページでの公表を行っている。

(3) 指定管理

ア 指定管理者制度に関する法令

自治法第244条第1項は「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつて その利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。」と 定めている。一般的に、公の施設に該当するものとしては、学校、公民館、図書館、 病院、公園、上下水道、公営住宅などがある。

公の施設の管理については、かつては、地方公共団体の出資団体等に限定して委託することが可能であった管理委託制度があったが、平成15年6月の自治法改正により、地方公共団体が指定する「法人その他の団体」に管理を代行させる指定管理者制度が導入された(自治法第244条の2)。この制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は、施設の管理運営業務を担う中で、行政処分に該当する、施設の使用許可も行うことができることとなる。また、指定管理者の範囲についても特段の制約を設けず、「法人その他の団体」であれば良く、出資団体に限られない民間事業者等も、議会における指定の議決を経て指定管理者となることができる。

自治法は、地方公共団体の指定管理者に対するチェック体制として、①指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を作成し提出すること¹⁶、②地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができること¹⁷、③監査委員又は外部監査

¹⁶ 自治法第244条の2第7項

¹⁷ 自治法第244条の2第10項

人が、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができ、その結果については公表することとされていること¹⁸、などの規定を設けている。これらは、民間事業者等が指定管理者となったとしても、地方公共団体による一定のコントロールの下、当該公の施設の適正な管理を確保する必要があることから置かれたものであると解される¹⁹。

イ 堺市の指定管理者制度

堺市においては、それぞれの公の施設の根拠条例において指定管理者制度について 規定するほかに、「指定管理者制度活用のためのガイドライン」において基本的な考 え方や取扱い等を示している。この中では、より良い指定管理者制度のために、その 意義・目的について、以下のとおり述べている。

指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や事業者が保有する施設管理のノウハウの活用による施設稼働率の向上や経費の削減、質の高い住民サービスの提供等を目的とするものですが、一方で公共サービスとしての信頼性や公益性を確保していくことも求められます。したがって、これらを十分に踏まえた上で制度の導入を検討するとともに、施設の性質や業務の内容、運営の方法などの観点から適切に指定管理者の適格性等を見極めるともに、目標や選定基準等を具体的に設定したうえで、それを超える民間提案を採用することが重要です。さらに、指定管理者による管理開始後においても、その業務が適正に行われるよう必要な指示や調査を行い、また業務内容の評価を行うなど、市の公的責任を果たしていくことが必要です。

また、「PDCA(計画・選定・管理運営・評価・見直し・改善)」のマネジメントサイクルを確立し、その徹底を図ることや、施設の管理運営に当たって指定管理者との定期的な会議を開催するなど十分なコミュニケーションを図るとともに、指定管理者からの創意工夫による提案があれば、積極的に協力し、住民サービスの向上につなげるなどのパートナーシップの重要性も示されている。

そして、同ガイドラインにおいては、指定管理者制度の導入・運用について、①事前検討、②事業条件の検討(業務の範囲、募集対象、権限等)、③条例の整備、④応募関係書類の作成、⑤候補者の選定、⑥議会への提案、⑦指定管理者との協定の締結、⑧指定管理者の管理の実施、⑨指定管理者に対する指導・監督、⑩評価、⑪交代時の

¹⁸ 自治法第199条第7項,第252条の37第4項,第252条の42第1項

¹⁹ 成田頼明監修「指定管理者制度のすべて(改訂版)」91 ページ参照

引継ぎ, 等について規定している。

特に、事業条件の検討のうち、指定管理者の選定方法については、以下の理由により公募方式によることを原則としている。また、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図るという指定管理者制度の意義から、プロポーザル方式による選定によることとしている。

- ① 指定管理者候補の選定に対する透明性を確保し、本市の説明責任を果たすのに最良の方法であるため
- ② 競争原理が働き、提案内容がより良いものになるため
- ③ 行政の見込みを上回る様々な民間等の発想が得られるため

ただし、以下のような場合において、公の施設の適正かつ効率的な管理を行うに当たり、公募のメリットよりもデメリットが上回ることについて、合理的な理由が説明できる場合には、非公募による選定も可能としている。

- ① 地域の住民グループによる管理が施設の設置目的を効果的に達成できると考えられる場合
- ② 極めて高度の専門性を要する場合
- ③ 利用者との関係性の維持が極めて重要である場合
- ④ 施設の開所又は運営の継続について緊急性があり、公募による選定手続 を行う時間がない場合
- ⑤ その他、特別な事由があると認められる場合

なお、公募の実施の有無にかかわらず、選定は、堺市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置され、学識経験者等の外部委員で構成される「指定管理者候補者選定 委員会」において行われる。

2 人的関与

(1)株式会社以外の場合

外郭団体等への地方公共団体の職員の派遣については,「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」により,規制されている。同法では,次に掲げる団体のうち,その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な

関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的 援助を行うことが必要であるものとして条例で定める法人に対して、当該法人との間 の取決めに基づき、法人等の業務にその役職員として専従させるため、条例で定める ところにより、職員を派遣することができる(同法第2条第1項)。

- ① 一般社団法人又は一般財団法人
- ② 一般地方独立行政法人
- ③ 特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの
- ④ 地方自治法第263条の3第1項に規定する連合組織で同項の届出をしたもの

堺市においては、堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項及び 同条例施行規則第2条により、外郭団体については、さかい新事業創造センター以外 の外郭団体について、職員を派遣することができる。

また、派遣される職員の人件費については、地方公共団体からは給与を支給しないことが原則である(同法第6条第1項)。ただし、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、条例で定めるところにより、給与を支給することができる(同条第2項)とされている²⁰。堺市においては、堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100%を支給することができるとされている。

(2) 株式会社の場合

また、地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地

²⁰ 同法第6条第2項の規定によらずに、外郭団体等に派遣された職員の人件費等に充てるために外郭 団体等への補助金・委託料を支出することは同法の潜脱として許されないとされている(最判平成24 年4月20日民集66巻6号2583ページは、原審の当該箇所に関する判断を是認している。)。

域の振興,住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものについては、当該会社との取決めに従い、職員が一度退職して当該会社での職務に従事し、会社での勤務期間終了後に地方公共団体の職員に復職するという方法が、法第10条第1項に規定されている。

堺市においては、堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第10条及び同条 例施行規則第4条により、さかい新事業創造センターについて、職員を派遣すること ができる。

第4 包括外部監査による指摘事項等(総括)

(全体的な指摘事項等)

			対	象
項目	番号	指摘事項等	市	団体
補助金に	意見1	補助金の額・率等が不明確な要綱について		
ついて		(要綱上、補助金の額・補助率についての基本的な考		
		え方を可能な限り明記するようにすべきである。)		
	意見2	補助率が2分の1を超える補助金について	_	
		(超える理由を明確にするという補助金見直しガイド		
		ラインを遵守し説明責任を果たす必要がある。)		
財産使用	指摘 1	減免の根拠について		
について		(起案文書においては、根拠条文の番号だけでなく、	\circ	
		具体的な当てはめも記載されるべきである。)		
委託契約	意見 3	随意契約の理由について		
について		(市と外郭団体との随意契約を含め、自治法施行令に		
		該当する具体的事実を含めた理由を公表すべきであ		
		る。)		
外郭団体	意見 4	経営計画について		
の運営に		(中期経営計画を主体的に策定し、PDCA サイクルを実		\circ
ついて		行する仕組みを整備するべきである。)		
外郭団体	意見 5	外郭団体についての情報公開		
の指導調		(事業全体の状況や主要な事業,市の関与等の状況		
整全般に		(使用料の減免を含む)を一覧性のある方式で情報公		
ついて		開されることを検討されたい。)		
(市政集	意見 6	取組方針の達成状況の公表について		
中改革室		(「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の進捗のう		
の事務を		ち、方針として決定した部分や、具体的な取組を開始		
含む)		した部分などは、公表することが望ましい。)		
	意見7	外郭団体におけるシステム監査の実施その他情報セキュリ		
		ティの向上について		
		(外郭団体における情報セキュリティ監査の実施に向		
		けて,必要な支援を実施されたい。)		

(団体ごとの指摘事項等)

			対	象
団体名	番号	指摘事項等	市	団
			111	体
堺市文化	意見 8	堺市立文化館の指定管理の今後について		
振興財団		(公募による指定管理者制度を導入するべきであ	\circ	
		る。)		
	意見9	フェニーチェ堺におけるエグゼクティブ・プロデューサ		
		ーとの契約について		

		T	1	
		(次期契約に際しては、長期にわたる固定額による契		
		約ではなく、より短い契約期間にし、都度業務範囲や		
		価格について検討されたい。)		
	意見 10	フェニーチェ堺の駐車場について		
		(1日当たりの上限料金や特定日制度の導入も検討さ		0
		れたい。)		
	意見 11	堺市文化振興財団事業補助金の在り方の見直しについて		
		(複数の補助事業のうち少なくとも一部の事業につい		
		ては、適切な時期に、委託契約に切り替えて、公募型	\circ	
		プロポーザルなどの方法により相手方を選定する方式		
		の導入を進められたい。)		
	意見 12	堺市文化振興財団事業補助金と市派遣職員の人件費との		
		関係		
		(各事業ごとのチケット収入額は,収支決算書に正し	\circ	
		く記載した上で、どのように派遣職員人件費相当額に		
		充当したかを明確にすべきである。)		
	意見 13	堺市文化振興財団事業補助金の収支報告の在り方		
		(収支決算書には共通経費の按分比率や計算根拠を記	0	
		載することが望ましい。)		
	意見 14	財団の今後について(財務面からの意見)		
		(地域文化会館の指定管理者の募集に際しては, 堺市		
		文化振興財団がどういった形で公募に取り組むのかを	0	\circ
		早めに明らかにし、他事業者の応募促進につなげられ		
		たい。)		
堺市社会	意見 15	支払ってきた指定管理料が、実際に指定管理業務に要し		
福祉事業		た経費より高額であり、堺市社会福祉事業団の内部に多		
寸		額の現金・預貯金の蓄積を生じていた点について		
		(このような多額の現金・預貯金の蓄積が生じないよ	0	
		う、積算の適正化に改めて取り組むとともに、これが		
		困難な場合は、指定管理料の支給方式を精算方式に改		
		めることも検討すべきである。)		
	意見 16	設備整備積立金について		
		(使用予定のない設備整備積立金について返還や取崩		\circ
		し等の処理を検討されたい。)		
	意見 17	堺市社会福祉事業団で利用されている各種 ID・パスワー		
		ドに関する規定整備について		
		(情報システム管理に関する規定を整備する必要があ		0
		る。)		
	意見 18	入札を行う場合と、行わない場合の基準について		
		(予定価格が 1,000 万円未満の入札に関する方針を整		

		理しておくことが望ましい。)		
	意見 19	釣銭の管理について		
	16.70 10	(実態に合わせた適切な現金管理が必要である。)		0
	意見 20	現金出納簿における現金取扱員の押印について		
	, _	(業務の形骸化を防ぐため、適切な現金管理が必要で		
		ある。)		
堺市救急	意見 21	補助金交付申請額の誤りについて		
医療事業	, _	(補助金の概算払い支出を抑えるために、補助金申請		
寸		段階で特定資産の取崩収入を計上することが望まし		
		ζ' _o)		
	指摘 2	電子カルテの監査の未実施について		
		(規程に基づく電子カルテ監査を実施すべきであ		\circ
		る。)		
	指摘 3	堺市救急医療対策事業運営費補助金(事業団管理運営事		
		業)の算定に関する基本的な考え方について		
		(要綱において,補助金の額について包括的な記載を	\circ	
		するのではなく、基本的な考え方を可能な限り明記す		
		るようにすべきである。)		
	指摘4	堺市救急医療対策事業運営費補助金(事業団管理運営事		
		業)の額の根拠について		
		(運営補助金申請書及びこれを踏まえた起案文書にお	\circ	\circ
		いて,運営補助金の金額の算出過程を容易に読み取る		
		ことができるようにするべきである。)		
	指摘 5	事業団が使用する土地建物の貸付料の減額貸付の起案文		
		書における理由の記載について	\circ	
		(起案文書において、減額貸付けの根拠条文だけでは		
		なく, 具体的なあてはめも記載するべきである。)		
	指摘 6	小児後送ベッド確保対策について		
		(病院が病床を確保する義務を負うことなどの権利義		
		務関係を明確にするためにも、団体と病院との間で契		
		約書が作成されるべきである。)		
さかい新	意見 22	さかい新事業創造センターに対する委託事業の成果指標		
事業創造		について		
センター		(市はさかいスタートアップアクセラレーション業務		
		委託事業に関する成果指標を定めるべきである。)		
	指摘7	情報セキュリティ規程に基づくシステム監査について	_	
		(団体はシステム監査を実施すべきであり、市は必要	\circ	
	II a l. I	な支援を行うべきである。)		
	指摘8	資金計画の作成について		
		(規程に沿った資金計画作成が必要である。)		

			_	
	意見 23	中期経営に関するモニタリング実施について		
		(事業計画の基礎となるものでもあり、モニタリング		
		の仕組み構築によるフォローアップを実施すべきであ		
		る。)		
	意見 24	小口現金残高の適正化について		
		(小口現金の必要残高を検討し、管理上のリスクを低		\circ
		減させることが望ましい。)		
堺市産業	指摘 9	情報セキュリティ規程に基づくシステム監査について		
振興セン		(団体はシステム監査を実施すべきであり、市は必要	0	\circ
ター		な支援を行うべきである。)		
	指摘 10	補助金見直しガイドラインの遵守について		
		(ガイドラインで定められた補助金支出に係る運用ル	\circ	
		ールを遵守する必要がある。)		
	意見 25	市が実施する団体へのモニタリングの実施方法検討につ		
		いて		
		(団体に対する現地調査に関するマニュアル等を作成		
		し,実効性を高めることが望ましい。)		
	意見 26	郵送業務の効率化について		
		(料金後納郵便を採用していない部署について,業務		
		効率化の観点からその採用を検討すべきである。)		
	意見 27	小口現金残高の適正化について		
		(小口現金の必要残高を検討し、管理上のリスクを低		\circ
		減させることが望ましい。)		
	意見 28	貸会場利用率の向上について		
		(稼働率向上のための施策を検討すべきである。)	U	
堺市公園	指摘 11	役員報酬の決定手続について		
協会		(法の原則にのっとって定めるべきである。)		
	要望1	駐車場の使用料について		
		(減免の相当性及びその割合について,その必要性及		
		び範囲を見直し、団体援助的な減免は行わないことが		
		好ましい。)		
	要望2	駐車場の使用許可について		
		(市が,実際の駐車場管理を行う事業者と直接契約等	0	
		を行うことが望ましい。)		
	要望3	自動販売機の使用許可について		
		(公園協会以外による自動販売機の設置の可否につい	\circ	
		ても,検討を要望する。)		
	意見 29	愛護会支援事業の委託範囲について		
		(広場の利用抽選業務については, 愛護会支援事業と	\circ	
		切り離す方法を検討することが望ましい。)		
-			-	

意見 30 愛護会支援事業による堺市公園協会の財産取得について (重要かつ財産的価値のある物品等については、委託 の終了時・変更時の処理等を契約上取り決めることが 望ましい。) 指摘 12 荒山公園駐車場の管理の法的根拠について (手続を漏らすことなく法的根拠を明確にすべきである。) 意見 31 荒山公園駐車場の管理委託について (年度末の委託契約時点で、翌年度分についてもまと めて契約締結する手法の可否について、検討された い。) 要望 4 堺市公園協会及び委託事業の全体的な在り方について (長期的な観点で、公園協会の財政基盤の確保や、業務の在り方の見直しを通じて、委託事業に係るコスト の検証に努めることが望ましい。) 環典事業 団 切ける場合では、一般に対して (補助対象事業の人件費の適正性を検証できるよう人 件費の内別(値接人件費、間接人件費、接分根拠等)に ついて事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上 で、補助金交付額を決定すべきである。) 意見 33					
(手続を漏らすことなく法的根拠を明確にすべきである。) 意見 31 荒山公園駐車場の管理委託について (年度末の委託契約時点で、翌年度分についてもまとめて契約締結する手法の可否について、検討されたい。) 要望 4 堺市公園協会及び委託事業の全体的な在り方について (長期的な観点で、公園協会の財政基盤の確保や、業務の在り方の見直しを通じて、委託事業に係るコストの検証に努めることが望ましい。) な益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金の補助対象人件費について (補助対象事業の人件費の適正性を検証できるよう人件費の内訳(直接人件費、間接人件費、接分根拠等)について事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上で、補助金交付額を決定すべきである。) 意見 33 金岡公園体育館における現金等の管理について (より盗難・紛失のリスクの低い方法を採用することが望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 素室管理業務の再委託について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 素室管理業務の再委託について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 意見 35 経営計画について (主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された		意見 30	(重要かつ財産的価値のある物品等については,委託 の終了時・変更時の処理等を契約上取り決めることが	0	
意見 31 常山公園駐車場の管理委託について (年度末の委託契約時点で、翌年度分についてもまと めて契約締結する手法の可否について、検討された い。) 要望 4 堺市公園協会及び委託事業の全体的な在り方について (長期的な観点で、公園協会の財政基盤の確保や、業 務の在り方の見直しを通じて、委託事業に係るコスト の検証に努めることが望ましい。) 堺・市教育 スポーツ 振興事業 団 一 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金の補助 対象人件費について (補助対象事業の人件費の適正性を検証できるよう人 件費の内訳(直接人件費、間接人件費、按分根拠等)について事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上で、補助金交付額を決定すべきである。) 意見 33 金岡公園体育館における現金等の管理について (より盗難・紛失のリスクの低い方法を採用することが望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 京見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 京見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 京見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 京見 35 経営計画について (要額を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された		指摘 12	(手続を漏らすことなく法的根拠を明確にすべきであ	0	0
(年度末の委託契約時点で、翌年度分についてもまとめて契約締結する手法の可否について、検討されたい。) 要望4 堺市公園協会及び委託事業の全体的な在り方について(長期的な観点で、公園協会の財政基盤の確保や、業務の在り方の見直しを通じて、委託事業に係るコストの検証に努めることが望ましい。) 堺市教育 意見 32 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金の補助対象人件費について(補助対象事業の人件費の適正性を検証できるよう人件費の内訳(直接人件費、間接人件費、接分根拠等)について事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上で、補助金交付額を決定すべきである。) 意見 33 金岡公園体育館における現金等の管理について(より盗難・紛失のリスクの低い方法を採用することが望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について(利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について(利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について(利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について(利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 「意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について(利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理することが望ましい。) 意見 35 補助事業の内容変更・中止の手続について(要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について(一部事業についての委託への切替え等を検討された		音貝 31			
要望 4 堺市公園協会及び委託事業の全体的な在り方について (長期的な観点で、公園協会の財政基盤の確保や、業務の在り方の見直しを通じて、委託事業に係るコストの検証に努めることが望ましい。) 堺市教育 意見 32 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金の補助対象人件費について (補助対象事業の人件費の適正性を検証できるよう人件費の内訳(直接人件費、間接人件費、接分根拠等)について事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上で、補助金交付額を決定すべきである。) 意見 33 金岡公園体育館における現金等の管理について (より盗難・紛失のリスクの低い方法を採用することが望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 「利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 「場視光コンペンション協会を見 35 経営計画について (主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された) 「意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された) 「会員 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された)			(年度末の委託契約時点で、翌年度分についてもまと		0
(長期的な観点で、公園協会の財政基盤の確保や、業務の在り方の見直しを通じて、委託事業に係るコストの検証に努めることが望ましい。) 堺市教育 意見 32 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金の補助対象人件費について (補助対象事業の人件費の適正性を検証できるよう人件費の内訳(直接人件費、間接人件費、按分根拠等)について事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上で、補助金交付額を決定すべきである。) 意見 33 金岡公園体育館における現金等の管理について (より盗難・紛失のリスクの低い方法を採用することが望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 雰観光コ 指摘 13 茶室管理業務の再委託について (再委託の承認手続を徹底されたい。) 意見 35 経営計画について (主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された			ν _°)		
堺市教育		要望 4	(長期的な観点で、公園協会の財政基盤の確保や、業務の在り方の見直しを通じて、委託事業に係るコスト	0	
対象人件費について	世 世 古 教 音	音目 32			
振興事業		息元 32			
団 件費の内訳(直接人件費、間接人件費、按分根拠等)について事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上で、補助金交付額を決定すべきである。) 意見 33 金岡公園体育館における現金等の管理について(より盗難・紛失のリスクの低い方法を採用することが望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について(利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 堺観光コン・・ (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 「お着 13 茶室管理業務の再委託について(再委託の承認手続を徹底されたい。) 意見 35 経営計画について(主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について(要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について(一部事業についての委託への切替え等を検討された					
プレス事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上で、補助金交付額を決定すべきである。) 意見 33 金岡公園体育館における現金等の管理について (より盗難・紛失のリスクの低い方法を採用することが望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 「場観光コーンでである。)				0	\circ
で、補助金交付額を決定すべきである。)	」 回				
意見 33 金岡公園体育館における現金等の管理について (より盗難・紛失のリスクの低い方法を採用すること が望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきで ある。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理に ついて (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理 すべきである。) 堺観光コ ンベンシ ヨン協会 意見 35 経営計画について (主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をさ れたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された					
(より盗難・紛失のリスクの低い方法を採用することが望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について(利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 堺観光コンベンション協会 意見 35 経営計画について(再委託の承認手続を徹底されたい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について(要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について(一部事業についての委託への切替え等を検討された		* P 00			
が望ましく、現金管理の責任の所在も明確にすべきである。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 堺観光コ 指摘 13 茶室管理業務の再委託について (再委託の承認手続を徹底されたい。) 意見 35 経営計画について (主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された		恵見 33			
ある。) 意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について(利用数が確認できる管理簿等を作成し,適正に管理すべきである。) 堺観光コ 指摘 13 茶室管理業務の再委託について(再委託の承認手続を徹底されたい。) ョン協会 意見 35 経営計画について(主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について(要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について(一部事業についての委託への切替え等を検討された				0	\circ
意見 34 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について(利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 堺観光コ 指摘 13 茶室管理業務の再委託について(再委託の承認手続を徹底されたい。) 意見 35 経営計画について(主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について(要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について(一部事業についての委託への切替え等を検討された					
マンパで (利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。) 堺観光コ 指摘 13 茶室管理業務の再委託について (再委託の承認手続を徹底されたい。) ョン協会 意見 35 経営計画について (主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された		* I			
(利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理 すべきである。) 堺観光コ 指摘 13 茶室管理業務の再委託について (再委託の承認手続を徹底されたい。) 意見 35 経営計画について (主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をさ れたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された		怠見 34			
#観光コ 指摘 13 茶室管理業務の再委託について (再委託の承認手続を徹底されたい。)				0	
堺観光コ ンベンシ ヨン協会 指摘 13 茶室管理業務の再委託について (再委託の承認手続を徹底されたい。) ○ 意見 35 経営計画について (主体的に策定することが望ましい。) ○ 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) ○ 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された ○					
ンベンション協会 (再委託の承認手続を徹底されたい。) 意見 35 経営計画について (主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された					
ンベンション協会 (再委託の承認手続を徹底されたい。) 意見 35 経営計画について (主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された		指摘 13			
(主体的に策定することが望ましい。) 意見 36 補助事業の内容変更・中止の手続について (要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された					
(主体的に策定することが望ましい。)	ョン協会	意見 35			
(要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をさ ○ れたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された			(主体的に策定することが望ましい。)		
れたい。) 意見 37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された		意見 36	補助事業の内容変更・中止の手続について		
意見37 補助金の支給範囲・割合について (一部事業についての委託への切替え等を検討された			(要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をさ	\circ	\circ
(一部事業についての委託への切替え等を検討された			れたい。)		
		意見 37	補助金の支給範囲・割合について		
			(一部事業についての委託への切替え等を検討された		
			い。また、補助率の設定等が可能かを検討された		
\ \(\gamma_{\circ}\)			\'\o\')		

	意見 38	補助金を原資とする負担金拠出の在り方について (市が負担金を拠出する,観光に関連するイベントに ついては,負担金を市に一本化することを原則とされ たい。)	0	0
	意見 39	補助金の検査の在り方について (検査の実施結果を明らかにするため証跡を残してお く必要がある。)	0	
	意見 40	堺大魚夜市のオンライン開催について (費用対効果が見合っていないため、オンライン開催 については、あえて費用を支出して行うべきではな く、仮に開催するにせよ、より費用の小さい方法によ るべきである。)	0	0
	指摘 14	堺大魚夜市への補助金・負担金の精算について (年度末には、堺大魚夜市実行委員会の残余金につい て、団体の負担割合に応じて精算を行い堺観光コンベ ンション協会に返還させるべきであり、堺市からの補 助金の精算も返還を基礎として行うべきである。)	0	0
	意見 41	堺大魚夜市への補助金・負担金の在り方について (堺市が自ら補助金を拠出する形とすることを検討す べきである。)	0	
	意見 42	堺まつりに関する自主財源の確保について (協賛金の獲得について,数値目標の設定や,増加に 向けた具体的戦略を検討すべきである。)	0	0
	意見 43	観光案内所における現金収入の管理について (現金入金額の根拠である領収書控えとの一致の確認 又は連番チェックを実施する必要がある。)	0	0
	指摘 15	団体における契約手続について (見積書の取得等に当たり,予定価格又は予算配分額 を書面上明確にするように努められたい。)		0
堺市社会 福祉協議 会	指摘 16	堺市総合福祉会館管理運営補助金等の基本的な考え方について (実際には補助の対象となっていない費用については要綱から削除されるべきである。また、要綱において包括的な事項を記載するのではなく、補助金の額等について規定されたい。)	0	0
	意見 44	堺市総合福祉会館改修工事に係る補助金の今後の在り方について (工事関連経費に係る補助は、使途が限定されていない会館補助金に含めるのではなく、事業補助金(施設整備補助金)として交付すべきである。)	0	0

		•		
	意見 45	業務委託契約の履行確認について		
		(履行状況を確認した具体的な結果を一元的に書面に	\circ	\circ
		まとめるなどして記録に残しておくべきである。)		
	指摘 17	福祉会館用地の無償貸付けについて		
		(起案文書において無償貸付けが可能な根拠について	\circ	0
		具体的なあてはめが記載されるべきである。)		
	意見 46	福祉会館における貸室の稼働状況について		
		(貸室の稼働状況を改善し、収益の確保に向けた検討	\circ	\circ
		がなされるべきである。)		
	意見 47	福祉会館における貸室の使用料の返還について		
		(使用料を原則として返還しないとする規程と実際の		
		運用との齟齬の解消について、貸室の収益の確保の観		
		点も踏まえつつ検討されたい。)		
	指摘 18	個人情報取扱事務目録について		
		(規程に基づき作成されるべき個人情報取扱事務目録		\circ
		について作成されたい。)		
堺市シル	意見 48	補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて		
バー人材		(国の補助制度との整合性を図る観点からも、補助金		
センター		交付要綱に補助対象経費に含まれる消費税相当額に関	\circ	
		する取扱いを定め、補助対象経費に含まれる消費税相		
		当額の返還の要否についての検討を行われたい。)		
	意見 49	補助対象経費の範囲について		
		(堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象経		
		費の範囲を同趣旨の高年齢者就業機会確保事業サポー	\circ	
		ト事業等補助金(国の補助金)に整合させることを検		
		討されたい。)		
	指摘 19	堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象につい		
		て		
		(補助の対象が事務所の貸付料と事務局の人件費に限		
		られることを明記するべきである。)		
	意見 50	堺市の所管課による堺市シルバー人材センターへの指導		
		監督体制について	\circ	
		(所管課による指導監督を強化すべきである。)		
	意見 51	堺市シルバー人材センターの運営について		
		(受託事業の収益の向上に向けた取組について検討さ		0
		れたい。)		
	意見 52	会員の処遇について		
		(既存会員の就労意欲の低下や、新規会員の確保が困難		
		になることを避けるためにも、最低賃金を下回らない額		
		の配分金や交通費の別途支給を検討するべきである。)		

	指摘 20	情報セキュリティについて - 1		
		(要綱記載において策定すべきとされている実施手順		
		を策定するか、当該要綱の規定の見直しを検討された		
		ν _°)		
	意見 53	情報セキュリティについて - 2		
		(最高情報統括責任者や最高情報セキュリティ責任者		
		にIDやパスワードの管理権限を付与されたい。)		
堺市就労	意見 54	随意契約により協会を契約相手方とする多数の契約の範		
支援協会		囲の限定について		
		(随意契約により協会を契約相手方とする多数の委託		
		契約については、就労困難者の就労支援という政策目		
		的実現のためには協会へ委託することが最適であると		
		いう随意契約理由に照らして、必要かつ相当な範囲・		
		分量にとどめるべきである。)		
	意見 55	「受託業務従事者訓練計画書」等の書式の改訂について		
		(同計画書の書式を改訂し、就労困難者の就労支援と		
		いう政策目的の実現が実効的に図られていることを,		
		可能な限り客観的に確認できるようにするべきであ		
		5 ₀)		
	意見 56	仕様書の記載の明確化について		
	76,76 00	(市が警備業務受託契約の訓練期間の上限を見直すと		
		の判断をされる場合は、同受託契約の仕様書の訓練期	0	
		間の上限の記載も明確に見直すべきである。)		
	意見 57	堺市立共同浴場の収支改善策について		
	16.70 01	(堺市立共同浴場の収支改善策として,人件費の削		
		減、営業時間の短縮、利用料金の値上げなどの実施を	0	\circ
		具体的に検討すべきである。)		
	意見 58	堺市立共同浴場の廃止を含めた在り方について		
		(堺市は、速やかに、具体的に、堺市立共同浴場の廃		
		止も含めた在り方の検討を行うべきである。)		
 堺市学校	意見 59	堺市学校給食運営業務委託契約の予定価格の積算につい		
給食協会	1617U 00	で、一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一		
MAXMA		・		
		次年度以降、より実態に合った予定価格を設定できる		
		ようにすべきである。)		
	意見 60	食育の推進事業について		
	100 00	(仕様書にて、受託者へ要請する事項(目的、対象者		
		や人数、開催回数等)を明確にする必要がある。)		
	意見 61	配送業者の選定(競争性向上)について		
	□ 忠允 01		\circ	\circ
		(入札不参加の理由を調査し、参加障壁の改善をすべ)		

	ı
4 4 7	i
1 + である 1	i
	i

第5 包括外部監査における指摘事項及び意見(全体的)

- 1 補助金について
- ア [意見1] ├市(全体) ├補助金の額・率等が不明確な要綱について

【事実関係】

下記の補助金については、市の要綱上、外郭団体の事業に要する幅広い経費を、市 長が予算で定める額を基準額として、支給される補助金であるとされ、補助の上限額 や補助率等の設定がない。

団体名	補助金名
堺市文化振興財団	堺市文化振興財団事業補助金
	堺市産業振興センター事業補助金
堺市産業振興センター	企業データ活用による地域産業活性化促進事業補助
	金
堺市教育スポーツ振興事業団	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金
堺観光コンベンション協会	堺観光コンベンション協会事業補助金

【意見】

堺市補助金交付規則第23条第1項においては、補助金に関する要綱において定めるべき事項の一つとして補助金の額が挙げられている。これは、当該要綱において補助金の額又は額の算定について方法等を規定することにより、当該補助金の交付に対する一定の在り方を示すものであると解される。このような趣旨からすれば、補助金要綱において外郭団体の幅広い事業に要する経費につき、「別に市長が予算で定める額」を交付するという包括的な事項のみを規定することは、かかる上記規則が要綱において補助金の額について定めるべきとした趣旨に沿うものではない。

よって、補助金については、要綱上、補助金の額・補助率についての基本的な考え 方を可能な限り明記するようにすべきである。

イ [意見2] -市(全体)-補助率が2分の1を超える補助金について 【事実関係】 補助金見直しガイドライン²¹の「3. 具体的見直しチェックポイントと見直しの方向性(2)補助金額及び補助率は妥当か。」の項目には「補助事業の成果・実績や補助目的の達成度から補助金額及び補助率の妥当性について検証し、成果・実績や達成度が十分でない補助金については、廃止または減額の方向で見直しを行うこと。なお、補助率は原則として2分の1以内とする。2分の1を超える補助率を設定する場合は理由を明確にすること。」とある。この点、令和3年度に市が、外郭団体に支出した下記補助金については、補助率(対象となる事業費に対する補助金の比率)が2分の1を超えていることから、その理由を明確にする必要があるところ、その理由を明確に示す書類がない。

(単位:千円)

団体	事業	補助額	事業費総額	補助率
堺市文化振興財団	堺市文化振興財団事業 補助金	112, 788	129, 956	86.8%
押書会業振願わい	堺市産業振興センター 事業補助金		553, 577	61.6%
堺市産業振興セン ター	企業データ活用による 地域産業活性化促進事 業補助金	20, 247	20, 247	100%
堺市教育スポーツ 振興事業団	堺市教育スポーツ振興 事業団補助金	16, 893	17, 215	98. 1%
堺観光コンベンション協会	堺観光コンベンション 協会事業補助金	207, 079	246, 186	84. 1%

(各補助金についての事業報告書等の資料を基に監査人作成)

【意見】

補助率が2分の1を超える補助金があるにもかかわらず、当該補助金が必要な理由を示す書類が存在しない。市から団体への財政援助の一つである補助金拠出に当たり、2分の1を超える補助が必要な理由を示す書類を作成し補助金見直しガイドラインを遵守の上、市民への説明責任を果たす必要がある。

-

²¹ 第3・1(1)ウ参照

2 財産使用について

ア [指摘事項1] 市(全体) 減免の根拠について

【事実関係】

堺市救急医療事業団に対しては、堺市泉北急病診療センター及び堺市こども急病診療センターの土地建物について、堺市社会福祉協議会に対しては、福祉会館用地について、それぞれ、堺市が外郭団体に対して、使用料を減額、免除して普通財産を貸し付けている。これについて、減免の起案文書上、減免の根拠としては、「堺市財産の交換、贈与及び無償貸付け等に関する条例」第4条第1項に該当することのみが記載されており、具体的な当てはめに関する記載がなかった。

【意見】

堺市財産の交換,贈与及び無償貸付け等に関する条例第4条第1項は,「普通財産は,他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは,これを無償により,又は時価よりも減額して貸し付けることができる」と抽象的な内容を規定している。この規定を当てはめて,貸付料を減額する場合,いかなる点で同条に該当するのかについて,起案文書において具体的な当てはめの記載が必要である。起案文書においては,条文の番号だけでなく,具体的な当てはめも記載されるべきである。

3 委託契約について

ア [意見3] | 市(全体) | 随意契約の理由について

【事実関係】

堺市と外郭団体との委託契約については、ほとんどが、随意契約により締結されている。

外郭団体との随意契約の事実は、「委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアル」に基づき²²、一般の事業者と同様の方式により、堺市ウェブサイトで、毎月、部局別の一覧表により公表されている。しかし、その中では、随意契約

²² ただし、シルバー人材センターとの随意契約等の施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による随意契約については、堺市契約規則第 12 条の 2 の規定に基づく。

の理由については、施行令第167条の2第1項の何号に該当するかのみが記載されており、例えば、同2号の性質随契²³の場合も、いかなる事実から、契約が競争入札に適さないと認められたかについての記載はない。

【意見】

随意契約の理由,特に施行令第167条の2第1項第2号の「…その性質又は目的が競争 入札に適しないものをするとき」については,これに該当する具体的な事実が分から なければ,市民において,随意契約により契約したことの適切さや業者選定の適切さ を理解することは困難である。

これは、契約の相手方が外郭団体である場合も、そうでない場合も、いずれの場合も問題となるが、特に、外郭団体との随意契約の場合は、業務の内容自体が堺市の行政上の施策と強く結びついており、また外郭団体の専門性・特殊性を理由とするものが多く、市民に対してその理由を説明する必要性は大きい。例えば、近隣の政令指定都市である大阪市、京都市、神戸市などにおいては、ウェブサイト上での時期ごと・部局ごとなどの随意契約の公表について、施行令第167条の2第1項第2号等に該当する具体的理由を含めて公表しているところである。

今後,市と外郭団体との随意契約を含め,市の随意契約の理由については,各号に該当する具体的事実を含めたものを公表すべきである。公表を予定することにより,随意契約理由の記載も,市民に対する説得力・合理性を意識したものとなることが期待される。

4 外郭団体の運営について

ア [意見4] 各団体 経営計画について

【事実関係】

外郭団体は、本来、市との明確な役割分担の下、十分に連携しつつ、できるだけ市の人的・財政的支援に依存せず、自主的に事業を運営すべきものである。そのためには、財政基盤の強化が不可欠であり、自主事業における収入の安定確保に向け、自ら

-

²³ 第3・1(2)イ参照

の経営判断で事業を推進する必要がある。法人において事業を着実に遂行するには、 単年度の計画のみならず、中期経営計画(3~5年)を策定し、計画との比較において 達成状況と課題を認識し改善していく仕組みの構築と運用が必要である。

しかしながら、現在、堺市教育スポーツ振興事業団、堺観光コンベンション協会、 堺市学校給食協会では、毎年度の事業計画以外に、中期経営計画は策定されておらず、 監査実施時点ではその具体的な予定もなかった(なお、堺観光コンベンション協会に ついては、もともとは中期計画を策定していたが、堺市の観光戦略の見直しがあった ため、現在は計画を制定していない。)。

なお、市政集中改革室によれば、過去に全ての外郭団体を対象とした経営評価システムを運用し、統一的な様式による中期経営計画の策定を求めていたが、外郭団体については設立後相当の年数が経過しており、時代の適合性等の観点から、外郭団体が実施する事業等を見直すことを目的として令和3年2月に策定した「外郭団体の見直しに向けた取組方針」に掲げる取組を着実に推進することで、効率的かつ効果的な団体運営を図っており、全ての外郭団体を対象として統一的に中期経営計画を策定することは求めていないとのことであった。ただし、個別の外郭団体において主体的に経営計画を策定することを妨げるものではないとのことであった。

【意見】

外郭団体の事業等の見直しといった政策との兼ね合いの問題があるにせよ、外郭団体は、本来、市との明確な役割分担の下、十分に連携しつつ、できるだけ市の人的・財政的支援に依存せず、自主的に事業を運営すべきものである。法人自身の自主的自立的な運営という観点で、経営状態を定期的に点検評価して達成度や課題等を確認し、改善につなげる、いわゆるPDCAサイクルを確立して安定的・持続的な法人運営に資するために、長期的な視点に立ち、中期経営計画を主体的に策定し、PDCAサイクルを実行する仕組みを整備するべきである。

5 外郭団体の指導調整全般(市政集中改革室の事務を含む)について

(1) 市政集中改革室の概要

前記のとおり、堺市においては「外郭団体の改革並びに指導及び調整の総括」を所管する部局として、市政集中改革室が置かれている。市政集中改革室は、行財政改革に関する企画調整の事務を掌理する市政改革監の指揮監督の下で、以下の事務を所管している(堺市事務分掌規則第6条の3、別表第一)。

- (1) 室の総合調整に関すること。
- (2) 行財政改革に係る企画及び調整並びに進捗状況の管理に関すること。
- (3) 行革推進本部に関すること。
- (4) 行政評価の実施に関すること。
- (5) 外郭団体の改革並びに指導及び調整の総括に関すること。
- (6) ファシリティマネジメントに関すること(建築監理課の所管に属するものを除く。)。

外郭団体に関しては、具体的には、「堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱」 に基づく事務や、外郭団体に共通する事項や、「外郭団体の見直しに向けた取組方針」 に関連した所管部局に対する指導調整等を行っている。

(2) 指摘事項等

ア [意見5] 市 (全体) 外郭団体についての情報公開

【事実関係】

堺市においては、外郭団体に関する情報の公開について、以下のような形で公開している。

- ① 堺市ホームページの外郭団体に関するページ上で、外郭団体の一覧、「外郭団体の見直しに向けた取組方針」、過去の外郭団体改革の状況などを公開している。ただし、後記②~④記載の予算決算、補助金、随意契約等はこの中では記載されていない。
- ② 予算決算・事業報告は、市役所内の市政情報センターで閲覧する形式で公開している。
- ③ 補助金の額等は、事務事業評価シートに記載し、他の事務事業とともに、市ホームページ等で公開している。
- ④ 随意契約の内容,金額及び理由は、市ホームページの「入札・契約結果情報」のページで、他の随意契約とともに一覧形式(部局ごと)で公開されている。

上記のような情報公開以外に、一覧性のあるものとしては、外郭団体の一覧表等に

とどまっている。団体ごとにいかなる補助事業や随意契約があるのかを確認すること が困難である。

【意見】

外郭団体は、市と密接な関係を有し、市との関係性や活動状況については市の政策と同様に市民から関心を持たれ得る事項である。そのため、外郭団体の存在意義やその活動状況等を市民に周知する上では、上記①ないし④で示されるような、事業全体の状況や主要な事業、市の関与等の状況が、一覧性のある方式で情報公開されることが望ましい。堺市においては、平成30年度までは、経営評価のための経営評価シート等をウェブサイトで公表する形で、財政的な関与を団体別にまとめて公表していたところである。また、例えば、堺市と同じ政令指定都市である大阪市や横浜市、あるいは大阪府などにおいては、ウェブサイト上で、外郭団体に対して支払っている「補助金」や「委託料」などの財政的な関与が一覧表形式で整理されており、市民に対する情報提供が行き届いている例といえる。

市においては、事業全体の状況や主要な事業、市の関与等の状況を一覧性のある方式で情報公開されることを検討されたい。また、その際は、市有財産の使用料等の減免も補助としての実質を有する以上、減免された使用料等の額も併せて公表することが望ましい。

イ [意見6] ─市(全体)─取組方針の達成状況の公表について

【事実関係】

堺市においては、「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の達成状況については、 外郭団体の市事業への参画の在り方の検討など意思形成過程にある取組や関係団体と の協議調整が必要な取組が含まれていることから、個々の取組について個別に適宜公 表しているが、全体としての達成状況は公表していないとのことであった。

【意見】

行政改革についての計画は、作成して内部的に取り組むだけで完了するものではなく、達成状況を確認し、計画との関係で現状に問題があれば改善点を検討し、また計画を見直すべき部分があれば随時見直すなどすべきものである。そして、市民に対し

て説明責任を果たし、達成状況に応じて計画を見直す上では、可能な範囲で達成状況 を公表することが有効である。

市によれば、「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の着実な推進を図るため、各 取組の進捗管理を行い、取組内容やスケジュールの具体化等に取り組んでいるとのこ とであるが、少なくとも、方針として決定した部分や、具体的な取組を開始した部分 など、公表に支障がない部分については、公表することが望ましい。

ウ [意見7] ├市(全体) → 外郭団体におけるシステム監査の実施その他情報セキュリティの向上について

【事実関係】

多くの外郭団体では、各団体がそれぞれ定める情報システムに関する規程等において、必要に応じてシステム監査(電子情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者に行わせる監査)を行うことが規定されているが、実際には、多くの団体(堺市牧急医療事業団、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター、堺市教育スポーツ振興事業団、堺市学校給食協会)においてシステム監査を実施したことがなく、その準備も整っていない。

市政集中改革室によれば、情報セキュリティに関して市が示したリスク事項8項目²⁴のほか、メール誤送信防止対策やインターネットからの有害メール対策について、堺市のICTイノベーション推進室と市政集中改革室が、所管課を通じてチェックし、外郭団体に指導してきたとのことであった。また、情報セキュリティに関する所管課の関与状況としても、市政集中改革室やICT推進室の方針を伝えるというものが多かった。

【意見】

²⁴ ①情報システムで利用するハードウェア及びソフトウェアの保守サポート終了への対応,②ソフトウェアの脆弱性回避に必要な修正プログラムの適用やウィルス対策の実施,③情報セキュリティ実施手順書の策定,④ユーザ単位でのログイン認証機能の整備,⑤情報システム操作等の履歴(ログ)の取得・保存にかかる仕組みの整備,⑥自作システム操作等の履歴(ログ)の取得等や外郭団体職員間での修正技術等の引継ぎ,⑦セキュリティ対策が施されている環境下でのサーバ設置,⑧外郭団体が管理するホームページの常時SSL化の導入

近年,電子情報の重要性が増大し,それに伴って情報漏洩事故が発生した場合の被害・影響は非常に大きく,情報漏洩事故の発生は報道でも大きく取り上げられている。 外郭団体の事業は公共性が高いことから,情報セキュリティの強化が求められるところであり,外郭団体が主体的にセキュリティ監査を実施することが重要である。

しかしながら、堺市の外郭団体は小規模な団体が多く(例えば、新事業創造センターは役員10名(うち非常勤7名)、事務局7名である。)、内部に情報システムの専門家は存在しないことから、情報セキュリティに関する規程等を策定し、監査を実施する旨を定めているにもかかわらず、これまで監査を実施していない状況である。今後、外郭団体における情報セキュリティ監査の実施に向けて、所管課が適切に指導調整を行うことができるよう、市政集中改革室とICTイノベーション推進室が連携を図りながら必要な支援を実施されたい。

第6 包括外部監査における監査の結果及び意見(各論)

1 (公財) 堺市文化振興財団

(1)団体の概要

団 体 名	公益財団法人堺市文化振興財団						
市所管部局	文化観光局文化部文化	文化観光局文化部文化課					
所 在 地	堺市堺区翁橋町2丁1番1号						
設 立 年 月 日	平成6年4月1日						
基本金・資本金	300,000 千円						
内, 市出資額(率)	100%						
他の出資者及び出資額	なし						
職 員 数 (令和4年4月1日現在)	役員 11 名(うち非常勤 職員 87 名(うち非常勤						
市との関係性の概要	委託契約	補助金交付	公の施設の 指 定 管 理				
The Company of the Company	なし	あり	あり				

設立目的(定款)	文化活動の振興及び地域文化の創造に資する事業を行い,市 民文化生活の向上と地域の発展に寄与することを目的とする (公益財団法人堺市文化振興財団定款第3条)
主な事業内容	【定款】 (1) 文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施事業 (2) 文化芸術活動の振興に資する協働事業 (3) 文化芸術活動への支援及び文化芸術活動の拠点提供事業 (4) 文化的都市魅力の向上及びまちのにぎわい創出に資する 文化芸術公演の実施事業 (公益財団法人堺市文化振興財団定款第4条) 【令和3年度の主な事業の概要】 (1) 文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施事業 ○第50回堺市新人演奏会,NISSAY OPERA「ラ・ボエーム」など各種ホール公演などの実施 (2) 文化芸術活動の振興に資する協働事業 ○野間バレエ団定期公演,堺シティオペラウェスティミラクルなど (3) 文化芸術活動への支援及び文化芸術活動の拠点提供事業 ○堺市文化芸術応援事業実行委員会への参画及び事務局の運営,文化事業への後援・協力 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (5) 文化施設の管理運営(指定管理者) ○堺市立栂文化会館



- ○堺市立東文化会館
- ○堺市立美原文化会館
- ○堺市立文化館(堺 アルフォンス・ミュシャ館)



○堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園 (フェニーチェ堺)



©石川拓也

出資法人の設立経緯

「文化的伝統を基盤とし、21世紀に向けて市民文化・都市文化を振興・活性化させていく」(設立趣意書)ことをめざし、「文化創造の推進母体として、文化振興のための多彩な事業を展開する」(同)ために、設立

(**所管部局からみた**) 当該外郭団体の役割

設立趣旨からすれば、文化創造の推進母体として文化振興の ための多彩な事業を展開するとともに、広く文化の交流に努 め、市民による市民のための文化創造と文化創造を通じて堺 市を世界に誇りうるまちとして発展させることをめざすもの であり、現在も長年にわたり培ったノウハウやネットワーク を生かして同役割を遂行している。

	本市では、令和3年2月に策定した「第2期堺文化芸術推進
	計画」における重点的方向性に「文化芸術とともに生きる」
	を設定し、重点的施策として「すべての人が文化芸術を享受
(所管部局からみた)	できる機会の充実」を掲げており、当該施策の実現のために
今後への期待	は、財団が長年培ったノウハウやネットワークを活かし、社
	会福祉施設や教育施設等と積極的な更なる連携を進め、文化
	芸術を通じた共生社会の実現に向けた役割を果たすことを期
	待している。
	17 C C V '20
	国の文化芸術基本法の改正を受け、本市の「第2期堺文化芸
	術推進計画」においても文化芸術の振興と併せて、文化芸術
	を活用して子育て、教育、福祉といった幅広い分野における
(所管部局からみた)	社会的課題の解決をめざしている。堺市文化振興財団につい
市の施策推進上の課題	てもその方向性に沿った事業を実施しているが、当該事業に
	は文化芸術の専門知識に加えて、地域におけるアートコーデ
	ィネート能力が求められるため、引き続き専門人材の確保・
	育成が必要である。

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	226, 168	228, 944	401, 599	452, 355	431, 184	
	固定資産	324, 184	335, 864	350, 967	334, 974	359, 955	
(1)-	資産合計	550, 353	564, 808	752, 567	787, 330	791, 140	
貸借	流動負債	170, 708	194, 250	333, 093	398, 049	384, 451	
対	固定負債	2, 270	17, 615	28, 744	16, 480	5, 053	
照表	負債合計	172, 978	211, 866	361, 837	414, 530	389, 505	
1	指定正味財産	300, 000	300, 193	300, 348	300, 388	303, 458	
	一般正味財産	77, 375	52, 749	90, 380	72, 412	98, 176	
	正味財産合計	377, 375	352, 942	390, 729	372, 800	401, 634	
	経常収益	838, 528	984, 508	1, 734, 085	1, 249, 712	1, 302, 473	
正	経常費用	851, 532	1, 005, 044	1, 693, 659	1, 267, 198	1, 273, 005	
味	評価損益等	-	-	-	_	-	
財産	当期経常増減額	-13, 003	-20, 536	40, 425	-17, 485	29, 467	
増増	経常外収益	0	0	0	417	0	
減	経常外費用	0	3, 573	1, 693	0	0	
計算書	当期経常外増 減額	0	-3, 573	-1, 693	417	0	
昔	当期一般正味 財産増減額	-13, 621	-24, 626	37, 631	-17, 968	25, 764	税引 後

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

(単位:千円)

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	_	_	_	_	_	
負担金収入	_	_	_	_	_	
賃貸料収入	645	697	5, 025	6, 747	6, 700	注①
その他	_	_	_	_	_	
合計	645	697	5, 025	6, 747	6, 700	

注①・・公有財産貸付料ほか

[市の歳出]	H29	H30	R1	R2	R3	
補助金	170, 638	153, 341	133, 523	119, 053	112, 788	注②
負担金	18, 408	82, 967	20, 874	13, 476	-	注③
委託料	_	_	-	_	-	
貸付金	_	_	_	_	_	
出資金	_	_	_	_	_	
その他	375, 076	371, 837	1, 139, 427	884, 709	885, 296	注④
合計	564, 123	608, 146	1, 293, 825	1, 017, 239	998, 084	

注②…堺市文化振興財団事業補助金,注③…共催事業負担金,注④…文化施設指定管理料

在② 外巾又比城央州也事来補切並,在② 兴惟事来其担並,在② 大比旭敢怕是自经州						
[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	_	ı	_	ı	_	
債務保証残高	_	ı	_	ı	_	
損失補償残高	_	ı	_	ı	_	
出資金	300, 000	300,000	300, 000	300, 000	300, 000	注⑤
その他	_	_	_	_	_	
合計	300, 000	300, 000	300, 000	300, 000	300, 000	

注⑤・・出捐金

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

補助金額(単位:千円)

	R 1		R 2		R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
堺市文化振興財団事業 補助金	148, 192	133, 523	134, 310	119, 053	134, 595	112, 788
合計	148, 192	133, 523	134, 310	119, 053	134, 595	112, 788

(ウ) 負担金

負担金額(単位:千円)

	R 1		R 2		R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
さかいミーツアート実 施に関する負担金	6, 900	6, 109	6, 000	4, 836	_	_
アートスタートプログラム実施に関する負担金	2,000	1, 461	2, 000	1, 274	-	1
阪田三吉名人杯将棋大 会事業に関する負担金	5, 299	5, 217	5, 109	382	_	_
「堺市展」事業に関す る負担金	6, 214	6, 003	5, 701	5, 193	-	ı
フェニーチェ堺開館レ セプションに関する負 担金	2, 500	2, 081	1	-	-	1
日露交歓コンサートに 関する負担金	_	_	7, 500	1, 789	_	_
みはら音楽フェスティ バルに関する負担金	_	_	700	0	_	_
合計	22, 913	20, 874	27, 010	13, 476	_	_

(エ) 業務委託

なし

(才) 指定管理

指定管理料(単位:千円)

	R 1		R	2	R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
堺市民芸術文化ホール	923, 082	765, 588	549, 276	481, 855	551, 370	485, 046
栂文化会館	91, 634	91, 634	100, 321	102, 497	100, 417	103, 528
東文化会館	114, 710	114, 710	112, 700	124, 000	112, 700	116, 122
美原文化会館	88, 108	87, 266	90,000	96, 092	95, 991	99, 022
文化館	80, 337	80, 228	81, 075	80, 264	81, 075	81, 576

【指定管理業務の収入・支出(堺市民芸術文化ホール)】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		98, 420	182, 125	1, 029, 186	600, 475	657, 342
	指定管理料 (協定)	98, 000	201, 646	863, 082	627, 693	565, 871
	精算金	_	-19, 537	-97, 493	-145, 837	-80, 824
	利用料金収入		_	29, 595	46, 101	94, 991
	その他	420	17	234, 002	72, 519	77, 304
支出		93, 720	176, 182	971, 807	585, 154	636, 010
	人件費	51, 330	92, 514	157, 754	146, 457	157, 320
	委託料	1, 470	9, 538	599, 256	281, 919	301, 098
	修繕費	_	_	3, 935	819	1, 120
	光熱水費	984	4, 198	53, 349	52, 723	66, 577
	その他	39, 934	69, 930	157, 513	103, 233	109, 893
	収支差額	4, 699	5, 942	57, 378	15, 321	21, 331

【指定管理業務の収入・支出(栂文化会館)】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		127, 431	128, 211	119, 754	118, 885	126, 633
	指定管理料 (協定)	90, 846	90, 820	91, 634	103, 856	103, 528
	精算金	_	_	_	-1, 359	_
	利用料金収入	26, 111	24, 721	16, 895	10, 095	16, 733
	その他	10, 473	12, 670	11, 224	6, 293	6, 371
支出		136, 348	136, 550	128, 437	111, 027	123, 216
	人件費	41, 743	41, 390	40, 044	35, 360	36, 267
	委託料	55, 294	54, 584	52, 161	44, 084	46, 644
	修繕費	1, 939	1, 769	1, 174	2, 264	3, 101
	光熱水費	27, 396	28, 429	25, 936	22, 127	28, 107

そ	の他	9, 974	10, 376	9, 120	7, 191	9, 095
収	支差額	-8, 917	-8, 338	-8, 682	7, 858	3, 417

【指定管理業務の収入・支出(東文化会館)】

(単位:千円)

		Н29	Н30	R1	R2	R3
収入		173, 151	171, 374	173, 006	161, 076	161, 801
	指定管理料 (協定)	116, 168	114, 148	114, 710	124, 000	116, 122
	精算金	_	_	_	_	_
	利用料金収入	50, 867	49, 607	45, 192	23, 846	31, 151
	市補助金	_	_	_	_	_
	その他	6, 116	7, 619	13, 103	13, 229	14, 528
支出		167, 473	168, 159	182, 302	163, 417	159, 124
	人件費	59, 515	60, 724	63, 724	55, 613	57, 548
	委託料	66, 712	68, 185	79, 912	75, 477	67, 528
	修繕費	2, 568	1,636	1, 470	3, 001	4, 049
	光熱水費	22, 271	21, 435	20, 540	15, 655	17, 208
	その他	16, 405	16, 177	16, 654	13, 669	12, 788
	収支差額	5, 677	3, 215	-9, 296	-2, 341	2, 677

【指定管理業務の収入・支出(美原文化会館)】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		114, 386	113, 878	113, 546	111, 568	117, 593
	指定管理料 (協定)	87, 300	87, 300	88, 108	96, 092	99, 022
	精算金		-30	-841	_	_
	利用料金収入	22, 678	21, 459	21, 623	13, 548	16, 231
	市補助金	_	_	_	_	_
	その他	4, 408	5, 149	4, 656	1, 927	2, 339
支出		115, 499	125, 326	112, 412	109, 070	114, 652
	人件費	34, 483	36, 521	36, 442	34, 130	33, 006
	委託料	19, 920	20, 682	20, 084	18, 202	19, 721

修繕費	1, 089	954	710	453	2, 196
光熱水費	14, 957	14, 606	12, 012	10, 302	12, 152
その他	45, 048	52, 560	43, 162	45, 982	47, 575
収支差額	-1, 113	-11, 447	1, 134	2, 497	2, 940

【指定管理業務の収入・支出(文化館)】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		90, 115	91, 320	92, 529	87, 741	96, 014
	指定管理料 (協定)	81, 100	79, 600	80, 337	82, 252	81, 576
	精算金	-337	_	-108	-1, 988	
	利用料金収入	9, 221	11, 367	12, 071	6, 843	8, 129
	その他	131	353	229	633	6, 308
支出		87, 264	92, 767	92, 855	85, 615	86, 370
	人件費	30, 479	31, 450	32, 731	30, 268	30, 124
	委託料	22, 662	26, 198	36, 326	32, 426	31, 521
	修繕費	437	194	248	120	1, 506
	光熱水費	8, 979	7, 470	6, 969	6, 045	6, 179
	その他	24, 705	27, 452	16, 578	16, 754	17, 038
	収支差額	2, 851	-1, 447	-325	2, 126	9, 644

【自主事業の収入(堺市民芸術文化ホール)】

		H29	Н30	R1	R2	R3
自主	事業収入	ı	ı	4, 864	3, 416	3, 190
	自販機収入等	_	-	4, 864	3, 416	3, 190

【自主事業の収入(栂文化会館)】

		H29	Н30	R1	R2	R3
自主 事業収	入	6, 013	4, 505	4, 693	2, 056	2, 601
参加費等	等	6, 013	4, 505	4, 693	2, 056	2, 601

【自主事業の収入 (東文化会館)】

	H29	Н30	R1	R2	R3
自主 事業収入	1, 507	1,509	2, 112	873	1, 088

自販機収入等	1, 507	1, 509	2, 112	873	1, 088
--------	--------	--------	--------	-----	--------

【自主事業の収入 (美原文化会館)】

		H29	Н30	R1	R2	R3
自主	事業収入	2, 426	2, 603	3, 917	1, 221	657
	参加費等	2, 426	2,603	3, 917	1, 221	657

【自主事業の収入(文化館)】

		H29	Н30	R1	R2	R3
自主	事業収入	2, 179	1, 976	3, 682	2, 370	7, 435
	ミュージアムシ ョップ等	2, 179	1, 976	3, 682	2, 370	1, 932
	堺段通クラウド ファンディング	_	_	_	_	5, 502

(カ) 貸付等

財産名称	堺市民芸術文化ホール
財産の用途	劇場
所在地	堺市堺区翁橋町2丁128番1(1番1号)
財産所管課	文化課
分類	公用財産: (行政財産の目的外使用許可)
総面積	建物 19, 466. 25 ㎡ (1 階 7, 371. 96 ㎡, 2 階 4, 636. 77 ㎡, 3 階 3, 592. 54 ㎡, 4 階 1, 564. 89 ㎡, 5 階 1, 015. 19 ㎡, 6 階 419. 72 ㎡, 地下 1 階(1FL- 5000)778. 25 ㎡, 地下 1 階(1FL-2000)86. 93 ㎡)
貸付(地上権・地役権設定 などを含む。以下同じ)・ 使用許可等に係る面積	1 m² (1 階)
貸付・使用許可等の目的	物販スペース設置のため
貸付・使用許可等の開始時 期	令和元年 10 月 1 日
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日
使用料の年額	40,322 円
使用料の減免の有無・割合	無(減免無)

※その他自動販売機設置のための貸付け等も実施している。

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況 ア 役員等(各年度7月時点)

(II with		令和元	年度	令和2	年度	令和:	3年度
	役職	総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
理事	元市職員	2	(2)	2	(1)	2	(1)
[常]	合計	2	(2)	2	(1)	2	(1)
	元市職員	-	-	_	-	_	-
理事	現市職員	_	_	_	-	_	_
[非]	合計	-	-	_	-	_	_
監事	元市職員	-	-	_	-	_	_
二二二十 	合計	_	-	_	-	_	-
	役員合計	2	(2)	2	(1)	2	(1)

(単位:人。[常]は常勤,[非]は非常勤,[兼]は役員と職員の兼務を指す。)

イ 職員(各年度7月時点)

mbb El med /sle		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	職員形態	総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
	元市職員	1	(1)	1	(1)	1	(1)
フ	市派遣職員	9	_	9	_	5	-
短	元市職員	2	_	1	_	1	_
	合 計	12	(1)	11	(1)	7	(1)

(単位:人。[フ]はフルタイム, [短]は短時間, [兼]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

上記派遣職員のうち、総務課以外の職員(令和元年度及び2年度は7人、令和3年度は4人)について、給料、扶養手当、地域手当(給料及び扶養手当に係る部分)、住居手当、期末手当を市が負担している。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

取組方針	進捗状況
○フェニーチェ堺の次期指定管理者選定を公募により実施・次期指定管理者による管理運営を開始(令和6年度)	(令和4年3月末時点) ・次期指定管理者公募に向け、他都市の 事例調査等を行い、仕様書の内容や適 正な指定管理期間等を検討した。
○地域文化会館の指定管理業務について、地域の文化振興のマネジメント、コーディネートを行うために、 必要な範囲や、民間事業者等の参画意欲を見極め、団体の参画のあり方を検討(令和6年度)	・取組方針に掲げる取組は、令和6年度 までに方向性を決定するものであるため、令和4年度から参画のあり方の検 討を実施する予定である。
○各地域文化会館の指定管理者や文化芸術団体等との連携による文化振興に向け、文化芸術の支えとなるコーディネートを担う専門人材を育成・アートマネジメントの知識を有する人材を育成(令和3年度)	・アートマネジメントの知識を有する人材を採用し、育成を進めた。 ・子どもたちの文化芸術への興味を促す専門知識を有する芸術家育成のための研修を開発・実施した。 ・指定管理施設においてもコーディネートを担う専門人材の育成を進めた。
○自主財源の確保に向け、魅力ある自主 公演の実施による収益確保や、企業、 市民等からの寄附金や 協賛公演を募る ほか、アフターコロナ期においてもオ ンライン公演の導入を検討 ・自主財源の確保に向けた取組及びオ ンライン公演試行(令和3年度)	 ・クラウドファンディングによる寄附, 講師派遣による謝礼金収入により,一 定の自主財源確保が図れた。(収入確保の実績:5,743千円) ・オンラインによる落語公演を実施した。(チケット売上実績:556千円)

(6) 堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況

注)(5)で述べたものは、省略。

主な取組	進捗状況 (令和4年3月末時点)
○フェニーチェ堺の次期指定管理者選定 を公募により実施 ・次期指定管理者による管理運営を開 始(令和6年度)	(同上)

(7) 指摘事項等

【事実関係】

堺市立文化館は、平成12年4月7日にオープンした施設であり、現在は、同館の中には、堺 アルフォンス・ミュシャ館とギャラリーの2施設が存在している(平成27年3月

に与謝野晶子文芸館がさかい利晶の杜へ移転となり現在の形態となった。)。これについて、平成17年に指定管理者制度が導入され、その時に改正された条例により、次のような規定が置かれ、その結果、非公募の形で、堺市文化振興財団が、指定管理を担う形が続いている。

【堺市立文化館条例】

- 第 21 条 市長は、文化館の設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、地方 自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定するもの(以下 「指定管理者」という。)に文化館の管理を行わせることができる。
- 第23条 市長は,第21条の規定により指定管理者に文化館の管理をさせようとするときは,前条に規定する業務の遂行に関する実績及び文化館の特性等を勘案し,本市が出資する法人のうちから適当と認めるものを指定するものとする。

すなわち,条例上は,堺市が「出資する法人のうちから」指定管理者を選定するという形となっているが,堺市の出資する法人のうち,文化的な事業を行うのは,堺市文化振興財団のみであるという状況の下で,非公募による指定管理が続いている。

【意見】

全国的に見れば、博物館・美術館といった施設も公募による指定管理者制度が導入されていることに鑑み、この制限を撤廃し、公募化を行うべきである²⁵。理由は次のとおりである。

まず、アルフォンス・ミュシャの美術品は、貴重なコレクションであり、長期目線で美術品としての管理を継続する必要があり、このことは決して否定しない。ただし、このことのみで、非公募による指定管理者を続けなければならない必然性が肯定できるわけではない。実際、堺市文化振興財団においても、堺 アルフォンス・ミュシャ館の美術品を管理する業務については、雇用期間5年の契約社員(3名)がその業務を担っている(数十年スパンの長期雇用の者による管理が続けられているようなイメージではない。)。法人としてのノウハウや業務といったものは「引継ぎ」により一定

²⁵ 条例を改正する必要があるため、市長が議会に条例改正を提案するかどうか、また、議会がどのように判断されるかという面にかかっているが、ここでは、包括外部監査として相当と思料された理由等を述べる。

継承できるものと思われる26。

また、美術品としての管理を行い得るにふさわしい団体がどうかという点は、専門の学芸員資格を備えている者を何人確保できているかといった観点(単に学芸員資格を有するという点だけでなく、その専門分野等が西洋美術であるか等の観点をも含む。)を、公募による指定管理者の候補者選定の際の審査対象とすれば、解決し得る。また、堺 アルフォンス・ミュシャ館は、寄贈品で成り立っているという特性があり、新規コレクションの購入といった「収集」の業務をする必要がないという特徴があるという面も大きい。堺市の「指定管理者制度活用のためのガイドライン」でも公募が原則とされており、非公募は例外とされていることを踏まえ、堺 アルフォンス・ミュシャ館について、条例改正を経た上で、指定管理者の公募を導入するべきである。

ただし、上記のとおり、条例改正が必要であるという点は、裏を返すと、議会での意思決定が当然必要であり、そこでの議論の結果次第という面がある。また、他の事業者が応募する場合の公募条件の整理などには丁寧な検討が必要なことにも鑑みると、次期の指定管理期間までの措置を求めるものではない(現在の指定管理期間は令和6年3月31日で終了するため、約1年程度しかない。)。中長期の方向性として検討されたい。

イ[意見9] <u>- 外郭団体-</u>フェニーチェ堺におけるエグゼクティブ・プロデューサーとの契約について

【事実関係】

堺市文化振興財団では、フェニーチェ堺がオープンする以前の立ち上げ段階から、音楽企画をプロデュースする事務所(株式会社クリスタル・アーツ)に所属する佐野光徳氏にエグゼクティブ・プロデューサーを依頼することとし、概要として、以下の契約を締結している(なお、同氏は、この契約期間中に、同社の取締役から、同社の相談役に役職が変更されているが、実質的な業務内容には特に変更はない。)

²⁶ 「引継ぎ」業務は、必ずしも文字化・マニュアル化できるものではなく、口頭での引継ぎや OJT での承継がなされてきた面もあるという意見が、ヒアリングにおいて示されている。そうした面も否定しないが、施設の管理運営業務を他者が担うことが全面的に不可能とまでは言えないであろう。最終的には全体的・政策的な判断であろうと思われる。

- (1) 契約期間 平成28年10月1日から令和6年3月31日まで²⁷ フェニーチェ堺の1期目の指定管理期間と同一
- (2) 契約金額 950万円 (税込。消費税率が8%だった期間の委託料) 967万円 (税込。消費増税後の委託料)
- (3) 契約内容(受託者が行う業務)
- ① こけら落とし公演、オープニング事業等の企画
- ② ホール主催事業の年間ラインナップの企画制作
- ③ 特別貸館の誘致,調整
- ④ その他、事業の企画のために必要な業務

堺市文化振興財団の説明としては、エグゼクティブ・プロデューサーは、クラシック音楽等を中心とした大規模公演の誘致(例えば世界的な交響楽団の公演の誘致)には、「アイディア力」・「企画力」が必要となり、その芸術監督的な業務を担うために契約を締結しているとのことであった。契約期間としては、1期目の指定管理期間の7年6か月間という非常に長期の契約が、平成28年10月時点で結ばれており、現在も、その契約が続いている。

この点,監査対象年度(令和3年度)の12か月間の勤務状況を打合せ議事録で確認したところ,会議,打合せ,来訪,面会など,記録されている回数は14回であった。ただ,打合せ議事録に記録されている以外にも堺市文化振興財団への出務はあり,チラシデザインの確認,広告出稿の意見交換,チケット販売に関する席種の検討,発売日の調整など,多岐にわたる細かな業務を行ってもらっているとのことであったが,その業務内容と報酬の額が見合っているかどうかの評価はなされていない。

【意見】

この契約は、勤務時間を観念するような雇用契約ではなく、企画・助言・アドバイスを目的とした契約であるため、稼働時間のみでは測り難く、定量的な評価だけでは 測り難いことは承知しているが、外郭団体が支払っている費用は大きい。フェニーチ

 $^{^{27}}$ 7 年 6 か月間の契約期間であるが、このうち、平成 28 年 10 月 1 日から令和元年 10 月 1 日までは開館準備期間を含んでいる。

ェ堺がオープンした1年目前後に様々な面での助言を得たようであるが,近年,役割 も変わってきているとすると,適時に,契約の見直しをする必要があった。

舞台芸術の分野において、特定の人材が是が非でも必要であり、余人をもって代え難いという側面があるであろうから、契約金額自体の高低に関する一義的な正解は見出しがたい面があることも理解できる(例えば、全体的な公演が成功裏に終わり、興行収入が入ればいいという考え方やこれまで堺で開催されたことが無い公演を成立させたことに対する「堺市」の名前を全国的に発信したことで成り立つところで、芸術監督的な契約を締結した意義が生じるというのは分かる)。他方で、指定管理期間の全体(今回で言えば7年以上)に及ぶような長期にわたって、同一の固定額の契約を締結した結果、期間の経過に伴い、堺市文化振興財団として必要とするアドバイスの量や内容に変化があっても、契約期間の途中での変更が困難であり、結果として、支出の固定化(途中での見直しが難しい状態)に至っていた。

今後,同種の契約を締結する際は,これまでよりは短い契約期間とし,その都度, エグゼクティブ・プロデューサーに依頼する業務の範囲や,依頼実績,得られた成果 などを考慮して,外郭団体内部においても,理事会等で十分に協議した上で,価格交 渉を行うという方法があり得ると思われる。次期契約に当たっては,この点を留意の 上,契約手法に係る見直しをされたい。

ウ[意見 10] - 外郭団体-フェニーチェ堺の駐車場について

【事実関係】

現在,フェニーチェ堺の駐車場²⁸では,30分200円(上限制なし)の利用料金が導入 されている。具体的には,条例等の関係を整理すると次のようになる。

- (1) 堺市民芸術文化ホール条例では「ホールの駐車場」も、公の施設に含まれるものとして位置付け、駐車による利用につき、利用料金を徴収することとなっている。
- (2) その額について、同条例では、別表第 2 に以下のような定めがあり、指定管理者は、この範囲で、利用料金を定めることとなっている。

²⁸ 堺市民芸術文化ホール条例では「ホールの駐車場」と表記される。

-

駐車場	1台・30分	200 円
13	- [/*	= 1 *

(3) 指定管理者としての堺市文化振興財団は、基本的に、条例で定められた上限と同一の利用料金制度を導入している。

現状としては、大きなイベントなどがある日においては当該駐車場が満車となる日がある一方で、特にイベントがない日などはあまり利用がないとのことであった。

【意見】

この点、1日当たりの上限料金を導入する等の工夫の余地があると思われる。利用料金の制度を、日にちによっても変える制度(特定日制度)の導入も考えられる(これらは、基本的には、現行の条例の枠内で利用料金の体系を、より柔軟なものに変更するという方法で対応可能と思われる。)。指定管理者として、近隣駐車場の状況も考慮し、駐車場自体の稼働率の向上による増収の可能性の観点も考慮し、より適正な利用料金制度を導入することが望ましい。

エ[意見 11] - 所管課- 堺市文化振興財団事業補助金の在り方の見直しについて 【事実関係】

堺市文化振興財団事業補助金は、専ら、堺市文化振興財団のために交付する補助金 である。交付要綱(公益財団法人堺市文化振興財団事業補助金交付要綱)には、次の ような定めがなされている。

4 補助事業等

- (1)補助対象者は、公益財団法人堺市文化振興財団とする。
- (2) 補助対象事業は、次のとおりとする。
 - ① 「質の高い芸術鑑賞機会等の提供」,「次代を担う芸術家の育成」,「文化資源の活用及び発信」,「創造的な文化活動の促進」,「都市魅力の向上に資する文化事業の展開」など,市の文化施策を実現し、文化都市・堺の進展に寄与する事業とする。
 - ② 文化芸術情報の発信に係る事業とする。
- ③ 前①及び②を行うに必要な財団の事務局運営とする。
- ④その他市長が適当と認める事業とする。
- (3)補助対象経費は、次のとおりとする。

(略)

令和3年度は、次の事業に対し当該補助金が交付されている29。

^{29 「1」}から「16」までの付番は、この報告書で便宜上付したものである。

	〔項目〕	〔補助金支給額〕
管理	里費	4, 120
文化	L芸術振興事業費	
1	チケットシステム	460
2	ホームページ	686
3	第 50 回堺市新人演奏会	812
4	堺市少年少女合唱団・堺リーブ	689
	ズハーモニー事業	
5	社会包摂型①まちなかコンサー	476
	F	
6	社会包摂型②おやこクラブ	313
7	社会包摂型③まちなかワークシ	603
	ョップ	
8	社会包摂型④動画配信事業	1, 564
9	新進アーティスト支援事業	2, 559
10	未来の音楽授業アキラ塾 in 堺	554
11	公共ホール現代ダンス活性化事	508
	業ダン活!	
12	映像 in CONCERT	13, 899
13	アートスタートプログラム/さ	5, 570
	かいミーツアート	_
14	事業管理費	31, 017
15	総務管理費	48, 951
16	文化芸術振興事業人件費	-
	(合計)	108, 667

(堺市文化振興財団事業補助金収支決算書より監査人作成)

上記のとおり、監査対象年度の令和3年度には「管理費」が計上され、法人自体の 運営経費に充当されていたが、令和4年度からはその部分については補助金の交付対 象とはされていない。

【意見】

堺市では、令和2年10月に「補助金見直しガイドライン」を策定し、次の観点を掲げている。

- (1) 委託や直接執行ではなく補助金が適切か。
- (2) 補助金額及び補助率は妥当か。

補助事業の成果・実績や補助目的の達成度から補助金額及び補助率の妥当性について検証し、成果・実績や達成度が十分でない補助金については、廃止または減額の方向で見直しを行うこと。

(3) 団体運営費補助ではないか。

また、補助金と委託契約の特徴を比較すると、少なくとも、補助対象事業者が補助金交付要綱により「固定」されている場合は、委託契約であれば、総合評価方式の入札やプロポーザル手続により随意契約の相手方を選定する場合などのように、相手方選定に当たっての競争性を確保ないし導入することができるのに対して、それができないという問題が生じる。また、事業内容の検討に当たり、委託の場合は、仕様書を作成する責任と権限が委託側にあるのに対し、補助金交付の場合は、その責任と権限は最終的には補助対象事業者にあるという違いがある(ただし補助金交付を受けるためには、要綱に沿った事業を行う必要があり、かつ、公益上の必要性を充足する必要性はある。)。

この堺市文化振興財団事業補助金を見ると、補助対象事業者が堺市文化振興財団に 固定されており、相手方選定に当たって、競争性を導入ないし確保する余地がない。 補助金の総額は1億円以上であり、かつ、補助金交付額も事業費のうちチケット収入 等の収入で賄えない部分の全額を補助する形が続いていて、事業費のほぼ全て(100%) が補助されている状況にある。このような現在の形式は、より効果的(魅力的)なイ ベントを、より経済的・効率的な方法で行い得るかもしれない担い手を探すという方 向にはなり難い。

このことについて、堺市からは、①ホール公演事業については、長年にわたり補助事業として実施されてきたものもあるが、堺市文化芸術審議会における事業効果の検証等を踏まえ、令和3年度から一部事業(堺市民能、米朝一門会、スプリングコンサート等)を見直して社会包摂型事業に転換していること、②補助事業は「第2期堺文化芸術推進計画」の方針を踏まえて「社会包摂型アウトリーチ事業」などが主軸となっており、これは行政との二人三脚的要素が強く、公募での民間事業者に委託することはなじまないこと、③委託においては仕様書の作成段階で事業内容を詳細に決める必要があり、逆に、様々な取組を行う上で硬直的になる(柔軟性に欠ける)のではないかといった意見が出された。

ただし、上記②の点についていえば、民間事業者への委託が完全になじまないとま

ではいえないと思われる。「社会包摂型アウトリーチ事業」であっても実際に実施経験のある民間事業者などに委託することで、新しいアイディアを取り込むことにもつながると考えられる。また、社会包摂型アウトリーチ事業以外の公演事業などで、民間事業者が得意とする分野もある。公募型プロポーザルでは、外郭団体か、それ以外の民間事業者かどちらが担い手としてよりふさわしいかを客観評価することも可能となる(事業の担い手の最適化の観点)。

上記③の点についていえば、委託契約の形式により、公募で民間事業者に委託する場合であっても、契約締結時には、必ずしもイベント等の実施内容(出演者・実施場所・実施方法)の全てが確定していないことはあり得ることである。委託契約の手法を用いるからといって、イベント実施の柔軟性が失われるというものでもない。

以上のことから、全ての補助事業を外部委託に切り替えるべきとは言わないが、事業の担い手の最適化の観点も踏まえて³⁰、可能性のある事業については積極的に外部委託を行われたい。なお、現在、市としては文化等の行事について、委託契約の受託者を募るような、公募型プロポーザル等の方法は採用例がないとのことであったが、他の地方公共団体の例等も参考にしながら、導入を検討されたい。

オ[意見 12] | 所管課 | 堺市文化振興財団事業補助金と市派遣職員の人件費との関係

【事実関係】

下記は、補助金の収支決算書のうち、「入場券等販売収入」の欄のみを取り出して みたものである³¹。

〔項目〕		〔入場券等 販売収入額〕
1-2	略	0

³⁰ 事業の担い手の最適化:外郭団体が実施している事業が、効果的かつ効率的に実施されるよう、市民サービスや費用対効果の向上等の観点を踏まえ、事業の担い手の最適化を検討すること。なお、このことは、経済性・効率性の観点も踏まえて検討する必要があると思料される。

^{31 「1」}から「16」までの付番は、前項と共通で、この報告書で便宜上付したものである。

3	第 50 回堺市新人演奏会	577
4	堺市少年少女合唱団・堺リー	567
	ブズハーモニー事業	
5-8	略	いずれも0
9	新進アーティスト支援事業	32
10	未来の音楽授業アキラ塾 in 堺	45
11	公共ホール現代ダンス活性化	12
	事業ダン活!	
12	映像 in CONCERT	3, 564
13	アートスタート/ミーツアー	0
	F	
14	事業管理費	189
15	総務管理費	0
16	文化芸術振興事業人件費	3,618

(堺市文化振興財団事業補助金収支決算書より監査人作成)

上記のとおり、収支決算書では、「入場券等販売収入」が生じない上記[14](事業管理費)に189千円の入場券等の販売収入があるような形で、また、上記[16](文化芸術振興事業人件費)に3,618千円の入場券等の販売収入があるような形で記載されている。補助事業別の報告書を見ると、上記[12](映像 in CONCERT)の実際の入場券等販売収入は7,183千円であり、上記の記載をするために収支決算書上3,618千円が少なく報告されている。この分が[16](文化芸術振興事業人件費)の入場券等販売収入に充てられている。また上記[14]の189千円は共催事業のチケット販売手数料が本来である。

この構図を説明すると次のようになる。

- (1) 堺市文化振興財団では、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、市から職員派遣を受け入れており、そのうち一部の者を、 堺市文化振興財団において文化振興事業に関係する職務にも従事させている。
- (2) その者は、同法第6条第2項、堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条に基づき「給与」については、市から支給される。

【公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律】

(派遣職員の給与)

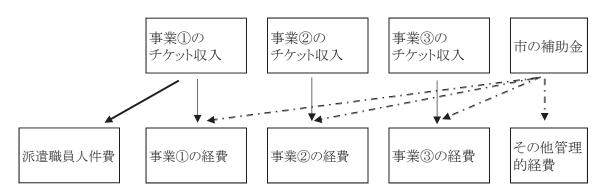
- 第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。
 - 2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う 業務,地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業 を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体

の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

【堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例】

(派遣職員の給与)

- 第4条 派遣職員(-略-)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100分の100以内を支給することができる。
- (3) しかし、この派遣職員の「給与」以外の名目で支払う人件費(諸手当)については、外郭団体が支給する必要がある。
- (4) これについては、最高裁判例の考え方に照らし、市が補助金を支給することができない関係上、外郭団体の内部的な財源を充てている。



(堺市文化振興財団へのヒアリングに基づき監査人作成)

上記のモデルで説明すると、上段最右側の〔市の補助金〕を原資として、下段最左側の〔派遣職員人件費〕を支出できないという法律上の制約があることを大前提にして、〔事業①=映像 in CONCERT〕のチケット収入を、〔事業①の経費〕に対当する形で当てずに、市派遣職員(2項職員)の人件費を賄っているという形の補助金の収支報告書にして、それによる精算を経ているものである(市としてはその計算方法による補助金支給を認めており、上記のように表された補助事業の収支報告書を受領している。)。しかし、このような処理により、派遣職員の人件費に補助金を充てない

という原則を形式的には順守する形となっているが、個別の事業の収入の額が実際と 異なる金額で報告されていることとなる。

【意見】

収支予算書・収支決算書においては,事業ごとのチケット収入の実際の収入額を記載すべきである(堺市において補助事業を構成する個別の事業の具体的な収支状況を正しく把握し,補助の適法性・効率性・有効性等を判断できることが必要であり,このレベルで,数字の調整がなされるべきではない。)。

その上で、派遣職員人件費等の補助対象外経費については、派遣職員の業務の内容等の費用の性質に応じて、「事業管理費」として計上した上で、これらの費用についての補助金額から、派遣職員人件費相当額を除く形とすべきである。その上で、各事業の入場料収入により賄わざるを得ない部分については、事業収入をどのように補助対象外経費に充当したのかが明確になるように様式を改めるべきである。

カ[意見 13] 「所管課」 堺市文化振興財団事業補助金の収支報告の在り方 【事実関係】

堺市文化振興財団事業補助金の収支予算書や、収支決算書には、「負担金収入」という言葉が登場し、それ以上の具体的な記載はない。例えば、以下のような表記方法で、収支報告がなされ、「負担金収入」という記載が登場する。

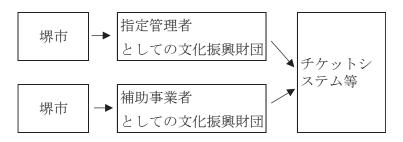
(単位:円)

	チケット	システム
	事業費	補助金
手数料	533, 092	163, 617
通信運搬費	297, 308	297, 308
賃借料	6, 201, 360	0
経常費用合計	7, 031, 760	460, 925
手数料収入		32, 835
負担金収入		6, 538, 000

(堺市文化振興財団事業補助金収支決算書に基づき監査人作成)

これは、堺市文化振興財団が公の施設の指定管理者として、市から指定管理料として受領し、それを原資に当該費用に充当している場合について、「負担金収入」という表記で表されている。具体的には、ホームページやチケットシステムについては、

補助事業で用いるものと、指定管理業務(施設の運営業務)で用いるものとが共通な ものとなっており、チケットシステムを例とすると、下記のような構図となる。



(堺市文化振興財団へのヒアリングに基づき監査人作成)

例えば、チケットシステムに関する費用は、 6.5% (7,031千円のうちの460千円の部分) に補助金が充てられており、93.0%が「負担金」から充てられている。

(単位:円)

施設名等	負担額	負担割合
フェニーチェ堺	6, 238, 000	88. 7%
栂文化会館	100,000	1.4%
東文化会館	100,000	1.4%
美原文化会館	100,000	1.4%
文化館	0	0%
上記以外	493, 760	7.0%
合計	7, 031, 760	

(堺市文化振興財団事業補助金収支決算書に基づき監査人作成)

ホームページに関する費用は、下記のように、49.0% (1,401千円のうちの686千円の部分) に補助金が充てられており、51.0%が「負担金」から充てられている。

(単位:円)

	ホーム	ページ
	事業費	補助金
委託費	1, 401, 400	686, 666
経常費用合計	1, 401, 400	686, 666
負担金収入		714, 714

(堺市文化振興財団事業補助金収支決算書に基づき監査人作成)

施設名等	負担額	負担割合
フェニーチェ堺	378, 378	27.0%

栂文化会館	56, 056	4.0%
東文化会館	56, 056	4.0%
美原文化会館	14, 014	1.0%
文化館	210, 210	15.0%
補助事業	686, 686	49.0%
合計	1, 401, 400	

(堺市文化振興財団事業補助金収支決算書に基づき監査人作成)

【意見】

補助事業と、指定管理者(公の施設の管理運営者)の管理運営業務において、共通のシステムを用いる中で、その経費を按分により処理する場合、その按分比率等が明記されない限り、補助金の精算に関する、市における正確な確認が困難である。したがって、費用按分をする場合、具体的な理由や按分比率の計算根拠を記載した形の収支予算書・収支決算書に変更することが望ましい。また収支予算書・収支決算書においては「負担金」という抽象的な記載方法のみの記載にとどめるのではなく、市から得ている収入(公の施設の指定管理料や、公の施設の利用料金収入)の具体的な名称等も明記する様式に改めることが望ましい。

キ[意見 14] - 所管課・外郭団体-財団の今後について(財務面からの意見) 【事実関係】

堺市文化振興財団は、現在、次の5施設の管理運営業務を行っており、これらの施設の管理運営を行っている。このうち、フェニーチェ堺については、市の方針として、次期から公募が予定されている(下記表*1)。また、上記のとおり、文化館については、非公募ではなく、公募とした方がいいのではないかという意見を記載した(下記表*2)。

施設名	フェニーチェ 堺 (堺市民芸術文 化ホール及び 堺市翁橋公園)	文化館	東文化会館	栂文化 会館	美原文化 会館	西文化 会館
現状	非公募(*1)	非公募(*2)	公募に より当選	公募に より当選	公募に より当選	公募に応募す るも(落選)

現在の指 定管理期 間の終期	R6.3.31 まで	R6.3.31 まで	R7.3.31 まで	R7.3.31 まで	R7.3.31 まで	R7.3.31 まで
----------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	------------

(文化課提供資料に基づき監査人作成)

【意見】

堺市文化振興財団が、公募による指定管理業務に多数応募し、結果として、当選していることについては、プラス面とマイナス面があると思われる。プラス面としては、チケットシステムやホームページといった基盤は共通利用が可能であるし、イベントの告知についても情報誌やチラシの配布等も共通利用できるため、各館を連携して運営しているという側面がある。

他方で、指定管理者として1個の施設を管理運営するためには、人的リソースもかなり必要であり、外郭団体としての経営資源につき、ある程度、選択と集中を行うという考え方もとり得るところである。また、そのことにより、副次的効果として、民間の参入の余地が増えるともいえる。

ところで、現在の「外郭団体の見直しに向けた取組方針」では既に「地域文化会館の指定管理業務について、地域の文化振興のマネジメント、コーディネートを行うために、必要な範囲や、民間事業者等の参画意欲を見極め、団体の参画の在り方を検討」するというところまで、対外的に公表されている。この点、最終的に外郭団体としての堺市文化振興財団の経営判断によるが、同財団がどういった形で指定管理者の公募に取り組むのかをなるべく早くオープンにしておくことにより、他の応募者の、これを見極めた応募が可能になり、他の事業者の応募の促進につながるといえる。

地域文化会館の指定管理者の募集に際しては、堺市文化振興財団がどういった形で 公募に取り組むのかを早めに明らかにし、他事業者の応募促進につなげられたい。

2 (社福) 堺市社会福祉事業団

(1) 団体の概要

団		体		名	社会福祉法人堺市社会福祉事業団
市	所	管	部	局	健康福祉局障害福祉部障害支援課
所		在		地	大阪府堺市南区城山台5丁1番4号

設 立 年 月 日	平成5年7月20日			
基本金・資本金	5,000 千円			
内, 市出資額(率)	100%			
他の出資者及び出資額	なし			
職 員 数 (令和4年4月1日現在)	役員8名(うち非常勤 職員196名(うち非常			
市との関係性の概要	委託契約	補助金交付	公の施設の 指 定 管 理	
. = 537712 - 7003	あり	なし	あり	

設立目的(定款)	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供 されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保 持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に 応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支 援すること(社会福祉法人堺市社会福祉事業団定款第1条)
主な事業内容	(1)第2種社会福祉事業 (イ)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営 (ロ)相談支援事業の経営 (ハ)障害福祉サービス事業の経営 (二)身体障害者福祉センター事業の経営 (社会福祉法人堺市社会福祉事業団定款第1条) 【令和3年度の主な事業の概要】 堺市立こどもリハビリテーションセンター及び堺市立健康福祉プラザの指定管理業務 (1)堺市立こどもリハビリテーションセンターで管理運営する主な施設と実施事業 ○医療型児童発達支援センター(第2つぼみ園・第2もず園) ○診療所(つぼみ診療所・もず診療所) ○療育の窓おおぞら ○保育所等訪問支援事業 (商害児相談支援事業(相談支援室もず) ○障害児等療育支援事業(あい・すてーしょん) (2)堺市立健康福祉プラザで管理運営する主な施設

	 ○市民交流センター ○スポーツセンター(*) ○視覚・聴覚障害者センター(*) ○生活リハビリテーションセンターただし(*) 印は、共同事業体を組む中で、他法人が主に管理・運営している。
出資法人の設立経緯	市民ニーズが多様化・高度化する中、市が直営で運営していた障害児施設にて十分な対応ができなくなってきたことから、療育とともに診療やリハビリ機能を有する障害児総合福祉センターが建設された。しかし、民間運営では破綻リスクがあるため、平成5年に堺市が全額出捐し、堺市社会福祉事業団を設立し、同センター管理運営を開始した。
(所管部局からみた) 当該外郭団体の役割	堺市立こどもリハビリテーションセンターについては、平成6年から継続して堺市社会福祉事業団が担っており、管理運営業務について30年弱の蓄積がある。また、堺市立健康福祉プラザも、共同事業体方式で指定管理者の公募に共同企業体として参入し、中心的役割を担っている。
(所管部局からみた) 今後への期待	施設の性質上、難しい面もあるが、利用料金収入を増やす等、歳 入の増加についても工夫した運営をすることを期待している。
(所管部局からみた) 市の施策推進上の課題	堺市立こどもリハビリテーションセンターについては地域における障害児支援の中核的機能を持つ専門施設として、そのノウハウを用い、こども園・学校や障害児通所支援事業所等への施設支援へ更に注力してほしいと考えている。

(2) 財務諸表の推移の概要

		H29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	689, 287	747, 575	785, 973	803, 432	759, 039	注①
	固定資産	197, 959	202, 617	227, 912	234, 977	229, 663	
415	資産合計	887, 247	950, 193	1, 013, 885	1, 038, 410	988, 703	
貸借対照表	流動負債	142, 276	131, 338	129, 448	131, 604	162, 167	
対照	固定負債	54, 308	62, 803	85, 697	91, 345	87, 351	
表	負債合計	196, 585	194, 142	215, 146	222, 949	249, 519	
	基本金+積立金	125, 265	124, 613	126, 392	125, 955	125, 849	
	次期繰越活動増減 差額	565, 396	631, 438	672, 346	689, 505	613, 334	注②

	純資産合計	690, 661	756, 051	798, 738	815, 460	739, 183	
	経常収益	1, 605, 616	1, 593, 822	1, 582, 785	1, 542, 379	1, 514, 756	注③
	経常費用	1, 489, 398	1, 528, 432	1, 540, 098	1, 525, 657	1, 590, 290	注④
	評価損益等	_	-	-	-	-	
事業活動計算書	当期経常増減差 額	116, 218	65, 389	42, 687	16, 722	-75, 534	
動計	特別収益	329	-	1	-	_	
算書	特別費用	6, 411	-	-	-	742	
	当期特別増減差 額	-6, 082	_	-	-	-742	
	当期活動増減差 額	110, 135	65, 389	42, 687	16, 722	-76, 276	税引 後

注①・現金預金674, 272千円,注②・次期繰越活動増減差額613, 334千円,注③・障害福祉サービス等事業収益1, 513, 602千円,注④・人件費1, 018, 859千円

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	_	_	_	_	_	
負担金収入	_	_	_	_	_	
賃貸料収入	_	_	_	_	_	
その他	2, 259	2, 274	2, 289	2, 323	2, 333	注①
合計	2, 259	2, 274	2, 289	2, 323	2, 333	

注①··目的外使用料,施設維持管理費徵収金,施設光熱水費徵収金

[市の歳出]	H29	Н30	R1	R2	R3	
補助金	_	_	_	_	_	
負担金	_	-	-	-	-	
委託料	478	492	476	371	545	注②
貸付金	_	-	-	-	-	
出資金	_	-	-	-	-	
その他	1, 087, 142	1, 071, 572	1, 093, 718	1, 092, 203	1, 035, 018	注③
合計	1, 087, 620	1, 072, 064	1, 094, 194	1, 092, 574	1, 035, 563	

注②··手数料徵収事務委託,注③··指定管理料

1 3 1 3 3 3 4 5 1 6 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7						
[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	ı	-	-	_	_	
債務保証残高	-	_	_	_	_	

損失補償残高	-	_	-		_	
出資金	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	
その他	ı	_	1	_	_	
合計	5,000	5, 000	5,000	5, 000	5,000	

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

なし

(ウ) 負担金

なし

(エ) 業務委託

委託料 (単位:千円)

	R	R 1		2	R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
こどもリハビリテー ションセンター手数 料徴収事務業務	546	476	546	371	546	545
合計	546	476	546	371	546	545

(才) 指定管理

指定管理料(単位:千円)

	R	R 1		2	R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
こどもリハビリテー ションセンター	688, 269	688, 269	646, 645	683, 360	614, 313	614, 313
健康福祉プラザ	405, 449	405, 449	408, 843	408, 843	420, 705	420, 705
合計	1, 093, 718	1, 093, 718	1, 055, 488	1, 092, 203	1, 035, 018	1, 035, 018

このうち「堺市立健康福祉プラザ指定管理業務」の指定管理者は、堺市社会福祉事業団、堺障害者団体連合会及びフィットネス21事業団を構成員とする共同企業体であり、上記表中の指定管理料は、共同企業体としての全体の指定管理料であり、共同企業体の代表である堺市社会福祉事業団が受領した額である。そこから各構成団体へ配分した金額が令和元年度が190,697千円、令和2年度が185,229千円、令和3年度が186,734千円であり、堺市社会福祉事業団が受領した純額は令和元年度が214,752千円、令和2年度が223,613千円、令和3年度が233,971千円となる。

【指定管理業務の収入・支出(こどもリハビリテーションセンター)】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		1, 165, 723	1, 144, 085	1, 117, 655	1, 082, 736	1, 053, 752
	指定管理料 (協定)	698, 704	673, 994	688, 269	683, 360	614, 313
	精算金	-	-	_	-	-
	利用料金収入	466, 282	469, 280	428, 595	398, 735	438, 583
	その他	736	811	791	640	856
支出		1,061,711	1, 083, 661	1, 084, 945	1, 088, 351	1, 125, 735
	人件費	743, 994	765, 686	781, 302	784, 544	812, 291
	事業費・事務費	258, 728	260, 231	245, 879	243, 667	252, 377
	その他	58, 988	57, 743	57, 763	60, 139	61, 066
	収支差額	104, 011	60, 424	32, 709	-5, 614	-71, 982

【指定管理業務の収入・支出 (健康福祉プラザ)】

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		449, 286	459, 536	473, 224	454, 916	463, 762
	指定管理料(協定)	388, 438	397, 578	405, 449	408, 843	420, 705
	精算金			_		_
	利用料金収入	13, 466	13, 829	12, 418	5, 497	4, 832
	訓練等給付費収入	43, 213	43, 130	50, 643	37, 474	35, 537
	利用者負担金収入	2, 617	3, 085	3, 542	2, 610	2, 159
	その他収入	1, 551	1, 912	1, 170	491	527
支出		430, 958	453, 114	456, 311	434, 512	468, 628
	人件費	285, 420	302, 193	298, 638	293, 702	315, 814
	事業費	59, 605	61, 954	59, 745	50, 627	63, 327
	事務費	85, 932	88, 966	97, 927	90, 183	89, 487
	収支差額	18, 327	6, 422	16, 912	20, 404	-4, 866

【自主事業(こどもリハビリテーションセンター)】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
自主	事業収入	618	871	927	1, 556	1, 589
	自主事業積立資産 取崩収入	618	871	927	1, 556	1, 589

【自主事業 (健康福祉プラザ)】

なし

(カ) 貸付等

[南こどもリハビリテーションセンター]の行政財産の使用許可

財産名称	堺市立児童発達支援センター(南こどもリハビリテーションセン ター)
財産の用途	堺市社会福祉事業団 事務室
所在地	堺市南区城山台5丁1番4号
財産所管課	障害支援課
分類	公有財産: (行政財産の目的外使用許可)
総面積	敷地面積:5871.38 ㎡,延床面積:5575.95 ㎡
貸付(地上権・地役権設定などを含む。以下同じ)・ 使用許可等に係る面積	事務室 延床面積 87.48 m²
貸付・使用許可等の目的	堺市社会福祉事業団事務所として使用
貸付・使用許可等の開始時 期	平成6年4月
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日
使用料の年額	1,371,152円 (減免無)
貸付相手を当該外郭団体とした理由	こどもリハビリテーションセンターの指定管理業務実施に当たり、同施設内に事務室を設けることが同業務遂行の観点から適当 であるため。

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況 ア 役員等(各年度7月時点)

(単位:人)

役 職		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
理事	元市職員	1	ı	1	ı	1	_

[常]	合計	1	-	1	-	1	-
理事	元市職員	1	(1)	1	(1)	1	(1)
[非]	現市職員	-	-	-	-	_	-
	合計	1	(1)	1	(1)	1	(1)
監事	元市職員	_	-	-	-	-	-
<u></u>	合計	0	-	0	_	0	_
役員合計		2	(1)	2	(1)	2	(1)

(単位:人。[常]は常勤,[非]は非常勤,[兼]は役員と職員の兼務を指す。)

イ 職員(各年度7月時点)

(単位:人)

		令和元	年度	令和 2	年度	会和:	3年度
職員形態		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
フ	元市職員	1	(1)	1	(1)	1	(1)
	市派遣職員	1	_	1	_	_	_
短	元市職員	1	_	1	_	1	_
合 計		3	(1)	3	(1)	2	(1)

(単位:人。[フ]はフルタイム, [短]は短時間, [兼]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

上記の派遣職員1名について、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を堺市が負担している。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

取組 方 針	進 捗 状 況 (令和4年3月末現在)
○サービス水準を維持しつつ、リハビリ活動の動画	・料理教室・クラフト教室等のネ
配信等の効率的な経営に取り組むとともに、障害	ット配信を開始。
児(者)にとって、より最適な支援を推進	認知リハビリテーションプログ
・教室等のデジタルコンテンツのネット配信の開	ラムに提供等,ICT 活用によるリ
始(令和3年度)	モート訓練を実施。

・家族・保護者向けのオンライン 懇談会やセミナーを実施。

- ○適切な療育の提供を基本とし、家庭状況を踏まえた保護者のニーズにも対応できるよう、専門的知識及びノウハウを活かしたサービス提供のあり方を検討
 - ・利用者ニーズを踏まえた通園形態や地域支援などのサービスの検討(令和3年度)
 - ・HP 等を活用した動画配信等による家庭療育への 支援(令和3年度)

事業団との定例会議の中で,通園 形態や地域支援等サービスについ て見直しの協議を実施。また,保 護者向けの研修等を動画配信で行 い,家庭療育への支援を実施。

(6) 堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況

注)(5)で述べたものは、省略。

主な取組	進 捗 状 況 (令和4年3月末現在)
なし	なし

(7) 指摘事項等

ア[意見 15] 「所管課」支払ってきた指定管理料が、実際に指定管理業務に要した 経費より高額であり、堺市社会福祉事業団の内部に多額の現金・預貯金の蓄積 を生じていた点について

【事実関係】

- (1)「堺市立こどもリハビリテーションセンター」の指定管理料の額は、下記のとお
- り「基本協定書」には具体的な金額として定められておらず, 「乙(引用者注:指定管理者)が本業務を行うための経費から,利用料金収入見込み額を差し引いた額」とのみ定められている。

[基本協定書における記載]

(管理に係る経費)

- 第39条 甲は、乙が本業務を行うための経費から、利用料金収入見込み額を差し引いて額を、乙に指定管理料として支払う。
 - 2 甲が乙に支払う指定管理料の金額及び支払方法等については、甲乙協議の上、別以 年度協定で定めるものとする。

そして,具体的な指定管理料の額は,下記のとおり,年度ごとに取り交わされる「年度協定書」において,取り決められる。

[年度協定書における記載]

(令和3年度の指定管理料)

- 第3条 甲は、管理施設の令和3年度の管理運営にかかる費用を、指定管理料として、に対して次のとおり支払う。
 - (1) 指定管理料 614,313,000 円
 - (2) 前項の指定管理料について、乙は、次のとおり年4期に分割し前金払いとし甲に請求するものとする。
- (2) 年度協定書において取り決められる指定管理料の額については、その前年度に、翌年度の年度当初(4月1日)に在籍する予定の正規職員・非正規職員が翌年度の1年間従事し続けることを前提として積算されるが、実際にはそのような前提のとおりに行くものではなく、職員の退職や、産休・育休の取得などが生じるし、正規職員が退職した場合には、欠員補充がなされることが多く、補充までに期間が空くことになる場合も多い。また、別の職員を経験者採用等により雇用した場合や非正規職員を代替雇用した場合でも、実際に支払う金額は減少する。
- (3) その結果,実際に指定管理業務に要する「人件費」は,上記の方法で計算される当初の見込額を下回ることになり,そこに指定管理者の利益が生じることになる32。
- (4) 堺市社会福祉事業団は、①堺市立こどもリハビリテーションセンターと②堺市立健康福祉プラザの指定管理業務しか行っておらず、それ以外の事業を営んでいないため、上記の利益(剰余金)は、同事業団の内部に、次のとおり蓄積され続け、いわば「行き場のない」自己資金が生まれることになった。

	決算における 現金預金	決算における 資産の部	決算における 純資産の部
平成 24 年度	225, 839	355, 805	195, 887
平成 25 年度	278, 242	454, 752	305, 143
平成 26 年度	211, 522	507, 108	322, 574
平成 27 年度	357, 659	649, 276	467, 267
平成 28 年度	473, 891	764, 349	580, 525
平成 29 年度	595, 642	887, 247	690, 661

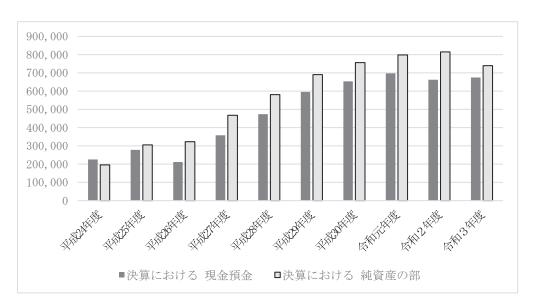
指定管理料
1, 059, 734
1, 045, 405
994, 074
1, 068, 980
1, 101, 569
1, 087, 142

³² 本件基本協定書及び年度協定書においては、年度ごとに差額の精算をすることは定められておらず、当然、精算は行われていない。

平成 30 年度	653, 729	950, 193	756, 051
令和元年度	697, 277	1, 013, 885	798, 738
令和2年度	662, 629	1, 038, 410	815, 460
令和3年度	674, 272	988, 703	739, 183

1, 071, 572
1, 093, 718
1, 092, 203
1, 035, 018

(平成24年度とあるのは、平成25年3月31日のように、各会計年度の末日を指す。) (社会福祉事業団提供資料により監査人作成)



(社会福祉事業団提供資料により監査人作成)

(5) 上記のとおり、堺市社会福祉事業団の剰余金は、令和元年度まで増加し続けることになり、現預金(グラフにおける水色部分)は平成26年度に2億円台だったのが、令和元年度に7億円台までに増加した。純資産の部の合計額(グラフにおける青色部分)は平成26年度に3億円台だったのが、令和2年度に8億円台までに増加した。令和3年の年度末時点で純資産の部に計上されている基本金・積立金・次期繰越活動増減差額の内訳は下記のとおりである。33

#1	DO
勘定科目	K3 木残局
1711 = 1711	,, ,

³³ 実際のところ,こうした資金について,指定管理者としての管理運営業務しかしていない社会福祉 事業団にとって,本来,毎年度の管理運営業務のための経費は当該年度に支払われるという構図の中で,具体的な「使途」がないため,「行き場のない」預貯金が生じることになった。

基本金	5, 000
積立金合計	120, 849
次期繰越活動増減差額	613, 334
純資産の部合計	739, 183

(社会福祉事業団計算書類より監査人作成)

【意見】

指定管理に係る年度協定を締結する際、4月1日時点で在籍する職員が、1年を通じて在籍し続けることを前提とする方式で指定管理料を決定する方法を採ることに問題がある。基本協定書で『乙が本業務を行うための経費から、利用料金収入見込み額を差し引いた額』を支給することにはなっているが、翌年度の年度当初に在籍している者の実数をベースに、その者が12か月間在籍し続けることを前提とした支給を行う方式をドグマティックに採用しなければならない必然性はない。

堺市社会福祉事業団は他の事業を行っておらず、指定管理業務で利益を得たとして も、当該団体に現金・預貯金が蓄積されるばかりであり、いわば「行き場のない」自 己資金が生まれる構図にある。指定管理業務に伴う収支差額を指定管理者側に帰属さ せる枠組みにすることにつき、さしたるインセンティブを持たせる効果を生んでいな い。

平成30年度の出資団体監査においても、指定管理事業の収支差額(利益)が1億円を超えていたことを踏まえ、過剰な収支差額(利益)や内部留保を生じさせないために指定管理料を精緻かつ的確に算定するよう求められていたとのことであるが、過剰な収支差額(利益)や内部留保を生じさせないための合理的な指定管理料の積算方法につき、さらに、具体的かつ的確な検討を進める必要があると思料される。なお、上記の検討を一層進められた結果、指定管理料を的確に見積もることが困難であるということとなる場合には、一つの方法として「精算」を行う方式を取り入れることも検討に値すると思料されるところであるので、この点付言する。

イ[意見 16] 「外郭団体--**設備整備積立金について**

【事実関係】

堺市社会福祉事業団には、現在のところ、以下のとおりの積立金が存在している。

(単位:千円)

内訳	積 立 目 的 等	R3 末残高
法人運営積 立金	法人設立時に市から「運転資金」として基本金と共に供与されたもの。令和4年度末に基本金に組入れ予定。	37, 000
経営安定化 積 立 金	約2か月分の利用料収入見合いを,回収リスクを鑑み,法人経営の安定化を図る目的で 平成26年度末に剰余金から積立て。	81,000
設備整備	平成7年に第1つぼみ園及び第2つぼみ園の 「修繕・備品購入用」として供与されたも の。これまで不使用。	686
自主事業積 立金	こどもリハビリテーションセンター指定管 理業務における自主事業(土曜日クラブな ど)の運営経費のため、剰余金から積立 て。	2, 163
積立金合計		120, 849

(堺市社会福祉事業団へのヒアリングに基づき監査人作成)

このうち、現在の指定管理者制度の下では、設備整備にかかる費用は指定管理料として堺市から支給されることになっている関係で、「設備整備積立金」は、開設以来、27年間使用されていない。なお、堺市社会福祉事業団の認識としては、設備整備積立金について、市との間で方針の確認をしてきたが、市からは積立金として保有しておくようにとの意向が示されてきたとのことであった。

【意見】

設備整備積立金については積立ての目的が失われている状態であり、使用予定のない積立金となっているのが実態である。市に返還する、取り崩す等の処理を検討されたい。また、その他の積立金についてもその必要性を再検討して整理されたい。

ウ[意見 17] - 外郭団体-堺市社会福祉事業団で利用されている各種 ID・パスワードに関する規定整備について

【事実関係】

現在、下記のシステムが、堺市社会福祉事業団の内部で用いられている。

これらについて、IDとパスワードの発行は、各システムの担当者等の範囲に制限して発行されているようであり、その点は問題がないが、「堺市社会福祉事業団電子計算機管理運用要綱」その他の規程に、こうしたシステム運用に関する具体的な言及がなく、これらに関する具体的な規定が整備されていなかった。

システム名	システムの概要	ID とパスワードの発行範囲
利用料請求 (福祉の森)	利用者情報の管理, サービス利用料 に係る給付費・利用者負担額の管 理, 請求書等発行, 入金管理を行う	各園長・園長代理 利用料請求事務担当職員
給与 (給与大臣)	職員の給与・賞与計算,明細発行, 年末調整処理を行う	給与事務担当者(事務局)
人事 (人事大臣)	職員の社会保険等の管理,及び給料額,各種手当額等の計算・管理等の 給与計算補助を行う	給与事務担当者(事務局)
財務 (福祉大臣)	社会福祉法人会計基準に準拠した財 務会計システム	経理事務担当者
ログ取得 (SKYSEA)	各端末の操作ログ取得, USB デバイス や承認外ソフトウェア等の使用制 限,各端末へのパッチ適用等のメン テナンスを行う	総括電算管理者のみ

(堺市社会福祉事業団へのヒアリングに基づき監査人作成)

【意見】

堺市社会福祉事業団は職員数の多い団体であり、事業団の内部でも、権限を持たない人が各種情報にアクセスできないようにする等といった形で、各種システムに関する内部リスクに関する対策を強化しておくべきである。現在は、それに関する具体的な規定が存在しないため、新たに整備し、利用する職員に対しIDを付与する範囲を明確化すべきである。また、人事異動により担当する職務が交代になった際や、退職した際等についての、ID・パスワードの管理についても明確にすべきである。

エ[意見 18] - 外郭団体- 入札を行う場合と、行わない場合の基準について 【事実関係】

現在、堺市社会福祉事業団では、厚生労働省からの通知「社会福祉法人における入

札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日)34により、同じ名称の旧規定(平成12年2月17日付けのもの)が改正され、基本的には「売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格」が1,000万円を超えるのは入札をすべきとされ、超えないものは随意契約によることができるとされた。この通知の改正を受けて(「平成29年版社会福祉法人モデル経理規程」も参照して)、「堺市社会福祉事業団経理規程」を改正し、「売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合」には随意契約によることができるという改正が行われている(令和2年2月25日施行)35。ただ、予定価格が1,000万円未満の契約についても、入札を行っていないわけではなく、決裁権限を持つ者が判断して、入札により契約相手方が選定されている例もある。

【意見】

厚生労働省の通知に沿った結果,入札を行うか否かの基準を,1,000万円を基準としていること自体は問題がない。また,そのような改正を行った後も,その金額を下回るものについても入札を行っていること自体も評価できる。

ただし、現在、堺市社会福祉事業団が手掛けているのが、全て指定管理者としての管理運営業務であり、コストカットの要請が強いことに鑑みると、契約締結についての決裁権限を持つ者のその時々の随時的な判断とするのではなく、予定価格が1,000万円未満の場合における入札の積極的な利用に関する方針について、理事会の承認を経た上で、長期的な方針を整理しておくことが望ましい。

オ[意見 19] - 外郭団体- **釣銭の管理について**

【事実関係】

南こどもリハビリテーションセンターには、第1つぼみ園、第2つぼみ園、つぼみ診療所、療育の窓おおぞら、事務局といった施設がその中に存在している。そのうち、

³⁴ 平成 29 年 3 月 29 日付け雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知

³⁵ この改正の前は、随意契約によることができる場合か否かは、「堺市社会福祉事業団経理規程」の別表3に定める金額となっており、契約の種類に応じ、「工事又は製造の請負」であれば250万円、「食料品・物品等の買入れ」であれば150万円、「前各号に掲げるもの以外」は100万円が基準とされていた。

現金が使用されているのは5か所であり、出納簿は各拠点・サービス区分に分けて管理作成されている。現地調査の際に、南こどもリハビリテーションセンターの現金管理状況について確認したところ、「つぼみ診療所」で使用している釣銭30,000円について、釣銭資金は「第2つぼみ園」の小口現金を使用しているため、帳簿上は「第2つぼみ園」の小口現金出納簿で計上されている形となっていた。実際の現金は「つぼみ診療所」の手持ち金庫内で管理されている。

監査日現在の帳簿上の残高と実際の現金有高

	「小口現金出納簿」 残高	「現金出納簿」 残高	実際の現金有高
第2つぼみ園	50,000円	_	20,000円
つぼみ診療所	_	20,000円	75, 550円

[※]つぼみ診療所の売上金は現金として扱い、小口現金はない。

(監査日の状況に基づき監査人作成)

【意見】

毎日の業務の終了時に、出納員と現金取扱員の2名が残高を確認し各出納簿上に押 印することとされているが、実際の現金有高の状況と帳簿上の残高が異なる状況での 確認では不十分である。実態に合わせて「つぼみ診療所」の釣銭として資金を渡し管 理されたい。また、各園で小口現金の使用が少ないのであれば、前渡金の金額を見直 し、手許現金は出来るだけ少なくすることが望ましい。

カ[意見 20] - 外郭団体- 現金出納簿における現金取扱員の押印について 【事実関係】

現地調査の際,つぼみ診療所の現金出納簿を確認したところ,監査日の欄の現金取 扱員印が,その日の終了前にもかかわらず押印されていた。経緯を聞いた所,日付を 記載した始業時に押印したとのことであった。

【意見】

現金取扱員印は、1日が終了し締め作業をし現金有高を確認したことを示す大切な 証跡である。業務が形骸化しないよう、適切な業務フローを改めて確認されたい。

3 (公財) 堺市救急医療事業団

(1)団体の概要

寸	団 体 名			公益財団法人堺市救急	急医療事業団			
市	近 管	部	局	健康福祉局健康部健康医療政策課				
所	在		地	堺市西区家原寺町1丁1番2号				
設	立 年	月	日	平成元年9月27日				
基本	金•	資本	金	30,000 千円				
内,	市出資額	頁(率	國)	30,000 千円 (100%)				
他のと	資者及	び出資	資額	なし				
職 員 数(令和4年4月1日現在)				役員 11 名(うち非常 職員 17 名(うち非常 2 名)	助 11 名) 助 14 名 市 0B 常勤職員	1名 市派遣職員		
市との関係性の概要		委託契約	補助金交付	公の施設の 指 定 管 理				
	用との関係性の概要		なし	あり	なし			

	【定款】
	(1) 休日及び夜間における急病診療 (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (公益財団法人堺市救急医療事業団定款第4条)
	【令和3年度の主な事業の概要)
シャ車番中空	(1) 診療事業
主な事業内容	医療提供機能の低下する休日及び夜間の時間帯に、医療の確
	保を図るため、初期急病診療を提供するとともに、重篤な患者
	に対しては、二次後送病院の確保等を行っている。
	特に小児初期診療を安定的に継続して行なうため、医師、非
	常勤看護師の確保等,体制の充実に努めるとともに,後送患者
	受入れを当番制とするなど後送病院の確保に努めている。
	設立当時不十分であった市南部区域の休日及び夜間の診療体制
出資法人の設立経緯	を充実させるため、地元医師会及び薬剤師会の協力を得て、新た
	な急病診療センターの開設と救急医療体制の確立を図るために設
	立された。

(**所管部局からみた**) 当該外郭団体の役割 当該外郭団体は、休日・夜間における急病診療等を目的として 設立され、堺市医師会などの医療関係団体等の協力を得て医療を 提供し、救急医療体制を充実させる役割を担う。

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	138, 581	197, 907	171, 594	155, 682	148, 610	注①
	固定資産	114, 137	113, 867	116, 806	117, 728	121, 362	注②
442	資産合計	252, 718	311, 774	288, 400	273, 410	269, 972	
貸借	流動負債	111, 298	110, 130	111, 783	98, 254	99, 282	注③
対	固定負債	0	0	0	2,800	2, 019	注④
照表	負債合計	111, 298	110, 130	111, 783	101, 054	101, 301	
1	指定正味財産	0	0	0	0	0	
	一般正味財産	141, 420	201, 644	176, 617	172, 356	168, 671	
	正味財産合計	141, 420	201, 644	176, 617	172, 356	168, 671	
	経常収益	594, 783	658, 158	585, 769	528, 990	506, 947	注⑤
正味	経常費用	589, 160	597, 935	610, 781	533, 251	510, 632	注⑥
財	評価損益等	-	-	-	-	_	
産	当期経常増減額	5, 623	60, 223	-25, 012	-4, 261	-3, 685	
増減	経常外収益	0	0	0	0	0	
計	経常外費用	193	0	15	0	0	
算書	当期経常外増減額	-193	0	-15	0	0	
	当期一般正味財産増減 額	5, 430	60, 223	-25, 027	-4, 261	-3, 685	

注①・・普通預金等,注②・・減価償却引当預金等,注③・・未払金等,注④・・長期リース債務,注⑤・・診療収入・補助金,注⑥・・診療業務報酬等

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	_	_	_	_	_	
負担金収入	_	_	_	_	_	
賃貸料収入	35, 501	35, 506	35, 506	36, 225	36, 225	注①
その他	_	_	_	_	_	
合計	_	-	-	-	-	

注①…こども及び泉北の土地・建物賃借料

[市の歳出]	H29	Н30	R1	R2	R3	
補助金	168, 314	193, 826	136, 940	397, 173	299, 798	注②
負担金	-	-	-	_	_	
委託料	-	_	_	_	_	
貸付金	-	_	_	_	_	
出資金	-	_	_	-	_	
その他	_	_	_	_	_	
合計	168, 314	193, 826	136, 940	397, 173	299, 798	

注②…救急医療対策事業運営費補助金

[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	_	_	_	_	_	
債務保証残高	_	-	-	_	_	
損失補償残高	_			-	_	
出資金	30, 000	30, 000	30,000	30, 000	30, 000	注③
その他	_	-	-	_	_	
合計	30, 000	30, 000	30,000	30, 000	30, 000	

注③…設立時出資金

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

補助金額(単位:千円)

	R	1	R	2	R	3
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
堺市救急医療対策 事業(事業団管理 運営事業)	136, 940	136, 940	149, 096	397, 173	149, 487	299, 798
合計	136, 940	136, 940	149, 096	397, 173	149, 487	299, 798

(ウ) 負担金

なし

(工) 業務委託

なし

(才) 指定管理

なし

(カ) 貸付等

[堺市泉北急病診療センターの普通財産の貸付]

財産名称	堺市泉北急病診療センター
財産の用途	休日及び夜間の診療業務
所在地	堺市南区竹城台1丁8番1号
財産所管課	健康医療政策課
分類	普通財産: (有償-減額貸付)
総面積	土地 4,955.80 m ² 建物 1,638.21 m ²
貸付(地上権・地役権設定 などを含む。以下同じ)・ 使用許可等に係る面積	土地 4,955.80 ㎡ 建物 1,638.21 ㎡
貸付・使用許可等の目的	堺市泉北急病診療センター(休日及び夜間における急病診療)の 事業実施
貸付・使用許可等の開始時 期	平成 16 年 4 月 1 日
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和2年4月1日~令和5年3月31日
貸付・使用許可等の根拠法 令	堺市財産の交換、剰余及び無償貸付け等に関する条例
貸付相手を当該外郭団体と した理由	当該外郭団体の使用目的が休日及び夜間における急病診療であ り、公益性が高い事業の実施に供されるため。
賃料の年額	16, 705, 255 円(50%減額)
通常の賃料より賃料が低額 である場合は、その公益上 の必要性	休日及び夜間の時間帯は一般診療所は閉院しており,市民が急な病気をした時に医療機関に受診できず,場合によっては重症化のリスクもあることから,公益上,必要最低限の診療機能を維持する必要性がある。

[堺市こども急病診療センターの普通財産の貸付]

財産名称	堺市こども急病診療センター
財産の用途	休日及び夜間の診療業務
所在地	堺市西区家原寺町1丁1番2号
財産所管課	健康医療政策課

分類	普通財産:(有償-減額貸付)
総面積	土地 1,058.92 ㎡ 建物 1,502.41 ㎡
貸付(地上権・地役権設定などを含む。以下同じ)・ 使用許可等に係る面積	土地 1,058.92 m² 建物 1,502.41 m²
貸付・使用許可等の目的	堺市こども急病診療センター (休日及び夜間における急病診療) の事業実施
貸付・使用許可等の開始時 期	平成 27 年 6 月 1 日
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和2年4月1日~令和5年3月31日
貸付・使用許可等の根拠法 令	堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例
貸付相手を当該外郭団体と した理由	当該外郭団体の使用目的が休日及び夜間における急病診療であ り、公益性が高い事業の実施に供されるため。
賃料の年額	16, 226, 570 円
通常の賃料より賃料が低額 であるか	低額である
通常の賃料より賃料が低額 である場合は、その公益上 の必要性	休日及び夜間の時間帯は一般診療所は閉院しており,市民が急な病気をした時に医療機関に受診できず,場合によっては重症化のリスクもあることから,公益上,必要最低限の診療機能を維持する必要性がある。

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況

ア 役員等(各年度7月時点)

	/H with	令和	元年度	令和2年度		令和	3年度
		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
理事	元市職員	1	(1)	_	_	_	_
[常]	合計	1	(1)	_	_	_	_
	元市職員	-	_	_	_	_	_
理事	現市職員	-	-	_	_	_	_
[非]	合計	-	-	_	_	_	_
F1.—	元市職員	-	-	_	_	_	_
監事	合計	_	-	_	_	_	_
;	役員合計	1	(1)	_	_	_	_

(単位:人。[常]は常勤,[非]は非常勤,[兼]は役員と職員の兼務を指す。)

イ 職員(各年度7月時点)

職員形態		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
	元市職員	1	(1)	_	ı	_	_
フ	市派遣職員	2	_	3	-	3	_
短 元市職員		_	_	_	ı	_	_
合 計		3	(1)	3	(0)	3	(0)

(単位:人。[フ]はフルタイム, [短]は短時間, [兼]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

直近3年度における市による職員の派遣に関し、市が職員を負担しているものはない。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

/ 「外到四件の兄直しに向けた取租力」	の個別団件玖旭刀町の進沙仏ル
取組 方針	進 捗 状 況
○安定的・継続的に休日夜間急病診療を提供するための運営体制の検討 ・課題の抽出と解決に向けた体制の検討 (令和3年度) ・新たな体制での運営の実施(令和4年度)	本市及び医師会等の関係団体においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応に注力する必要があったことから、関係団体との調整に至らなかった。 今後、同感染症への対応状況を見極めながら、最適な運営体制を検討する予定である。
○支出経費の見直し ・医薬品の共同調達の検討(令和3年度) ・検討結果を踏まえた実施による経費削減(令和4年度)	医薬品共同調達の検討を実施したが、事業団の規模では共同購入の参加の条件を満たさない状況である。このことから、今後、支出経費の見直しに向けて他の手法を検討する予定である。
○団体が診療を行っていない時間帯における駐車場を含めた施設全体の有効活用策の検討・駐車場活用の収益性調査,施設全体の利活用についての方針決定(令和3年度)・調査結果及び方針を踏まえた事業実施(令和4年度)	駐車場の活用については、民間事業者による調査を実施したが、収益性が見込めないため同活用が困難であるとの結果であった。 今後、周辺地域の環境の変化を注視し、医療法との整合性を図りながら、建物も含めた施設全体の具体的な活用策を検討する予定である。

(6) 堺市財政危機脱却プラン (案) における主な取組項目の進捗状況

主な取組	進 捗 状 況
該当なし	

(7) 指摘事項等

ア[意見 21] | 外郭団体 | 補助金交付申請額の誤りについて

【事実関係】

補助金の交付申請において、固定資産取得支出にかかる特定資産取崩収入を計上していないため、過大な運営補助金の概算払いが発生した。

【意見】

団体は、将来の固定資産取得に備えるために、運営補助金で既存資産の減価償却費に相当する特定資産の積立てを行っている。そして、固定資産取得に際しては、当該積立金を充当し、不足分について補助金の交付を申請することになる。令和3年度の補助金交付申請において、医事会計サーバーに係る取得支出4,018千円を計上したが、当該取得に備えた特定資産の取崩収入8,640千円を計上しないまま補助金交付申請したため、過大な運営補助金の概算払いが発生した。補助金確定時に、特定資産の取崩収入は計上されているが、極力、補助金の概算払い支出を抑えるために、補助金申請段階で特定資産の取崩収入を計上することが望ましい。

イ[指摘事項2] - 外郭団体-電子カルテの監査の未実施について

【事実関係】

「診療録及び診療諸記録の電子保存に関する運用管理規程」第25条に基づく、電子 カルテの監査が実施されていなかった。

【指摘】

近年、ハッカー集団からのサイバー攻撃に遭い、医療情報システムが停止し、病院機能が麻痺する事例が発生している。団体の事業は、患者の診療情報等プライバシー性が高い情報を多く扱っており、情報セキュリティの強化が求められるところであり、主体的に電子カルテの監査を実施することは重要である。「診療録及び診療諸記録の電子保存に関する運用管理規程」第25条においても、システム管理者は、監査責任者に毎年2回、電子カルテの監査を実施させ、結果の報告を受けることになっている。しかしながら、職員数が少ないこと、内部に情報システムの専門家が存在しないことから、監査は実施されていなかった。今後、堺市所管課と連携を図りながら、電子カルテの監査を適切に実施されたい。

「診療録及び診療諸記録の電子保存に関する運用管理規程」

- 第25条 システム管理者は、監査責任者に毎年2回、電子カルテの監査を実施させ、監査 結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な措置を講じなければ ならない。
- 2 監査の内容については、電子カルテ委員会の審議を経て、センター長がこれを定める。
- 3 システム管理者は、必要な場合、臨時の監査を監査責任者に命ずることができる。

ウ〔指摘事項3〕 「所管課」 堺市救急医療対策事業運営費補助金(事業団管理運営事業) の算定に関する基本的な考え方について

【事実関係】

堺市救急医療対策事業運営費補助金(事業団管理運営事業)(以下「運営補助金」という。)は、「事業団が実施する救急医療確保対策事業及び事業団の管理運営事業に要する経費」につき、「別に市長が予算で定める額」を基準額として、支給される補助金であるとされる(運営補助金要綱別表)。

【指摘】

堺市補助金交付規則第23条第1項において、補助金に関する要綱において定めるべき事項の一つとして補助金の額が挙げられている。これは、当該要綱において補助金の額または額の算定について方法等を規定することにより、当該補助金の交付に対する一定の在り方を示すものであると解される。このような規則第23条第1項の趣旨からすれば、運営補助金要綱において「事業団が実施する救急医療確保対策事業及び事業団の管理運営事業に要する経費」につき、「別に市長が予算で定める額」を交付するという包括的な事項のみを規定することは、かかる上記規則が補助金の額について定めるべきとした趣旨に沿うものではない。よって、運営補助金要綱において、補助金の額についての基本的な考え方を可能な限り明記するようにすべきである。

【事実関係】

運営補助金要綱等によれば、運営補助金は、おおむね補助金の交付の申請(運営補助金要綱6)に応じて補助金の交付決定がなされ(運営補助金要綱9)、概算払いにて補助金が交付された後、団体の実績報告を受けて補助金額の確定及び精算がされることとなっている(運営補助金要綱13・14)。

ところで、令和3年4月1日付け「堺市救急医療対策事業運営費補助金(事業団管理運営事業)の交付について」と題する起案文書において、令和3年度の運営補助金の交付決定額が149、487、000円とされているところ、少なくとも当該起案文書のみからはいかなる根拠に基づき当該金額が算出されているのかを容易に読み取ることはできなかった。また、同起案文書添付の運営補助金交付申請書において、上記金額の記載があったものの、いかなる事実によってどれくらいの金額の補助金の額が変更になるのかの根拠について、少なくとも当該起案文書のみからは容易に読み取ることはできなかった(これらの点はその余の監査対象年度においても確認できた。)。

【指摘】

そもそも,運営補助金の金額がいかなる過程により算出されたのかということは,補助金交付申請の妥当性の審査において,極めて重要な要素となるべきものである。 したがって,運営補助金申請書及びこれを踏まえた起案文書において,運営補助金の金額の算出過程を容易に読み取ることができるようにするべきである。

また、令和3年度において、令和3年10月15日付及び12月21日付けにて運営補助金の額を増額する旨の変更交付決定がなされている。これは、団体作成の変更交付申請書によれば、いずれも「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による患者数の減少により診療報酬が例年に比べて減少しており、経営に支障をきたすことが予想される」ことを理由とするものであるが、当初の運営補助金交付決定と同様に、これらについて、申請書及びこれに基づく起案文書において容易に読み取ることができるようにするべきである。

オ[指摘事項5] 所管課事業団が使用する土地建物の貸付料の減額貸付の起案 文書における理由の記載について

【事実関係】

堺市は、堺市救急医療事業団に対し、堺市泉北急病診療センター及び堺市こども急病診療センターの土地建物(以下「本件土地建物」という。)について、普通財産の貸付けを行っている。そして、本件土地建物については、いずれも起案文書において「堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例(以下「減額条例」という。)

第4条第1項の規定に基づき減額(50%減額)」すると記載がある。

【指摘】

まず、減額条例第4条第1項は、「普通財産は、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、これを無償により、又は時価よりも減額して貸し付けることができる。」と抽象的な内容を規定している。したがって、堺市が事業団に本件土地建物の貸付けを行う際に貸付料を減額するのであれば、いかなる点で同条に該当するのかについて、起案文書において具体的なあてはめの記載が必要である。しかし、起案文書にはそのような記述は一切なく、単に条文の番号が記載されているにとどまっている。起案文書においては、条文の番号のみならず、具体的なあてはめも記載されるべきである。

カ[指摘事項6] - 外郭団体- 小児後送ベッド確保対策について

【事実関係】

堺市救急医療事業団が運営する堺市泉北急病診療センター及び堺市こども急病診療センターは、休日・夜間における軽度の外来診療患者を受け入れる初期救急医療を行っているものの、外来診療患者の中には重症度が高く、入院などの対応が必要とされることがある。このうち、小児については、小児科医の確保が困難であることなどから、特に病床の確保が必要であるとして、小児後送ベッド確保対策事業が行われている。

小児後送ベッド確保対策事業は,「堺市急病診療センター小児科後送患者受け入れ業務実施要領」に基づき行われている。同要領によれば,当該事業は急病診療センターの診療時間内において,後送患者受け入れのための必要な応需体制を取ることを団体が病院に求め,病院が応需体制の確保を行ったベッドの実績に応じ,1床当たり35,000円を団体が支払うものとされている。そして,かかる事業の実施のために団体と病院との間で特段の契約書は作成されていない。

【指摘】

後送患者受入業務の法的な位置付けは、①病院が病床を確保し、後送された患者の 診療を行う、②団体が病院に対し①の対価を支払う旨の合意であると解される。した がって、病院が病床を確保する義務を負うことなどの権利義務関係を明確にするためにも、団体と病院との間で契約書が作成されるべきである。

4 (株) さかい新事業創造センター

(1)団体の概要

				to to the second		
<u>4</u>	体	名	株式会社さかい新事業	準創造センター		
市所	管 部	局	産業振興局産業戦略部	『イノベーション投資の	足進室	
111 171	पाच व	/FIJ	中百舌鳥イノベーショ	ン創出拠点担当		
			堺市北区長曽根町 130) 番地 42		
所	在	地	Managari			
設 立	年 月	日	平成 14 年 5 月 29 日			
基本金	え・資フ	本 金	1,704,000 千円			
内,市	出資額(率)	854,000 千円(50.1%)			
他の出資	者及び出	資額	独立行政法人中小企業基盤整備機構(830,000 千円) 堺商工会議所(20,000 千円)			
職	員	数	役員 10 名(うち非常勤	为7名) ————————————————————————————————————		
(令和4年	4月1日	現在)	職員7名(うち市派遣	職員 2 名)		
市との	関係性の	概要	委託契約	補助金交付	公の施設の 指 定 管 理	
			あり	なし	なし	

設立目的 (定款)	新事業の創出促進等による地域産業の活性化を図ること(定款 第2条)
主な事業内容	【定款】 1. 研究室,事務室,工場,研修室,駐車場等の諸施設及びこれらに付帯する設備の賃貸及び管理運営 2. 経営管理,販売,財務,労務,技術等の経営全般に関するコンサルティング業務 3. 大学や試験研究機関と企業若しくは企業間の提携・交流の斡旋 4. 講演会,研修会,交流会等の企画開催 5. 経済,経営,産業技術等に関する調査研究の受託 6. 情報処理及び情報提供サービス業務 7. 前各号に付帯関連する一切の業務

	(定款第2条各号)
	【令和3年度の主な事業の概要))
	(1) インキュベーション事業
	・オフィス・ラボ等の賃貸事業 創業者や中小企業,大学発ベンチャー企業等に対し,多 様なニーズに対応するオフィス・ラボ等を提供するとと もに,起業・創業をめざす人や起業家が自発的に学び, 事業活動や情報収集・交流ができるシェアードオフィス
	を提供する。
	・新事業創出総合サポート事業
	新事業に挑戦する創業間もない起業家等に対し、インキュベーション・マネージャーによる事業立ち上げ支援、事業計画の進捗管理、各専門分野の問題解決支援をはじめ、協力企業や投資家との対外連携・協力者獲得支援等を実施するほか、企業交流会を開催する。
	・起業者育成事業 起業・創業をめざすあらゆる人材の発掘と交流の場の 提供及び事業経営に関する知識の習得や課題解決及び実 践指導等を行うことにより、創業の促進を図る。 ・入居企業 PR 事業
	弊社ホームページのほか,さまざまな機会や媒体による入居企業の紹介等を行い,ビジネスチャンスの拡大を
	図る。 (2) 連携事業 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	・産学連携事業 大阪府立大学をはじめとした地域の大学等(各研究機関)のリエゾン機能との情報交換を行うとともに,入居企業のビジネスニーズと大学等の技術シーズとのマッチング支援を行う。
	・産業支援機関連携事業 堺市,公益財団法人堺市産業振興センター,堺商工会
	議所, 独立行政法人中小企業基盤整備機構, 株式会社日
	本政策金融公庫,地域金融機関,他都市の産業支援機関 とのセミナーの共同開催や事業連携等により,入居企業 の経営支援を行う。
出資法人の設立経緯	研究開発から事業化までの各段階において総合的な支援環境を整備することにより、新たな経済活動の担い手となるベンチャー・中小企業の新事業の創出を支援することを目的に平成14年5月29日に設立。
(所管部局からみた) 当該外郭団体の役割	オフィス等の事業スペースと多角的な経営支援サービスの一体 的提供など創業間もない企業や創業予定者に対する直接的な支 援

(所管部局からみた) 市の施策推進上の課題 施設整備から年数が経過していることから、計画的な施設の修繕が必要である。

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	456, 231	488, 873	591, 998	527, 053	486, 509	注①
	固定資産	1, 353, 491	1, 328, 063	1, 230, 873	1, 311, 801	1, 359, 005	注②
貸	資産合計	1, 809, 722	1, 816, 936	1, 822, 871	1, 838, 854	1, 845, 514	
借対	流動負債	28, 164	25, 540	26, 404	32, 762	36, 960	注③
照	固定負債	14, 567	16, 812	15, 832	16, 187	16, 554	注④
表	負債合計	42, 732	42, 352	42, 236	48, 949	53, 515	
	株主資本	1, 766, 990	1, 774, 584	1, 780, 634	1, 789, 904	1, 791, 999	注⑤
	純資産合計	1, 766, 990	1, 774, 584	1, 780, 634	1, 789, 904	1, 791, 999	
	売上高	155, 666	159, 231	160, 795	172, 704	171, 813	注⑥
	売上原価	123, 552	126, 075	126, 755	131, 742	130, 425	注⑦
	販売費及び一般管 理費	22, 188	23, 504	24, 577	26, 684	26, 106	注⑧
損	営業利益	9, 925	9, 651	9, 462	14, 278	15, 281	
益	営業外収益	2, 367	3, 390	2, 584	1,682	2, 333	注⑨
計算	営業外費用	-	-	_	_	-	
書	経常利益	12, 292	13, 042	12, 046	15, 960	17, 614	
	特別利益	_	-	_	_	_	
	特別損失	-	-	914	_	12, 472	注⑩
	税引前当期純利 益	12, 292	7, 593	11, 132	15, 960	5, 142	

注①・現金・預金,注②・建物・地上権・投資有価証券,注③・未払い法人税・前受収益,注④・預り保証金,注⑤・資本金・利益剰余金,注⑥・賃貸料・受託収入,注⑦・委託料,減価償却費,注⑧・人件費,注⑨・利息,注⑩・固定資産除却損

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

(単位:千円)

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	_	-	_	_	_	
負担金収入	_	-	_	_	_	
賃貸料収入	_	-	_	_	_	

その他	_	-	-	_	_	
合計	_	_	_	_	_	

[市の歳出]	H29	Н30	R1	R2	R3	
補助金	_	_	_	_	_	
負担金	_	_	_	_	_	
委託料	66, 274	66, 636	66, 943	82, 113	79, 940	注①
貸付金	_	_	_	_	_	
出資金	_	_	_	_	_	
その他	_	_	_	_	_	
合計	66, 274	66, 636	66, 943	82, 113	79, 940	

注①・・さかいスタートアップアクセラレーション事業委託等

[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	_	1	-	_	_	
債務保証残高	_	-	_	_	_	
損失補償残高	_	_	-	_	-	
出資金	854, 000	854, 000	854, 000	854, 000	854, 000	
その他	_	-	_	_	_	
合計	854, 000	854, 000	854, 000	854, 000	854, 000	

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

なし

(ウ) 負担金

なし

(エ) 業務委託

委託料 (単位:千円)

R 1	R 2	R 3

	予算	決算	予算	決算	予算	決算
さかいスタートアッ プアクセラレーショ ン事業	66, 947	66, 943	76, 947	76, 890	76, 947	79, 940
堺スタイルビジネス コンテスト事業	-	Í	_	5, 222	-	-
合計	66, 947	66, 943	76, 947	82, 113	76, 947	79, 940

(才) 指定管理

なし

(カ) 貸付等

なし

ウ その他事業

事業名	賃貸事業
令和3年度事業支出	58,717,491円 (間接人件費,間接経費等を含まない直接費) (賃貸事業原価) 84,824,192円 (間接人件費,間接経費等を含む) (賃貸事業原価+販売費・一般 管理費)
令和3年度事業収入	98, 825, 812 円
事業目的	起業者や新分野進出をめざす中小企業等に対し、新事業活動を行う上で必要不可欠となるオフィス・ラボ等の操業環境を提供することで起業の支援を行う。
事業概要	企業の規模に応じた良好な操業スペース等を提供する賃貸業務として,入居者の確保,建物の設備メンテナンス,計画的な修繕等の維持管理及び運営業務を行う。
活動指標がある場合, 指標と実績	平均入居率 令和元年度 89.1% 令和 2 年度 85.5% 令和 3 年度 87.2%
成果指標の有無	無(当該事業はハード面の支援であり、成果指標を設定するものではないため)

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況

ア 役員等(各年度7月時点)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
役 職	総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]

理事	元市職員	1	_	1	-	1	_
[常]	合計	1	-	1	-	1	-
	元市職員	_	-	_	-	_	-
理事	現市職員	1	-	1	-	1	-
[非]	合計	1	_	1	_	1	_
	元市職員	_	_	_	_	_	_
監事	合計	_	-	_	_	-	_
役員合計		2	_	2	_	2	_

(単位:人。**[常]**は常勤,**[非]**は非常勤,**[兼]**は役員と職員の兼務を指す。)

イ 職員(各年度7月時点)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	職員形態	総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
フ	元市職員	1	_	2	-	2	_
	市派遣職員	2	_	2	-	2	_
短	元市職員	_	_	_	_	_	_
- - 금 - 計		3	_	4	-	4	_

(単位:人。[フ]はフルタイム, [短]は短時間, [兼]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

なし

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

取組 方 針	進 捗 状 況 (令和4年3月末現在)
○施設の維持・管理に関する業務等の間接部門について、堺市産業振興センターへの事務委託等も含め、効率的な事務運営に向けて検討・両団体による運営手法の検討(令和3年度)・検討結果を踏まえ見直しを実施(令和4年度)	効率的な施設維持管理業務の推進のため、必要に応じて堺市産業振興センターの技術職員に相談ができる体制の構築や、業者との調整時にサポートを受けられるなど、協力体制を確立した。 ・大部屋をベンチャー企業に貸し付け、サブリースするスモールオフィスを開設した。(4月)

- ○起業,創業支援の中核拠点として,スタートアップ支援機能の強化を図るため,大阪府立大学や大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム等の関係機関との連携を強化
 - ・引き続き大阪府立大学や大阪スタートアップ・ エコシステムコンソーシアム等の関係機関との 連携を強化(令和3年度)
- ○ベンチャーキャピタル等と連携するなど,投資価値のあるスタートアップの発掘及び支援強化
 - ・スタートアップに対する資金調達を含む成長段階に即した支援を強化(令和3年度)

- ・【大阪府立大学】S-Cube が実施 するセミナーやワークショップへ の学生の参加、大学におけるビジ ネスアイデアコンテストへの協力 等の連携を行った。
- ・【その他】大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアムや新たに設立されたNAKAMOZUイノベーションコア創出コンソーシアムの会議や事業に参画した。
- ・堺市内でスタートアップが実証 事業を行う「堺市スタートアップ 実証推進事業」を新たに実施し た。

(6) 堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況

注)(5)で述べたものは,省略。

主な取組	進 捗 状 況
なし	なし

(7) 指摘事項等

ア[意見 22] 所管課 さかい新事業創造センターに対する委託事業の成果指標について

【事実関係】

堺市から新事業創造センターに対して、さかいスタートアップアクセラレーション 業務が委託されている。同業務は①育成支援事業、②成長支援・事業活動支援業務、 ③起業家創出・育成業務からなるが、活動指標・成果指標が策定されていない。この 点について、市は、同業務が入居者や起業家の成長支援を行うものであり、成長の到 達目標や到達度について各入居者や起業家により違いがあることから、一律に活動指 標・成果指標を策定することは困難であると、理由を説明している。

【意見】

各入居者や起業家により個別事情はあっても、支援に対する満足度を指標とすることや、支援活動となるイベント開催などを指標とすることは可能である。活動指標・成果指標を策定することにより、各入居者や起業家に対して充実した支援を検討することが可能になると考えられるため、活動指標・成果指標を策定されたい。

イ[指摘事項7] - 所管課·外郭団体- 情報セキュリティ規程に基づくシステム監査 について

【事実関係】

新事業創造センターにおいては、平成14年の設立以来、システム監査は実施されていない。平成27年の株式会社さかい新事業創造センター情報セキュリティ規程施行後も同第23条に定めるシステム監査の必要性の検討、実施がされていない。

[株式会社さかい新事業創造センター情報セキュリティ規程]

(システム監査)

- 第23条 会社は、必要に応じて、電子情報の保護及び管理の状況について、システム監査 (電子情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者に行わせる監査をいう。以下同 じ。)を実施するものとする。
- 2 会社は、前項のシステム監査の結果により、必要な改善措置を講ずるものとする。

【指摘事項】

新事業創造センターは役員10名(うち非常勤7名),事務局7名であり、内部に情報セキュリティの専門家は存在しない。これまでにシステム監査を行ったことがないため、システム監査のノウハウも存在しない。そのため、今後もシステム監査を行うとは困難である。

近年電子情報の重要性が増大し、それに伴って情報漏洩事故が発生した場合の被害・影響は非常に大きく、情報漏洩事故の発生は報道でも大きく取り上げられている。情報に関する事故の発生するリスクを減少させるため、新事業創造センターに対してはシステム監査の実施を求めるが、堺市においてはシステム監査の実施を希望する外郭団体に対して、必要な支援を実施されたい。

ウ[指摘事項8] - 外郭団体- 資金計画の作成について

【事実関係】

株式会社さかい新事業創造センター経理規程(以下,「経理規程」という。)第21 条において,「業務担当マネージャーは,事業計画に基づいて月次の資金計画を作成 し,事業部長に報告しなければならない。」と規定されている。しかし,新事業創造 センターで資金計画に該当する資料は作成しておらず,当該資料に基づく事業部長へ の報告も行われていない36。

なお、株式会社さかい新事業創造センター資金運用規程によって保有資金の運用に ついての規定があり、運用の原則として、以下のように定められている。

第2条 資金の運用は、元本の償還及び利息の支払いについて確実性の高い安全な方法によるものとする。

2 運用に当たっては、運用すべき期間及び金額について十分な見通しを立て、資金繰りに 支障のないよう努めなければならない。

【指摘事項】

この点,資金計画作成は事業計画の実施のため必要なものとの位置付けであり,経 理規程に沿った業務実施を徹底されたい。

なお、平成14年の設立から20年が経過し、建物の修繕等施設維持管理への資金需要が高まる中、中長期の事業計画を基にした資金計画は、資金繰りや事業全体の適切な資金配分の観点から重要性がより高まっていくことも考えられる。また、上記資金運用規程の第2項のとおり、運用に当たっては、資金繰りに支障がないよう努めることが求められていることからも、資金計画の作成が必要である。

さらに、団体の決算書によると、各事業年度末の現金・預金及び資産合計、売上高 の推移は以下のとおりである。

<現金・預金,資産合計,売上高の年度別推移>

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金・預金	477, 948	465, 383	501, 364	489, 125	411, 941
資産合計	1, 809, 722	1, 816, 936	1, 822, 871	1, 838, 854	1, 845, 514
売 上 高	155, 666	159, 231	160, 795	172, 704	171, 813

(各年度決算書を基に監査人作成)

ここで、資産合計や売上高といった事業規模に対して現金・預金残高が比較的大き

³⁶ この点, 臨時的な収入や支出が発生する場合, 事業本部長及び事業部長との協議は行っているとのことである。

くなっているが、これは将来的な施設整備や事業展開のための資金であるとのことである。この点、当該資金需要を明確にするものが事業計画に基づく資金計画であることから、現状の資金残高が適正水準であることを示す根拠としても、資金計画の作成が求められると考える。

エ[意見 23] 「外郭団体」中期経営に関するモニタリング実施について 【事実関係】

中期経営計画を策定した以上,毎事業年度において,目標と実績の比較分析や事業の進捗状況の検討といった振り返りを行い,次年度の事業計画や次期中期計画策定に役立てることが必要と考えられるが,現状,このようなモニタリングが取締役会等のマネジメントレベルで行われている実態がない。

【意見】

団体では、平成29年5月10日付で中期経営計画(平成29年度~平成33年度)を作成 している。当該計画には、経営方針や経営目標としての財務数値、年度別重点的活動 計画といった各種事項が記載されており、5年間の団体の進むべき方向が定性的、定 量的に明確となっている。

中期経営計画は、企業が中期的に目指す在り方(中長期的なビジョン)の実現のために計画期間の中で実施すべきことを示すものであり、年度単位の事業計画等の基礎となるものである。当然、事業計画の策定に当たって財務数値や計画進捗状況等の確認は実施されているが、中期経営計画で設定されている各種目標や活動計画の状況を明確に評価する仕組みの構築は、企業経営において必要であると考える。この点、中期経営計画について、年度ごとの進捗状況確認とフォローアップを実施する仕組みを構築し、次年度事業計画や次期中期経営計画策定の際の参考とすべきである。

オ〔意見 24〕 外郭団体 小口現金残高の適正化について

【事実関係】

経理規程第16条第1項では、「日常の小口支払に充てるため、一定額の現金を置くことができる。」とし、残高の上限額までは規定していない。しかしながら、小口現金の出納状況に鑑み、小口現金残高を必要最低限とすることが望ましい。

【意見】

小口現金は日常業務の中で発生する現金払いの必要性に対応する目的で保管されるものである。団体では、現状、職員の立替交通費の精算、消耗品や印紙の購入等に充てており、おおむね、15万円程度の残高を維持している。この点、日常の出納状況から、多額の支出が行われる実態はなく、15万円程度という小口現金残高は必ずしも必要額であるとは言えない。むしろ、有価物保管に伴い発生する紛失や盗難のリスクを無用に大きくし、また、事務負担の増加も招いている。なお、立替経費の精算を現在の現金払いから銀行振込の方法に変更することにより、取り扱う小口現金残高を大きく減少させることができ、新たな用途がないと仮定すると、15万円程度の残高を保管する必要はないと考えられる。

適正な保管残高を検討されたい。

5 (公財) 堺市産業振興センター

(1) 団体の概要

団	体		名	公益財団法人堺市産業	性振興センター		
市	所 管	部	局	産業振興局産業戦略部	『地域産業課		
所	在		地	堺市北区長曽根町 183	番地 5		
設	立 年	月	日	平成18年4月1日(昭和32年8月8日)		
基本	、金・	資本	金	778,000 千円			
内,	市出資額	頁(率	₫)	433, 500, 000 円 (55. 72	%)		
他の出資者及び出資額							
職(令和	員 4年4月	1日基	数 現在)	役員 20 名 (うち非常勤 16 名)			
市と	の関係性	生の櫻	要	委託 契約	補助金交付	公の施設の	

		指定管理
あり	あり	なし

設立目的(定款)	中小商工業者等の経済活動の円滑化と、企業の経営や財務の安定化を推進し、堺市及び南大阪地域の地場産業をはじめとする中小企業の振興を図ることを目的とする。また、中小企業に勤務する勤労者等に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、あわせて地域の企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。
主な事業内容	【定款】 (1)経営革新及び経営基盤の強化,経営資源の確保の支援に関する事業 (2)技術研究開発の支援及び産学官連携・技術開発コーディネート支援に関する事業 (3)新事業の創出及び成長企業に対する支援に関する事業 (4)産業経済に関する情報収集・発信及び調査研究に関する事業 (5)地場産業の紹介,製品展示及び販路開拓等の需要開拓に関する事業 (6)中小企業の融資斡旋,融資補完及び融資相談に関する事業 (7)会場提供に関する事業 (8)中小企業の融資斡旋,融資補完及び融資相談に関する事業 (9)その他目的を達成するために必要な事業 (公益財団法人堺市産業振興センター定款第4条) 【令和3年度の主な事業の概要】 (1)経営支援事業 経営相談(訪問型)・マッチング支援事業,エキスパート派遺事業,デジタル情報誌,ホームページ等による情報発信及び調査研究,知的財産活用支援事業,大規模展示会出展支援事業,産学官連携・製品技術開発支援事業,成長産業分野育成プロジェクト事業,スマートものづくり導入支援センター事業の実施。 (2)人材育成事業ものづくり人材育成事業(ものづくり経営大学),テーマ別各種セミナー等の開催 (3)需要開拓事業常設展示事業(堺市産業振興センター1階常設展示場),販路開拓事業常設展示事業(堺市産業振興センター1階常設展示場),販路開拓事業,海外需要拡大事業,イベント事業の実施。 (4)伝統産業会館運営事業 堺の伝統産業会館運営事業 堺の伝統産業の振興拠点として堺伝統産業会館を管理運営し、展示,実演,体験による情報発信,堺伝統産業会館内及びネットを活用した伝統産品等地場産品の販売を行う。

	(5) 会場提供事業 多目的に使用可能なイベントホールをはじめ、大小会議室、セミナー室等、14 施設の会場提供を行う。 (6) 金融支援事業 市内中小企業者の事業資金融資の相談、斡旋業務を行う。
出資法人の設立経緯	【 (公財) 堺市産業振興センター】 昭和32年8月8日 財団法人堺市中小企業振興会 設立許可 昭和60年8月16日 財団法人南大阪地域地場産業振興センター 設立許可 平成18年4月1日 財団法人堺市中小企業振興会が財団法人 南大阪地域地場産業振興センターを統合し,財団法人堺市産業振興センターに名称変更 平成24年4月1日 大阪府知事から公益財団法人の認定を受け,公益財団法人堺市産業振興センターに名称変更 【 (公財) 堺市勤労者福祉サービスセンター】 昭和63年10月1日 財団法人堺市中小企業勤労者福祉サービスセンター設立(9/30に大阪府知事から設立許可) 平成24年4月1日 大阪府知事から公益財団法人の認定を受け,公益財団法人へ移行
(所管部局からみた) 当該外郭団体の役割	市内中小企業の経営ニーズに的確に対応できる専門知識や企業情報の蓄積を生かし、中小企業の総合的支援拠点として、堺商工会議所やさかい新事業創造センター等と連携し、個々の企業の経営課題の把握とその解決、経営基盤の強化、また新たなビジネス創出のために積極的な支援を行うことで中小企業振興に寄与する。
(所管部局からみた) 今後への期待	中百舌鳥エリア内(堺商工会議所やさかい新事業創造センター等)での連携だけでなく、大阪産業局や南大阪地域の各市や会議所等とも連携して、大阪全体としての産業振興機能の強化を図ることに寄与することを期待している。
(所管部局からみた) 市の施策推進上の課題	・堺市基本計画において、伝統産業のブランド力向上による活性化の KPI を「堺伝統産業会館などにおける伝統産品などの年間売上金額 2 億円」と位置付けており、2025 年の目標達成に向け、来館者や売り上げの増加に向けた更なる取り組みが必要。 ・堺産業戦略に掲げる「サービス産業の生産性向上」を推進するため、市内サービス業の経営課題等の把握と支援ノウハウの蓄積が必要。

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	279, 097	558, 611	300, 788	230, 174	258, 313	
	固定資産	7, 094, 206	6, 173, 437	5, 859, 490	5, 683, 704	5, 591, 368	
1150	資産合計	7, 373, 303	6, 732, 048	6, 160, 278	5, 913, 778	5, 849, 681	
貸借	流動負債	275, 089	575, 535	291, 432	178, 397	199, 203	
対	固定負債	2, 617, 769	1, 625, 382	1, 332, 070	1, 285, 822	1, 168, 636	
照表	負債合計	2, 892, 858	2, 200, 917	1, 623, 503	1, 464, 220	1, 367, 839	
10	指定正味財産	1, 054, 689	1, 077, 310	1, 071, 986	1, 130, 233	1, 161, 751	
	一般正味財産	3, 425, 754	3, 453, 820	3, 464, 788	3, 319, 326	3, 320, 091	
	正味財産合計	4, 480, 444	4, 531, 131	4, 536, 774	4, 449, 558	4, 481, 842	
	経常収益	551, 138	544, 334	522, 045	521, 883	490, 839	
正	経常費用	494, 772	516, 168	510, 676	670, 295	490, 507	
味	評価損益等	_	-	-	-	-	
財産	当期経常増減額	56, 365	28, 166	11, 368	-148, 411	332	
増	経常外収益	_	-	_	3, 049	1, 450	
減計	経常外費用	-	-	300	-	917	
算書	当期経常外増減 額	_	_	-300	3, 049	533	
	当期一般正味財 産増減額	56, 365	28, 166	11, 068	-145, 362	866	

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

(単位:千円)

[市の歳入]	Н29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	_	_	_	_	_	
負担金収入	_	-	-	_	_	
賃貸料収入	_	_	_	_	_	
その他	_	-	-	_	-	
合計	_	_	_	-	_	

[市の歳出]	H29	H30	R1	R2	R3	
補助金	324, 913	355, 227	322, 096	358, 651	301, 179	注①

負担金	_	-	_	_	_	
委託料	12, 485	12, 522	12, 249	18, 652	12, 416	注②
貸付金	_	_	_	_	_	
出資金	_	-	_	-	_	
その他	_	_	_	_	_	
合計	337, 398	367, 749	334, 345	377, 303	313, 595	

注①・・センター事業補助金等,注②・・経営・金融委託料

[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	_	_	_	_	_	
債務保証残高	_	_	-	_	_	
損失補償残高	_	-	-	_	_	
出資金	433, 500	433, 500	433, 500	433, 500	433, 500	
その他	_	ı	-	_	_	
合計	433, 500	433, 500	433, 500	433, 500	433, 500	

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

補助金額(単位:千円)

	R 1		R	2	R 3		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
経営支援事業費	102, 494	98, 594	108, 923	91, 987	96, 475	90, 555	
人材育成事業費	4, 530	2, 860	2, 530	2, 560	2, 530	2, 199	
需要開拓事業費	64, 312	54, 886	64, 647	50, 771	65, 026	47, 230	
伝統産業会館運営事 業費	81, 946	55, 978	69, 616	92, 092	90, 691	68, 428	
会場提供事業費	125, 002	109, 775	171, 397	121, 238	137, 638	92, 765	
合 計	378, 284	322, 096	417, 113	358, 651	392, 360	301, 179	

(ウ) 負担金

なし

(工)業務委託

		委託料 委託料							
名 称	R	1	R	2	R 3				
	予算	決算	予算	決算	予算	決算			
融資相談等受付窓口 業務	11, 343	11, 249	11, 413	17, 653	11, 413	11, 389			
製品技術開発支援事業	1,000	1,000	1,000	999	1,000	999			
母子父子寡婦福祉資 金貸付に係る事業関 係経営診断業務	-	ı	ı	-	-	27			
合 計	12, 343	12, 249	12, 413	18, 652	12, 413	12, 416			

(才) 指定管理

なし

(カ) 貸付等

[堺市産業振興センター来客用駐車場敷地の普通財産貸付]

財産名称	産業振興拠点関連地上権
財産の用途	堺市産業振興センター来客用駐車場敷地として利用する
74712	ため
 所在地	堺市北区長曽根町 130 番 43, 堺市北区長曽根町 130 番
771 11.20	13, 堺市北区長曽根町 312番 7
財産所管課	地域産業課
分類	普通財産: (無償貸付)
% 云律	公簿:4,381 m²
総面積	実測: 4,381.96 m²
貸付(地上権・地役権設定などを含	公簿:4,381 ㎡
む。以下同じ)・使用許可等に係る	
面積	実測: 4,381.96 m ²
伏	堺市産業振興センター来客用駐車場敷地として利用する
貸付・使用許可等の目的	ため
貸付・使用許可等の開始時期	平成 15 年 7 月 1 日
令和3年度の使用に係る契約,使用	△和 2 年 4 日 1 日 2 △和 4 年 2 日 21 日
許可の期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日
は田料の左右	全額免除(堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関
使用料の年額	する条例第4条第1項)
社名の理由	堺市産業振興センターは公益財団法人であり、公共的事
減免の理由	業をおこなっているため

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況

ア 役員等(各年度7月時点)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
役職		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
理事	元市職員	2	(1)	2	(1)	2	(1)

[常]	合計	2	(1)	2	(1)	2	(1)
	元市職員	_	ı	_	ı	ı	_
理事	現市職員	_	-	_	-	-	_
[非]	合計	_	_	_	_	_	_
	元市職員	_	-	_	-	_	_
監事	合計	_	-	_	-	_	_
,	役員合計		(1)	2	(1)	2	(1)

(単位:人。[フ]はフルタイム, [短]は短時間, [兼]は役員と職員の兼務を指す。))

イ 職員(各年度7月時点)

職員形態		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
	元市職員	2	(1)	1	(1)	2	(1)
フ	市派遣職員	3	_	4	_	4	_
短	元市職員	2	_	1	_	-	_
合 計		7	(1)	6	(1)	6	(1)

(単位:人。[フ]はフルタイム, [短]は短時間, [兼]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

令和元年3名分,令和2年4名分,令和3年4名分の給料を負担している。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

取 組 方 針	進捗状況
○中小企業の経営支援・福利厚生事業を有効的に実施するため、ワンストップによるサービス提供の手法を検討・本団体と堺市勤労者福祉サービスセンターのサービス提供手法の検討(令和3年度)	・「公益財団合併に関する基本方針」に基づき、合併事務を遂行した。 ・ワンストップによるサービス提供を実施するため、令和4年4月1日付けで「堺市勤労者福祉サービスセンター」と合併。
○大阪全体としての産業振興機能の強化を図るため,(公財)大阪産業局や南大阪地域との連携を強化	・引き続き大阪産業局との情報共 有や企業マッチングをブラッシ ュアップして実施するなど,連 携強化を図った。

- ・引き続き(公財)大阪産業局や南大阪地域との連携を強化(令和3年度)
- ・南大阪地域との連携について は、南大阪地域の地場産品の展 示を継続して実施した。今後、 更なる連携強化に向けて新たな 取組についても検討する予定で ある。
- ○伝統産業会館における伝統産品等の売上増加や堺 市産業振興センターイベントホール及び貸会議室 の利用者増加による自主財源の確保
 - ・伝統産業会館の売上増加や貸館等の利用者増に よる自主財源の確保を推進(令和3年度)
- ・QR コード決済などの多様な支払 方法の導入,販売手数料の引き 上げを実施し,自主財源の確保 を図った。
- ・民間活力導入に向けた事業者ヒ アリングを実施した。
- ・他館との競争力の強化等から Wi-Fi 環境を整備した。

(6) 堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況

注)(5)で述べたものは、省略。

(7) 指摘事項等

ア[指摘事項9] 所管課·外郭団体 情報セキュリティ規程に基づくシステム監査 について

【事実関係】

堺市産業振興センターにおいては、平成27年の「公益財団法人堺市産業振興センター情報セキュリティに関する規程」の施行後も同第23条に定める自己点検、同第24条に定めるシステム監査の必要性の検討、実施がされていない。同第23条に定める自己点検については、堺市より堺市産業振興センターに自己点検シートのひな型が提供されたため、今後実施をされる予定であるが、同第24条に定めるシステム監査については今後も実施の見込みが立っていなかった。

(自己点検)

- 第 23 条 センターは、組織における情報の保護及び管理の状況を、自ら点検するものとする。
- 2 センターは、前項の点検の結果により、必要な改善措置を講ずるものとする。 (システム監査)
- 第24条 センターは、必要に応じて、電子情報の保護及び管理の状況について、システム監査(電子情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者に行わせる監査をいう。以下同じ。)を実施するものとする。
- 2 センターは、前項のシステム監査の結果により、必要な改善措置を講ずるものとする。

(公益財団法人堺市産業振興センター情報セキュリティに関する規程より抜粋)

【指摘事項】

堺市産業振興センターは役員20名(うち非常勤16名),職員42名(うち非常勤23名)であり、一定の組織規模は認められるものの、職員に情報セキュリティの専門家がいるわけではない。そのためにこれまで自己点検もシステム監査も行えておらず、今後もシステム監査を行うことは困難である。近年電子情報の重要性が増大し、それに伴って情報漏洩事故が発生した場合の被害・影響は非常に大きく、情報漏洩事故の発生は報道でも大きく取り上げられている。情報に関する事故の発生するリスクを減少させるため、堺市産業振興センターに対してはシステム監査の実施を求めるが、堺市においても必要な支援を実施されたい。

イ[指摘事項 10] - 所管課-補助金見直しガイドラインの遵守について 【事実関係】

令和3年度に市が堺市産業振興センターに拠出している補助金(堺市公益財団法人 堺市産業振興センター事業補助金)の補助率は66%と2分の1を超えていることから、 「補助金見直しガイドライン」に沿ってその理由を明確にする必要があるところ、そ の理由を明確に示す書類がない。

【指摘事項】

補助率が2分の1を超える補助金があるにもかかわらず、当該補助金が必要な理由を示す書類が存在しない。市から団体への財政援助の一つである補助金拠出に当たり、「補助金見直しガイドライン」を遵守の上、市民への説明責任を果たす必要がある。下記のとおりの「補助金見直しガイドライン」の趣旨に鑑み、市民への説明責任を果たすため、補助金拠出に当たってはルールを遵守することが必要である。

- 3. 具体的見直しチェックポイントと見直しの方向性 (中略)
- (2)補助金額及び補助率は妥当か。

補助事業の成果・実績や補助目的の達成度から補助金額及び補助率の妥当性について 検証し、成果・実績や達成度が十分でない補助金については、廃止または減額の方向 で見直しを行うこと。 なお、補助率は原則として 2 分の 1 以内とする。2 分の 1 を超 える補助率を設定する場合は理由を明確にすること。

(補助金見直しガイドラインより抜粋)

ウ[意見 25] 所管課 市が実施する団体へのモニタリングの実施方法検討について

【事実関係】

産業振興局産業戦略部地域産業課(以下,所管課という。)は堺市産業振興センターへの実地調査を行っている。調査は、市の要綱等で実施の義務付けられた業務ではないものの、外郭団体の財務事務等の状況を確認する上で毎年実施されているものである。この調査に関して、マニュアルがないことから担当者の経験や主観に依存した調査となっており、調査項目の網羅性確保に課題がある。また、他の団体における課題も踏まえた視点での調査という点でも調査方法に検討の余地がある。

【意見】

所管課では所管団体の指導を目的として年に一度現地調査を実施しているが、この調査実施に当たってのマニュアルは存在しない。実施担当者が、「補助事業事務処理マニュアル」(経済産業省大臣官房会計課)といった国のマニュアル等を参考に調査を行っているのが現状である。また、過年度の指摘・発見事項を体系的に取りまとめた資料を参考に調査を行うといったこともできていないため、指摘事項等のフォローアップが網羅的に完了しているかを確認できない。さらに、他団体における指摘事項を参考にした調査も実施できていない。

この点,外郭団体の実地調査に関するマニュアルやチェックシート,過年度指摘事項等のフォローアップシート等を作成して実地調査を運用することで,確認すべき論点やフォローアップすべき事項を網羅的に調査することができ,効率的かつ効果的な指導が可能になると考えられる。外郭団体改革の中で,2022年7月に堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱が改訂されたこともあり,その指導の一環である実地調査の方法について、実効性を高める方法を検討されたい。

エ[意見 26] - 外郭団体-郵送業務の効率化について

【事実関係】

各種案内や請求書の郵送に当たり、総務課と金融支援課では料金後納郵便を採用しているが、経営支援課では切手を使用しており、同一団体で郵送業務の運用に差異が

生じている。

【意見】

総務課と金融支援課では、郵送業務や経理処理の効率化のため、令和3年9月より料金後納郵便を採用している。一方、経営支援課では、従前どおり切手を使用した郵送業務を行っている。経営支援課で料金後納を採用しない理由は、発送量が比較的少なく、切手の貼付や切手の管理の事務が大きな負担ではないことが挙げられる。しかしながら、既に他部署で採用しており導入しやすい状況にあること、月次での郵便料金請求時には部署ごとに管理可能であることから、全体での業務方法統一による効率化や、切手現物保管に伴う紛失・盗難等のリスクに鑑み、可能な限り経営支援課においても料金後納郵便を採用することが望ましい。なお、料金後納郵便を採用している総務課、金融支援課においてもまだ未使用の切手を保有しているが、当然に使用頻度が低いことから、使用頻度の高い部署に移動させる、売却等により処分するといった対応が求められるところである。

オ[意見 27] - 外郭団体- 小口現金残高の適正化について

【事実関係】

経理規程第30条第2項では「小口現金の保有限度額は、1,000,000円とし、その受払い及び保管は、出納責任者がこれに当たる。」とし、団体全体で保有する小口現金の上限を規定している。しかし、釣銭準備金と区別されていないため、規程上、それぞれの必要額が明確になっていない。また、旧公益財団法人堺市勤労者福祉サービスセンター分の小口現金が存在するが、合併の際に小口現金の上限に関する規程の見直しがなされていない。

【意見】

小口現金は日常業務の中で発生する現金払いの必要性に対応する目的で保管される ものである。総務課では、現状、消耗品や印紙の購入等に充てており、おおむね、15 万円程度の残高を維持している。また、これとは別に、堺伝匠館(旧:堺伝統産業会 館)に保管されている釣銭準備金42万円、経営支援課で保管している出張販売イベン ト用の釣銭準備金5万円、勤労者福祉サービス課において旧公益財団法人堺市勤労者 福祉サービスセンター関連業務に係る小口現金15万円程度を保有している。

この点、出納状況に鑑みると、15万円程度という小口現金残高は必ずしも必要額であるとは言えず、有価物保管に伴い発生する紛失や盗難のリスクを無用に大きくし、また、事務負担の増加も招いていると考えられる。一方で、物販を行う堺伝匠館においては一定程度の釣銭準備金が必要であることから、経理規程において通常の小口現金と釣銭準備金を分けて上限額を規定するとともに、両者の必要額を明確にすることが望まれる。また、旧公益財団法人堺市勤労者福祉サービスセンター分の小口現金が存在するが、合併の際に小口現金に関する規程の見直しがなされていないことから、この点でも現状に合った規程とする必要がある。

カ[意見 28] - 所管課·外郭団体-貸会場利用率の向上について 【事実関係】

堺市産業振興センターでは、イベントホール、大小会議室、セミナー室、コンベンションホール、小ホールを一般に貸し出して、使用料収入を得ている。年末年始を除いた全日(年間359日)貸会場が稼働した場合の年間の使用料収入は、188,403,200円となる。令和3年度の使用料収入は89,914,740円であった。貸会場について、平成29年から令和3年度にかけての日数稼働率37の推移は以下のとおりであった。

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
稼働率 (日数)	71. 05%	72. 62%	68. 49%	57. 48%	66. 66%

平成30年度には稼働率が72.62%あったが、新型コロナウイルス感染症拡大による施設休館やイベントホール改修工事の影響もあり、令和2年度には57.48%まで低下し、令和3年度の稼働率は66.66%であった。

【意見】

堺市産業振興センターは, 堺市が中百舌鳥イノベーション創出拠点としている中百 舌鳥地域に立地し, 交通アクセスも良好である。また, 堺商工会議所, さかい新事業

³⁷ 貸出可能日(年末年始及び維持管理のための貸出停止日を除く。)のうち、時間帯を問わず貸出しが行われた日があればそれを1日として計算し、貸出可能日における貸出しが行われた日の割合を算出している。

創造センターに隣接し、近隣には大阪公立大学が立地するなど、貸会場の更なる活用 が見込まれる。

堺市産業振興センターもイベントホールの無線LAN工事を行うほか、イベントホール直前割引を行うなど利便性・稼働率の向上に努めている³⁸が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあるものの令和3年度で日数稼働率が50%台以下にとどまる会場(イベントホール、会議室3,5、セミナー室2,5等)や、区分稼働率の低い会場(イベントホール、会議室3,4,5、セミナー室1,2,4,5など)における稼働率の低い時間帯については直前申込みの割引を検討するなど、早期に少なくとも新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に稼働率を回復し、更に稼働率を向上させ、年間使用料収入を増大させることを検討されたい。

_

³⁸ 他施設では、大阪府立文化芸術創造センターの一部貸室において、2か月前以降の申込みについて、一定の条件で、50%割引を行っている(https://www.enokojima-art.jp/rental-space/)ほか、公益財団法人大阪産業局の運営するマイドームおおさかでは、インターネットから会議室、レンタルスペース使用を申し込んだ場合には、利用料金が10%割引とされている。

⁽https://www.mydome.jp/mydomeosaka/guide/price/conference/)。

6 (公財)堺市公園協会

(1)団体の概要

() Parties	1703								
寸	体	名	公益財団法人堺市公園	園協会					
市所	管 剖	7 局	建設局公園緑地部公園	建設局公園緑地部公園監理課					
所	在	地	堺市堺区東上野芝町1丁4番地3						
設立	年 月	日	昭和45年9月4日設 平成25年7月1日公						
基本会	を・資	本金	1,000 千円						
内, 市	出資額	(率)	市出資額(率) 100%						
他の出資	資者及び出	出資額	なし						
職 (令和4年	員 E4月1	数 日現在)	役員等 13 名(うち非常勤 11 名) 職員 32 名(うち非常勤 20 名)						
市との関係性の概要			委託契約	補助金交付	公の施設の 指 定 管 理				
		•	あり	なし	あり				

設立目的 (定款)	堺市の都市公園の円滑な運営及び健全な利用の促進を図るとと もに、市民の公園緑地に対する愛護精神の普及啓発並びに緑化 の推進に寄与すること
主な事業内容	【定款】 (1) 市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援事業 (2) 都市公園・緑地等の保全と多様な利活用の促進事業 (3) その他協会の目的を達成するために必要な事業 (公益財団法人堺市公園協会定款第4条) 【令和3年度の主な事業の概要】 ・公園愛護会活動支援事業(市委託事業) 堺市公園愛護会(各公園の維持管理のボランティア活動を 行う地域の公園愛護団体の連合体)の運営を行い、市民の公
	園愛護精神の意識醸成に努めるとともに、愛護活動の充実を図る。 活動支援として、公園愛護活動に必要な資材・機材の貸出し及び技術講習等を行い、市民力を活かした活動を促進する。加えて愛護会広報誌「みどり通信」の発行や愛護活動PR看板の設置、校区交流会等を行い、愛護活動の啓発を実施

	する。また、公園愛護会主体のボランティア活動と連携しながら公園の利用促進(樹名札等の設置等)及び公園の美化に努める。また、校区代表者等と連携し、民間等の協力も促進しながら、活動の充実を図る。また、泉北ニュータウン地区においては、自由広場使用の受付、抽選業務を行う。 ・堺市はなみどり基金事業(市委託事業)地域緑化活動支援、花のボランティア活動促進、堺市はなみどり基金の啓発等、都市緑化を推進するための事業として、市民が行う緑化活動の支援及びその財源となる堺市はなみどり基金の啓発を行う。 ・花と緑の市民協働事業(市委託事業)ボランティア団体の運営サポート、市民花壇等管理、緑化祭運営等の、市民協働や各団体の協力による、市内の花や緑があふれるまちづくりの推進を行う。 ・堺市都市緑化センターの指定管理事業・収益事業(駐車場運営等事業)公園利用者の便益を図るため、駐車場の運営、自動販売機の設置等を行う。 ・緑化普及啓発事業(自主事業)花と緑に対する市民の意識向上及び子どもたちの情操教育の一環として、学校を拠点とした緑化活動への支援や、花と
	緑の講習会及び体験学習並びにイベント等を計画し実践する。
出資法人の設立経緯	昭和40年代前半は高度経済成長が著しく、堺市内においても都市化が進展する一方で公害問題が表面化した。公園や緑がその緩和機能として期待されたが、堺市のみではそれらの創出・維持には限界があった。そのため企業をはじめ、民有地における緑化推進の普及啓発や公園のソフト面(円滑な運営や健全な利用促進)の普及が必要なことから、行政機関では取組み難い面を補完する形で昭和45年財団法人堺市公園協会を設立した。その後当財団が担ってきた事業の大半が公益事業であることから、平成25年6月に公益財団法人として認定を取得し、現在に至る。
(所管部局からみた) 当該外郭団体の役割	設立経緯からすれば、市民ボランティア等による公園愛護活動の支援、地域主体の花と緑の活動支援の実施であるが、今後は市民ボランティアのみならず、企業や大学など多様な活動者(団体)との協働や支援を行い、花と緑豊かな堺市への貢献及び行政課題の更なる対応などについても寄与することを期待している。
(所管部局からみた) 今後への期待	市が財政危機宣言を発出するなど、今後、委託料の縮減が予想 される。このようなことから、今後も安定的に公益事業を実施 するために自主財源の確保が可能な団体となることを期待す る。
(所管部局からみた) 市の施策推進上の課題	市からの委託事業に依存している状況にある中, 市が財政危機 宣言を発出するなど, 今後, 委託料の縮減が予想される。この

ようなことから、今後も安定的に公益事業を実施するための自 主財源の確保が課題である。

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	302, 917	284, 316	304, 902	276, 926	275, 046	
	固定資産	275, 606	294, 801	293, 857	278, 653	252, 588	
4	資産合計	578, 524	579, 117	598, 759	555, 579	527, 634	
貸借	流動負債	174, 420	143, 106	158, 241	126, 969	119, 922	
対	固定負債	116, 148	126, 854	128, 232	123, 466	98, 918	
照表	負債合計	290, 569	269, 961	286, 474	250, 435	218, 840	
1	指定正味財産	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	一般正味財産	286, 954	308, 156	311, 285	304, 144	307, 794	
	正味財産合計	287, 954	309, 156	312, 285	305, 144	308, 794	
	経常収益	483, 693	475, 765	468, 704	422, 658	392, 871	
正	経常費用	491, 412	479, 184	462, 794	429, 152	387, 023	
味	評価損益等	_	-	ı	-	ı	
財産	当期経常増減額	-7, 718	-3, 419	5, 909	-6, 493	5, 847	
増	経常外収益	0	27, 569	0	199	389	
減計	経常外費用	2	1, 272	45	0	0	
算	当期経常外増減額	-2	26, 296	-45	199	389	
書	当期一般正味財産増 減額	-7, 721	22, 877	5, 864	-6, 293	6, 237	

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

(単位:千円)

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	_	-	-	_	-	
負担金収入	_	-	_	_	-	
賃貸料収入	_	_	_	_	_	
その他	24, 116	30, 279	22, 902	20, 793	19, 182	注①
合計	24, 116	30, 279	22, 902	20, 793	19, 182	

[市の歳出]	Н29	Н30	R1	R2	R3	
補助金	_	_	_	_	_	
負担金	-	-	-	614	686	注②
委託料	344, 285	335, 212	338, 895	316, 984	267, 801	注③
貸付金	_	-	-	-	-	
出資金	-	-	-	-	-	
その他	_	ı	ı	ı	ı	
合計	344, 285	335, 212	338, 895	317, 598	268, 487	

注①・・公園敷地の使用料,自販機等の光熱水費徴収金,注②・・公園事務所(堺市公園協会本部内に 堺市が設置)の光熱水費負担金,注③・・愛護会支援業務委託料,市民協働事業委託料,都市緑化センター指定管理料

[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	_	_	-	_	_	
債務保証残高	_	_	_	_	_	
損失補償残高	_	_	_	_	_	
出資金	1, 000	1,000	1,000	1,000	1,000	
その他	_	-	-	_	_	
合計	1, 000	1,000	1, 000	1,000	1,000	

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

なし

(ウ) 負担金

なし

(工)業務委託

委託料(単位:千円)

	R 1		R 2		R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
堺市はなみどり 基金事業	12, 171	7, 990	9, 400	5, 931	9, 534	6, 112
市民協働事業	136, 967	119, 810	113, 607	102, 324	66, 607	66, 463

公園愛護会支援 事業	163, 611	148, 015	149, 269	145, 070	134, 897	134, 269
工事請負事業	ı	279	ı	ı	ı	_
合計	312, 750	276, 095	272, 277	253, 327	211, 039	206, 845

注: 堺市においては、堺市はなみどり基金事業と市民協働事業を「花と緑の市民協働事業」という 一事業と位置付け、委託契約も両事業について併せた1件の委託契約を締結している。

(才) 指定管理

指定管理料(単位:千円)

	R 1		R 2		R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
都市緑化センター	62, 500	63, 078	63, 657	63, 657	60, 957	60, 957
合計	62, 500	63, 078	63, 657	63, 657	60, 957	60, 957

堺市都市緑化センターの指定管理者は、堺市公園協会及び南海ビルサービス株式会社を構成員とする共同企業体であり、上記表中の指定管理料は、共同企業体としての全体の指定管理料であり、共同企業体の代表をつとめる堺市公園協会が受領した額である。そこから南海ビルサービスへの配分後に堺市公園協会が受領した純額は令和元年度が34,771千円、令和2年度が35,090千円、令和3年度が32,390千円となる。

【施設の収支】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		63, 412	63, 315	63, 955	63, 977	61, 530
	指定管理料 (協定)	62, 500	62, 500	63, 078	63, 657	60, 957
	精算金	0	0	0	0	0
	利用料金収入	0	0	0	0	0
	その他	912	815	876	320	572
支出		63, 227	66, 165	64, 276	60, 016	59, 861
	人件費	44, 402	47, 845	42, 004	40, 845	40, 345
	管理運営費	18, 825	18, 319	22, 271	19, 171	19, 516
	収支差額	184	-2, 850	-320	3, 961	1,669

【自主事業の収支】

(単位:千円)

	H29	Н30	R1	R2	R3
自主 事業収入	1,032	1, 068	1,646	955	898

参加費	278	200	189	24	92
その他	754	868	1, 456	931	806

(カ) 貸付等

[大浜公園ほか2公園の公園駐車場等]

①公園駐車場

財産の種類(土地・建物)	土地
財産名称	大浜公園 ほか2公園
財産の用途	公園
所在地	堺区大浜北町4丁77-1 ほか
財産所管課	公園監理課
分類	公共用財産
総面積	719, 292. 02 m ²
貸付(地上権・地役権設定などを含む。以下同じ)・使用許可等に係る 面積	40, 485. 85 m²
貸付・使用許可等の目的	駐車場
貸付・使用許可等の開始時期	令和3年4月1日
令和3年度の使用に係る契約,使用 許可の期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日
貸付・使用許可等の根拠法令	都市公園法第5条
使用料の年額	18,028,031 円(50%減免)(堺市公園使用料等減免取扱 基準)
減免の理由	公益団体である(公財)堺市公園協会が管理し、公園利 用者の便益を図るため

②臨時駐車場

財産の種類(土地・建物)	土地
財産名称	大浜公園 ほか2公園
財産の用途	公園
所在地	堺区大浜北町4丁77-1 ほか
財産所管課	公園監理課
分類	公共用財産: (都市公園法に基づく公園施設管理許可)
総面積	719, 292. 02 m ²
貸付(地上権・地役権設定などを含む。以下同じ)・使用許可等に係る 面積	14, 211. 01 m²
貸付・使用許可等の目的	駐車場
貸付・使用許可等の開始時期	令和3年4月1日~
令和3年度の使用に係る契約,使用 許可の期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日
貸付・使用許可等の根拠法令	都市公園法第5条
使用料の年額	全額免除(堺市公園使用料等減免取扱基準,公園使用料 の減免基準の特例措置)
減免の理由	公益団体である(公財)堺市公園協会が管理し,公園利 用者の便益を図るため

③自動販売機敷地

財産の種類(土地・建物)	土地
財産名称	金岡公園外 40 公園
財産の用途	公園
所在地	北区長曽根町 1179-18 ほか
財産所管課	公園監理課
分類	公共用財産
総面積	2, 510, 443. 10 m ²
貸付(地上権・地役権設定などを 含む。以下同じ)・使用許可等に 係る面積	102. 8 m²
貸付・使用許可等の目的	自動販売機
貸付・使用許可等の開始時期	令和3年4月1日~
令和3年度の使用に係る契約,使 用許可の期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日
貸付・使用許可等の根拠法令	都市公園法第5条
使用料の年額	100,809 円 (減免無)

ウ その他事業

(ア) 収益事業

事業名	駐車場運営等事業			
事業目的	公園利用者の便益を図るため、駐車場の運営、自販機の設置などを 行い自主事業の財源を確保する。			
令和3年度事業支出	87,749,747円 (間接人件費,間接経費等を含まない直接費) 113,588,948円 (間接人件費,間接経費等を含む)			
令和3年度事業収入	120, 822, 342 円			
事業概要	(駐車場事業) 大仙公園,金岡公園及び大浜公園利用者の便益を図るため,有料駐車場の運営。 (飲食物販) 公園利用者の便益と災害時での飲料水提供を目的に,飲料自動販売機(災害ベンダー)による清涼飲料水等の販売を広域避難地となる公園のほか,地域の身近な公園にも展開。また,百舌鳥古市古墳群世界文化遺産の啓発のためのトートバッグ等の販売及び樹木のレンタル。 (貸し館) 花と緑の交流館1階多目的ホールの貸し付。また,貸し館事業への企業イベントの誘致など利用促進。 (公共施設等の維持管理) 市内の樹木適正管理と緑化推進を図るため,公共施設等を対象に緑地帯の維持管理業務(剪定,除草)。			
活動指標がある場合, 指標と実績	①指標:収益事業の利益を3,000万円(公益目的事業への振替額を1,500万円)			

	実績:利益2,034万円,公益目的事業への振替額1,017万円 ②個別事業のうち,自動販売機設置については,20台の増設を指標 とし,実績11台
成果指標がある場合,指標と実績	①自主事業を確実に実施する。 ②堺市内の全校区(94 校区)に災害ベンダーが設置されている公園 を1箇所以上とする。 令和3年度末 35 校区/94 校区
当該事業について, 所管課 において感じている問題意 識がある場合, その内容	本事業の内「公共施設等の維持管理」については、事業収支や緑化 推進にかかる費用対効果が希薄であり、他の事業への転換が必要と 考えている。

(イ) 普及啓発事業

事業名	緑化普及啓発事業ほか
事 表名	111-111-1111
事業目的	花と緑に対する市民の意識向上及び学校を拠点とした緑化活動への支援や花と緑の交流館を活用した講習会、体験学習等を通じて子どもたちの情操教育の向上を図る。
令和3年度事業支出	4,229,678円 (間接人件費,間接経費等を含まない直接費) 9,755,072円 令和3年度事業支出(間接人件費,間接経費等を含む)
令和3年度事業収入	1,758,462 円
事業概要	(学校緑化) 学校内で生徒、地域住民等が一緒に花苗作りを行い通学路等に花飾りを行うまちづくり活動への資材支援。 (オープンガーデン) 実施団体に対して技術研修や広報活動の支援を実施。令和3年度は4地域34戸の支援を予定していたが、コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。代わって、区役所での写真展を開催。(出前相談、出前講習) 地域における花と緑のまちづくりを推進するため、区役所等に「緑化相談コーナー」を設置、また自治会やボランティア団体などに対し、講師派遣を実施。 (園芸連続講座) 花と緑のまちづくり活動者等に対して、園芸基礎知識の向上に向けて「園芸連続講座(入門編、応用編)」を実施。 (堺魅力探訪ウォーク) 古樹名木や堺の史跡、古墳など歴史遺産などを訪ね歩き、環境保全への意識向上を図るため開催。なお、令和3年度は、コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 (ホタル観賞会) 都市緑化センターにおいて、市内で観る機会が少なくなったホタルを地域自治会及び団体並びに学校の協力を得て飼育し、観賞会を開催。なお、令和3年度は、コロナウイルス感染症拡大防止のため観賞会を中止。 (花と緑のまちづくり交流会)

	花と緑のまちづくりに取り組む市民や企業団体などの情報交換や交流と連携の場として開催。 (花と緑がいっぱいコンクール) 市民が、都市緑化への認識と堺市内の魅力ある場所を発掘するためフォトコンクールを開催し、花と緑のまちを新たな視点で広めていく。 (各種協賛) 区民まつり等市主催の催しなどへ協賛し広く花みどりの普及啓発に努める。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため区民まつりは6区で中止。美原区では「みはら区民オンラインまつり」に参加。 (原池公園管理運営) 池の水面や水辺を緑化するために自然な手法で浄化を行い、綺麗な水と花緑で彩るように池の修景をはかる。 (その他事業) 東区役所と共同で、東区役所前において市民参加型のひまわり飾花イベントを実施。
活動指標がある場合、指標と実績	(指標・目標) ・出前相談は7区役所全てで2回/月開催する ・出前講習は10校区(1件/1校区)以上の開催とする ・園芸連続講座は入門編,応用編の参加者をそれぞれで20名とする ・オープンガーデンは前回開催(令和元年度55 邸)よりも参加者数を増やす ・ホタル観賞会は開催期間中の来館者数8.000人を指標とする(実績) ・出前講習は8校区の開催となり校区としての目標は達成できなかったものの,件数は11件と目標を達成できた ・園芸連続講座は入門編28名,応用編18名の参加となり,応用編の参加者数が僅かに目標に達成しなかったものの入門編は目標を40%上回り,緑化推進に寄与できた ・オープンガーデンとホタル観賞会は新型コロナウイルスの影響で中止とした
成果指標がある場合,指標と実績	(指標) 事業概要に基づき、緑に関して「知る・学ぶ、交流する、きっかけづくり」を通じて人材育成や地域コミュニティを促進し、堺市全校区で地域緑化活動が定着すること。 (実績) 活動定着校区数 9校区 取組中 68校区なお、令和元年度堺市市民意識調査報告書の以下の項目に寄与している。 ①良好な居住環境の形成「緑を増やしたり、守ることに取組んでいる」前回比7.8ポイントUP ②市民の自主的な活動。協働の推進「地域での様々な活動が活発である」前回比6.9ポイントUP

当該事業について,所管課 において感じている問題意 識がある場合,その内容

・長年同様の事業を実施し、効果が希薄なものが無いか、また時代のニーズに合っているかなどの見直しを実施し、効果的・効率的な事業実施の検討が必要と考えている。

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況

ア 役員等(各年度7月時点)

de mili		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
2	役職	総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
理事	元市職員	2	(1)	2	(1)	2	(1)
[常]	合計	2	(1)	2	(1)	2	(1)
	元市職員	-	_	_	_	_	_
理事 [非]	現市職員	-	-	_	-	_	-
	合計	-	-	_	-	_	-
野· 古·	元市職員	_	-	_	-	_	_
監事	合計	_	_	_	_	_	_
,	役員合計	2	(1)	2	(1)	2	(1)

(単位:人。[常]は常勤,[非]は非常勤,[兼]は役員と職員の兼務を指す。)

イ 職員(各年度7月時点)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	職員形態	総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
フ	元市職員	1	(1)	1	(1)	1	(1)
	市派遣職員	_	-	-	-	_	_
短	元市職員	_	-	_	-	-	_
	合 計	1	(1)	1	(1)	1	(1)

(単位:人。[フ]はフルタイム, [短]は短時間, [兼]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

市からの職員派遣がないため、なし。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

取組方針	進 捗 状 況
------	---------

- ○公園愛護委員制度における団体登録制の 導入
 - ・団体登録制へ移行(令和3年度)
- ・令和3年6月末までに団体登録制移行 後の登録書発行が完了。
- ・新制度での活動状況の把握のため、ヒ アリングを実施した。
- ○地域の自治会や地元企業・大学等と連携し、地域の活性化に繋がる小規模公園等の活用を推進
 - ・関係団体等へのヒアリングや先行モデル公園の検討,取組に係る各種調整 (令和3年度~4年度)
 - ・先行モデル公園において試験的に実施 及び他の小規模公園等への反映を検討 (令和5年度~6年度)
 - ・他の小規模公園等においても新たな取 組みを実施(令和7年度)
- ・小規模公園等の活用について、公園利用者へヒアリングを実施した。
- ・公園の活用に向けて、先行モデル公園 (9 校区) を選定した。
- ・公園愛護活動団体へのヒアリングは, コロナ禍により延期したが,今後実施する予定である。
- ○企業との連携を通じた広告掲載事業の 導入等による自主財源の確保
 - ・新たな収益事業の実施(令和4年度)
- ・他都市(福岡市、横浜市)に企業協賛の先進事例の聞き取りを行った。
- ・「オープンガーデンさかい」における 試験導入の調整をしていたが、コロナ禍 でイベントが中止となったが、今後実施 する予定である。
- ○公園駐車場に関する民間も含めた管理 運営のあり方の検討
 - ・団体が担っている公園駐車場の管理運営について指定管理者等による事業実施を検討(令和3年度)
 - ・新たな駐車場管理運営の実施(令和 4 年度)
- ・民間事業者等へ管理運営の手法、採算性等の聞取りを行った。
- ・聞取り内容等を踏まえ、引き続き堺市 公園協会が運営を担う方針を局として決 定。
- ・上記の方針をもとに、庁内調整を行った。

(6) 堺市財政危機脱却プラン(案) における主な取組項目の進捗状況

注)(5)で述べたものは、省略。

主な取組	進 捗 状 況
[堺市公園協会における公園愛護会活動の 促進による公園管理経費の縮減] ・個人登録制から団体登録制へ移行し た公園愛護委員制度について,団体登 録のない公園への登録を働きかける ことで,公園愛護会活動を促進し,公 園管理経費の縮減を図る。	上記(5)に同じ
[堺市公園協会における公園駐車場の管理 運営のあり方の見直し] ・団体が担う公園駐車場の管理運営に ついて、民間事業者の参入状況や成熟 度合を踏まえ、民間事業者等の参画も	上記(5)に同じ。

含めた効率的な管理運営に向けた取 組を進め、更なる収入の確保を図る。

(7) 指摘事項等

ア [指摘事項 11] | 外郭団体 | 役員報酬の決定手続について

【事実関係】

財団法人においては、理事の報酬については、定款に定めがない場合、評議員会の決議によって定める(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条、第89条)。しかるに、堺市公園協会については、評議員会において理事の報酬について決議した事実が確認できなかった(評議員会議事録上、報酬についての決議の記録が認められなかった。)。具体的には、堺市公園協会においては、理事の報酬については、理事会において制定した「公益財団法人堺市公園協会役員等の報酬規程」により理事報酬の総額の上限が定められ、同規定に基づき、「元市職員の外郭団体役員の報酬等の処遇に関する取扱指針」を踏まえて理事会において理事別の報酬を定めていた。

【指摘事項】

役員報酬については、法の原則にのっとり、評議員会の決議に基づき、具体的には、 評議員会の決議をもって個別の役員ごとの報酬額を定めるか、報酬の総額を定めて理 事会にその分配を委ねるか、のいずれかの決め方とすべきである。なお、内規によっ て理事の報酬の総額を定める場合には、内規による旨の評議員会の決議を得るべきで ある。

イ [要望1] 所管課 駐車場の使用料について

【事実関係】

堺市公園協会は、都市公園法第5条1,2項に基づく公園施設の管理許可を受けて、市が敷地を所有する都市公園(大浜公園、金岡公園、大仙公園)内の駐車場を管理している。そして、公園施設の管理を行う場合、許可を受けた者は堺市公園条例別表第1所定の使用料を支払うべきところ、市は、「堺市公園使用料等減免取扱基準」に基づき、堺市公園協会が公共的団体であることから、常設の駐車場については使用料を50%減免し、土日祝日等にのみ使用される臨時駐車場については使用料を100%減免

している。

この点、駐車場については、上記(5)の「外郭団体の見直しに向けた取組方針」 (令和3年3月)の進捗状況のとおり、令和3年度に、土地使用料の減免を行うことな く管理運営を行うことについて検討がされたが、堺市公園協会及び民間事業者から、 利用料金(現在は下記のとおり)の改定(値上げ)等が必要であるとの回答であった ことを踏まえ、公園駐車場の利用料金の値上げが好ましくないという判断を受けて現 状維持とされたものとのことであった。なお、堺市公園協会の駐車場周辺の民間駐車 場料金について、確認できたところでは、昼については、60分200円程度(ただし、 上限額の設定や、最初に無料低額の駐車時間を設定する場合もある。)のものが多かった。

(現在の利用料金)

車両の種類	単 位	使用料
バ ス マイクロバス	1回	1,000円
普通乗用車 小型乗用車 軽 自 動 車	2時間まで	200 円
	2時間を超え3時間まで	300 円
	3時間を超え4時間まで	400 円
	4時間を超え5時間まで	500 円
	5 時間を超え閉門まで	600 円

(ヒアリング結果に基づき監査人作成)

この点,令和3年度における,駐車場事業の収支の状況は,以下のようなものであった³⁹。

一方,使用料の減免額は、常設の駐車場について1802万8028円(令和3年度は、これに加え、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言に伴う休業を受けて約200万円の

³⁹ これらとは別に、収益事業(飲食物販売、請負等を含む。)に共通する費用として、人件費(計 1,066,475円)、事務費(他事業への繰入れを除き、9,168,170円)、間接費の配賦額(計 14,980、110円)がある。

還付がされた。),臨時駐車場について1847万4313円である。

	内訳	金額 (円)
	事業収入	92, 649, 752
収入	資産売却収入	10,000
	収入合計	92, 659, 752
	委託費(駐車場管理事業者に対する委託費,堺市シルバー人材センターに対する清掃等の委託費等)	32, 027, 797
	賃借料 (堺市に対する使用料)	16, 075, 283
支出	リース債務返済 (駐車場設備のリース料)	9, 805, 472
	臨時雇賃金 (アルバイト賃金)	6, 195, 932
	その他	7, 101, 113
	支出合計	71, 205, 597
収支差額		21, 454, 155

(堺市公園協会会計資料等に基づき監査人作成)

【要望】

仮に、減免を全く行わない場合、現状においては支出の方が高くなることに照らすと、減免の廃止が公園利用者への負担増加につながる可能性は認められる。また、臨時駐車場については、土日祝日のみの営業だが通年の管理を要するという点で、収益性が小さい一方、不法駐車等の防止といった点で、一定の減免を行う必要性がないとまでは言えない。

しかし、現在の減免は、使用料を低額に抑えるという観点以上に、堺市公園協会の収益を確保し、堺市公園協会の公益事業及び各事業に共通する間接費の財源を確保する(これによって、委託事業の委託料への間接費の配賦を抑えることができる。) 趣旨で行われているという性質が強いと思われる。すなわち、駐車場の土地使用料の減免は、経済的な実質としては、公益事業及び団体運営への間接的な補助金と同様のものとなっている。堺市公園協会の行う公益事業のような、市にとって公益性を有する事業に直接ないし間接的に要する費用については、本来、市が個別に公益性を審査し

て補助すべきものである。堺市公園協会が地方公共団体では取り組みにくい民間での 緑化推進を担うことや、事業内容の変化に市が対応することの困難さなどの個別の補 助を困難にする点を考慮しても、市が本来得られる収益を堺市公園協会の収益として いる以上、補助金と同様の公益性判断が求められると思われる。

以上に照らすと、駐車場(特に、常設の駐車場)については、今後も堺市公園協会による管理を維持する場合、減免の相当性及びその割合については、駐車場ごとにその必要性及び範囲を見直し、団体援助的な減免は行わないことが好ましいと思われる。

ウ [要望2] 所管課一駐車場の使用許可について

【事実関係】

駐車場については、長期間、堺市公園協会のみが、公園施設の管理許可をうけて駐車場を運営している状態である。

上記のとおり、駐車場については、令和3年度に、堺市公園協会及び民間事業者3社 (現在堺市公園協会が管理を委託している事業者を含む。)に対して、土地使用料の減免を行うことなく管理運営を行うことについて意向確認したところ、その場合には駐車場料金の値上げが必要になるとの回答であったことを踏まえて、そのような状況の中、堺市公園協会は臨時駐車場を常設駐車場とする際の工事費全てを負担できるとの回答であったこと、また、民間企業に公園駐車場の運営を許可した場合に、堺市公園協会の法人運営費が不足するなどの懸念が生じることから、堺市公園協会による駐車場の設置管理を継続することとしたとのことであった。

【要望】

上記のとおり、堺市公園協会による駐車場管理については、堺市公園協会の公益事業の費用及び全事業の間接費を賄うという側面も大きいが、このような費用は、本来、市が個別に公益性を審査して補助すべきものである。なお、「補助金見直しガイドライン」では、団体運営費補助の原則廃止が求められているが、「補助金がないと運営できない団体については、補助目的・使途を明確にするとともに、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で見直すこと」とされているのであり、真に運営費補助(ないし間接費を含む事業補助)が必要であれば、使用料の減免という形ではなく、

財政に関する説明責任を果たした補助という形式によるのが本来あるべき形であると 思われる。

また、駐車場管理については、その性質上は外郭団体でなくても可能なものであり、現に、堺市公園協会も、実際の管理業務は駐車場管理事業者や堺市シルバー人材センターに委託している部分が大きい(上記のとおり、駐車場事業の総支出約7120万円のうち、委託料が3200万円超となっている。)。市が、実際の駐車場管理を行う事業者と直接契約等(管理及び使用料徴収の委託契約、事業者に直接管理許可をする等、その方式は様々なものが想定できる。)を行い、収入を収受するほうが、市の財政収入、公園管理との一体性及び公園施設の管理事業者の選定の公平性・透明性という観点では望ましい。

エ [**要望3**] -所管課-自動販売機の使用許可について

【事実関係】

堺市内の公園の自動販売機については、周辺の公の施設の指定管理者等が設置している場合等を除き、堺市公園協会が、自動販売機を施設として公園施設の設置許可を受けている。堺市公園協会は、飲料業者(新たに設置する際に、手数料率による競争入札により選定している。)と契約して自動販売機を設置し、飲料業者の売上げの一定割合を手数料として取得している。自動販売機の設置については、堺市に支払う使用料の減免はされていないが、令和3年度の自動販売機設置による収入(飲料メーカーからの手数料)が約1857万円、堺市に対する条例所定の使用料が10万181円となっている(なお、その他の主な費用としては、電気代約287万円がある。)。

これについては、駐車場と異なり、堺市公園協会一者が設置許可を受けて設置するという枠組みの見直しを検討したことはないとのことであった。堺市公園協会に対して設置許可をする理由としては、堺市公園協会が公園愛護会事務(地域の公園愛護団体に関する市の事務)を受託しているところ、自動販売機の設置による地域環境への影響に関する地域からの要望への対処、地域からの撤去要請への対処、などとの関係上、堺市公園協会でなければこれらの対応が難しいことが理由になるとのことであった。

【要望】

そもそも、公園施設の設置許可は、公園施設の設置・管理に十分な能力や財産的基礎を有するものであるかどうかを審査の上、適切な者に対してのみ許可が与えられるものであり、本来、許可を受けた事業者が自ら施設を設置することが想定されているといえる。また、一般的な行政財産の使用許可についても、行政財産の適正な管理や行政財産の本来の目的などとの関係で、相手方がふさわしいか、資力・信用・技能等を十分に調査するべきである以上、本来、その相手方自身が財産を使用することが前提となっているといえる。そのため、堺市公園協会が設置許可を受けるが、実際の自動販売機の設置管理を事業者が行うという方式は、公園施設の設置許可の本来の在り方からすれば好ましいものではない。

市によれば、地域への対応等との関係で堺市公園協会に委託しているとのことであったが、堺市公園協会のみに自動販売機の設置の利益を受けさせる理由とはなり難い。自動販売機の設置については、堺市に支払う使用料の減免はされていないが、令和3年度の自動販売機設置による収入が約1857万円、堺市に対する条例所定の使用料が10万181円となっており(なお、その他の主な費用としては、電気代約287万円がある。)、駐車場の使用料減免と同様に、公益事業や間接費の財源確保という観点から堺市公園協会のみが行っているとも解される。しかし、駐車場の使用料減免と同様に、財源確保は個別の審査の上補助金によるのが本来あるべき手法である。

自動販売機の設置については、堺市公園協会でなければできない業務ではなく、市 が直接事業者と契約して収益を収受するほうが、市の財政収入という観点及び公園管 理との一体性という観点でも適切である。今後、堺市公園協会以外による自動販売機 の設置の可否についても、検討を要望する。

その場合,市の財源確保や事業者選定の公平性・透明性という観点からは,飲料メーカーが売上げに応じて市に納付する手数料率を対象とする競争入札(現在,堺市公園協会が,メーカー選定に当たり実施している手法である。)や,事業者間の競争入札による土地使用料の決定(こちらは条例改正を要する。)といった手法も検討することを要望する。

オ [意見 29] - 所管課-**愛護会支援事業の委託範囲について** 【事実関係】

市が堺市公園協会に委託する事業である公園愛護会支援事業⁴⁰の業務には、泉北地区の公園の広場の利用抽選業務が含まれる。これは、公園に存在する広場の自由使用 (占用許可を受けない一般的な使用)について、事実上の利用調整として行われるものである。

これは、広場の使用状況等についての、公園愛護団体からの問合せ対応の観点で委託業務に含まれているとのことである。ただし、実際の抽選や通知等は堺市シルバー人材センターに委託されている。また、堺市公園協会は、公園愛護会支援事業として、公園愛護団体等(公園愛護団体とは別の周辺住民等も含む。)からの公園に関する問い合わせに対応している事実はあるが、確認した限り、公園の維持管理等については、市公園事務所に取り次いでいるものが多い。そのため、堺市公園協会が愛護団体等への対応を行っていることは、抽選について、単なる情報共有を超えて抽選業務そのものを委託すべき理由としては不十分と思われる。

【意見】

当該業務については、公園愛護会支援事業と切り離して市が堺市シルバー人材センター等に直接委託するほうが効率的と思われるため、いずれの方法が適当であるか、 再度検討することが望ましい。

カ [意見 30] - 所管課-**愛護会支援事業による堺市公園協会の財産取得について** 【事実関係】

公園愛護会支援事業については、委託契約書上、委託料の精算を要するとされているところ、備品購入費については支出が許容される(精算において費用に算入できる) 一方、財産取得のための支出は許容されない(精算において費用に算入できない)ものとされている。

一方,公園愛護会支援事業に関して,堺市公園協会は,愛護会管理のためのソフト

⁴⁰ 各公園の公園愛護活動を行う団体からなる堺市公園愛護会の運営を行い,市民の公園愛護精神の意 識醸成に努めるとともに,愛護団体による愛護活動の充実を図り,また,愛護団体への資材・機材の 貸出し及び技術講習等の支援や活動促進,愛護活動等を行う事業

ウェアを導入し、令和3年度に436万7000円を支出してその改修を行っている。市と堺市公園協会との協議により、このソフトウェアの取得改修費用に委託料から支出することとされた。このほかにも、公園愛護団体に貸し出すための清掃器具等については、備品購入費として支出して、堺市公園協会が所有している。

【意見】

上記の財産には、単なる備品消耗品と異なり、相当期間の利用が見込まれるもの、 ソフトウェアのような協会においても資産として計上するような資産価値の存在する ものが含まれる。

また、これらの財産は、公園愛護会支援事業を実施する上で必要不可欠な財産であり、これらの財産を堺市公園協会が所有し、その譲渡等ができない場合、事業の実施手法の見直しは事実上困難となる(永続的に堺市公園協会に委託することが前提となる。)。市においては、愛護会支援業務に直接供用するために取得し、かつ愛護会支援業務にとって重要な、財産的価値のある備品・ソフトウェアについては、事業・委託の終了時・変更時の処理等について、堺市公園協会と契約上その取扱いについて取り決めることが望ましい。

キ [指摘事項 12] - 所管課・外郭団体- **荒山公園駐車場の管理の法的根拠につい**て

【事実関係】

荒山公園には、花見による来園者の増加時期(2月から4月)に限り堺市公園協会が 管理を行う駐車場が存在する。

令和3年度(令和4年2月から4月)については、堺市公園協会が設置管理の許可を受けず、花見による来園者の増加時期(2月から4月)に限り、常設の駐車場と臨時の駐車場について、市が堺市公園協会に管理を依頼することで(ただし、市と堺市公園協会の間の契約等によるものではない。)、堺市公園協会による駐車場管理及び使用料の徴収(実務は管理会社に委託される。)が行われていた⁴¹。

⁴¹ 令和2年度(令和3年2月から4月)までは、堺市公園協会が公園施設の管理許可を受ける方法により管理が行われていた。

【指摘事項】

一般的に、市が所有する公園駐車場の使用料は、自治法上条例によって定めるべきとされる公の施設の「使用料」「利用料金」又は行政財産の「使用料」としての性質を有するところ、現在の堺市公園協会による駐車場使用料の徴収は、このような自治法上の使用料と位置付けられていない。令和3年度の公園駐車場の管理は、堺市公園協会が、法的根拠なしに利用料金・使用料を徴収しているという疑義が残る。

これに加えて、市の財産である公園駐車場を堺市公園協会が管理することについて、 堺市公園協会と市の間の契約等がないため、管理について問題が生じた場合のリスク 分担等が明確になっていないという問題もある。

堺市公園協会が駐車場の管理を行う法的根拠としては、①条例により公園施設と位置付けて使用料・利用料金を設定し、市が臨時の管理業務を適切な事業者に委託する②公園施設の管理許可を堺市公園協会に対して行う(令和2年度までの手法)、といった方法が想定される。いずれにせよ、条例や許可等の手続を漏らすことなく法的根拠を明確にすべきである。

ク [意見 31] - 外郭団体- 荒山公園駐車場の管理委託について

【事実関係】

上記のとおり、荒山公園の駐車場については、2月から4月の花見の時期に限り、堺市公園協会が管理を行っている。管理に必要な業務(管理業務、詰所の設置等)については、堺市公園協会が、事業者に委託しているところ、堺市公園協会では、年度単位で予算を作成し、予算に基づき収入支出を行う関係上、契約について、まず2月から3月末日までを契約期間とする契約を締結し、その後、4月1日付けで、4月1日から管理終了日(令和4年については4月3日)までを契約期間とする契約を再度締結している。

【意見】

このような、事業の性質上年度をまたぐことが予定される業務委託については、地 方公共団体が締結する場合であっても、繰越明許費、債務負担行為といった方法によ り、翌年度の支出原因となる契約をも締結することができるところ、公益法人におい ても、収支予算に「債務負担」を定めることが可能とされている。

短期間に繰り返し契約締結手続をする事務負担という観点からすれば、債務負担を 予算上定めるといった方法により、最初の委託契約時点で、4月分についてもまとめ て契約締結できるように会計規程を整備するほうが、契約に関する事務負担の軽減と いう点で効率的と思われる(委託料の支出については予算・期間に応じて按分した額 を支出すれば、予算に基づく支出といえる。)。そのような手法の可否について、検 計されたい。

ケ[要望4] 所管課 堺市公園協会及び委託事業の全体的な在り方について 【事実関係】

令和3年度の堺市公園協会の事業収益は392, 193, 504円で, そのうちの212, 958, 577 円が堺市からの業務委託料であり, 残りの大部分は, 公園内の駐車場・自動販売機等 からの収入である。

公園愛護会支援事業については、清算後の委託料総額は134,269,421円であるところ、間接費として配賦される人件費が24,161,795円であり、規定に沿って愛護団体に交付する(そのため、市・堺市公園協会に支出の要否についての裁量がない。)協力金40,952,500円を除外した場合の総額93,316,921円の約25.9%となっている。市民協働事業については、清算後の委託料総額は72,576,457円であるところ、間接費として配賦される人件費が14,434,532円であり、総額の約19.9%となっている。このほかに、共通の事務費の配賦(なお、堺市公園協会における共通経費の配賦は、事業費を基礎とした割合により行われており、愛護会支援事業が38.5%、市民協働事業が30%、収益事業が25%などとなっている。)等もある。

【要望】

堺市公園協会が有するノウハウや地域・諸団体との協力関係, 堺市公園協会職員の 雇用といった観点からすれば, 当面は, 堺市公園協会への委託を継続することに合理 性があると思われる。しかし, 長期的な視点で見れば, 現在, 堺市公園協会への委託 は, 市が直接ノウハウの獲得や地域・諸団体との協力関係の形成をして事業を行うと いった手法と比べ, 団体の運営管理に関する費用の発生という観点で, かえって高負 担になっている可能性がある。なお、堺市所管課においては、プロパー職員の年齢構成が高齢に偏っているとの課題を認識しているとのことであり、このような課題も、 委託料を押し上げる原因になっていると推察される。

堺市公園協会への委託を継続しながらこのような負担を抑える上では、現在検討されている広告等もその一つであるが、堺市公園協会における自主財源の確保などの、市の委託事業に依存しない体制の確立等が求められる。この点、長期的な観点で、堺市公園協会の市に依存しない財政基盤の確保や、委託業務の在り方の見直しを通じて、委託事業に係るコストの検証に努めることが望ましい。

7 (公財) 堺市教育スポーツ振興事業団

(1)団体の概要

団 体 名	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団				
市所管部局	教育委員会事務局地域教育支援部地域教育振興課				
所 在 地	堺市東区北野田 1077	番地			
設 立 年 月 日	平成8年12月5日				
基本金・資本金	300,000 千円				
内, 市出資額(率)	100%				
他の出資者及び出資額	なし				
職 員 数 (令和4年4月1日現在)	役員 13名(うち非常勤 職員 535名(うち非常				
市との関係性の概要	委託契約	補助金交付	公の施設の 指 定 管 理		
THE SHAPITE SHIP	あり	あり	あり		

設立目的 (定款)	スポーツ・レクリエーションの振興を通じて、堺市民が健康で人間性豊かな生活を送り、かつ良好なコミュニティを形成すること及び青少年活動の振興を通じて、青少年自らが自主性と社会性を育み、心身ともに健やかに成長することに寄与する(公益財団法
	人堺市教育スポーツ振興事業団定款第3条)
主な事業内容	【定款】 (1)スポーツの振興を図り、市民の健康の増進と体力づくりを推進する事業 イ スポーツ指導者の養成事業 ロ 市民の体力・健康・生きがいづくり、及びレクリエーション事業

- ハ 各種大会・競技会等の開催, 招致事業
- ニ 広報及び情報化事業
- ホ 交流事業
- へ 団体等の育成事業
- ト 調査,研究事業
- チ スポーツ施設の管理運営受託事業
- (2) 放課後等における青少年の健全な育成を推進する事業
 - イ 放課後児童対策受託事業
 - ロ 青少年指導者の養成事業
 - ハ 各種大会・行事の開催
 - ニ 青少年活動の振興事業
 - ホ 広報及び情報化事業
 - へ 団体等の育成事業
 - ト 調香、研究事業
- チ 青少年教育施設の管理運営受託事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団定款第4条)

【令和3年度の主な事業の概要))

- I 公益目的事業
- 1 放課後等における青少年の健全な育成を推進する事業
- (1) 放課後児童対策受託事業

放課後児童対策事業(のびのびルーム)

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学校の共用教室を活用して、1年生から6年生までの児童を対象に児童一人ひとりの安全確保を図り、主に集団による遊び・スポーツ活動等により、自主性・社会性・協調性を養うことを目的とするのびのびルームの管理運営を38か所で実施する。



(2) 青少年健全育成自主事業

児童の豊かな人間関係を育むため、異年齢によるグループでの 様々な活動を通じ、表現することや仲間づくりなどを他団体と連 携して実施する。

- 2 スポーツの振興を図り、市民の健康の増進と体力づくりを推進する事業
- (1) スポーツ振興自主事業

市民の誰もがスポーツを気軽に楽しむことができるように,主 に市立体育館において,スポーツ教室事業,スポーツイベント事 業等を実施し,市民の健康の増進と体力づくりを推進する。

① スポーツ教室事業

ア スポーツ教室

テニス,トランポリン,ヨガ,エアロビクス,レスリング,柔道,剣道,なぎなた,太極拳,合気道,フラダンス等の様々な種目のスポーツ教室を開催する。また,様々な世代がスポーツを楽しめるよう,幼児,ファミリー,シニア層向けの教室を実施する。

イ ジュニアスポーツ教室

堺ブレイザーズ等と連携して、青少年がスポーツに親しむ 機会を提供し、その指導を選手が行うことにより、青少年 の心身の健全育成とスポーツの振興を図ることを目的とし て実施する。

ウ ゴールデンエイジプログラム

「ゴールデンエイジ」期の児童の体力づくり推進とスポーツに対する競技力の発掘・育成・強化を目的として、身体能力プログラム、保護者のための食育プログラム、実技体験プログラムを実施する。

② スポーツイベント事業

ア KIWI CUP 国際少年柔道大会

柔道を通じて青少年の心身の健全育成や将来国際親善に寄 与できる人材の育成を図ることを目的として実施する。

イ ボッチャ普及事業

障がい者スポーツへの理解と普及を目的に、誰もが気軽に 取り組むことのできるボッチャ教室を実施する。

③ スポーツ振興事業

ア 無料開放事業

障がいのある児童・生徒がスポーツ・レクリエーションに 触れ合う機会を提供するため、体育室の無料開放事業を実 施する。

イ ニュースポーツ普及事業

カローリングやシャフルボード等のニュースポーツの普及・振興を図るため、各体育館等にニュースポーツ用具を配置し、市民への貸出しを実施する。

ウ スポーツ指導者養成・活用

スポーツ教室にて指導を行う体育実技指導員,スポーツリーダーバンク指導者及び堺市地域スポーツ指導者の資質向上を図るため,他機関との連携による心肺蘇生・AED実技研修会を実施する。また,地域や職場におけるスポーツ指導者の養成を目的として「堺市地域スポーツ指導者養成講座」を実施する。

エ 堺市健康スポーツリーダーバンク事業

生涯スポーツの振興と発展を図るため、堺市内の地域・学校・職場等が実施する研修会及び各種スポーツイベント等にスポーツ実技指導者を紹介する。

オ スポーツ情報の提供

広報さかいとともに事業団ホームページ(さかいESPA)から、スポーツ情報の提供を実施する。

カ スポーツ団体の育成・支援

市民全体のスポーツ水準の向上や競技スポーツ・青少年スポーツの振興につながるよう,スポーツ団体(堺市スポーツ協会・堺市スポーツ少年団・堺市ボランティアスポーツ指導者会)の育成と活動の支援を実施する。

キ スポーツ指導者派遣事業

スポーツ指導者の活用,ボランティアスポーツ団体の育成 支援,スポーツの活性化を図ることを目的として,スポー ツ指導者を派遣する。

ク体力測定会の開催

参加者が自身の体力を把握し、その結果を踏まえて、以後の効果的な運動・スポーツの実施、習慣化へと繋げられる きっかけとなるよう、体力測定会を実施する。

(2) スポーツ施設管理運営事業

指定管理者として,金岡公園体育館,初芝体育館及び野球場,テニスコート等のスポーツ施設の管理運営を実施する。



① スポーツ振興自主事業およびスポーツ施設管理運営事業の実施

堺市立体育館で、自主事業としてスポーツ教室等の事業を実施するとともに、堺市立体育館の管理運営を管理委託制度により実施するために、設立。

出資法人の設立経緯

② 堺市放課後児童対策事業(のびのびルーム)の実施 自主運営のため、開設日数・時間や指導員数、料金等に地域

自主連宮のため、開設日数・時間や指導負数、科金等に地域 差がある児童育成クラブや子どもルームをのびのびルームに 再構築することで、増大する放課後児童の需要に対応すると ともに、全市域で、要配慮児童への対応も含めた、ばらつき のない高い品質の学童保育サービスを提供するために、設 立。

○放課後児童の健全育成

これまで培ってきた団体の豊富な知識,経験やノウハウ,また, 市の外郭団体や公益財団法人としての特性を活かしつつ,安定し た経営を行う中で,以下の事業について,市民ニーズに機動的に 対応し,先導的に質の高い市民サービスを提供する。

(所管部局からみた) 当該外郭団体の役割 「子育てのまち・堺」の実現に向け、子どもたちが様々な体験や人との関わりの中で健やかに成長し、安心して過ごせる環境の創出など、放課後等の児童の健全育成の推進を図る。

○スポーツ施策の推進

「生涯にわたる多彩なスポーティブライフ」の実現に向け、 市民が身近にスポーツに親しむことができる環境の創出やスポーツ活動を通じた地域交流の機会の提供など、スポーツ施 策の推進を図る。

(所管部局からみた)	放課後児童対策事業について、団体のノウハウを蓄積しつつ、市と共同して民間事業者の育成や指導員の技能向上に向けた研修等を実施するとともに、民間事業者等の成熟度を見極めたうえで、団体の参画のあり方を検討すること、及び、これまでに培ってき
今後への期待	た市内スポーツ関連団体とのネットワークを活かし、総合型地域
7 1久、1077911寸	
	スポーツクラブへの支援や運動部活動への指導者派遣等、市と連
	携した地域スポーツ環境の充実に資する事業展開をすることを、
	期待する。
	放課後児童対策事業及びスポーツ施設管理運営事業における市場
	への民間事業者の参入状況を鑑み、市の外郭団体としての各事業
(所管部局からみた)	における役割を検討する必要がある。
市の施策推進上の課題	また、今後の地域スポーツ環境の充実に資する事業においても、
	付加価値の高いサービスの提供に努め、可能な限り自主財源の確
	保に努める必要がある。

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	213, 406	286, 011	214, 836	376, 660	454, 251	
	固定資産	338, 615	312, 413	309, 881	314, 746	309, 319	
442	資産合計	552, 021	598, 425	524, 718	691, 406	763, 570	
貸借	流動負債	192, 619	199, 539	143, 605	147, 373	116, 230	
対	固定負債	0	8, 979	6, 186	3, 393	1, 477	
照表	負債合計	192, 619	208, 518	149, 792	150, 767	117, 708	
10	指定正味財産	300, 000	300, 000	300,000	300, 000	300, 000	
	一般正味財産	59, 402	89, 906	74, 926	240, 639	345, 862	
	正味財産合計	359, 402	389, 906	374, 926	540, 639	645, 862	
	経常収益	1, 516, 675	1, 547, 996	1, 510, 758	1, 418, 019	1, 121, 627	
	経常費用	1, 542, 212	1, 516, 866	1, 525, 575	1, 251, 852	1, 015, 995	
正味	評価損益等	_	_	-	_	_	
財産	当期経常増減 額	- 25, 537	31, 130	- 14, 816	166, 166	105, 631	
増	経常外収益	69	37	322	0	0	
減計	経常外費用	40	343	166	133	2	
算書	当期経常外増 減額	29	- 305	156	- 133	- 2	
	当期一般正味 財産増減額	- 25, 827	30, 504	- 14, 980	165, 713	105, 223	税引 後

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	_	-	_	_	_	
負担金収入	3, 866	3, 881	3, 680	3, 627	3, 634	注①
賃貸料収入	1, 661	1, 663	1, 664	1, 672	1, 675	注②
その他	_	-	-	_	_	
合計	5, 527	5, 544	5, 345	5, 299	5, 310	

[市の歳出]	H29	Н30	R1	R2	R3	
補助金	37, 236	40, 095	35, 114	23, 365	16, 893	注③
負担金	-	-	-	-	-	
委託料	1, 290, 544	1, 325, 965	1, 301, 398	1, 255, 162	965, 816	注④
貸付金	-	-	-	-		
出資金	_	-	-	-	_	
その他	_	-	-	-	-	
合計	1, 327, 781	1, 366, 061	1, 336, 512	1, 278, 527	982, 710	

注①・・アミナス北野田光熱水費,注②・・アミナス北野田賃料,注③・・教育スポーツ振興事業補助金 (R1年度までは青少年健全育成自主事業補助金を含む。),注④・・放課後児童対策事業管理運営業務,体育館等管理運営業務

[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	_	_	_	-	_	
債務保証残高	_	-	_	_	_	
損失補償残高	_	_	_	_	_	
出資金	300, 000	300, 000	300, 000	300, 000	300, 000	注⑤
その他	_	-	_	_	_	
合計	300, 000	300,000	300, 000	300,000	300,000	

注⑤…設立時(平成8年)から、同額の出資金(3億円)である。

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

補助金額(単位:千円)

	R	R 1		2	R 3		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
公益財団法人堺市教 育スポーツ振興事業 団補助金	38, 977	34, 414	33, 062	(*) 23, 365	31, 624	16, 893	
堺市青少年自然体験 学習推進事業補助金	700	700	_	_	_	_	
合計	39, 677	35, 114	33, 062	23, 365	31, 624	16, 893	

(※) 令和2年度の交付確定額は23,405,106円であるが、同年度中に過年度の返納金 (39,659円) の返還命令が行われた。

(ウ) 負担金

なし

(エ) 業務委託

委託料(単位:千円)

	R	R 1		2	R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
堺市放課後児童対策 事業管理運営業務	1, 050, 689	1, 036, 699	822, 642	973, 369	853, 570	889, 349
堺市放課後子ども総 合プラン事業管理運 営業務	108, 112	103, 773	103, 663	112, 428	_	-
合計	1, 158, 801	1, 140, 473	926, 305	1, 085, 797	853, 570	889, 349

(才) 指定管理

指定管理料(単位:千円)

	R 1		R 2		R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
スポーツ施設管理運営事業	182, 465	195, 259	184, 909	204, 014	99, 586	109, 467
合計	182, 465	195, 259	184, 909	204, 014	99, 586	109, 467

「スポーツ施設管理運営事業」のうち、堺市金岡公園体育館の指定管理者は、堺市教育スポーツ振興事業団及びミズノグループ(美津濃株式会社)を構成員とする共同企業体であり、指定管理料は、令和元年度が6434万5637円、令和2年度が7467万3758円、令和3年度が7419万2233円である。また、堺市立初芝体育館の指定管理者は、美津濃株式会社、堺市教育スポーツ振興事業団及び大林ファシリティーズ株式会社大阪支店を構成員とする共同企業体であり、指定管理料は、令和元年度が5269万0398円、令和2年度が5788万3799円、令和3年度が6575万4086円である。上記表中の指定管理料は、これらのうち、堺市教育スポーツ振興事業団が受領した額を記載したものである。

i 堺市金岡公園体育館

【施設の収支】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		126, 361	130, 369	135, 433	121, 442	144, 746
	指定管理料 (協定)	64, 600	64, 600	64, 345	74, 673	74, 192
	精算金		修繕費返還 額: - 784	修繕費返還 額: - 120 台風 21 号 被害に係る 枠内修繕 費: - 0	修繕費返還 額: - 138	修繕費返還 額: - 17
	利用料金収入	61, 761	58, 883	58, 550	46, 828	70, 557
	その他	0	7, 670	12, 658	79	14
支出		120, 655	126, 522	130, 380	119, 727	132, 096
	人件費	47, 078	45, 329	40, 674	42, 209	44, 683
	委託費	41, 478	42, 147	50, 352	52, 137	50, 501
	修繕費	5, 073	8, 399	16, 481	4, 953	5, 075
	光熱水費	8, 720	8, 867	8, 789	7, 486	10, 630
	消耗品費	3, 737	3, 893	3, 337	1, 974	2, 593
	その他	14, 567	17, 884	10, 744	10, 964	18, 613
	収支差額	5, 706	3, 847	5, 053	1,715	12, 649

【自主事業】

(単位:千円)

	H29	Н30	R1	R2	R3
自主事業①(※1)	5, 507	4, 551	5, 229	2, 805	2, 796
自主事業②(※2)	473	13, 904	19, 038	13, 913	13, 712
合計	5, 980	18, 455	24, 267	16, 719	16, 509

※1:スポーツ用品販売・飲料自動販売機設置事業,※2:スポーツ教室事業

ii 堺市立初芝体育館

【施設の収支】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		103, 366	101, 839	101, 096	95, 254	98, 410
	指定管理料 (協定)	52, 207	52, 207	52, 690	57, 883	65, 754
	精算金	修繕費返還 額:-188			修繕費返還 額 : -2	修繕費返還 額 : - 328
	利用料金収入	48, 760	46, 577	47, 544	37, 012	32, 401
	その他	2, 587	3, 054	861	361	583
支出		98, 531	100, 605	98, 838	96, 803	89, 500
	人件費	41, 174	41, 425	41, 895	43, 449	41, 777
	委託費	20, 029	23, 374	22, 995	18, 730	14, 196
	修繕費	4, 111	4, 623	4, 340	4, 376	4, 671
	光熱水費	16, 381	16, 508	16, 087	15, 147	12, 224
	消耗品費	1, 963	1, 854	1, 340	1, 409	1, 541
	その他	14, 870	12, 818	12, 178	13, 688	15, 088
	収支差額	4, 835	1, 234	2, 258	-1, 549	8, 910

【自主事業の収入】

(単位:千円)

	H29	Н30	R1	R2	R3
自主事業①(※1)	9, 422	8, 254	7, 626	6, 151	2, 945
自主事業②(※2)	25, 206	22, 959	23, 907	13, 537	13, 337
合計	34, 629	31, 214	31, 534	19, 689	16, 283

※1:ショップ収益・自販機手数料

※2:スクール・イベントの収益

(カ)貸付等

[堺市金岡公園体育館の一部の使用許可-1(都市公園法に基づく)]

財産名称	堺市金岡公園体育館
財産の用途	スポーツ用品販売事業(一部密閉された食品・清涼飲料水含む)
所在地	堺市北区長曽根町 1179-18
財産所管課	公園監理課
分類	公共用財産: (都市公園法に基づく占用許可)
総面積	174,000 m² (陸上競技場外体育館周辺 (公園) 含む)

貸付(地上権・地役権設定 などを含む。以下同じ)・ 使用許可等に係る面積	3 m²
貸付・使用許可等の目的	体育館利用者に対して施設利用に必要なスポーツ用品を提供する ため
貸付・使用許可等の開始時 期	平成 31 年 4 月 1 日
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日
占用料の年額	2,970 円 (減免無)

[堺市金岡公園体育館の一部の使用許可-2(都市公園法に基づく)]

財産名称	堺市金岡公園体育館
財産の用途	食堂・売店等の軽食販売事業(自動販売機を含む)
所在地	堺市北区長曽根町 1179-18
財産所管課	公園監理課
分類	公共用財産: (都市公園法に基づく設置許可)
総面積	174,000 m²(陸上競技場外体育館周辺(公園)含む)
貸付(地上権・地役権設定	
などを含む。以下同じ)・	168 m²
使用許可等に係る面積	
貸付・使用許可等の目的	体育館利用者に対して飲食物を提供するため
貸付・使用許可等の開始時	平成 26 年 4 月 1 日
期	1/4/100 1/1 1
令和3年度の使用に係る契	令和3年4月1日~令和4年3月31日
約,使用許可の期間	
占用料の年額	166, 320 円 (減免無)

ウ その他事業

事業名	軽食販売・飲料自動販売機設置事業					
令和3年度事業支出	840,365円 (間接人件費,間接経費等を含まない直接費) 1,455,218円 (間接人件費,間接経費等を含む。)					
令和3年度事業収入	2, 262, 197 円					
事業目的	施設利用者の利便性・サービスの向上を図ること					
事業概要	・自動販売機型コンビニとして食品自動販売機及び飲料自動販売機を設置し、施設利用者及び来場者に飲食物を提供する。 ・運動時に必要な水分補給のできる清涼飲料水等の販売を行う。					
活動指標がない場合,その理由	利用者の水分補給等利便性向上が目的であるため、利用状況に 応じて、随時対応しているため。					
成果指標がない場合, そ の理由	同上					

事業名	ボッチャ用具貸出事業
令和3年度事業支出	_
令和3年度事業収入	_
事業目的	障害者スポーツへの理解とニュースポーツとしてのボッチャ競 技の普及
事業概要	堺市内の地域コミュニティ等の非営利団体にボッチャ用具を貸出。
活動指標がある場合,指標と実績	貸出回数,9回(令和3年度)
成果指標がある場合,指標と実績	貸出団体数,6団体(令和3年度)
当該事業について,所管課において感じている問題意識がある場合,その内容	一層の利用促進が課題であり、「ニュースポーツ指導者派遣 事業」の種目にボッチャを加えることでボッチャ競技の周知 を図っていく。

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況

ア 役員等(各年度7月時点)

役 職		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	文 400	総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
理事	元市職員	2	(1)	2	(1)	2	(1)
[常]	合計	2	(1)	2	(1)	2	(1)
	元市職員	-	-	_	-	-	-
理事	現市職員	-	-	_	-	_	-
[非]	合計	-	-	_	-	-	-
	元市職員	_	-	_	-	-	_
監事	合計	_	-	_	-	_	-
,	役員合計	2	(1)	2	(1)	2	(1)

(単位:人。[常]は常勤,[非]は非常勤,[兼]は役員と職員の兼務を指す。)

イ 職員(各年度7月時点)

職員形態	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
収負/// 悠	総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]

7	元市職員	3	(1)	2	(1)	1	(1)
	市派遣職員	5	-	5	-	5	-
短	元市職員	6	ı	5	-	4	-
	合 計	14	(1)	12	(1)	10	(1)

(単位:人。[フ]はフルタイム, [短]は短時間, [兼]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

現在,市より当該団体へ派遣している職員は,教育委員会事務局(地域教育振興課)から3名,市長部局(文化観光局スポーツ部スポーツ推進課)から2名の合計5名あり,市が負担している給与は3257万5447円である(給与月額・地域手当・扶養手当・住居手当・期末手当)。費用負担の範囲については,堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び「職員の派遣に関する協定書」に基づき定めている。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

「外郭団体の見直しに向けに取組力針」の個別団体取組力針の進捗状況				
取 組 方 針	進 捗 状 況 (令和4年3月末時点)			
○放課後児童対策事業について、団体のノウハウを 蓄積しつつ、市と共同して民間事業者の育成、指 導員の技能向上に向けた研修等を実施するととも に、民間事業者等の成熟度を見極めたうえで、団 体の参画のあり方を検討 ・民間事業者の育成手法の検討(令和3年度) ・事業再編後のプロポーザルへの参画方針の決定 (令和4年度、7年度) ・事業再編後の新事業開始(令和5年度)	・放課後児童対策事業について、 事業からは原則として撤退することをはじめとする参画のあり方の 見直し方針を定め、関係各所との 調整を行った。 ・事業団においては、雇用する指 導員の技能向上を目的として体系 的な研修を実施している。 ※その後の進捗に関して、欄外の 【令和4年6月7日付けの申し入 れについて】を参照のこと(※ 1)。			
○市内スポーツ振興の取組を重点化するため,総合型地域スポーツクラブの支援や部活動の指導等における各種スポーツ団体とのネットワークの活用等による市内スポーツ振興のあり方を検討・総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体との連携による地域スポーツ活動の拡充,部活動への指導者派遣(令和3年度)	・堺市民オリンピック委員会及び総合型地域スポーツクラブネットワーク堺に参画し、市内スポーツ関連団体との連携強化や情報収集を実施した。 ・総合型地域スポーツクラブ創設に向け、他市事例調査等検討を開始した。 ・部活動への指導者派遣につい			

- て、教育委員会とも連携しなが ら、事業団が主体となって派遣を 行う運用方法について検討を行っ た。
- ○トップレベルチームとのネットワークを活かした スポーツ教室やイベントの開催,放課後児童対策 事業を含めた教育活動などの取組において企業等 による出前講座など,児童の育成にかかる企画立 案をはじめ様々な事業で企業の支援を受ける仕組 みを検討
 - ・市内企業ヒアリング(令和3年度)
 - ・企業の協力を得たスポーツ教室等を開催(令和4年度)
- ○体育館の管理運営については、地域のスポーツ活動や青少年の健全育成に寄与する役割を果たすうえで、その活動拠点として、事業展開に必要な範囲や民間事業者との役割分担・連携を踏まえたうえで、団体の参画のあり方を検討(令和 4 年度、6年度)
- ○事業団が持つトップレベルチームやスポーツ団体 とのネットワークを活かした魅力あるスポーツ教 室の開催を通じ、体育館の平日利用の促進や自主 財源を確保
- ・魅力あるスポーツ教室等を計画(令和3年度)及び 開催(令和4年度)

- ・市内企業(2社)へのヒアリングを行い、事業協力等について協議を実施した。
- ・堺市民マラソン,指導者研修 会,放課後ルームでのスポーツ教 室はコロナ禍で中止となったが, 今後実施する予定である。
- ・金岡公園体育館でCS調査を実施 し、利用者ニーズの分析を行っ た。
- ・民間企業では実施が困難な事業 や,独自に実施可能な自主事業に ついて検討を行った。
- ・ジュニアスポーツ教室等において、参加料を新たに徴収し、受益者負担の適正化を図った。(収入 実績:194千円)

※1【令和4年6月7日付けの申し入れについて】

所管課から提供を受けた令和4年6月7日付けの申入書(「公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団の今後の運営方針について(申し入れ)」によれば、堺市教育委員会から団体に対して、下記の内容の申し入れがなされている。

記

- 1. 民間事業者が競争性を発揮し、運営の成熟度を高め、安定的に全区を受託しうる状態となった場合、本市放課後児童対策等事業から貴団は事業撤退すること。
- 2. 本市放課後児童対策等事業の効率的かつ円滑な事業継続のため、民間事業者が競争性を 発揮し、運営の成熟度を高め、安定的に全区を受託しうる状態になったと判断できるまで の間、次の区分を貴団と随意契約することとする。なお、契約は1年毎とする。
 - ①現在, 貴団が担当する堺区, 北区については, それぞれ2分割したうちの1つ
 - ②現在、貴団が担当する南区全域
 - ただし、①、②合わせて25校程度とする。
- 3. 令和4年6月以降実施する本市放課後児童対策等事業における公募型プロポーザル方式

事業者選定に貴団は応募しない。

4. 全区を民間事業者が安定的に受託しうる状態になったと判断できる場合は、別途、貴団に対して、本事業からの完全撤退を申し入れする。

(6) 堺市財政危機脱却プラン (案) における主な取組項目の進捗状況

主な取組	進 捗 状 況
[堺市教育スポーツ振興事業団における自主 財源の確保] ・団体の自律的な経営基盤の構築に向 け、スポーツ教室・イベントにおける 企業協賛の獲得や、受益者負担の導入 などにより、自主財源の確保を図る。 (令和3年度以降継続) ※収支改善効果概算見込額(令和12	上記(5)参照
年度): 0.2 百万円	
[堺市教育スポーツ振興事業団における放課後児童対策事業への参画のあり方の見直し] ・団体が担う放課後児童対策事業について,民間事業者等の参入状況や成熟度等を見極めたうえで,団体の参画のあり方を見直す。	上記(5)参照

(7) 指摘事項等

ア [意見 32] - 所管課·外郭団体-公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助 金の補助対象人件費について

【事実関係】

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。) に対する補助金の概要は、以下のとおりである。

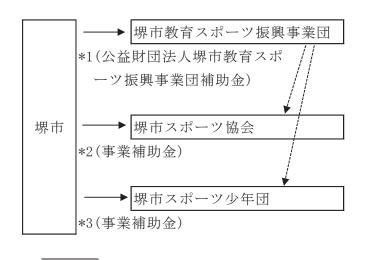
補助金の名称	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金
補助金に係る市の所管課	堺市文化観光局スポーツ部スポーツ推進課
補助金に関する根拠法令	自治法第232条の2, 堺市補助金交付規則
補助金に関する要綱名称	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金交付要 綱
補助対象期間(令和3年 度を含む期間)	交付決定のあった日から年度末まで (令和3年度は令和3年7月1日から令和4年3月31日 まで)
補助金創設時期	平成13年4月1日制定
令和3年度予算額	31,624,000 円
補助申請額 (税込)	20, 632, 000 円
補助支給決定額 (税込)	20, 632, 000 円
令和3年度決算額	16, 893, 468 円

補助率	98%
	・スポーツ指導者の養成及び活用事業 ・健康・スポーツに係る教室及び講習事業並びに啓発事 業
補助対象事業	・ニュースポーツの普及事業 ・スポーツ活動指導者派遣事業 ・スポーツ情報の提供事業
	・市民の体力向上,健康増進,生きがい創出支援のため に行う事業
対象事業の概要	堺市教育スポーツ振興事業団が、スポーツ・レクリエーションの振興に寄与し、健康で人間性豊かな市民生活の 形成に資することを目的に、市内スポーツ施設等で市内 競技団体やトップレベルチームから講師を招聘し、市民 を対象としてスポーツ教室や指導者の養成を行う事業。
対象事業の目的	ライフステージに応じたスポーツ教室,スポーツ指導者養成事業,市民の体力・健康づくりを支援していくための事業等を通じて,子どもから高齢者まで幅広い世代の市民がスポーツに興味・関心を持つような機会を創出すること,また気軽にスポーツを楽しみ,スポーツに親しむことのできる環境を提供し,堺市スポーツ推進プランに掲げる目標達成に寄与するため。
対象事業の目的を達成するために,補助金交付という手段を選択した理由	堺市教育スポーツ振興事業団は、自らの持つ各種団体とのネットワークや、培ってきたノウハウ・実績を活用し、事業活動を推進している。補助金交付により、これらの活動が助長され、スポーツに親しみのない市民への機会創出・環境提供を可能とし、市のスポーツ振興にとって効果的であると考えるため。
直近3年間の補助金額	令和3年度:16,893,468円 令和2年度:23,405,106円 令和元年度:34,414,821円
直近3年間における見直 し等の有無・内容	見直しの有無:有 令和2年度末に交付要綱の改正を行い、補助対象事業 及び補助対象経費の内容を精査した。補助対象事業から 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団事務局運営事 業を削除。 (補助対象経費に含まれていた堺市スポーツ協会及び堺 市スポーツ少年団の事務局運営にかかる人件費を削減)
活動指標	青少年向けスポーツ教室の開催回数 令和3年度:5回 令和2年度:3回 令和元年度:15回
成果指標	青少年向けスポーツ教室の参加者数 令和3年度:468人

令和2年度:174人 令和元年度:1,090人

上記,「直近3年間における見直し等の有無・内容」に記載のとおり,補助金交付要綱の見直しにより,従来補助対象とされていた「公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団事務局運営事業」が令和3年度より補助対象外となっている。

具体的には、事業団が事務局機能を担っている堺市スポーツ協会及び堺市スポーツ 少年団の事務局運営にかかる人件費については、従来、事業団補助金に含めていたが、 令和3年度より、両団体(堺市スポーツ協会、堺市スポーツ少年団)の事業補助金に 含める形に変更している。



すなわち、上記図で示した点線部分において、事業団が事務局機能のサービスを提供するため、その人件費を要するが、この部分は「公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金」の補助対象ではないことになる。

所管課(スポーツ推進課)によると補助対象外とした理由は「堺市スポーツ協会及 び堺市スポーツ少年団に対して、以前から事業補助金を支出しており、事務局運営に かかる人件費には両団体の補助事業実施のための人件費も含まれるため、各団体への 補助金をより明確にするため」である。令和3年2月に策定された堺市スポーツ推進プ ランによると、両団体は、堺市のスポーツ推進に貢献する主なスポーツ関係団体とし て、事業団とともに明記されている。 令和3年度の補助金の交付申請に当たり、事業団では、以下の事業内容を申請している(合計約21百万円)。申請金額の内訳は、人件費(約14百万円)と事業費(約7百万円)で構成されている。以下の【事業別補助金内訳表】が示すように、当該補助金に対する人件費の割合は高く、8割近い事業が多い。

人件費は、事業団のスポーツ振興自主事業に係る契約職員3名と短期臨時職員2名に係る直接人件費及び総務部門等の間接人件費の合計額となっている。これらの職員は、補助金対象事業のほか、スポーツ関係団体(堺市スポーツ協会、堺市スポーツ少年団等)の業務についても担当している。そのため、補助金を申請するに当たり、当該担当者らの人件費合計額(約25百万円)を補助金対象(約14百万円)と対象外(約11百万円)に按分しているが、その根拠については明確なものがなかった。

また,所管課としても,補助金交付申請の収支予算書に添付されている「事業別経費内訳」に記載された人件費金額の妥当性を検証するに当たり,直接人件費及び間接人件費の内訳,人件費の按分根拠について事業団に確認できていない。

[事業別補助金内訳]

(単位:千円)

補助	対象事業	補助金 対象額	対象額 のうち 人件費	人件費 割合	令和 3 年度 実施結果
1. スポーツ 指導者の養	1.2-堺市地域ス ポーツ指導者養 成講座	1, 904	1, 447	76%	全 8 講座 参加者数 14 人 (金岡公園体育館 3 日) (大浜体育館 2 日)
成及び活用 事業	1.2-スポーツ指 導者研修会	1, 598	1, 364	85%	中止※
2. 健康・ス ポーツに係	2.1-軟式野球教 室&親子ティー ボール教室	1,960	1, 725	88%	参加者数 13 人,親子 30 組 (60 人) (金岡公園野球場 2 日)
る教室及び 講習事業並 びに啓発事 業	2. 2-堺ジュニア スポーツ教室	5, 513	1, 392	25%	バレーボール・サッカー・ バスケットボール 参加者 数 345 人 (日本製鉄堺体育館 2 日)

	2.3-ゴールデン エイジ・プログ ラム教室	1,679	1, 447	86%	小学生 参加者数 50 人 (金岡公園体育館 2 日)
3. ニュース ポーツの普 及事業	3.1-スポーツ指 導者派遣事業	3, 070	2, 645	86%	市内小学校のびのびルーム 9回,参加人数 253 人
	3.2-ポッチャ普 及事業	1, 704	1, 392	82%	中止※
4. スポーツ 活動指導者 派遣事業	4.1-健康スポー ツリーダーバン ク	822	753	92%	紹介件数延べ2件,登録者 数189人
5. スポーツ 情報の提供 事業	5.1-スポーツ情報の提供事業	467	168	36%	ポスター, チラシによる情報提供 市広報紙, 事業団ホームペ ージからの情報発信
6. 市民の体 力,健康増 進,生きが い創出支援 のために行 う事業	6.1-体力測定会	1, 915	1, 589	83%	中止※
上記1から6までの計		20, 632	13, 922	67%	

補助対象外		
堺市スポーツ協会	8, 794	
堺市スポーツ少年団	2, 198	
計	10, 992	

(補助金交付申請書及び補助事業実績報告書より監査人作成)

※中止:新型コロナウイルス感染拡大のため

※人件費割合とは、補助対象額に占める人件費の割合である。

【スポーツ関係団体】(堺市スポーツ推進プラン(令和3年2月)より抜粋)

3 スポーツ関係団体

本市の主なスポーツ関係団体として以下の団体があり、様々な活動を通じて本市のスポーツ推進に貢献しています。

①公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

スポーツ・レクリエーションの振興を通じて,市民が健康で人間性豊かな生活を送り,かつ良好なコミュニティを形成することや青少年活動の振興を通じて,青少年自らが自主性と社会性を育み,心身ともに健やかに成長することに寄与することを目的として,

平成8年12月に設立され、スポーツ振興自主事業やスポーツ施設管理運営事業などを 行っています。

②堺市スポーツ協会

市民を対象とするスポーツ諸団体相互の緊密な協調連絡を図り、スポーツの推進を通じて、競技力の向上とスポーツ精神を養い、市民の健康増進と体力向上に寄与することを目的として昭和22年に「堺体育協会」(令和2年4月、「堺市スポーツ協会」に名称変更)が結成されました。以後半世紀以上にわたり、本市のスポーツ統括団体として、堺市種目別優勝大会や 堺市民マラソンなどの大会を主催するだけでなく、堺市民オリンピックなどにも協力しています。現在、本市におけるスポーツを各種目別に統括する種目団体など33団体が加盟しています。

③堺市スポーツ少年団

堺市スポーツ少年団に登録している各種目の団体に所属する団員が、スポーツ及びその他の文化的諸活動を通じて、心身を鍛練して体力を強め、人間性を陶冶し、良き社会人となることを目的とした組織であり、日本スポーツ少年団の加盟団体として活動しています。各種派遣事業(大阪府・近畿・全国スポーツ少年大会、全国交流大会、日独同時交流)や堺市スポーツ少年団の独自事業として、堺市スポーツ少年団中央大会などを行っています。

【意見】

補助金の交付申請を審査するに当たっては、補助対象経費等が適正かつ明確になっている必要がある。令和3年度より、補助対象事業を見直しており、なおさら、補助対象経費等と対象外経費等(スポーツ関係団体への振り分け分)の区分については、留意する必要がある。所管課は、補助対象事業の見直しを行った趣旨を踏まえ、補助対象事業の人件費の適正性を検証できるよう人件費の内訳(直接人件費、間接人件費、按分根拠等)について事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上で、補助金交付額を決定すべきである。

イ [意見 33] - 所管課・外郭団体- 金岡公園体育館における現金等の管理について

【事実関係】

金岡公園体育館での現金管理については、毎朝、日勤(就業時刻:午前8時30分)の職員が大金庫の鍵を鍵掛けから取って大金庫を開け、その中から現金の入った手提げ金庫を取り出している(以下「金庫の開扉」という。)。その後、日中手提げ金庫は事務スペースの棚に置き、大金庫の鍵は手提げ金庫の近くに掛けて管理している。また、金庫内の金額は一日に3回以上照合作業を行っており、具体的には、帳簿と現金の金額が一致するかを確認している。そして、毎晩、遅番(退勤時刻:午後9時30分)の職員が、手提げ金庫を大金庫に戻し、大金庫の鍵をかけているということであ

る(以下「金庫の収納」という。)。

金岡公園体育館に勤務する職員は10名おり, うち役職者は3名(館長,館長代理 (副館長)及び主任(チーフ))であるところ,役職者,非常勤職員及び短期臨時職 員は,それぞれ3枠のシフト勤務をしており,その具体的な就業時刻及び退勤時刻は下記の表のとおりということである。

記

役職者(館長,館長代理(副館長)及び主任(チーフ))、非常勤職員の勤務シフト

	就業時刻	退勤時刻
日勤	午前8時30分	午後 3 時 15 分
中番	午前 11 時 45 分	午後 6 時 30 分
遅番	午後2時45分	午後 9 時 30 分

短期臨時職員の勤務シフト

	就業時刻	退勤時刻
日勤	午前8時30分	午後 5 時 15 分
中番	午前 10 時 30 分	午後7時15分
遅番	午後 0 時 45 分	午後9時30分

上記のような勤務シフトを採用する理由は、金岡公園体育館は祝休日を含め午前9時から午後9時まで開館しているところ、祝休日を含め体育館の利用者の受付業務(午前9時から午後8時まで)を行う必要があり、その際、現金の収受や還付等の事務作業(午前9時から午後8時まで)が必要となるからだということである。そして、上記シフトを採用している結果、金庫の開扉や収納を行う職員は役職者に限られず、役職者の勤務シフトによっては役職者以外の職員も担当することになるということである(例えば、日勤の役職者しかいない日などは、役職者ではない職員が金庫の収納を行う。)。そして、役職者以外の職員が金庫の開扉や収納を行う日は、全体の半分から3分の2程度に上るということである。

【意見】

現状の現金管理の方法によれば、役職者以外の職員を含め全ての職員が金庫の開扉 と収納を担当することになり、その日数も相当数に及ぶ。そのため、全ての職員が現 金にアクセスできる機会があり、現金や金庫、金庫の鍵の盗難・紛失のリスクがある といえる。

現金管理を徹底するためには、金庫の開扉と収納、鍵の管理はなるべく役職者等一

部の者に限定するなど、より盗難・紛失のリスクの低い管理方法を採用することが望ましい。ただし、利用者の受付業務の必要から、どうしても役職者以外の者が金庫の開扉や収納を行わざるを得ない日があるのであれば、役職者の次に責任を負うものの順位を一定のルールで定めておき、それをシフト表に明示するなどして現金管理の責任の所在を明確にすべきである。

ウ [意見 34] 所管課·外郭団体 金岡公園体育館における公用車の駐車場利用 券の管理について

【事実関係】

従来,金岡公園体育館では、体育館の公用車の出入りの際、駐車場管理者が発行した定期券を使用していた。しかし、その定期券の不具合のため、令和4年6月以降、一時的に、公用車の駐車場利用のため駐車場利用券(サービス券)を発行している。しかし、担当者が必要な都度手提げ金庫から取り出して交付しており、管理簿等によって利用数を記録・確認することはなされていない。

【意見】

利用数と残数との不一致や、不正利用のリスクを低減するため、利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。

8 (公社) 堺観光コンベンション協会

(1)団体の概要

団 体 名	公益社団法人堺観光コンベンション協会		
市所管部局	文化観光局観光部観光推進課		
所 在 地	堺市堺区甲斐町西一丁1番35号		
設 立 年 月 日	昭和 39 年 3 月 27 日		
基本金・資本金	0 千円		
内, 市出資額(率)	市出資額(率)0%		
他の出資者及び出資額	なし		
職 (令和4年4月1日現在)	役員 22 名(うち非常勤 21 名) 職員 21 名(うち非常勤 3 名)		
市との関係性の概要	委託契約補助金交付公の施設の 指定管理		

	堺市およびその周辺地域の観光に関する事業ならびにコンベンシ
設立目的(定款)	ョンに関する事業の振興をはかることにより、地域経済の活性化
	及び文化の向上に寄与することを目的として設立
	①観光施設の整備及び運営に関すること。
	②観光資源の保護育成及び活用に関すること。
	0 12 2 2 11 11 17 13 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17
	③観光の催し及びコンベンション等の企画及び実施に関するこ
	と。
	④堺市が所有する観光及びコンベンション施設の受託運営に関す
	ること。
	⑤観光,産業及びコンベンション施設等の宣伝紹介並びに観光客
	及びコンベンションの誘致受入に関すること。
	⑥郷土物産の宣伝及び指導育成に関すること。
	⑦観光及びコンベンション事業に関する情報の収集及び調査研究
	に関すること。
	⑧観光及びコンベンション関係従事者の指導育成に関すること。
	⑨その他本協会の目的を達成するために必要な事業
	⑩旅行業法に基づく旅行業
	【令和3年度の主な事業の概要】
	●観光宣伝事業
	1 周遊促進活動
	(1)魅力的な観光素材の提供と周遊促進(観光客向けの情報
	提供)
	(2)着地型商品(旅行商品)の造成と販売
主な事業内容	(3) クルーズ船の誘致(新型コロナウイルスの影響により中
	止)
	(4)イベント実施時の周遊バス
	(5)各種イベントとの連携
	(6) 堺文化財特別公開
	(7) 堺各地のまつりをはじめとした堺の魅力発掘と発信(新
	型コロナウイルスの影響により中止)
	(8) 堺オープンファクトリー & スタンプラリー事業運営の受
	託
	2 観光案内所の運営
	3 情報発信
	(1)協会ホームページによる情報発信
	(2)各種メディアの活用及びロケーション撮影支援による情
	報発信
	(3) 堺観光 P R スタッフ「堺観光コンシェルジュ」の活用
	(4)パンフレット等の作成
	(5) 堺観光 P R キャラクター「ザビエコくん」の活用
	4 都市交流等促進事業(新型コロナウイルスの影響により中
	正)
	5 その他の観光宣伝事業
	(1)公的機関等が実施する観光事業と連携した誘客促進
	5 その他の観光宣伝事業

あ

ŋ

あ

ŋ

あり

	(2)観光みやげ品の販売及び推奨等
	(3)観光・文化行事に対する支援(後援名義使用許可並びに
	協賛等)
	6 「茶の湯」を活用した堺の魅力発信(堺市茶室における呈
	茶事業)
	7 NPO法人堺観光ボランティア協会との連携(同協会に委
	託するツアーガイド及び定点ガイド)
	8 観光レンタサイクルの運営
	9 「さかい利晶の杜」の指定管理
	●堺まつり(令和3年度は、新型コロナウイルスにより中止にな
	ったため、代替事業として、「堺環濠 Night Walk」を実施)
	●コンベンション事業
	●観光施設運営事業
	(1) 堺市茶室の管理(堺市委託事業)
	(2) さかい利晶の杜の自動販売機運営
	法人の前身は昭和 11 年に設立された観光協会である。昭和 31 年
	より市の外郭団体となった。
	さらに、昭和39年に社団法人となったが、当時は堺泉北臨海工業
	地帯の造成が進み、100 万人都市を目指すという背景があるな
	か、市域の貴重な文化財や景観を顕彰することにより、堺市を盛
出資法人の設立経緯	り立てていくという思いをもって法人化された。
	その後、昭和56年に観光振興等に加え、堺まつりも担う団体とし
	て名称変更等を行い、社団法人堺文化観光協会となった。その
	後、平成7年に、コンベンションに関する事業の振興をも図るも
	のとして、社団法人堺観光コンベンション協会に改組されて設立
	され、平成25年に現在の名称となった。
(所管部局からみた)	堺市およびその周辺地域の観光に関する事業並びにコンベンショ
当該外郭団体の役割	ンに関する事業の振興を図ることにより、地域経済の活性化及び
- MALTERIA S DORA	文化の向上に寄与することを期待している。
(所管部局からみた)	「外郭団体の見直しに向けた取組方針について」「堺市財政危機
市の施策推進上の課題	脱却プラン」「堺市財政危機宣言」等プランに対応した事業実
	施。

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		H29	H30	R1	R2	R3	備考
貸	流動資産	83, 336	89, 104	85, 108	145, 421	155, 941	
借	固定資産	59, 634	56, 602	86, 209	118, 177	95, 567	
対	資産合計	142, 971	145, 706	171, 318	263, 598	251, 509	

照	流動負債	71, 930	78, 120	70, 201	125, 845	130, 777	
表	固定負債	7, 839	6, 110	21, 026	17, 792	14, 624	
	負債合計	79, 769	84, 231	91, 227	143, 638	145, 401	
	指定正味財産	32, 139	31, 483	40, 946	78, 835	57, 897	
	一般正味財産	31, 062	29, 991	39, 144	41, 125	48, 210	
	正味財産合計	63, 202	61, 475	80, 090	119, 960	106, 107	
	経常収益	448, 838	438, 945	420, 650	277, 725	284, 982	
正	経常費用	452, 089	439, 824	411, 541	272, 907	277, 078	
味	評価損益等	ı	ı	ı	ı	_	
財産	当期経常増減額	-3, 250	-878	9, 108	4, 817	7, 903	
増	経常外収益	3	0	329	286	0	
減計	経常外費用	237	142	0	2, 781	485	
算	当期経常外増減額	-234	-142	329	-2, 495	-485	
書	当期一般正味財産増 減額	-3, 535	-1, 070	9, 152	1, 981	7, 084	税引後

注:流動負債には、補助金の精算に伴う返金義務(3月末時点で返金未完了)を含み、流動資産に はそのための現預金を含む。

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

(単位:千円)

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	_	_	_	_	_	
負担金収入	_	_	_	_	_	
賃貸料収入	_	_	_	_	_	
その他	_	_	_	_	_	
合計	_	-	_	-	_	

[市の歳出]	H29	Н30	R1	R2	R3	
補助金	413, 099	392, 523	365, 542	252, 841	207, 079	
負担金	_	-	-	-	-	
委託料	7, 191	7, 200	9, 766	6, 706	6, 545	
貸付金	_	_	_	_	_	
出資金	_	-	-	-	-	
その他	_	_	_	19, 705	20, 000	注①

注①…さかい利晶の杜の指定管理料。

なお,令和2,3年度については,新型コロナウイルスにより各種イベントが中止となったことで, 従前と比較して,決算時の補助金額が減少している。

上記のほかに、使用許可を行っている財産である堺市茶室「伸庵」立礼席や百舌鳥古墳群ビジター センター内の観光案内所、手荷物預かり、レンタサイクル部分に使用料免除を行っている。

[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	_	_	_	_	_	
債務保証残高	_	_	_	-	_	
損失補償残高	_		_	-	_	
出資金		_	_	_	_	
その他	_	_	_	-	_	
合計						

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

補助金額(単位:千円)

		R	1	R	2	R	3
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
公益社団法人堺	1	110, 826	101, 875	104, 472	46, 831	70, 000	29, 818
観光コンベンション協会事業補	2	260, 753	246, 035	244, 250	204, 660	227, 629	175, 464
助金	3	18, 245	17, 631	13, 353	1, 349	7, 206	1, 797
合計		389, 824	365, 542	362, 075	252, 841	304, 835	207, 079

①は堺まつり事業,②は観光宣伝事業,③はコンベンション事業。ただし、堺市においては、これらの事業について、「公益社団法人堺観光コンベンション協会事業補助金」として、一括で補助を行っている。

(ウ) 負担金

なし

(エ) 業務委託

委託料(単位:千円)

R 1		R 2		R 3	
予算	決算	予算	決算	予算	決算

堺市茶室管理業務	6, 501	6, 500	6, 501	6, 499	6, 501	6, 456
茶の湯体験	3, 220	3, 012	3,000		_	_
合計	9, 721	9, 513	9, 501	6, 499	6, 501	6, 456

(才) 指定管理

指定管理料(単位:千円)

	R 1		R	R 2		R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
堺市立歴史文化にぎ わいプラザ(さかい 利晶の杜)	_	_	216, 000	220, 698	216, 000	216, 280	
合計	_	_	216, 000	220, 698	216, 000	216, 280	

指定管理者は、堺観光コンベンション協会、大阪ガスビジネスクリエイト株式会社、南海ビルサービス株式会社を構成員とする共同企業体である。そのうち、大阪ガスビジネスクリエイト株式会社、南海ビルサービス株式会社へ配分し、堺観光コンベンション協会が受領した額は令和2年度が19,705千円、令和3年度が20,000千円となる。

【施設の収支】

(単位:千円)

	H29	Н30	R1	R2	R3
収入	_	_	_	238, 205	237, 112
指定管理料 (協定)	_	-	-	220, 698	216, 286
精算金 (市への返還金)	_	_	_	-327	_
利用料金収入	_	-	-	15, 478	20, 071
その他収入	_	_	_	2, 029	755
支出	_	-	-	237, 549	239, 530
人件費	_	-	-	76, 799	96, 591
旅費交通費	_	-	-	180	194
消耗品費	_	_	_	5, 077	1, 661
印刷製本費	_	_	_	9, 637	4, 006
修繕料	_	-	-	3, 002	3, 001
光熱水費	_	_	_	15, 372	13, 079
委託料	_	_	_	1,835	8, 530

通信運搬費	_	_	_	1, 229	1,873
広告料	_	_	_	4, 584	3, 095
賃借料	_	_	_	583	708
備品購入費	-	_	_	8, 269	3, 778
保険料	_	_	_	129	131
公租公課	_	_	_	1, 202	3
設備維持管理費	_	_	_	62, 754	59, 973
事業費	_	_	_	16, 220	14, 291
雑費	_	_	_	5, 221	1, 959
一般管理費	_	_	_	25, 454	26, 657
収支差額	_	_	_	656	-2, 418

【自主事業の収支】

(単位:千円)

						1 1 47
		H29	Н30	R1	R2	R3
自主	事業収入	-	-	_	10, 100	8, 730
	自動販売機設置	-	-	-	153	180
	グッズショップ	-	-	_	8, 537	6, 961
	着地型商品の販 売	-	-	_	1, 372	1, 589
	団体向け写真撮 影	-	-	_	0	0
	仁徳天皇陵 VR ツアー	-	-	-	38	_

(カ) 貸付等

[百舌鳥古墳群ビジターセンター]

財産の種類(土地・建物)	建物・土地	
財産名称	百舌鳥古墳群ビジターセンター	
財産の用途	教育文化施設 (ビジターセンター)	
所在地	堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁167番地1	
財産所管課	世界遺産課	
分類	公共用財産: (行政財産の目的外使用許可)	

総面積	土地:1190.57 m² 建物:1 階 477.59 m²
貸付(地上権・地役権設定 などを含む。以下同じ)・ 使用許可等に係る面積	建物:13.93 m²(1 階) 土地:37.83 m²
貸付・使用許可等の目的	観光誘客を目的とした大仙公園観光案内所の設置
貸付・使用許可等の開始時 期	令和3年3月13日
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
使用料の年額	全額免除(堺市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項 第1号)
減免の理由	公共的団体又は公益団体が営利を目的としない団体固有の公共若 しくは公益事業に使用するとき。

[堺市茶室「伸庵」のうち協会使用箇所]

財産の種類(土地・建物)	土地・建物
財産名称	堺市茶室「伸庵」
財産の用途	茶室
所在地	堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内
財産所管課	博物館学芸課
分類	公共用財産
総面積	330 m²
貸付(地上権・地役権設定 などを含む。以下同じ)・ 使用許可等に係る面積	伸庵 330 ㎡のうち 38. 32 ㎡
貸付・使用許可等の目的	茶室鑑賞者等の接待用立礼席及び炊事場として使用するため
貸付・使用許可等の開始時 期	昭和 60 年から (業務委託契約締結時からと思われるが,公文書の 保存なく不明。)
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日
使用料の年額	全額免除(堺市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項 第1号)0円
減免の理由	堺観光コンベンション協会は、堺市及びその周辺地域の観光やコンベンションに関する事業の振興を図ることにより地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的として設立された公益団体である。また、本事業は、茶の湯文化の振興や市内への観光誘客、更には博物館の集客拡大に寄与するものと考えられ、公益団体による営利を目的としない公益事業であるため。

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況

ア 役員等(各年度7月時点)

4 B	wild.	令和力	元年度	令和	2年度	令和	3年度
役	職	総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]

理事	元市職員	_	-	_	-	_	-
[常]	合計	_	-	_	-	_	-
	元市職員	_	-	_	-	_	-
理事	現市職員	1	-	1	-	1	-
[非]	合計	1	_	1	_	1	_
	元市職員	_	_	_	_	_	_
監事	合計	_	_	_	-	_	_
;	役員合計	1	_	1	_	1	_

(単位:人。[常]は常勤,[非]は非常勤,[兼]は役員と職員の兼務を指す。)

イ 職員(各年度7月時点)

-11		令和是	元年度	令和	2年度	令和	3年度
	職員形態		「兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
	元市職員	_	_	-	_	-	-
フ	市派遣職員	4	_	4	_	4	-
短	元市職員	-	-	_	-	-	-
_	合 計	4	_	4	_	4	_

(単位:人。[**フ**]はフルタイム, [**短**]は短時間, [**兼**]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

令和元年度から令和3年度について、上記4名の派遣職員の給料、扶養手当、地域手 当、住居手当及び期末手当を市が負担している。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

取組 方針	進 捗 状 況
○団体の観光事業への注力のため、市を 含めた他の実施主体へのコンベンショ ン事業移管の検討 ・事業移管の検討及び実施(令和3年 度)	・これまでの事業実績の評価を行った結果、費用対効果の観点等から、コンベンション事業は引き続き堺観光コンベンション協会が行うことが効率的であると整理した。 ・引き続きコンベンション事業を担う中でも、補助対象とするコンベンションの規

模の見直しなど、事業の見直しの方向性を定めた。

(個別確認結果)

事業移管の検討及び実施(令和3年度) コンベンション事業としての,一定規模の 大会に協会が行う補助について,実施主体 の検討を行ったが,事業自体については, 大会があることの経済効果を理由に継続す るということになったが,規模・金額の絞 り込みを行った。

- ○効果的な情報発信など、会員への誘引 効果がある取組による会費収入の拡大 や新たな事業の創出により自主財源を 確保
 - ・デジタルコンテンツ等の導入(令和3 年度)
 - ・新たな自主財源確保策の検討(令和4 年度)
- ・オンライン自転車タクシーツアーやオー プンファクトリー等新たな事業を実施 し、収入確保を図った。(収入実績: 1,396 千円)
- ・会員獲得に向けて、HPやSNSでの会員 情報の発信やメルマガ配信などの取組を 行った。

(個別確認結果)

特産品である自転車を活用したオンライン ツアー等のデジタルコンテンツ等の導入等 を行った。

- ○市内外から多数の観光客が訪れるより 魅力的な観光コンテンツとなるよう, 今後の堺まつりのあり方を検討
 - ・堺まつりを見直して実施(令和3年度)
- ・「見るイベント」から「参加・体験型のイベント」に企画の見直しを行ったが、令和3年度は中止となった。

(個別確認結果)

堺まつりを見直して実施。具体的には、大 通でのパレードを中心とする形式から、大 通りの歩行者天国において各種イベントを 実施する形式に見直し、費用を削減した。

- ○情報発信などに関する大阪観光局との 役割分担(業務移管の状況)に応じ, 補助金の適正額を精査
 - ・役割分担を踏まえた補助額の精査 (令和3年度)

・令和4年度予算提案では、市外向けプロモーションなど大阪観光局が中心的役割を担う事業と、堺観光コンベンション協会が注力すべき事業の整理を進め、各事業の見直しや廃止を行い、令和3年度当初予算と比較して26,168千円の削減を行った。

(個別確認結果)

役割分担を踏まえた補助額の精査として, 大阪観光局が広域的なプロモーションを行 うこととして,情報発信関係の見直しを行 った。

(6) 堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況

注)(5)で述べたものは、省略。

主な取組進捗状況

[堺観光コンベンション協会の市補助金事業のあり方の見直し及び自主財源の確保]

・団体の自律的な経営基盤の構築に向け、大阪観光局・KIX 泉州ツーリズムビューローとの役割分担を整理するとともに、観光案内所の設置や各種イベントの実施・参画等、事業を精査し、市補助金を縮減する。特に、コンベンション事業については、大阪観光局の取組を踏まえ、そのあり方を抜本的に見直し、観光事業への重点化を図る。また、自転車観光など堺らしい旅行商品の販売の強化や会員の獲得などにより、自主財源の確保を図る。

上記(5)のとおり

(7) 指摘事項等

ア [指摘事項 13] - 所管課・外郭団体- 茶室管理業務の再委託について

【事実関係】

堺市は、堺観光コンベンション協会に堺市茶室管理業務を委託している。業務内容 は次のとおりである。

- ①茶室の維持管理
- ②茶室の使用受付事務
- ③茶室の使用料徴収事務

これは(茶室特有の建具等の管理や、借受け利用者への対応のため) 茶道に関する 知識技能及び経験が必要となるところ、堺観光コンベンション協会がこれを有し、ま た、茶の湯文化の振興及び観光推進の観点から、当該茶室の利用促進、宣伝強化を図 る上で堺観光コンベンション協会へ委託することが最も適当であると考えられるとし て随意契約により委託されているものである。

上記①の「茶室の維持管理」には茶室周辺の庭園等の清掃・管理も含まれている。 この茶室周辺の庭園等の清掃について、堺観光コンベンション協会は、堺市シルバー 人材センターに再委託を行っている。

再委託については、委託契約書において次のような定めがある。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の

理由があるときは、この限りでない。

(再委託の届出等)

第6条 前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合,受注者は,あらかじめ発注者と協議し,発注者の同意を得た上,再委託しようとする相手方(以下「再委託先」という。)の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を,書面をもって発注者に届け出なければならない。

業務の一部について相当の理由があるときは、再委託を行うことができるが、その場合、受注者(団体)は発注者(堺市)とあらかじめ協議し、発注者(堺市)の同意を得た上で、再委託について書面をもって届け出る必要がある。団体は堺市と協議せず堺市シルバー人材センターに業務の一部である茶室周辺の庭園等の清掃を再委託しており、また書面での届出も行われていなかった。

【指摘事項】

再委託は原則禁止ではあるものの、全ての業務の委託ではなく、業務の一部であり、 また庭の維持管理には専門性が必要であることから、再委託を行うことについては問題ないと思われるが、再委託の承認手続を徹底されたい。なお、令和4年度については、監査実施中に、再委託についての承認申請が行われ、是正がされた。

イ [意見 35] | 外郭団体 | 経営計画について

【事実関係】

外郭団体は、本来、市との明確な役割分担の下、十分に連携しつつ、できるだけ市の人的・財政的支援に依存せず、自主的に事業を運営すべきものである。そのためには、財政基盤の強化が不可欠であり、自主事業における収入の安定確保に向け、自らの経営判断で事業を推進する必要がある。法人において事業を着実に遂行するには、単年度の計画のみならず、中期経営計画(3~5年)を策定し、計画との比較において達成状況と課題を認識し改善していく仕組みの構築と運用が必要である。しかしながら、現在、協会では、毎年度の事業計画以外に、中期経営計画は策定されていない。この点、平成27年度の包括外部監査においても、堺観光コンベンション協会については、より一層、効果的・効率的にその役割を果たしていくため、産業振興の視点も含め事業ごとの成果指標と具体的な財務数値に基づく中長期的な計画を策定するとともに、そのモニタリングのためのPDCAサイクルを構築することを通じて、補助金の効

用最大化や収支改善, 更には継続的に堺観光コンベンション協会の在り方・存在意義について検証していくべきである旨の意見が述べられていた。これを受けて, 堺観光コンベンション協会においては, 平成30年度までは計画を策定していた。しかし, 令和3年5月に堺市の「堺観光戦略」が新たに策定されたことを理由に, 現在, 協会独自の計画は策定されていない。

【意見】

経営状態を定期的に点検評価して達成度や課題等を確認し、改善につなげる、いわゆるPDCAサイクルを確立して安定的・持続的な法人運営に資するために、堺市の観光戦略も踏まえつつ、団体も自らの長期的な視点を持ち、中期経営計画を主体的に策定し、PDCAサイクルを実行する仕組みを整備することが望ましい。

ウ [意見 36] 所管課·外郭団体 補助事業の内容変更・中止の手続について 【事実関係】

令和3年度については、堺観光コンベンション協会が実施する補助対象の行事の多く(堺まつり等)が、新型コロナウイルスの影響により中止、又は内容の大幅な変更を余儀なくされた。

「公益社団法人堺観光コンベンション協会事業補助金交付要綱」では、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更をし、又は補助事業を中止し、もしくは廃止しようとする場合においては、軽微な変更の場合を除き、あらかじめ市長の承認を受けることとされている。また、変更については、補助事業者が申請書及び必要書類を提出し、承認を受けるものとされている。

しかし、堺まつり等のイベントの中止(堺まつりについては、代替行事が実施された。)については、堺観光コンベンション協会の申出により、堺市において事前に市長の意向確認の上、その承認を受けて堺市が報道向けに中止の発表を行っていたが、 書面による申請やこれに対する承認が行われたものではなく、また、中止の承認の経緯についての起案等が保存されているものでもなかった。

所管課及び堺観光コンベンション協会によれば、上記要綱上「軽微な変更」とは、 事業の内容の変更については、補助対象事業費の額の20%以内の増減に係るものとさ れているところ,実際上は,補助金の総額(堺まつり,観光宣伝,コンベンションの全事業の総額)に対して,20%以上の費用の増減が生じるものでない限り,事業内容の変更の有無・程度に関わらず,「軽微な変更」として,要綱に基づく申請・承認の手続は行われないとのことであった。

【意見】

堺市と堺観光コンベンション協会の内部においては、イベントの中止・変更についての意思確認が行われ、また市長の承認の意思もある。しかし、正式な申請や承認の記録がなく、また、それに代わる手続等もない。

要綱について、所管課及び協会の解釈によると、堺まつり等の大規模なイベントや、当初の事業計画上明確に実施がうたわれていたイベントの中止についても、堺観光コンベンション協会の観光事業全般を一事業とみた結果、「軽微な変更」として扱われることになる。その解釈では、各イベントの中止や内容変更といった、観光政策上重要な事業の変更中止の適否について、補助金交付の趣旨に照らした明確な審査がされなくなり、変更等の承認手続により補助金の公益性を担保することが不十分になる。また、これにより、今後、補助対象のイベントの中止等に向けた手続を実施したり、その適否を判断するに当たり、過去の意思決定プロセスを確認することができないという問題も生じる。

今後は、イベントの中止・変更については、要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。

エ [意見 37] F所管課-補助金の支給範囲・割合について

【事実関係】

堺観光コンベンション協会に対する補助金は、前年度の予算策定段階で、堺まつり 事業、観光宣伝事業、コンベンション事業の総費用(人件費等の本部経費の配賦を含む)から、補助から除外されるべき経費(例えば、物品販売の原価等の、収入と直接対応する費用や、「さかい利晶の杜」の事業費等の別途費用が支払われるもの、食糧費等)を除外した額を基礎として予算が設定される。その上で、堺まつり、観光宣伝事業、コンベンション事業のうち、上記の除外される経費以外の全額を基礎に、堺観 光コンベンション協会自身の収入により賄うことのできないとされた部分が、補助されている。

令和3年度の決算では、これらの事業費支出の合計246、186、160円(上記のとおり、本部経費の配賦を含む)に対して、207、079、919円(約84%)の補助金が交付されている。令和3年度は、新型コロナウイルスによる堺まつり等のイベントの中止により最終的な事業支出が小さくなったことに照らすと、新型コロナウイルスの影響がなく補助対象となる事業支出が増えていれば、補助率は更に高くなった可能性がある。

この点「公益社団法人堺観光コンベンション協会事業補助金交付要綱」では、補助事業は「受入体制整備に関する事業、観光客誘致に関する事業、都市交流促進に関する事業、都市魅力発信に関する事業及び堺まつりに関する事業並びにコンベンション誘致に関する事業」に加え、その他市長が適当と認める事業とされ、補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定めるものとされ、特に補助対象事業に関する経費の何%といった補助率に関する規定はない。

【意見】

令和2年10月に堺市が策定した「補助金見直しガイドライン」上、補助率については、原則として2分の1以内とすることや、2分の1を超える補助率を設定する場合は理由を明確にすることが規定されている。また、団体運営費補助は原則として廃止することとされ、補助金がないと運営できない団体については、補助目的・使途を明確にするとともに、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で見直すこととされている。さらに、補助と委託のいずれが妥当かという観点からは、実施に係る経費の全額を補助する事業は、補助交付先の事業とは言い難いことから、委託への切り替えを検討することとされている。

また、令和元年度の包括外部監査においても、堺観光コンベンション協会への補助金(当時の補助率は93%)等を念頭に、補助金とは、一定の事業に対して実施の補助(サポート)をするために給付する資金を指すのであり、団体運営に係る経費を補助し、その補助割合が5割を超えるようなケースであれば、事業主体が補助されているのではなく、補助金を支出している側が専ら事業主体と捉えられるものである。補助

金として支出することの適切性が問題であり、必要な事業であれば、委託等への切り替え、補助割合を大幅に下げるとともに、事業補助として事業ごとに個別に検討すべきであると考える、との意見がされている。これに対しては、市の補助金の在り方に係る方針などを踏まえ、関係各課と協議の上、事業の性質から補助金が適当か否かを検討し、また事業の主体性に疑義が生じないよう、事業補助を実施していく旨の措置を講じたとされているが、なお、団体運営費の配賦額を含めた包括的な補助がされている現状には相違ない。

この点、例えば、令和3年度に伝統産業の工場見学等を促すために実施された「堺オープンファクトリー&スタンプラリー事業」は、市と商工会議所による協議会(従来観光振興に関する取組を実施していた団体)が、市の負担金等の残余を原資として堺観光コンベンション協会に委託を行うなどしており、単発のイベント等については、市の委託事業とすることが不可能ではなく、また、市の観光行政上実施することが必要な事業であれば、委託の方がふさわしいと解される。現在は、堺観光コンベンション協会の観光に関する事業の大部分が「観光宣伝事業」と位置付けられて一括で補助対象となっているが、個別の事業によっては、委託等への切替えや、補助率の設定が不可能ではない。補助事業で例年実施している事業や、市自身の観光行政上必要な事業については、委託への切替え等を検討されたい。また、補助率の設定等が可能かを検討されたい。

オ [意見 38] - 所管課·外郭団体-補助金を原資とする負担金拠出の在り方について

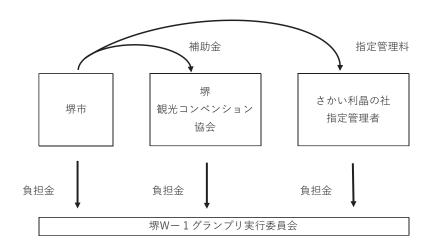
【事実関係】

堺観光コンベンション協会への補助金からは、堺観光コンベンション協会等が構成 員となる実行委員会・組織委員会が主催するイベントへの負担金が拠出されていると ころ、以下のとおり、堺観光コンベンション協会が負担金を支出したイベントには、 堺市等がその費用の大部分を負担するものが含まれていた。

イベント名	堺W-1グランプリ	さいとう・たかを劇画の世界
	「さかい利晶の杜」において、	堺名誉大使で劇画家のさいとう・た
イベント	堺市内の和菓子店の和菓子を投	かを氏の作品を活用し,堺の魅力発

	T	
 概 要	票番号用紙と合わせて販売し,	信と来訪者の増加を図るため、同氏
	投票により各種賞を和菓子店に	と作品の紹介・展示や作品とコラボ
	授与する(参加店舗でも和菓子	レーションしたイベントを実施す
	の購入は可能)。あわせて、同	る。
	施設でのパネル展示棟も行われ	令和3年度は,作品紹介や「ゴルゴ
	る。	13」の原画コピー等を展示した常設
		展,「ゴルゴBar」の設置運営,謎
		解き周遊イベント等を実施した。
	・さかい利晶の杜指定管理者(堺	
実行委員会	観光コンベンション協会を含む	・堺市
大门安县云	共同事業体)	・堺観光コンベンション協会
構成員	・堺市	・堺商工会議所
	・堺観光コンベンション協会	
)	(堺市負担金)1,064,798円	(堺市負担金)11,010,000円
決算額	(協会負担金) 70,987円	(協会負担金) 300,000円

(監査人作成)



「堺W-1グランプリ」については、堺観光コンベンション協会が「さかい利晶の杜」の指定管理者になる以前から同施設を中心とするイベントとして開催されており、堺観光コンベンション協会は、観光誘客に資する事業であるという観点から実行委員会に参画し、負担金を拠出しているものである。

また,「さいとう・たかを劇画の世界」については, 堺観光コンベンション協会は 観光誘客等の観点から実行委員会に参画していたが, 令和3年度当初は堺市の負担金 のみで実施される予定であった(なお、令和4年度は堺市の負担金のみで開催されているとのことである)。しかし、新型コロナウイルスのワクチン接種に伴う会場変更等により費用が増大したことや、メディア露出も大きく堺への誘客、消費効果が高いと判断したことから、実行委員会の構成員である堺観光コンベンション協会及び商工会議所が、堺市と共に負担金を拠出することになったとのことであった。

【意見】

堺市と堺観光コンベンション協会が、いずれも堺市の公金を原資として、観光振興のために、イベントに対して負担金の拠出を行うことは、同一の目的から二重に支出や精算等の事務を行うこととなり、不要な事務の増加につながる。また、堺市の予算編成という観点でも、同一の事業に対する公金の支出が、異なる費目で行われることとなり、イベントに対する公金支出の総額が見えにくくなるという問題がある。

この点、上記「補助金見直しガイドライン」においても、再補助しているものは直接補助への切り替えを検討すること、とされている。堺観光コンベンション協会においては、資金を拠出せずとも、実行委員会の構成員として、職員による労務・情報・ノウハウの実行委員会への提供や、観光宣伝の一環としてのイベントの宣伝活動等を通じて、堺観光コンベンション協会がイベントに参画したり、その結果等を観光振興に役立てることは十分可能と解される。市及び堺観光コンベンション協会においては、市が負担金を拠出する、観光に関連するイベントについては、負担金を市に一本化することを原則とされたい。

カ [意見 39] 所管課一補助金の検査の在り方について

【事実関係】

堺観光コンベンション協会に対する補助金について、市は、毎年度末の補助金の実施報告時と、それとは別に、費目ごとなどに、補助金に関する決算報告の内容が正確か否かについての実地検査を実施しているものの、それらの検査内容及び結果については、証跡が残されてない。そのため、補助金支出の適法性・妥当性等の確認を実施したか、結果が適正であったかを検証することができない。

【意見】

補助金検査は、補助金支出の適法性・妥当性を裏付けるものである以上、市の堺観 光コンベンション協会に対する管理監督の結果や、財政支出の妥当性を示す重要な資 料といえる。実施結果を明らかにするため証跡を残しておく必要がある。なお、他団 体において実施している補助金検査調書の例を示すと次のとおりである。

	○○補助金確定検査調書
検査日	
検査場所	
検査職員	
検査結果	

項目	根拠/内容	審査の視点	摘要	確認
形式検査	補助金 要綱第〇 条〇号	提出があるか 適正な記名押印があるか 代表者名が適正か 代理人の場合,委任状の添付があるか 記載方法は適正か 対象経費に支出されているか(対象経費 は,補助金以上か) 対象経費に対象経費以外の費用が含まれて いないか		
その他	補助金 要綱第〇 条〇号	事業内容が明らかになる資料は存在するか		
事業関係		事業は行われているか 事業内容は、事業計画に属するものか 事業の効果はあるか		
実 地 検 会計 関係	支出書類	執行のための意思決定は文書で行われているか 意思決定の過程は適切か 適切な相手方に支払われているか 見積書,請求書等の書類は存在するか 金額積算のための明細書,内訳書等が存在		
		するか 支出の際に確認行為は行われているか		

キ [意見 40] -所管課・外郭団体-堺大魚夜市のオンライン開催について 【事実関係】

堺観光コンベンション協会は、堺市からの補助金を原資として、堺市内で毎年夏に開催される堺大魚夜市の実行委員会(協会のほか、堺市商工会議所、堺市自治連合協議会、堺高石青年会議所による)に対する負担金を支出している。令和3年度については、繰越金や預金利息を除く実行委員会の収入900万円のうち、800万円が堺観光コンベンション協会の負担金であった(ほかに、実行委員会の構成員である堺市商工会議所と堺市自治連合協議会が50万円ずつ負担金を拠出している。)。

令和3年度の堺大魚夜市については、新型コロナウイルスの感染拡大により、感染拡大防止及び開催準備の都合により実地開催を取りやめたが、鎌倉時代からの「歴史ある堺大魚夜市を時代に継承していくことが重要」として、オンライン開催となった(なお、令和4年度についても、具体的な内容は一部異なるがオンライン開催であった。)。具体的には、神事のウェブ配信、パフォーマンス等の動画配信、魚などの堺の特産品のネット販売が行われた。しかるに、その効果としては、ウェブサイトのアクセス数が約6万回のところ、パフォーマンス動画の再生数が905回、魚のネット販売の実績が点数で128個、金額で約30万円(実行委員会の出店料収入はなし)などというものであった。

【意見】

オンライン開催を行った目的は、神事等の歴史を継承していくことであるところ、上記のような効果に照らしても、あえて費用をかけてオンライン開催した意義は不十分と解される。また、今後、実地で開催する場合に、堺観光コンベンション協会が負担金を拠出する意義としては観光振興に寄与すること(実行委員会によれば、令和元年度までは毎年約20万人の来場者があったとされる。)であるが、上記の効果に照らせば、オンライン配信等に、金銭支出に見合う観光振興の効果があったとは言い難い。費用対効果が見合っていないため、オンライン開催については、あえて費用を支出して行うべきではなく、仮に開催するにせよ、より費用の小さい方法によるべきであ

る。 堺観光コンベンション協会の負担金及びその原資となる堺市からの補助金も、 開催方法に応じて縮小すべきである。

ク [指摘事項 14] - 所管課:外郭団体- 堺大魚夜市への補助金・負担金の精算について

【事実関係】

令和3年度の、堺大魚夜市の収支報告では、上記の負担金収入900万円に加え、前年度からの繰越金が409、665円(主に、新型コロナウイルスの影響により中止された令和2年度の堺観光コンベンション協会の負担金から、事務所賃借料等の実行委員会の維持費を支出した残余)あった。そして、オンライン開催について要した費用としては、下記のとおりであり、収支差額である218万1665円が繰越金となっている。

(単位:円)

科目	予 算 額	決算額	摘要
配信・紹介サイト作成・ 運営費	1, 800, 000	1, 504, 865	ホームページ更新,サイト開設費
ECサイト作成・運営費	800,000	166, 980	システム登録料等
配信動画撮影費	1, 900, 000	1, 877, 750	
PR・印刷製本費	1, 860, 000	2, 230, 100	ポスター・チラシ製作, 電車中づり広告掲載費等
謝礼金	40,000	30, 000	玉串料など
魚代	30,000	25, 000	奉納用
事務費	1, 900, 000	1, 252, 798	アルバイト人件費,事務室賃借料など
通信費	100,000	140, 531	
予備費	979, 695	_	
次年度繰越	_	2, 181, 665	
合計	9, 409, 695	9, 409, 689	

(令和3年度堺大魚夜市実行委員会収支予算及び同決算に基づき監査人作成)

【指摘事項】

堺大魚夜市実行委員会に対して観光コンベンション協会が支出する負担金は、堺市からの観光振興のための補助金を原資とするものである。仮に、補助対象が、観光コ

ンベンション協会自身の開催するイベントの費用であれば、剰余が生じた場合には当 然、年度末には精算を要する。

堺大魚夜市は、実行委員会が主催者となっているが、その財政の多くを堺観光コンベンション協会からの負担金に依拠しており⁴²、また堺観光コンベンション協会も実行委員会の構成員である以上、堺大魚夜市に要した費用については、特に令和3年度については、その実質としては堺観光コンベンション協会自身の開催したイベントの費用と相違がないといえる。また、それ以外の年度についても、観光振興という補助金交付の趣旨(及びこれを原資とした負担金拠出の趣旨)に照らせば、観光振興に用いられなかった繰越金については、精算の対象とすべきものである(翌年度以降に不足が生じた場合には、翌年度以降の負担金で調整すべきものである。)。

この点、平成27年度の包括外部監査において、堺市が自ら各種協議会や実行委員会に拠出する負担金について、年度末に余剰金が生じた場合も、余剰金を翌年度に繰り越し、新年度には前年と同額の負担金を支出するという方式に対して、「負担金は公金の支出であり、堺市としては、負担金を拠出する以上、協議会等の予算及び決算を厳格にモニタリングするとともに、当該年度において余剰金が生じた場合は、原則として堺市に返還させるべきである」との意見が付されたところである。この趣旨は、堺市の補助金を原資として各種協議会・実行委員会に外郭団体が負担金を拠出する場合にも同様に当てはまるものである。

年度末には、残余金について、堺観光コンベンション協会の負担割合に応じて精算を行い、実行委員会から堺観光コンベンション協会に返還させるべきであり、堺市からの補助金の精算も、残余返還後の金額を基礎として行うべきである。

ケ [意見 41] 所管課 堺大魚夜市への補助金・負担金の在り方について 【事実関係】

⁴² 夜市が実際に開催され協賛金収入等があった令和元年度以前についても、収入の 50%以上が堺観光 コンベンション協会の負担金であった。

上記のとおり、「堺大魚夜市」の実行委員会⁴³は、その収入の多くが、堺観光コンベンション協会が市の補助金を原資として支出する負担金である。当該負担金については、堺観光コンベンション協会が堺市に提出した補助事業の実績報告上は、ほかの観光推進に係る負担金とともに一括して「支払負担金」として計上されている。

【意見】

上記のとおり、堺市の「補助金見直しガイドライン」においては、再補助しているものは直接補助への切り替えを検討すること、とされている。また、堺観光コンベンション協会が負担金を拠出せずとも、職員による労務や情報の提供や、イベントの宣伝活動やコラボレーション等を通じた情報収集等により、堺観光コンベンション協会がイベントに参画したり、その結果等を観光振興に役立てることは十分可能と解される。そして、堺大魚夜市については、観光振興という観点から負担金が拠出されているところ、市が直接補助金を拠出する方が、実行委員会に対するモニタリングや、負担金の効果の検証といった点では適切と思われる。

例えば、令和3年度については、オンライン開催ではあったが、実行委員会の判断により、例年どおり、中吊り広告等のPR費用を約200万円支出したところ、その効果があったのかを検証するといった取組は、公金拠出の効果検証という点で、市も関与することが適切である。現在の、堺観光コンベンション協会を通じた補助の場合、堺観光コンベンション協会からは、堺大魚夜市そのものについての子細な報告を得ることは困難である。

今後は、仮に堺大魚夜市への公的支援が必要な場合、堺市が自ら補助金を拠出する 形とすることを検討すべきである。

コ [意見 42] - 所管課・外郭団体- 堺まつりに関する自主財源の確保について 【事実関係】

_

⁴³ 堺市は、実行委員会に対しては、市長が名誉顧問、市観光部長が一委員、市観光部観光推進課長が 監事として参画している。観光推進課長は、監事として、その決算書類と会計資料との整合性の精査 等を行っている。また、堺観光コンベンション協会の負担金が市の補助金を原資とする関係上、市の 予算編成との関係で、市は、負担金の額について実行委員会とあらかじめ調整を行っているとのこと であった。

堺まつりは、堺観光コンベンション協会が主催するイベントであるところ、協会は、企業からの広告(パンフレット、バリカー等に掲示する。)、寄附金等を募っている。 企業・市民からの協賛金・寄附金・広告収入の、堺まつり事業支出(補助金充当額等を含む。)に対する比率及び広告収入を含む自主財源全体の支出に対する比率は、以下のとおりである(令和2、3年度については、新型コロナウイルスの影響により中止になったため、その代替行事を実施した。)。

この点、現在の広告収入等の増加に向けた取組としては、得意先の企業等を回り広告・協賛を呼び掛けるというにとどまるものであった。

(単位:千円)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業支出	131, 422	118, 659	138, 568	141, 170	107, 833	42, 132	33, 991
協賛金収入	2, 492	481	0	0	0	0	0
寄付金収入	250	390	694	781	2, 762	0	0
広告収入	4, 405	4, 970	4, 320	4, 320	2,075	2, 415	3, 110
小計	7, 147	5, 841	5, 014	5, 101	4, 837	2, 415	3, 110
支出に対する広告 収入等の比率	5. 44%	4. 92%	3. 62%	3. 61%	4. 49%	5. 73%	9. 15%
茶会収入	4, 322	2, 556	2,015	2, 372	1, 913	0	0
なんばん市収入	2, 893	0	0	0	0	0	0
その他事業収入	707	221	348	350	321	0	0
収入合計	15, 069	8,618	7, 377	7, 823	7,071	2, 415	3, 110
支出に対する事業 の収入等の比率	11. 47%	7. 26%	5. 32%	5. 54%	6. 56%	5. 73%	9. 15%

(堺観光コンベンション協会へのヒアリング結果に基づき監査人作成)

【意見】

現在、堺まつりは、財源の大部分を補助金に依存している。堺まつりは、令和元年度までは大パレードを中心としていたが、令和4年度からは、歩行者天国を中心とした「参加体験型の巨大ストリートフェス」へと変更され、事業費及び補助金そのものは削減されている。しかし、参加体験型のイベントという位置付けに照らしても、市

民からの協力も引き続き積極的に求めていくべきである。

平成27年度の包括外部監査において、堺市と堺観光コンベンション協会は、堺まつりの事業費について、補助金、協賛金、寄附金の割合につき具体的な目標を設定した上で企業・市民からの協賛金・寄附金を積極的に集めるなどして、補助金への依存を軽減することを検討すべきである旨の意見が付されたところであるが、この点について、なお、具体的な取組がされているとは言い難い。

今後は、協賛金の獲得について、数値目標の設定や、増加に向けた具体的戦略(市民一般・協会会員等への働きかけの検討等)を検討すべきである。

サ [意見 43] - 所管課·外郭団体-観光案内所における現金収入の管理について 【事実関係】

堺観光コンベンション協会は、補助事業の一つである観光案内所の運営について、株式会社ヒト・コミュニケーションズに委託している。観光案内所のうち、堺東駅観光案内所を除く堺駅観光案内所及び大仙公園観光案内所では観光案内のほか、利用者から利用料を収受するレンタサイクル事業、手荷物預かり事業を実施している。これらの事業についても、委託先であるヒト・コミュニケーションズが対応しているが、利用者には、ヒト・コミュニケーションズのスタッフが申込用紙を渡し利用者に記入してもらい、利用者には申込書の控えを渡している。代金は現金またはQRコード決裁で徴収し、領収書を渡している。ヒト・コミュニケーションズには、利用者からの申込書と徴収した現金、領収書の控えが残る状態となる。

ヒト・コミュニケーションズは、事業実施後、利用者から入手した申込書と徴収した現金を堺観光コンベンション協会に提出している。堺観光コンベンション協会は、これを受け取り、委託先からの現金入金額が申込書と一致しているかを確認しているが、領収書の控えと一致しているかまで確認していない。なお、領収書は控えがあり、連番が付されている。

【意見】

ヒト・コミュニケーションズ従業員が実際に入手した申込書を破棄し、収受した現金を報告しなければ、現金を着服することも可能な状態にあるため、現金入金額の根

拠である領収書控えとの一致の確認もしくは連番チェックを実施する必要がある。

シ [指摘事項 15] - 外郭団体- 団体における契約手続について

【事実関係】

「堺観光コンベンション協会契約規程」では、工事製造の請負、買入、借り受け以外の契約については、予定価格200万円以内であれば随意契約が可能であり、また予定価格記載書面の作成を省略できるとされている。また、「堺観光コンベンション協会契約規程細則」では、下記のとおり、予定価格に応じて見積業者数が規定されている。

予定価格	入札方法	見積業者数
15万円未満	随意契約	1者で可
15万円以上30万円未満	+ + + + +	2者以上
30万円以上100万円未満	指名競争入札 又は随意契約	3者以上
100万円以上200万円未満	人は随意天和	4者以上
200万円以上	一般競争入札	-

(堺観光コンベンション協会契約規程細則に基づき監査人作成)

しかし、補助金を原資として締結された令和3年度のポスターカレンダー制作契約については、契約金額が30万円を超えたにもかかわらず、2社からの見積書しか取得されていなかった。また、同契約を含む見積書の取得に関する起案上は、予定価格や予算配分額等の記載がないものが複数件見られた。堺観光コンベンション協会によれば、起案上、予算配分額等の記載がない場合でも、事業・業務ごとの予算の割り付けはされており、また、担当者及び決裁者においては、これまでの実績等に基づき予定価格として一定の金額を想定しているとのことであった。

【指摘事項】

契約規程上,200万円以下の場合には,予定価格を書面により定める必要はないが, 上記のとおり,予定価格に応じて,入札の要否や,見積業者数が変わるため,予定価格自体は定める必要がある。また,内規に沿った見積業者数を誤らないためには,予定価格(又は,これに代わる予算配分額)について,担当者・決裁者が共有するだけではなく,見積書取得の際に明示することが適切と考えられる。上記のような内規違反も,予算額や予定価格等が書面上明確になっていれば,回避できたと思われる。今 後は、見積書の取得等に当たり、予定価格又は予算配分額を書面上明確にするように 努められたい。

9 (社福) 堺市社会福祉協議会

(1)団体の概要

団 体 名	社会福祉法人堺市社会	《福祉協議会			
市所管部局	健康福祉局生活福祉部	邓地域共生推進課			
所 在 地	大阪府堺市堺区南瓦町	T 2-1			
設 立 年 月 日	昭和35年5月23日				
基本金・資本金	基本金・資本金 7,370千円				
内, 市出資額(率)	0%				
他の出資者及び出資額	堺市社会福祉協議会	(任意団体) 等 7,370	千円		
職 (令和4年4月1日現在)	役員 22 名(うち非常 職員 180 名(うち非常	勤 21 名) (勤 80 名)うち役員 1 ء	名兼務		
市との関係性の概要	委託契約	補助金交付	公の施設の 指 定 管 理		
	あり	あり	なし		

	堺市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業
設立目的(定款)	の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域
	福祉の推進を図ることを目的とする。(定款第1条より抜粋)
	【定款】
	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
	(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
	(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、
	連絡,調整及び助成
	(4) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画
	(5) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業
	の健全な発達を図るために必要な事業
	(6) 保健医療, 教育その他の社会福祉と関連する事業との連
主な事業内容	絡
	(7) 共同募金事業への協力
	(8) ボランティア活動の振興
	(9) 福祉サービス利用援助事業
	(10) 生活福祉資金貸付事業
	(11) ファミリーサポートセンター事業
	(12) 地域包括支援センター事業
	(13) 権利擁護サポートセンター事業
	(14) 生活困窮者自立相談支援事業
	(15) 法人後見事業

- (16) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- (17) 第1号から前号までの事業を行うための総合福祉会館の設置運営
- (18) その他この法人の目的達成のため必要な事業
- (社会福祉法人堺市社会福祉協議会定款第2条)

【令和3年度の主な事業の概要】

- ○地域福祉を創る
 - (1) 堺市社協地域福祉総合推進計画の進捗管理と推進協議 会運営事業
 - (2) 協働事業の企画・運営・調整
 - (3) 堺市地域福祉型研修センター事業
 - (4) 休眠預金活用事業の推進
 - (5) 大阪しあわせネットワーク体制構築モデル事業の推進
 - (6) 在宅生活相談等事業/福祉・ボランティア活動総合相談 事業
- ○くらしをまもる
 - (1) 堺市コミュニティソーシャルワーカー設置業務
 - (2) 堺市生活困窮者自立相談支援事業運営業務
 - (3) 堺市日常生活自立支援事業
 - (4) 堺市権利擁護サポートセンター事業
 - (5) 法人後見事業
 - (6) 車椅子貸出事業
 - (7) 大阪府生活福祉資金等の貸付と運用
 - (8) 堺市「ひとり親高等職業訓練促進資金」の貸付と運用
 - (9) 生活支援課総合調整事業「くらしをまもるチャレンジ事業」
 - (10) 基幹型包括支援センター運営業務
 - (11) 給付請求管理業務
 - (12) 認知症地域支援・ケア向上事業
 - (13) 交通遺児就学援護事業
- ○つながりをつくる
 - (1) 生活支援コーディネーター配置事業
 - (2) さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業
 - (3) 校区福祉委員会育成援助事業
 - (4) 地域のつながりハート事業 (堺市小地域ネットワーク 活動推進事業)
 - (5) ボランティア情報センター事業
 - (6) ボランティア講座事業
 - (7) ボランティア助成事業
 - (8) 災害ボランティアセンター事業
 - (9) 堺市民活動サポートセンター事業
 - (10) 区事務所の取組
 - (11) 老人介護者(家族)の会育成援助事業
 - (12) 福祉教育推進事業
 - (13) キャップハンディ事業
 - (14) 堺市ファミリー・サポート・センター事業
- ○たすけあい運動の推進

(1) 共同募金運動への協力 (2) 歳末たすけあい運動への協力 (3) 年間助け合い運動 ○福祉団体等の受託事業 (1) 福祉団体等の事務受託 ○各種の援助活動等 (1) 児童福祉施設臨海学舎の実施 (2) その他援助活動等 ○堺市総合福祉会館の管理運営 (1) 会館施設の概要 (2) 一般貸室 (3) 社会福祉施設管理運営 (4) 福祉団体・関係機関の事務室利用 (5) 会館の防災対策 (6) 会館の維持管理及び中長期保全計画改修工事 昭和 26 年 (1951 年) に制定された社会福祉事業法に基づき設 出資法人の設立経緯 立。現在、社会福祉協議会については社会福祉法第 109 条に規 定。 設立経緯にもあるように、堺市における社会福祉事業の中心的 な担い手であり、高い公共性をもって地域福祉を推進してい (所管部局からみた) る。また、今後は「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な 当該外郭団体の役割 支援体制を構築し、身近な圏域で総合的な相談支援を実施して いく中心的な役割を果たすことを期待している。 堺市における地域福祉の推進に係る中心的な役割を果たすこと を期待される一方で、外郭団体への関与の見直しを求められて (所管部局からみた) いるが、事業経費については人件費が大部分を占めているなど 市の施策推進上の課題 困難な部分も多く、見直しと施策推進とのバランスが課題と認 識している。

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		IIOO	1100	D1	DO	DO	/
		H29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	299, 662	312, 395	374, 208	388, 705	368, 314	注①
	固定資産	1, 635, 925	1, 711, 132	1, 746, 288	1, 881, 566	1, 976, 931	注②
	資産合計	1, 935, 587	2, 023, 527	2, 120, 496	2, 270, 271	2, 345, 245	
貸	流動負債	140, 464	145, 781	194, 569	210, 152	203, 349	注③
借対	固定負債	206, 969	225, 084	203, 051	217, 469	213, 023	注④
貸借対照表	負債合計	347, 433	370, 865	397, 620	427, 621	416, 372	
	指定正味財産	7, 370	7, 370	7, 370	7, 370	7, 370	注⑤
	一般正味財産	1, 580, 784	1, 645, 292	1, 715, 506	1, 835, 280	1, 921, 503	注⑥
	正味財産合 計	1, 588, 154	1, 652, 662	1, 722, 876	1, 842, 650	1, 928, 873	
	経常収益	1, 271, 136	1, 340, 424	1, 290, 151	1, 457, 109	1, 331, 915	注⑦
	経常費用	1, 232, 395	1, 254, 940	1, 233, 075	1, 369, 786	1, 228, 617	注⑧
正	評価損益等	_	-	-	_	_	
正味財産増減計算	当期経常増 減額	38, 741	85, 484	57, 076	87, 323	103, 298	
増	経常外収益	88, 860	102	34, 446	62, 123	4, 339	注⑨
計	経常外費用	73, 195	24, 200	27, 394	62, 263	0	注⑩
算	当期経常外 増減額	15, 665	-24, 098	7, 052	-140	4, 339	
	当期一般正 味財産増減額	54, 406	61, 386	64, 128	87, 183	107, 637	

注①・預貯金,注②・建物,注③・未払金等,注④・退職給付引当金等,注⑤・基本金,注⑥・積立金, 注⑦・補助金・委託金,注⑧・人件費・事業費,注⑨・施設整備等補助金,注⑩・国庫補助金等特別 積立金積立額

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

(単位:千円)

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	-	-	_	_	-	
負担金収入	-	-	-	_	-	
賃貸料収入	-	-	-	_	-	
その他	_	-	_	_	_	
合計	_	_	_	_	-	

[市の歳出]	H29	Н30	R1	R2	R3	
補助金	693, 952	654, 987	628, 722	812, 020	583, 368	注①
負担金	4, 203	4, 293	4, 277	4, 129	3, 699	注②
委託料	497, 711	524, 637	544, 402	548, 476	566, 698	注③
貸付金	_	-	_	_		
出資金	_	-	-	-	-	
その他	_	-	-	-	-	
合計	1, 195, 866	1, 183, 917	1, 177, 401	1, 364, 625	1, 153, 765	

注①・堺市社会福祉協議会が実施する事業補助,注②・堺市民サポートセンター事業,注③・国庫事業の委託等

[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	_	_	_	_	_	
債務保証残高	_	_	-	_	_	
損失補償残高	_	_	_	_	_	
出資金	_	_	_	_	_	
その他	_	_	-	_	_	
合計	_	-	_	_	_	

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

補助金額(単位:千円)

	R 1		R 2		R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
堺市社会福祉法人堺 市社会福祉協議会補 助金	316, 207	300, 432	328, 480	293, 561	324, 474	298, 484
堺市総合福祉会館管 理運営補助金	181, 189	161, 188	420, 570	357, 842	212, 061	185, 608
堺市地域のつながり ハート事業補助金	82, 993	88, 819	84, 056	68, 252	85, 056	62, 018
堺市ひとり親家庭高 等職業訓練促進資金	21, 594	34, 570	2, 570	1, 457	2, 420	1,779

貸付事業補助金						
堺市総合福祉会館特 定天井耐震改修工事 等補助金	8, 782	7, 980	58, 875	53, 467	-	-
堺市社会福祉協議会 区事務所設置運営事 業補助金	17, 522	18, 277	18, 748	16, 778	17, 468	17, 176
堺市ボランティアネットワーク推進事業 補助金	17, 915	16, 848	18, 671	10, 293	15, 334	7, 743
合計	646, 202	628, 114	931, 970	801, 650	656, 813	572, 808

令和3年度において、上記を含む9件の補助金があり、合計予算額は664,008千円

(ウ) 負担金

補助金額(単位:千円)

	R 1		R	2	R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
堺市民活動サポート センター事業	4, 339	4, 277	5, 026	4, 129	3, 820	3, 669
合計	4, 339	4, 277	5, 026	4, 129	3, 820	3, 669

(エ) 委託契約

委託料(単位:千円)

	R 1		R 2		R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
基幹型地域包括支援 センター運営業務	236, 242	235, 215	239, 000	227, 426	239, 559	225, 068
生活支援コーディネ ーター配置業務	88, 336	88, 336	116, 924	116, 924	117, 011	120, 979
堺市生活困窮者自立 相談支援事業運営業 務	59, 352	59, 352	68, 995	68, 995	72, 672	72, 672
堺市コミュニティソ ーシャルワーカー設 置業務	43, 997	43, 997	36, 855	36, 383	53, 032	53, 032
権利擁護サポートセンター運営業務	32, 036	32, 036	32, 913	32, 913	31, 829	31, 829
合計	459, 963	458, 936	494, 687	482, 641	514, 103	503, 580

※令和3年度において、上記を含む9件の委託契約があり、合計予算額は577,221千円

(才) 指定管理

なし

(カ) 貸付等

[堺市総合福祉会館用地-普通財産の無償貸付]

財産の種類 (土地・建物)	土地
財産名称	堺市総合福祉会館
財産の用途	堺市総合福祉会館用地
所在地	堺市堺区南瓦町22番1号,22番2号
財産所管課	長寿支援課
分類	普通財産: (無償貸付)
総面積	1, 918. 58 m²
貸付(地上権・地役権設定などを含む。以下同じ)・ 使用許可等に係る面積	1, 918. 58 m²
貸付・使用許可等の目的	堺市総合福祉会館用地
貸付・使用許可等の開始時 期	昭和 59 年 4 月 1 日
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和2年4月1日付けで令和5年3月31日までの公有財産使用貸借契約書を締結している。
貸付・使用許可等の根拠法 令	普通財産の無償貸付
使用料の年額	100%免除(堺市財産の交換譲渡及び無償貸付け等に関する条例第4条第1項)
減免の理由	ボランティア活動や市民活動の拠点として大きく寄与しており, 継続して貸与を行うことが地域福祉の推進にも必要と認められる ため
貸付相手を当該外郭団体と した理由	堺市総合福祉会館を保有している団体のため

ウ その他事業

事業名	資金貸付事業
令和3年度事業支出	55,051 (千円) (間接人件費,間接経費等を含まない直接費) 55,336 (千円) (間接人件費,間接経費等を含む)
令和3年度事業収入	55,872 (千円)
事業目的	大阪府生活福祉資金貸付制度により、低所得者・高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者の世帯を対象に生活等に必要な資金の貸付を行うことにより、自立した生活を支援することを目的とする。

事業概要	大阪府生活福祉資金貸付制度は、国と大阪府が資金を出し、低所得者世帯・高齢者・身体障がい者・知的障害者・精神障害者の世帯を対象に生活等に必要な資金の貸付を行うことにより自立した生活を支援することを目的とする事業で、本貸付については、資金貸付の窓口業務のみを受託しており、審査・資金の授受・与信管理等は行っていない。
活動指標がない場合,その理由	資金貸付の窓口業務のみを行っているため、特に活動指標は設けていない。
成果指標がない場合,その 理由	資金貸付の窓口業務のみを行っているため、特に活成果指標は設けていない。

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況

ア 役員等(各年度7月時点)

役 職		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	仅		[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
理事	元市職員	1	(1)	1	(1)	1	(1)
[常]	合計	1	(1)	1	(1)	1	(1)
	元市職員	1	_	1	_	1	_
理事 [非]	現市職員	1	-	1	_	1	-
	合計	2	-	2	_	2	-
F-1.——	元市職員	I	ı	_	_	I	ı
監事	合計	_	_	_	_	_	-
	役員合計	3	(1)	3	(1)	3	(1)

(単位:人。**[常]**は常勤, **[非]**は非常勤, **[兼]**は役員と職員の兼務を指す。)

イ 職員(各年度7月時点)

100 日 100 台4		令和	和元年度		2年度	令和3年度	
	職員形態	総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
フ	元市職員	7	(1)	7	(1)	8	(1)
	市派遣職員	8	_	8	ı	8	_
短	元市職員	2	_	2	-	1	_
	合 計	17	(1)	17	(1)	17	(1)

(単位:人。[**フ**]はフルタイム, **[短**]は短時間, **[兼**]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

包括支援センター統括課及び基幹型包括支援センターの派遣職員計8名について給与を負担している。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

取組方針	進 捗 状 況
○真に困っている人を地域で支えるため、若年層を 含めた幅広い世代が地域活動に参画する手法の検 討 ・参画手法の検討(令和3年度) ・地域活動参加者の増加策のモデル実施(令和4 年度)	住民コーディネーター機能及び予防的な相談の仕組みについて、幅広い世代の参画を狙う、子ども食堂を軸とした取組の実践に向け、モデル区の選定を行い、令和4年度からの実施の準備を行った。
○広範な関係団体等への会費協力の働きかけや福祉会館の利用促進による自主財源の確保 ・自主財源確保策の検討,福祉会館の稼働率向上に向けた大ホールの PR 等の実施(令和3年度) ・福祉会館利用単価の見直しなど(令和4年度)	・福祉会館の稼働率は、コロナ禍による貸室停止期間もあるが、令和2年度と比較して回復傾向にある。 ・福祉会館の稼働率向上のため、パンフレットの見直しや機関紙へのPR記事の掲載を実施した。
○市の福祉施策と密接不可分である持続的な団体運営に向けた体制強化,団体と所管局との人事交流の検討・他市事例調査,調査結果を踏まえた人事交流の方法及び内容の検討(令和3年度)・人事交流の実施(令和4年度)	・人事交流に関する他政令市調査 を行った。(6月) ・調査結果を踏まえ,人事交流の 方法について検討を行った。

(6) 堺市財政危機脱却プラン (案) における主な取組項目の進捗状況

主な取組	進捗状況
該当なし	_

(7) 指摘事項等

ア[指摘事項 16] F所管課·外郭団体 堺市総合福祉会館管理運営補助金等の基本的な考え方について

【事実関係】

堺市総合福祉会館管理運営補助金(以下「会館補助金」という。)は、補助対象事業を堺市総合福祉会館(以下「福祉会館」という。)の管理及び貸室事業並びに福祉センター事業等を行う福祉会館管理運営事業とし、補助対象経費は、補助対象事業に

係る諸経費及び当該事業の実施に要する事務局の人件費とされている。

令和2年度総合福祉会館特定天井耐震改修工事等補助金(以下「改修工事補助金」という。)(ただし、改修工事補助金は令和2年度限りのものである。)は、福祉会館の耐震性の向上に資する事業に要する費用を補助することにより地震の際の倒壊などによる被害の軽減を図り、利用市民の安全を確保するための設備改善に寄与することを目的として、堺市から堺市社会福祉協議会に交付されている(要綱2)。改修工事補助金は、社会資本整備総合交付金交付要綱4に規定する住宅・建築物安全ストック形成事業の対象となる事業を補助対象とするものである(要綱5)。なお、改修工事補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とされている(要綱6(1))。

【指摘事項】

会館補助金について、要綱において補助の対象が事務局の人件費となっている。実際に当該補助金において事務局の人件費が補助の対象となっていない以上、要綱から削除されるべきである。

また、堺市補助金交付規則第23条第1項において、補助金に関する要綱において定めるべき事項として補助金の額が挙げられている。これは、当該要綱において補助金の額または額の算定について方法等を規定することにより、当該補助金の交付に対する一定の在り方を示すものであると解される。したがって、改修工事補助金の額について要綱において「別に市長が予算で定める額」を交付するという包括的な事項のみを規定することは、かかる上記規則が補助金の額について定めるべきとした趣旨に反するというほかない。

所管課によれば、改修工事補助金は、国からの社会資本整備総合交付金をもって改修工事補助金に充てることを想定しているとのことである。そうであれば、改修工事補助金の金額も当該交付金の限度となるはずであるから、補助金の額を明確にするため、その旨を要綱に記載すべきである。改修工事補助金は令和2年度に限り交付されたものであり、当該要綱自体の効力が失われているとしても、今後新たに補助金を交

⁴⁴ 平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知別紙

付される際には、かかる指摘の趣旨を踏まえ要綱の制定には十分に留意されたい。

イ[意見 44] - 所管課·外郭団体- 堺市総合福祉会館改修工事に係る補助金の今後の在り方について

【事実関係】

会館補助金には中長期保全計画に基づく工事関連経費が含まれている。

【意見】

工事関連経費に係る補助は、特定の活動、事業に対する補助であり、使途が限定されるものである。したがって、使途が限定されていない会館補助金に含めるのではなく、事業補助金(施設整備補助金)として交付すべきである。

令和2年10月に策定された堺市の補助金見直しガイドラインにおいても,「補助金がないと運営できない団体については,補助目的・使途を明確にするとともに,運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で見直すこと。」と記載されている。また,会館補助金として交付した結果,団体側の会計処理にも影響がある。事業補助金(施設整備補助金)として交付を受けた場合,補助金収益は補助対象固定資産の耐用年数(減価償却期間)にわたって期間配分されるため,補助金収益と補助対象経費(補助金で取得した固定資産に係る減価償却費)が期間対応し,適切な期間損益計算が行える。しかし,会館補助金として処理した場合,当該補助金は発生時に全額収益処理されるため,期間配分される補助対象経費(減価償却費)と期間対応せず,適切な期間損益計算が行えない。以下の令和3年度事業活動計算書において,会館補助金として交付されているので,当期損益は73,219千円のプラスだが,事業補助金(施設整備補助金)として交付された場合の当期損益は41,375千円のマイナスとなる。

以上より、中長期保全計画に基づく工事関連経費に係る補助金は、事業補助金に移 行することを検討されたい。

【令和3年度 事業活動計算書】

(単位:千円)

施設整備補助金 処理した場合	運営費補助金 処理した場合

運営費補助金	71, 015	185, 608
その他収益	17, 292	17, 292
サービス活動収益	88, 307	202, 900
事務費	93, 888	93, 888
減価償却費	56, 999	56, 999
国庫積立金取崩額	-16, 597	-16, 597
サービス活動費用	134, 290	134, 290
サービス活動増減差額	-45, 983	68, 610
その他特別利益	4,608	4, 608
施設整備補助金収益	114, 593	0
特別利益	119, 201	4, 608
国庫積立金積立額	114, 593	0
特別損失	114, 593	0
当期活動增減差額	-41, 375	73, 219

(出典:福祉会館運営事業サービス区分事業活動計算書より,監査人作成)

ウ[意見 45] - 所管課・外郭団体- **業務委託契約の履行確認について** 【事実関係】

堺市では、堺市委託業務監督検査要綱に基づき、業務の履行が完了した場合などに 当該業務委託契約の履行の状況や指導の内容について記載した委託業務成績表を作成 することとなっている。堺市が堺市社会福祉協議会に委託している業務委託契約の成 績表を確認したところ、確認したもののほぼ全てにおいて、問題なく履行されている ことを意味する「A」などとの記載がなされていた。また、所管課によれば、業務委 託の履行状況の確認は、恒常的な打合せや会議、実績報告に加え、毎月に実施してい る全区の担当者を交えた連絡会において履行状況を随時確認しているとのことであっ た。

【意見】

いうまでもなく、契約の履行状況の確認はモニタリングにおいて極めて重要である。 したがって、成績表に記載するかどうかはともかくとして、履行状況を確認した具体 的な結果を一元的に書面にまとめるなどして記録に残しておくべきである。

エ[指摘事項 17] - 所管課・外郭団体-福祉会館用地の無償貸付けについて 【事実関係】

福祉会館用地については、堺市財産の交換譲渡及び無償貸付けなどに関する条例第4条第1項により無償貸付けが行われている。その起案文書には同条例の条文番号のみが記載されていた。

【指摘事項】

当該条例の条文は、「普通財産は、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、これを無償により、又は時価よりも減額して貸し付けることができる。」と抽象的な内容を規定している。したがって、堺市が堺市社会福祉協議会に土地の無償貸付けを行うのであれば、いかなる点で同条に該当するのかについて、起案文書において具体的なあてはめの記載が必要である。しかし、起案文書にはそのような記述は一切なく、単に条文の番号が記載されているにとどまっている。起案文書においては、条文の番号のみならず、具体的なあてはめも記載されるべきである。

オ[意見 46] - 所管課·外郭団体-福祉会館における貸室の稼働状況について 【事実関係】

団体においては、その所在する福祉会館の会議室等を、以下のとおり貸室として提供している(以下「本件貸室」という。) 45。

⁴⁵ 上記の表に以外に, ①冷暖房実施期間(冷房:6月1日~9月20日・暖房:12月1日~3月20日)は 冷暖房費を要する。②市外在住の者(堺市内在勤の方を除く。)が使用する場合は, 基本料金に5割が 加算される, といった制度になっている。

								(単位:円)
			午前	午後	夜間	日中	昼夜間	全 日
会議:		内 容	9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00~ 21:00	9:00~ 21:00
		基本料金	11,500	16,500	14,000	28,000	30,500	42,000
	平日	冷暖房費	4,600	6,600	5,600	11,200	12,200	16,800
ホール		計	16,100	23,100	19,600	39,200	42,700	58,800
(496人)	_	基本料金	13,500	19,500	16,500	33,000	36,000	49,500
	± . B	冷暖房費	5,400	7,800	6,600	13,200	14,400	19,800
		計	18,900	27,300	23,100	46,200	50,400	69,300
		基本料金	4,600	6,000	5,700	10,600	11,700	16,300
大研修室 (144人)		冷暖房費	1,840	2,400	2,280	4,240	4,680	6,520
		計	6,440	8,400	7,980	14,840	16,380	22,820
第1会議	室	基本料金	2,100	3,000	2,600	5,100	5,600	7,700
第2会議	室	冷暖房費	840	1,200	1,040	2,040	2,240	3,080
第3会議	室	計	2,940	4,200	3,640	7,140	7,840	10,780
第4会議	幸	基本料金	1,000	1,400	1,200	2,400	2,600	3,600
(24人) 第5会議室 (24人)	冷暖房費	400	560	480	960	1,040	1,440	
	計	1,400	1,960	1,680	3,360	3,640	5,040	
		基本料金	1,100	1,500	1,400	2,600	2,900	4,000
和室(32人)		冷暖房費	440	600	560	1,040	1,160	1,600
		計	1,540	2,100	1,960	3,640	4,060	5,600

(出典:団体作成によるリーフレット)

ところで、会議室等賃貸料収益は、2,680千円(令和2年度決算),3,785千円(令 和3年度決算)とされるところ、所管課作成にかかる『堺市総合福祉会館一般貸会議 室等における受益者負担の試算』によれば、本件貸室に関する受益者負担について 9,100千円とされている。

[算出方法]

① 福祉会館全体のランニングコスト 約177,000千円

- ② 1 m³当たりのランニングコスト 5.0 円/時間46
- ③ 受益者負担率 50%

堺市総合福祉会館は地域福祉を推進する民間機関・団体の拠点施設として

46 計算式は, 年間コスト (177,000,000)÷施設全体延床面積 (8,678.59 m²) ÷年間会館時間(4,128 時

間)

設置し、住民の福祉増進に寄与することを目的としており、民間に類似施設は少ないことから、『受益者負担の基本的な考え方について』⁴⁷における区分3に該当する。したがって、福祉会館全体のランニングコストに関する受益者負担額は、88,500千円(=177,000千円×50%)となる。

		公的。	必要性
		大	//\
	+	【区分2-50%】	【区分1-100%】
収益性	大	高校、幼稚園等	サッカーコート、駐車場等
以金生	ds	【区分4-0%】	【区分3-50%】
	/]\	図書館、福祉センター等	体育館、市民会館等

(出典:『受益者負担の基本的な考え方について』)

④ 各室の面積に応じた受益者負担額 年間 9,100 千円

各室面積	各室面積			
第1会議室	72,25 m²	578,000円		
第2会議室	78.25 m²	626,000円		
第3会議室	85.00 m²	680,000円		
第4会議室	51,50 m²	412,000円		
第5会議室	53,55 m²	428,400円		
和室	30,09 m²	240,720円		
大研修室	255.98 m²	2,047,840円		
ホール	509,75 m²	4,078,000円		
合計	1,136.37 m²	9,090,960円		

(計算方法)1㎡当たりのコスト×利用面積×年間貸室利用可能時間×受益者負担率(50%)

(出典:団体作成資料)

【意見】

(指摘の趣旨)

上記のとおり試算された受益者負担額が年間9,100千円である一方,会議室等賃貸料収益は,新型コロナウイルス感染症の影響によるものであるとはいえ,2,680千円(令和2年度決算),3,785千円(令和3年度決算)となっており,本件貸室の収入が

⁴⁷ 令和3年10月付け堺財政課文書

受益者負担額を大きく下回っている状況にある。また、コロナ禍以前の会議室等賃貸料は、平成30年度決算額においては、12,284千円、令和元年度においては、8,853千円と、おおむね本件貸室に係る受益者負担額こそ上回っているものの、福祉会館全体のランニングコストに受益者負担率を乗じた額の88,500千円を下回っている。補助金額の適正化の観点からも、できる限り本件貸室の稼働状況を改善し、収益の確保に向けた検討がなされるべきである。

(収益の確保に向けた取組について)

一般に収益は「客数×客単価」に分けることができる。したがって、本件貸室の収益の確保に向けた取組については、使用者の確保と使用料の設定という観点から述べる。

使用者の確保について、本件貸室が想定する使用者以外の民間事業者への貸出しを行うことが考えられる。この点、堺市社会福祉協議会によれば、現状でも営利を目的とした使用でないことなど「福祉会館管理運営規程」に抵触しない限りにおいて民間事業者への貸出しを行っているとのことであった。確かに、営利目的の活動を行うための貸出しは、「福祉会館運営規程」第5条第2項第2号に抵触するほか、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体の目的(社会福祉法第109条、団体の定款第2条参照)にも沿わないことから、実施は困難であると思われる。

とはいえ、本件貸室は立地もよいことから、研修会や打合せへの使用など、民間事業者が使用し得る形態について、団体の活動に必ずしも関心を有していない民間事業者をも対象とした提案型の広報を行うことも十分に考えられると思われる。また、現状の使用時間の単位について、午前・午後・夜間などまとまった時間単位のみとなっている。1時間単位の使用など柔軟な使用時間の設定も使用者確保につながるものと思われる。

使用料の設定について、現状においても堺市外の者の使用については、基本料金を 5割増しにするなどされている、民間事業者の使用について近隣の貸室の料金などを 踏まえ、別個の料金体系を構築する余地もあると思われる。このほか、1時間単位の 使用の場合は割高な使用料とするなどの方法もあり得るところである。なお、団体の 会員規程第2条による会員のうち、正会員については、使用料の減額ができるとされている(福祉会館管理運営施行細則第12条)。そうすると、本件貸室の使用に際しては使用料の減額が相当数行われることも想定される。このことも考慮の上で、原則的な使用料の設定がなされるべきである。

カ[意見 47] 所管課·外郭団体一福祉会館における貸室の使用料の返還について 【事実関係】

堺市総合福祉会館管理運営規程第9条において、以下の内容の規定がある。

(使用料)

- 第9条 別表に定める会議室等又はそれにかかる付属設備等を使用しようとする者は、細 則で定める使用料を前納しなければならない。ただし、国及び地方公共団体は、この限 りでない。
- 2 会長は、特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

また、堺市総合福祉会館管理運営施行細則第11条第1項及び第13条第1項第2号及び第3号においては、以下の内容の規定がある。なお、第13条第1項第2号及び第3号の「その理由が認められたとき」については、特段の審査などはなく、所定の時期までに使用の取消しを申し出ていれば足りるとの運用をしている。

(使用料の免除)

- 第 11 条 堺市総合福祉会館管理運営規程第 9 条第 2 項に規定する特に必要と認める場合とは、次のとおりとする。
 - (1) 同規程第9条第1項に規定する国及び地方公共団体が利用申込み後、やむを得ない理由により、使用ができなくなった場合。

(使用料の還付)

- 第13条 規程第9条第3項ただし書に定める使用料の還付は、次のとおりとする。
 - (2) ホールの使用者が、使用期日前 1 か月までに使用の取消を申し出て、その理由が みとめられたとき 既納の使用料の半額及び付属設備の使用料の全額
 - (3) 会議室の使用予定者が、使用期日前7日までに使用の取消を申し出て、その理由がみとめられたとき 既納の使用料の半額及び付属施設の使用料の全額

【意見】

規程では、使用料は原則として返還しないとされており、使用料が返還されるのは「会長が特に必要と認めるとき」という例外的な場合に限られている。その一方で、

実際の運用は、所定の時期にさえ申し出ていれば、使用料が返還される緩やかなものとなっているため、原則と例外が逆転しているきらいがある。また、国及び地方公共 団体のキャンセルについては、その申出の時期を問わず使用料を免除することもあり 得ることとなっている。

これは、直前のキャンセルのためにほかの使用者を確保する機会がないにもかかわらずその損失を転嫁できないこととなりかねない。特に、大研修室の場合、部屋の面積が広く、他の使用者の確保が他の本件貸室に比して困難になることが考えられるにもかかわらず、他の本件貸室と同様のキャンセル料の基準となっており、相当ではない。

令和3年度実績において貸室の収入額は5,651千円であるところ、キャンセルによる還付が1,866千円ある。当該還付が高額にわたるのは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであるとはいえ、貸室の収益の確保という観点も踏まえつつ、規程が定める原則に従い、施行細則第13条第1項第2号及び第3号の運用について適正化が図られるべきである。

キ[指摘事項 18] - 外郭団体- 個人情報取扱事務目録について

【事実関係】

社会福祉法人堺市社会福祉協議会個人情報保護規程第4条第1項は,「協議会は,個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは,当該事務の名称,内容,個人情報の対象者の範囲等を記載した個人情報取扱事務目録を作成し,市民の求めに応じて閲覧に供さなければならない。」と規定する。しかし,団体においては,個人情報取扱事務目録が作成されていない。

【指摘事項】

堺市社会福祉協議会では、各課が保管する文書の一覧表において「個人情報保護の内容」を設け当該文書に記載されている個人情報の内容が明らかになっている。しかし、当該文書の一覧表の記載だけでは、個人情報取扱事務目録に記載すべき事項が網羅されているとはいえず、これをもって、個人情報取扱事務目録が作成されているとはいえない。また、上記規程において規定する個人情報取扱事務目録は、事務ごとに

どのような個人情報をいかなる範囲で取得するのかを明確にし、個人情報取得の必要性・相当性を明らかにするものであるから、この点においても、上記の文書の一覧表に個人情報保護の欄を設けたものをもって個人情報取扱事務目録が作成されているということもできない。

別途,個人情報取扱事務目録を作成するか,文書の一覧表に個人情報の内容以外の 規程において事務の名称,個人情報の対象者の範囲といった個人情報事務取扱目録に 記載するべき事項を追加するなどの適切な措置を講じるべきである。

10 (公社) 堺市シルバー人材センター

(1)団体の概要

団	体		名	公益社団法人堺市シルバー人材センター					
市	所 管	部	局	健康福祉局長寿社会部長寿支援課					
所	在		地	堺市西区鳳南町 4-444-1					
設	立年	月	日	昭和 56 年 6 月 18 日					
基	本金・	資本	金	なし					
内,	市出資物	額(四	率)	_					
他の	出資者及	び出資	資額	なし					
職 員 数 役員 23 名(うち非常勤 22 名) (令和 4 年 4 月 1 日現在) 職員 25 名(うち非常勤 18 名) ※専務理事と事務局長兼務									
市と	この関係性	生の相	既要	委託契約 補助金交付 公の施設の指定管理					

	あり	あり	なし
	L	I	
設立目的 (定款)	軽易な業務に係る就業の生きがいの充実や社増大と福祉の増進を図話力ある地域社会づく	て、臨時的かつ短期的な とを通じて自己の労働能 社会参加を希望する高年 図るとともに、高年齢者 くりに寄与することを見 シルバー人材センター気	を活用し、自ら に動者の就業機会の い能力を生かした 目的とする。
主な事業内容	をび(2)をを高くでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	な就業又はその他の軽さめに、職業紹介事業ではその他の軽さめに、職業紹介事業では一般にある。 臨時的かつ短期的な就が、 臨時的かつ短期的なのが、 臨時的かつ短期的なのが、 ののほか、高年齢齢者のである。 できことのではおける。 できことのではおける。 できるために必要な事とでするために対する報要とで、 と、 は、 と、 は、 は、 は、 は、 ののほか、 ののほか、 ののほか、 ののほか、 ののほか、 ののほか、 ののほか、 ののにおける。 な要な事と、 でするために必要な事と、 は、 でするれたの概要】 に、 は、 は、 は、 のので	の機会を確保し,及 易な業務に係る就業 関な業務に係る就業 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
出資法人の設立経緯	当団体は、高年齢者等立された団体である。	等の雇用の安定等に関	する法律に基づき設

(所管部局からみた) 当該外郭団体の役割	当団体は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、高齢者の自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ると共に、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する役割を担っている。
(所管部局からみた) 今後への期待	市が財政危機宣言を発出する中、今後も安定的に高年齢者等の 雇用の安定等に関する法律に基づいた公益事業などを実施する ために自主財源の確保が可能な団体となることを期待する。
(所管部局からみた) 市の施策推進上の課題	全国的にもシルバー人材センターの会員数が減少傾向にある中で、登録会員数が年々、減少しており、会員の加入促進につながる取組が必要。

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	280, 748	271, 489	272, 335	274, 079	258, 580	
	固定資産	151, 381	152, 935	155, 063	157, 079	159, 122	
442	資産合計	432, 129	424, 424	427, 398	431, 159	417, 703	
貸借	流動負債	217, 287	210, 337	214, 539	215, 050	202, 932	
対	固定負債	49, 709	52, 302	54, 429	56, 449	58, 489	
照表	負債合計	266, 997	262, 640	268, 969	271, 496	261, 422	
1	指定正味財産	0	0	0	0	0	
	一般正味財産	165, 131	161, 784	158, 429	159, 662	156, 280	
	正味財産合計	165, 131	161, 784	158, 429	159, 662	156, 280	
	経常収益	2, 269, 588	2, 171, 662	2, 134, 833	1, 965, 348	1, 899, 246	
正	経常費用	2, 254, 641	2, 175, 009	2, 138, 188	1, 964, 115	1, 902, 628	
味	評価損益等	-	-	-	-	_	
財産	当期経常増減額	14, 946	-3, 347	-3, 355	1, 233	-3, 382	
増	経常外収益	0	0	0	0	0	
減計	経常外費用	16	0	0	0	0	
算書	当期経常外増減 額	-16	0	0	0	0	
	当期一般正味財 産増減額	14, 930	-3, 347	-3, 355	1, 233	-3, 382	

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

(単位:千円)

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	_	_	_	_	_	
負担金収入	_	_	_	_	_	
賃貸料収入	12, 569	14, 550	14, 424	14, 468	14, 477	注①
その他	_	_	_	_	_	
合計	12, 569	14, 550	14, 424	14, 468	14, 477	

注①・・貸付料

[市の歳出]	H29	Н30	R1	R2	R3	
補助金	56, 000	53, 000	50, 000	50, 000	47, 500	
負担金						
委託料	491, 230	497, 484	514, 426	530, 862	515, 767	
貸付金	_	-	_	-		
出資金	_	_	_	_	_	
その他	_	-	-	-	-	
合計	547, 230	550, 484	564, 426	580, 862	563, 267	

[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	-	-	_	_	_	
債務保証残高	-	-	-	_	_	
損失補償残高	_	_	_	_	_	
出資金	-	-	-	_	_	
その他	-	_	_	_	_	
合計		_	_	-	_	

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

補助金額(単位:千円)

R 1		R	2	R 3		
予算	決算	予算	決算	予算	決算	

堺市シルバー人材セ ンター運営補助金	50, 000	50,000	50,000	50, 000	47, 500	47, 500
合計	50, 000	50,000	50,000	50,000	47, 500	47, 500

(ウ) 負担金

なし

(エ) 業務委託

委託料(単位:千円)

	R 1		R	2	R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
学校園施設安全管理 業務	255, 766	249, 232	261, 481	280, 382	264, 904	254, 008
堺市霊園維持管理業 務	64, 148	60, 589	63, 388	61, 160	63, 252	61, 160
美原区内ほか公園管 理業務	67, 052	41, 456	49, 578	37, 701	51, 117	40, 980
大仙公園除草等業務	56, 087	37, 672	52, 155	35, 944	47, 206	32, 045
予防接種等の実施報 告点検業務	11, 306	9, 974	13, 178	9, 841	11, 724	10, 274
合計	454, 359	398, 926	439, 780	425, 029	438, 203	398, 468

(オ) 指定管理

なし

(カ) 貸付等

[鳳保健文化センターの行政財産の使用許可]

財産の種類(土地・建	土地・建物
物)	
財産名称	鳳保健文化センター
財産の用途	事務所として使用
所在地	西区鳳南町 4-444-1
財産所管課	西区役所西保健福祉総合センター 西保健センター
分類	公共用財産: (行政財産の目的外使用許可)
総面積	総面積 5107.56 ㎡ (地下 1 階 862.219 ㎡ 1 階 1109.711 ㎡
	2階 1156.208㎡ 3階 1006.615㎡ 4階 920.674㎡ 5階
	塔屋 52.138 m²)
貸付(地上権・地役権設	総面積 354.07 ㎡
定などを含む。以下同	3 階 318.87 ㎡ + 地下 1 階 35.20 ㎡
じ)・使用許可等に係る	
面積	
貸付・使用許可等の目的	事務所及び駐車場
貸付・使用許可等の開始	平成 24 年

時期	
令和3年度の使用に係る	令和3年4月1日
契約,使用許可の期間	~令和4年3月31日
使用料の年額	4, 299, 833 円 (減免無)

[美原総合福祉会館の一部の行政財産の使用許可]

財産の種類(土地・建物)	土地・建物
財産名称	美原総合福祉会館
財産の用途	事務所として使用
所在地	美原区黒山 782-10
財産所管課	長寿支援課
分類	公共用財産: (行政財産の目的外使用許可)
総面積(建物については、 建物全体について、階ごと の床面積)	5, 156 m²
貸付(地上権・地役権設定 などを含む。以下同じ)・ 使用許可等に係る面積	事務室 64.00 ㎡ 車庫 24.87 ㎡ 土地(倉庫 32.60 ㎡ 駐車場 68.75 ㎡)
貸付・使用許可等の目的	東・美原分室として使用
貸付・使用許可等の開始時 期	平成 17 年
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和3年4月1日 ~令和4年3月31日
使用料の年額	911, 379 円(減免無)

[竹城台の土地の普通財産貸付]

財産の種類(土地・建物)	土地
財産名称	高齢福祉施設関連普通財産 (竹城台)
財産の用途	事務所として使用
所在地	南区竹城台 2-30-5
財産所管課	長寿支援課
分類	普通財産:(有償貸付)

総面積(建物については,	
建物全体について、階ごと	245 m²
の床面積)	
貸付(地上権・地役権設定	
などを含む。以下同じ)・	土地 230. 28 m²
使用許可等に係る面積	
貸付・使用許可等の目的	中・南分室として使用
貸付・使用許可等の開始時	平成 18 年
期	十,以 10 平
令和3年度の使用に係る契	令和3年4月1日
約,使用許可の期間	~令和6年3月31日
貸付相手を当該外郭団体と	中・南八字は「て住田士スをめ
した理由	中・南分室として使用するため
賃料の年額	1, 261, 934 円 (減免無)

[道路法に基づく市道の一部の占用許可]

財産の種類(土地・建物)	道路
財産名称	竹城台 23 号線
財産の用途	道路(U型側溝)
所在地	南区竹城台 2-30-5
財産所管課	路政課
分類	公共用財産: (道路法による占用許可)
総面積(建物については,	
建物全体について, 階ごと	_
の床面積)	
貸付(地上権・地役権設定	
などを含む。以下同じ)・	1. 4 m²
使用許可等に係る面積	
貸付・使用許可等の目的	出入りのため
貸付・使用許可等の開始時	平成 23 年
期	十)及 25 牛
令和3年度の使用に係る契	令和3年4月1日
約,使用許可の期間	~令和8年3月31日
使用料の年額	免除(堺市道路占用料条例施行規則第2条別表11)

[堺市役所三国ヶ丘庁舎の目的外使用許可]

財産の種類(土地・建物)	土地・建物
財産名称	堺市役所三国ヶ丘庁舎
財産の用途	事務所として使用
所在地	北区百舌鳥赤畑町 1-3-1

	公益社団法人 Seed City Entroyment See
財産所管課	総務課
分類	公用財産: (行政財産の目的外使用許可)
総面積(建物については,	土地:1,586.08 m²
建物全体について, 階ごと	建物:延べ面積 5,082.14 ㎡(1F:986.23 ㎡,2F~5F:各 1,008.16
の床面積)	m², RF: 63.27 m²)
貸付(地上権・地役権設定	
などを含む。以下同じ)・	114. 69 m²
使用許可等に係る面積	
貸付・使用許可等の目的	堺・北分室事務所として利用のため
貸付・使用許可等の開始時	平成 30 年 4 月 1 日
期	一
令和3年度の使用に係る契	令和3年4月1日
約, 使用許可の期間	~令和4年3月31日
使用料の年額	2, 132, 294 円(減免無)

[元福泉幼稚園の普通財産貸付]

財産の種類(土地・建物)	土地・建物
財産名称	高齢福祉施設関連普通財産(元福泉幼稚園)
財産の用途	作業所として使用
所在地	西区菱木 2-2318-1
財産所管課	長寿支援課
分類	普通財産:(有償貸付)
総面積(建物については,	
建物全体について, 階ごと	土地:3,088 m²
の床面積)	
貸付(地上権・地役権設定	土地 2499. 12 ㎡ (自治会と共用)
などを含む。以下同じ)・	建物 291. 26 ㎡ (専用)
使用許可等に係る面積	建物 226.85 ㎡(自治会と共用)
貸付・使用許可等の目的	作業所としての使用
貸付・使用許可等の開始時 期	平成 10 年
令和3年度の使用に係る契	平成 31 年 4 月 1 日
約,使用許可の期間	~令和4年3月31日
貸付相手を当該外郭団体と した理由	堺市シルバー人材センターの作業所として使用するため
賃料の年額	5,871,595円 (減免無)

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況

ア 役員等(各年度7月時点)

役 職		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
理事	元市職員	2	(1)	2	(1)	2	(1)
[常]	合計	2	(1)	2	(1)	2	(1)
	元市職員	I	ı	_	ı	I	ı
理事 [非]	現市職員	1	_	1	-	1	1
	合計	1	-	1	ı	1	ı
監事	元市職員	I	ı	_	ı	I	ı
<u> </u>	合計	_	-	_	-	-	-
役員合計		3	(1)	3	(1)	3	(1)

(単位:人。[常]は常勤,[非]は非常勤,[兼]は役員と職員の兼務を指す。)

イ 職員(各年度7月時点)

1945 (H 1 95 - 114111)							
職員形態		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
7	元市職員	1	(1)	1	(1)	1	(1)
	市派遣職員	-	-	-	-	-	-
短	元市職員	1	-	-	-	-	-
	合 計	2	(1)	1	(1)	1	(1)

(単位:人。[フ]はフルタイム, [短]は短時間, [兼]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

市が職員の給料を負担しているものはない。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

取組方針	進捗状況 (令和4年3月末現在)
○新たな分野の就業先の開拓や実績を積み上げ、利用者の信頼を得ながら事業拡大を推進・新たな分野での受注対応会員の把握及び就業先の調査・開拓(令和3年度)	・新たにのびのびルーム,クリーンセンター東工場での業務を受注した。・受注拡大のため,ポスター等で周知を図った。
○コロナ禍においても、会員のニーズを踏まえた就業機会の確保に向けた取組を進め、高齢者の生きがいづくりを促進・未就業会員への相談を実施、就業機会確保に向けた取組の実施(令和3年度)	・就業開拓員のスキルアップにつながる研修等は、コロナ禍により未実施となった。 ・未就業会員の就業相談もコロナ禍の影響を受け実施できなかったが、職員とブロック長間での就業希望者の情報共有を行った。
○やりがいを持つことで、健康寿命の延伸に寄与するよう、高齢者のキャリアに応じた報酬対価による就業機会の提供の検討 ・高齢者のキャリアに応じた報酬対価の妥当性の検証(令和3年度) ・前年度の検証をもとに会員の就業意欲が図れるような就業機会の提供(令和4~5年度)	・会員の経験やスキルが生かせる 職種の検討,及びそれらの職種 の適切な報酬対価の検討につい ては,コロナ禍により理事会を 書面決議で行ったことなどによ り,役員から十分に意見聴取を する機会が設けられず,検討が できなかったため,今後実施す る予定である。
○契約件数の増加や事務費率の見直し等を検討し、 自主財源を確保・契約件数の増加策の検討(令和3年度)・社会経済状況を考慮のうえ、事務費率改定の 判断(令和4~5年度)	・契約件数の増加のためには、会員数の増強が不可欠であるが、コロナ禍により就業機会拡大会議が継続開催できず、会員増強策の検討が進まなかったため、今後実施する予定である。

(6) 堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況

主な取組	進捗状況 (令和4年3月末現在)
[堺市シルバー人材センターにおける自主財源の確保] ・団体の自律的な経営基盤の構築に向け、コロナ禍による影響を考慮しつつ、事務費率の改定に向けた検討を行うとともに、新たな分野の就業先の開拓や会員ニーズを踏えた就業機会の確保などにより受注を拡大し、自主財源の確保を図る。	上記(5)参照

(7) 指摘事項等

ア [意見 48] - 所管課-補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて 【事実関係】

堺市シルバー人材センター運営補助金について、補助対象経費に含まれる消費税相 当額の還付の要否が検討されていない。

【意見】

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、生産、流通の各取引段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。ここで、補助金収入については、消費税が課税されないため、消費税込みの経費を基礎として補助金の交付を受けた被補助者が、当該経費に係る消費税相当額を確定申告において仕入税額控除したときには、消費税相当額が還付されることになる。このように、消費税相当額について、補助及び還付として、被補助者に対して二重に利益を与えることとなるため、国や地方公共団体において、消費税の確定申告段階で、消費税相当額の還付が明らかになった場合には、これを返還させるのが通例である。ただし、免税事業者や簡易課税を選択している事業者等については、補助金に係る消費税相当額の還付が生じることはない。

堺市シルバー人材センター運営補助金については、被補助者に消費税相当額の還付があり、二重の利益が発生しているが、補助金交付要綱上に、補助対象経費に含まれる消費税相当額に関する取扱いの定めがないため、消費税相当額の返還義務はない。しかしながら、補助金は、政策目的に沿った事業を行う者に対して、資金面を補助するために給付するもので、実質的に費用負担しないものについては補助対象となり得ないはずである。また、国の補助制度との整合性を図る観点からも、堺市所管課は、補助金交付要綱に補助対象経費に含まれる消費税相当額に関する取扱いを定め、補助対象経費に含まれる消費税相当額の返還の要否についての検討を行うべきである。

イ[意見 49] | 所管課 | 補助対象経費の範囲について

【事実関係】

堺市シルバー人材センター運営補助金について、同趣旨の国の補助金と補助対象経

費の範囲が異なっている。

【意見】

高年齢者就業機会確保事業サポート事業等補助金(国の補助金)において、当該事業とは関連しない団体の管理運営業務に係る経費(発生経費の15%)は補助対象経費から除かれている。なお、当該事業の運営に要する経費は補助対象になっている。しかし、堺市シルバー人材センター運営補助金においては、高年齢者の就業機会確保事業に要する経費に係る補助金という点では変わらないものの、当該事業とは関連しない団体の管理運営業務に係る経費が補助対象となっている。

この点,同じ趣旨の補助金である以上,堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象経費の範囲を高年齢者就業機会確保事業サポート事業等補助金(国の補助金)に整合させることを検討されたい。

ウ [指摘事項 19] 「所管課」堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象に ついて

【事実関係】

堺市は、団体に対し、堺市シルバー人材センター運営補助金を交付している。この補助金の対象は、「補助対象事業に係る諸経費及び当該事業の運営に関する事務局の人件費」とされている(要綱4(3)、傍点引用者)。その一方で、起案文書添付の補助金申請書などによると、運営補助金による補助の対象は、その実質において団体の事務所の貸付料及び人件費に限られている。

【指摘事項】

運営補助金についての上記のような記載は、補助金の対象の限定に乏しいといえる。 当該補助金の客観的な公益上の必要性(自治法第232条の2)の明確化の観点や団体運 営費補助について「使途・目的を明確にすること」(補助金見直しガイドライン3(3)) とされていることなどを踏まえると、少なくとも補助の対象が事務所の貸付料と事務 局の人件費に限られることを明記するべきである。

エ[意見 50] F所管課 堺市の所管課による堺市シルバー人材センターへの指導監督体制について

【事実関係】

所管課である長寿支援課が団体に対して行っている指導監督はおおむね以下のとおりである。

- ① 運営補助金の審査を行う。
- ② 堺市長寿社会部長を団体の理事としている。
- ③ 個人情報の漏洩などの事案が団体で発生した場合には報告票の提出を求め、口頭にて指導する。
- ④ 堺市に直接連絡がいくなど堺市の対応が必要な団体の業務に関するクレームが生じた場合に必要に応じて団体から連絡を受ける。

【意見】

このうち、①について、運営補助金は人件費について補助の対象となっているところ、団体の収益状況や業務の内容を踏まえた要員の在り方を踏まえた適正な人件費について、団体に対し特に協議したことなどを起案文書やヒアリングからうかがうことはできない。また、外郭団体の職員の配置などの変更を行う際になされる堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱第3条第2項第6号に関する協議についても、少なくとも令和元年度ないし令和3年度において行われていない。したがって、適正な額の補助金の交付という観点からして、所管課は団体に対し、適正な要員で行われているかなどについての管理監督を強化し、人件費などについて、団体と協議を行った際に、その内容を残しておくべきであると考える。

このほか,③・④について,これらはいずれも団体の業務の過程において問題が生じた際のものであるが,更なる監督の強化の余地があると思われる。すなわち,所管課と団体との間で事案の共有や所管課が団体に対して文書による改善点の指導を求め,これに対して団体が文書で回答するなど,所管課の積極的な監督が行われるべきである。

オ[意見 51] 「外郭団体」 堺市シルバー人材センターの運営について 【事実関係】

堺市財政危機脱出プラン(案)の取組項目として,「堺市シルバー人材センターにおける自主財源の確保」NO.21があり,「団体の自律的な経営基盤の構築に向け,コ

ロナ禍による影響を考慮しつつ,事務費率の改定に向けた検討を行うとともに,新たな分野の就業先の開拓や会員ニーズを踏まえた就業機会の確保などにより受注を拡大し,自主財源の確保を図る」との記載があり,団体における自発的・安定的な収益の確保などが求められている。

また、堺市シルバー人材センターは、①会員の増強と育成 ②就業機会の拡大と開拓 ③経営の健全化 ④組織の充実を重点目標に掲げ、令和2年4月に中期経営計画 (「第4次シルバーフィールドプラン 令和2年度~令和6年度」)を策定している。 その中期経営計画の進捗状況は以下のとおりで、定年の延長やコロナ禍などの影響により、会員数、契約件数、契約金額とも減少傾向にあり、計画値と大幅な乖離が発生している。

第4次シルバーフィールドプランの進捗状況

	令和	2年度	令和	3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	実績	計画	実績	計画	計画	計画
会員数(人)	6, 100	5, 386	6, 200	5, 278	6, 300	6, 400	6, 500
男性(人)	3, 840	3, 453	3, 870	3, 393	3, 900	3, 900	3, 900
女性(人)	2, 260	1, 933	2, 330	1,885	2, 400	2, 500	2, 600
女性比率	37.0%	35. 9%	37.6%	35. 7%	38. 1%	39. 1%	40.0%
契約件数 (件)	18, 400	17, 147	18, 800	17, 025	19, 200	19, 600	20, 000
就業延人数 (派遣含む)	538, 000	480, 846	546, 000	473, 742	554, 000	562, 000	570, 000
契約金額 (千円)	2, 244, 000	2, 107, 018	2, 258, 000	2, 071, 873	2, 272, 000	2, 286, 000	2, 300, 000
請負・委任	2, 034, 000	1, 870, 770	2, 038, 000	1, 803, 846	2, 042, 000	2, 046, 000	2, 050, 000
派遣	210,000	236, 247	220, 000	268, 027	230, 000	240,000	250, 000

(出典:第4次シルバーフィールドプラン)

令和3年度の希望職群別会員数

(単位:人)

	60-	64歳	65-	69歳	70-	74歳	75-	79歳	80-	84歳	85-	90歳	比率	比率
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
技術	3	2	39	22	99	35	90	30	44	7	275	96	8. 10%	5. 10%
技能	10	1	65	10	214	28	185	21	89	7	563	67	16.60%	3.60%
事務	6	19	33	50	58	93	50	73	36	20	183	255	5. 40%	13. 50%
管理	24	5	199	38	652	79	530	41	230	12	1635	175	48. 20%	9. 30%
折衝外交	4	4	9	25	23	85	14	49	16	13	66	176	1. 90%	9. 30%
一般作業	18	12	89	120	245	328	170	215	103	75	625	750	18. 40%	39. 80%
サービス	1	13	9	59	12	122	18	128	6	40	46	362	1. 40%	19. 20%
その他	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	4	0.00%	0. 20%
合計	66	56	443	324	1303	772	1057	557	524	176	3393	1885	100.00%	100.00%

(出典:令和3年度事業報告)

令和3年度事業実績

	契約件数	延べ就業人員	契約金額	1件当たり	1人当たり
職群	(件)	(人)	(円)	の契約額 (円)	の契約額 (円)
技術	7	1, 014	7, 790, 045	1, 112, 864	7, 682
技能	10, 116	28, 630	211, 828, 178	20, 940	7, 399
事務	280	7, 737	40, 818, 338	145, 780	5, 276
管理	116	109, 468	483, 729, 108	4, 170, 079	4, 419
折衝外交	90	4, 364	9, 519, 629	105, 774	2, 181
一般作業	5, 541	251, 261	990, 530, 055	178, 764	3, 942
サービス	466	20, 606	59, 631, 258	127, 964	2, 894
その他	0	0	0	_	_
合計	16, 616	423, 080	1, 803, 846, 611	108, 561	4, 264

(令和3年度事業報告を基に監査人作成)

さらに、監査対象年度のシルバーの収益状況については、正味財産増減計算書によれば、次のとおりである。すなわち、令和元年度以降経常収益は一貫して減少しており、令和元年度及び令和3年度においては赤字の収支状況となっている。

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	2, 134, 833	1, 965, 348	1, 899, 246
経常経費	2, 138, 188	1, 964, 115	1, 902, 628
当期計上増減	-3, 355	1, 233	-3, 382

(事業報告を基に監査人作成)

【意見】

(指摘の趣旨)

堺市財政危機脱出プラン(案),第4次シルバーフィールドプランの進捗状況,シルバーの監査対象年度の収支状況からしても,団体について,収支状況の改善が喫緊の課題であることは明らかである。具体的には,団体の主な収益は,剪定などの受託事業収益,労働者派遣事業受託収益,受取会費,受取補助金などから構成されているところ,もっとも大きな額である受託事業の収益の向上に向けた取組の検討がなされるべきである。

(団体の内部環境と外部環境)

団体は、剪定や除草などの地域に密着した業務について、地域の高齢者が相応の質を確保しつつ比較的安価で受注が可能であることが強みである。他方、団体は、受注できる業務が「臨時的かつ短期的な就業…又はその他の軽易な業務に係る就業」⁴⁸に限られること、公益社団法人であり、事業活動から剰余金の発生は予定されておらず、経営基盤が安定しているとは言い難いことが弱みである。また、個人、法人を問わず地域において、上記の地域に密着した業務に対する一定の需要が存在し、受注確保の機会となっているものの、会員の数が年々減少しており、業務の担い手の確保、会員の担い手の確保が容易ではなくなりつつある。

⁴⁸ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条第1項参照

(内部環境と外部環境を踏まえた収益改善への取組)

一般に収益とは、受注業務の数(いわゆる「客数」)と当該業務の単価(いわゆる「客単価」)を乗じたものとされる。

例えば、受注業務数を増やすためには、団体の事業の活用について、堺市役所内での周知、地域の集まりにおける周知、団体について知ってもらうためのイベント開催等による利用者との関係性の構築などの継続利用の取組などの方法が考えられる。また、増加する受注業務の担い手の確保の観点から、会員の処遇の向上、女性会員の確保のために女性にマッチした業務の開発・提供(福祉、家事援助サービスの受注拡大策を含む。)、会員の希望に叶う業務の開発・提供などが考えられる。このほか、男性会員は施設管理等の管理分野、女性会員は清掃業務等の一般作業分野を希望していることが分かる。他方、実際の契約件数は植木の手入れ等の技能分野、一般作業分野が多く、会員の希望と実際の受注との間に齟齬が生じていることがうかがえる。この齟齬を解消することが会員確保につながることもあり得る。

さらに、受注業務の単価について、定款や法律等において、受注できる業務につき、「臨時的かつ短期的な就業…又はその他の軽易な業務に係る就業」などの制限があるものの、強みである地域密着を活かし、何らかの付加価値をつけることによって競合との差別化を図りつつ、単価の増額を行うことが考えられる。例えば、パソコン教室等の技術分野は1件当たりの契約金額、会員一人当たりの契約金額も大きいが、契約件数自体は他の職群と比較して大幅に低い。収益の確保はもちろんのこと、新たな分野の就業先の開拓という観点からも、単価が比較的高い分野に関する受注を獲得していく施策とこれを行うための課題を検討していくことが必要であると考える。

以上の次第で、団体の内部環境と外部環境を踏まえ、会員数を増やしつつこれまでの剪定や除草などの地域に密着した業務をより多く担っていくことや単価が比較的高い分野への進出といったことなどに関する取組を進めながら、収益改善に向けた取組が行われるべきである。

カ[意見 52] - 外郭団体- 会員の処遇について

【事実関係】

堺市シルバー人材センターの会員の就業に伴う配分金については、公益社団法人堺 市シルバー人材センター配分金規約において、次のとおり規定されている。

- ① 仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする(第4条)。
- ② 会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする(第5条)。

ところで、令和元年度ないし令和3年度における会員への配分金の額については、 以下のとおりである。また、会員が就業に要する交通費は原則として配分金に含まれ、 別途支給されることはないとされている(「令和4年度配分金見積基準額の改定について」参照)。

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
最低賃金	964	964	992	
配分金	960	960	980	

(監査人作成)

【意見】

堺市シルバー人材センターと会員との間の契約関係は、請負及び委任による契約であり、雇用契約ではないことから、最低賃金を下回る配分金を定めたとしても当然に違法となるものではない(なお、最低賃金の規律が適用される労働者派遣事業においては、最低賃金を下回っていない。)。しかし、最低賃金額を下回り、かつ交通費も原則として支給されないというのであれば、既存の会員の就労意欲を低下させるおそれがある。また、今後定年の延長が想定されることなども踏まえると60歳代の会員の確保が困難になるといえる(なお、配分金を抑え、手頃な価格でサービスを提供するという経営戦略は、大量の業務を安価で大量に受注し得る競合の民間事業者に対し、どのようにして対抗していくのかという課題が生じることになる。)。したがって、最低賃金を下回らない配分金の額とすることや交通費を別途支給することについて、料金体系の改定も含め、検討がなされるべきである。

キ[指摘事項 20] - 外郭団体- 情報セキュリティについてー 1 【事実関係】

情報セキュリティについては、公益社団法人堺市シルバー人材センター電子計算機管理運用規程(以下「運用規程」という。)の規定によるとされる。そして、運用規程第7条第2項では、事業課長は、電子計算機の適正な管理及び運用を図るため、情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順を策定しなければならないとされている(なお、運用規程第7条第1項の規定により定めるとされる公益社団法人堺市シルバー人材センター情報セキュリティ対策基準要綱(以下「基準要綱」という。)第7条第2項においても、総括電算管理者(事業課長。運用規程第3条第1項)が実施手順を策定するものとされている。)。しかし、当該実施手順は策定がなされていなかった。

【指摘事項】

セキュリティ対策の具体的な措置を「見える化」する意味でも、基準要綱第7条第2 項の実施手順を策定するか、同項の規定に合理性がないのであれば規定の見直しをすべきである。

ク [意見 53] 「外郭団体」情報セキュリティについてー2

【事実関係】

堺市シルバー人材センターでは、情報セキュリティに関し、運用規程において、以下のとおり管理体制が整備されている(運用規程第3条)

- ① 最高情報統括責任者 理事長をもって充てる。 センターにおける全ての情報システムの適正な管理及び効率的な運用に係る事務を統 括する最高責任者
- ② 最高情報セキュリティ責任者 事務局長をもって充てる。 センターにおける全ての情報資産の取扱い及び情報セキュリティの確保に係る事務を 統括する最高責任者
- ③ 総括電算管理者 事業課長を持って充てる。 以下の事務を総括して管理する。
 - 電子計算機,電子計算機室等の適正な管理及び効率的な運用に関すること。
 - データ及びドキュメントの保護及び管理に関すること。
 - 端末機等の適正な管理及び効率的な運用に関すること。
 - 情報システムを適正に管理し、及び運用するための連絡体制の構築に関すること。
 - 情報セキュリティに関する意見の集約並びに職員等に対する教育,訓練,助言及び指示に関すること。

ところで、各種システムにログインするためのIDやパスワードの管理については、総

括電算管理者たる事業課長のみに権限が付与されており、最高情報統括責任者(理事長)や最高情報セキュリティ責任者(事務局長)には付与されていない。

【意見】

日々の業務において最高情報統括責任者(理事長)や最高情報セキュリティ責任者(事務局長)がIDやパスワード管理の実務に従事することは少ないと思われるが、その職責を踏まえると、管理権限が付与されるべきである。

11 (公財) 堺市就労支援協会

(1)団体の概要

団 体	団 体 名 公益財団法人堺市就労支援協会					
市所管	部 局	産業振興局産業戦略部	『雇用推進課			
所 在	地	堺市堺区大仙西町2丁69番9				
設 立 年	月日	昭和 59 年 4 月				
基本金・賞	資本金	906, 570 千円				
内, 市出資額	〔率〕	2%				
他の出資者及び	が出資額	(財)堺市同和地域振興協会(98%)				
職 員 (令和4年4月	数 1 日現在)	役員6名(うち非常勤3名) 職員16名(うち非常勤2名)				
市との関係性の概要		委託 契約	補助金交付	公の施設の 指 定 管 理		
		あり	なし	あり		

設立目的 (定款)	就労困難者等を中心とした市民の就労促進と自立更生指導をは かるとともに市民相互のコミュニケーションの場づくりを推進 し、もって同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決と地域振 興に資することを目的とする。
-----------	--

主な事業内容	・就労促進に関する調査研究並びに指導 ・就労を関する適切な情報の提供並びに指導 ・就労教育に関する調査研究並びに指導 ・職業安定法に基づく無料職業紹介事業 ・地域振興に関する事業 ・上記の事業に関連する業務 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業 【令和3年度の主な事業の概要】 (1) 堺市地域就労支援センター事業 就労相談において相談者の希望職種や職歴などを聴取したうえで,継続的な就労相談を行う。また,働く意欲がありながらも就職の機会に恵まれない方などを対象にした職業能力開発講座を開催し,就労に向けた技能向上の機会を提供する。 (2) 各種受託事業(「教育・研修の場」・「働く場」の確保)堺市等から清掃・警備を中心とした業務を受託し、「教育・研修の場」」、「働く場」として活用していく。 (3) 堺市立共同浴場管理運運当業と021年度(令和3年度)から新たに4年間,指定管理者として管理運営を行っていくにあたり,指定管理期間を就労困難者の「教育・研修の場」,「働く場」として活用する。 (4) 堺市立人権ふれあいセンター管理運営事業2019年度(令和元年度)から5年間,共同企業体として指定管理業務を受託しており、これまでの実績を踏まえ効率的で効果的な施設管理を行う。 (5) 堺市立舶松職能訓練センター運営事業職場適応訓練(勤務時間の遵守、仕事中の服装等の服務規律),日常生活指導(挨拶の励行)及び技能訓練を通じ、作業効率の向上と能力開発に取り組む。 (6) 地域振興事業地元堺が生んだ将棋界の偉人,阪田三吉名人を顕彰し、その文化的遺産を継承するほか、地域住民の連帯感を培う場、市民相互・世代間の交流の場として文化継承将棋大会を開催する。
出資法人の設立経緯	昭和59年1月 堺市同和対策協議会答申 同年 4月 財団法人堺市同和地域振興協会設立 平成14年5月 財団法人堺市就労支援協会に改称 平成23年4月 公益財団法人堺市就労支援協会に移行
(所管部局からみた) 当該外郭団体の役割	就労困難者等を中心とした市民の就労促進と自立更生指導をは かるとともに市民相互のコミュニケーションの場づくりを推進 し、もって同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決と地域振 興に資することを目的としており、その役割を果たすことを期 待している。
<u> </u>	11000

(所管部局からみた) 今後への期待	設立経緯からすれば、堺市同和地域住民の就労促進と自立更生 指導をはかるとともに同和地区周辺住民とのコミュニケーショ ンの場づくりを推進し、もって同和問題の解決を図るとともに 地域振興に資することであったが、現在は、様々な就労阻害要 因を抱え、雇用・就労を実現できない方に対して、就労へ結び つけることで、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決をは かることを期待する。
(所管部局からみた) 市の施策推進上の課題	受託事業による就労訓練をより効果性の高いものとするため、 市からの受託業務の内容の見直しや民間からの受託業務の拡大 などを検討。

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	187, 184	229, 499	238, 958	250, 562	248, 801	
	固定資産	1, 624, 385	1, 590, 869	1, 593, 222	1, 540, 955	1, 492, 531	
	資産合計	1, 811, 569	1, 820, 369	1, 832, 181	1, 791, 518	1, 741, 332	
貸借	流動負債	46, 203	63, 757	50, 860	58, 126	48, 168	
対	固定負債	55, 258	37, 845	39, 851	39, 749	39, 596	
照表	負債合計	101, 461	101, 602	90, 712	97, 875	87, 765	
	指定正味財産	20, 000	20,000	20, 000	20, 000	20,000	
	一般正味財産	1, 690, 108	1, 698, 766	1, 721, 469	1, 673, 642	1, 633, 566	
	正味財産合計	1, 710, 108	1, 718, 766	1, 741, 469	1, 693, 642	1, 653, 566	
	経常収益	506, 294	507, 030	537, 993	506, 766	492, 511	
正	経常費用	503, 788	498, 372	497, 398	506, 844	480, 756	
味財	評価損益等	_	-	-	-	-	
産	当期経常増減額	2, 506	8, 658	22, 702	-78	11, 754	
増減	経常外収益	_	-	-	-	-	
計	経常外費用	0	0	1	47, 749	51, 830	
算書	当期経常外増減 額	0	0	-1	-47, 749	-51, 830	
	当期一般正味財 産増減額	2, 506	8, 658	22, 702	-47, 827	-40, 075	

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

(単位:千円)

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	19	19	19	19	19	
負担金収入	_	_	_	_	_	
賃貸料収入	_	_	_	_	_	
その他	29	29	32	34	32	
合計	-	-	-	_	-	

[市の歳出]	H29	Н30	R1	R2	R3	
補助金						
負担金						
委託料	285, 106	285, 150	279, 152	284, 345	280, 005	注①
貸付金	_	_	_	_		
出資金	_	-	_	_	_	
その他	302, 743	306, 629	307, 878	304, 722	300, 713	注②
合計	587, 849	591, 780	587, 030	589, 068	580, 718	

注①··道路清掃除草業務委託料等,注②··堺市立共同浴場指定管理料,堺市立人権ふれあいセンター指定管理料

[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	_	_	-	_	_	
債務保証残高	-	_	_	_	_	
損失補償残高	_	_	_	_	_	
出資金	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	
その他	ı	ı	ı	ı	_	
合計	20, 000	20, 000	20, 000	20,000	20, 000	

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援助

なし

(イ) 補助金

なし

(ウ) 負担金

なし

(エ) 業務委託

委託料(単位:千円)

	R 1		R	2	R 3		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
堺駅前広場ほか道路 清掃除草業務ほか	293, 725	279, 152	298, 366	284, 345	295, 715	280, 005	
合計	293, 725	279, 152	298, 366	284, 345	295, 715	280, 005	

(才) 指定管理

指定管理料(単位:千円)

	R 1		R	2	R 3		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
堺市立共同浴場管理 運営業務	41, 101	40, 700	41, 140	41, 703	41, 905	41, 905	
堺市立人権ふれあい センター指定管理業 務	267, 178	267, 178	265, 778	263, 019	259, 778	258, 808	
合計	308, 279	307, 878	306, 918	304, 722	301, 683	300, 713	

このうち「堺市立人権ふれあいセンター指定管理業務」については、共同企業体としての受託であり(代表団体)が一般財団法人堺市人権協会、(他の構成団体)が堺市就労支援協会と、特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス堺という構成を取る。上記に掲載した指定管理料は、共同企業体として受領した額であり、堺市就労支援協会が受領した純額は令和元年度が76,107千円、令和2年度が75,647千円、令和3年度が74,477千円となる。

【指定管理業務の収入・支出(堺市立共同浴場)】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		62, 580	60, 881	59, 827	62, 297	62, 758
	指定管理料 (協定)	39, 310	39, 310	40,700	40, 740	41, 905
	精算金		43	_	748	_
	過年度指定管理 料清算金	_	_	_	215	
	利用料金収入	22, 571	21, 122	18, 758	20, 087	20, 449
	雑収益	698	404	368	507	404

支出		57, 444	57, 985	58, 976	58, 857	60, 032
	人件費	29, 227	29, 912	31, 165	30, 600	30, 171
	事業費	28, 217	28, 072	27, 811	28, 256	29, 861
	収支差額	5, 135	2, 896	850	3, 440	2, 725

【自主事業】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
自主	事業収入	262	283	279	310	282
	自動販売機の設 置	262	290	285	314	289
	子ども入浴無料 デー実施	_	-7	-6	-3	-6

【指定管理業務の収入・支出 (堺市立人権ふれあいセンター)】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
収入		279, 569	285, 058	286, 960	277, 248	274, 625
	指定管理料 (協定)	263, 433	267, 275	267, 178	263, 019	258, 808
	精算金	0	0	0	0	0
	利用料金収入	11,641	13, 171	14, 270	12, 255	10, 976
	負担金	4, 155	4, 574	5, 425	1, 887	4, 769
	その他	340	36	86	86	71
支出		258, 355	254, 102	255, 416	254, 091	258, 889
	人件費	178, 372	173, 210	169, 128	171, 735	175, 488
	委託料	23, 975	22, 660	24, 602	24, 194	23, 382
	修繕費	863	1, 981	1, 613	1, 212	240
	光熱水費	15, 216	15, 444	14, 782	11, 748	12, 850
	その他	39, 926	40, 806	45, 288	45, 200	46, 927
	収支差額	21, 213	30, 955	31, 544	23, 156	15, 736

【自主事業】

(単位:千円)

		H29	Н30	R1	R2	R3
自主	事業収入	1, 318	1, 457	1, 355	696	700
	ふれあい啓発	24	20	36	0	0
	スポーツ・文化 活動交流	606	719	458	142	159
	地域交流・相談	0	0	0	0	0
	自動販売機	687	718	861	553	541

(カ) 貸付等

(27) All 1	
財産名称	布袋温泉
財産の用途	浴場
所在地	堺市堺区協和町2丁61番10
財産所管課	長寿支援課
分類	公用財産:(公募による指定管理者への貸付)
総面積(建物については, 建物全体について, 階ごと の床面積)	846, 57 m²
貸付(地上権・地役権設定 などを含む。以下同じ)・ 使用許可等に係る面積	1. 17 m²
貸付・使用許可等の目的	自動販売機の設置(指定管理者の自主事業) (指定管理者公募時に,自主事業として当該法人から提案を受けた ため。)
貸付・使用許可等の開始時 期	平成 28 年 4 月 1 日
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日 (契約期間:令和3年4月1日~令和7年3月31日)
貸付料の年額	19,800 円 (減免無)

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況

ア 役員等(各年度7月時点)

役 職		令和	元年度	令和2年度 令和3		3年度	
		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
理事	元市職員	1	(1)	1	(1)	1	(1)
[常]	合計	1	(1)	1	(1)	1	(1)
理事	元市職員	_	_	_	-	_	-
[非]	現市職員	_	_	_	-	_	_

	合計	-	-	-	-	-	-
	元市職員	-	-	-	-	-	-
監事	合計	-	-	-	-	-	-
役員合計		1	(1)	1	(1)	1	(1)

(単位:人。[常]は常勤,[非]は非常勤,[兼]は役員と職員の兼務を指す。)

イ 職員(各年度7月時点)

職員形態		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
フ	元市職員	3	(1)	2	(1)	2	(1)
	市派遣職員	2	-	2	-	2	-
短元市職員		2	-	2	-	1	-
	合計		(1)	6	(1)	5	(1)

(単位:人。[フ]はフルタイム, [短]は短時間, [兼]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

2名の市派遣職員について、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を 市が負担している。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

・万中国作の元臣の同時の元政治の計画の国際の元が元の元						
取組方針	進 捗 状 況 (令和4年3月末現在)					
○就労困難者等の就職・定着支援の充実に向け、 関係機関との連携強化及び利用者ニーズを踏ま えた民間企業への就労の誘導・就労支援機関との連携強化及び新規求人企業 の開拓(令和3年度)	・こころの健康センター及び堺市障害者就業・生活支援センター(エマリス堺)と連携して、相談者個別の就労支援(情報連携等)を行った。・民間企業への就労誘導について、令和3年度、新たに20社の受け入れ企業を開拓した。(令和3年度末時点:291社)					
○コロナ禍で雇用情勢が悪化する中,受託事業に よる就労訓練をより実効性の高いものとするた め,市からの受託業務の内容の見直しや民間か らの受託業務の拡大などを検討。あわせて,求 人企業の掘り起こしなどにより,訓練後の就労 先の開拓を強化	・退職予定者に対する就労相談を実施した。 ・就労訓練の指導者に対するスキルアップ研修を実施した。 ・市からの受託業務の見直しについて,各受託業務での就労訓練により期待される効果の洗い出しを行っ					

- ・受託業務内容・支援体制の検証・見直し検討 | た。今後, 第三者も含めたワーキン (令和3~4年度)
- ・必要に応じ受託業務内容・支援体制の見直し (令和5年度)
- ・必要に応じ民間からの受託拡大を推進(令和 5年度)

ググループを設置し、見直しを進め る予定である。

(6) 堺市財政危機脱却プラン(案)における主な取組項目の進捗状況

主な取組	進 捗 状 況
[堺市就労支援協会における就労訓練の	・退職予定者に対する就労相談を実施した。
実効性を高めるための見直し]	・就労訓練の指導者に対するスキルアップ研修
・受託業務による就労訓練が、従業	を実施した。
者の就労機会の一層の拡大に繋が	・市からの受託業務の見直しについて、各受託
るものとなるよう、必要に応じ市	業務での就労訓練により期待される効果の洗い
からの受託業務を見直すととも	出しを行った。今後、第三者も含めたワーキン
に、民間事業者等からの受託業務	ググループを設置し、見直しを進める予定であ
を拡大する方策を検討する。	る。

(7) 指摘事項等

ア 各種受託事業について

【事実関係】

(ア) 堺市就労支援協会の受託業務の概要等

堺市就労支援協会の令和3年度における受託業務の内容は〔表1〕のとおりであり、 堺市からの受託業務がその8割を占めている。その内訳は〔表2〕のとおりであり、 堺市就労支援協会は、そのほとんどにつき、施行令第167条の2第1項第2号の性質随契 により契約相手方として選定されている49。

[表1] 令和3年度受託事業の内容(指定管理事業を除く。)

(単位:円)

区分	受託件数	受託額 (指定管理業務を除く。)	(割合)
堺市分	42 件	280, 005, 031	82%
外郭団体分	6件	39, 256, 800	12%
民間企業等分	15 件	21, 206, 819	6%

⁴⁹ 堺市就労支援協会が, 競争を経て契約相手方となったのは, No.39 の「生活困窮者就労準備支援事 業運営業務」のみである(公募型プロポーザルにより獲得)。

合計	63 件	340, 468, 650	-
----	------	---------------	---

(出典: 堺市回答資料より, 監査人作成)

〔表2〕令和3年度において堺市就労支援協会が堺市から受託した業務の一覧(概要)

(単位:円)

分類		業務名	契約担当課	契約金額
	1	原山台緑地ほか除草業務	泉ヶ丘公園事務所	1, 738, 000
	2	協和町・大仙西町団地敷地内除草 清掃業務	住宅改良課	42, 962, 700
	3	文化財課分室外除草等業務	文化財課分室	563, 200
	4	史跡四ツ池遺跡ほか除草等業務	文化財課	2, 967, 800
	5	堺市竹城台倉庫除草剪定業務	文化課	275, 000
	6	水賀池公園ほか除草清掃業務	原池公園事務所	9, 067, 300
	7	白鷺公園除草業務	原池公園事務所	4, 911, 500
	8	堺駅前広場ほか道路清掃除草業務	西部地域整備事務所	69, 971, 000
	9	市有地除草等業務	都市整備推進課	385, 000
除草	10	市有地除草業務 (その2)	都市整備推進課	316, 800
(17件)	11	市有地除草業務 (その3)	都市整備推進課	349, 800
	12	都市計画道路事業予定地ほか管理 用地除草業務	道路計画課	6, 133, 600
	13	史跡長塚古墳ほか除草等業務	世界遺産課	2, 944, 700
	14	みなと堺グリーンひろば等除草・ 清掃業務	スポーツ施設課	21, 841, 600
	15	旧南保健センター敷地除草及び植 木剪定業務	健康医療推進課	314, 600
	16	クリーンセンター南工場除草業務	環境事業管理課	2, 295, 700
	17	大浜公園事務所管轄内公園清掃除 草業務	大浜公園事務所	17, 804, 600
	18	水道施設樹木芝生等管理業務	水運用管理課	9, 197, 984
樹木 剪定 (7 件)	19	堺駅前広場ほか樹木管理業務	西部地域整備事務所	5, 574, 800
	20	舳松社会教育会館樹木剪定業務	地域教育振興課	42, 900
	21	堺市立舳松職能センター周辺樹木 剪定業務	障害施策推進課	70, 400
	22	浄化ステーション樹木管理業務	クリーンセンター浄化 ステーション	223, 300
	23	環境事業所樹木管理業務	環境事業所	150, 700

	24	泉北倉庫樹木等管理業務	学校給食課	420, 200		
	25	協和町・大仙西町住宅集会所清掃 及び管理業務	住宅改良課	4, 137, 100		
	26	文化財課分室清掃業務	文化財課分室	2, 860, 000		
	27	府道堺阪南線ほか歩道清掃業務	西部地域整備事務所	1, 687, 400		
その	28	堺市立ちぬが丘保健センター清掃 業務	長寿支援課	1, 449, 800		
他清 掃系	29	舳松社会教育会館清掃業務	地域教育振興課	800, 800		
(9件)	30	雨水枡清掃業務	西部下水道サービスセ ンター	4, 400, 000		
	31	堺市立舳松職能訓練センター清掃 業務	障害施策推進課	364, 100		
	32	南図書館栂分館清掃業務	堺市立中央図書館	649, 000		
	33	堺東駅前指定喫煙所清掃業務	環境業務課	48, 400		
巡視	34	泉北ニュータウン地区ため池等巡 視業務	農業土木課	7, 324, 900		
警備	35	白鷺公園花のしょうぶ園施設警備 業務	原池公園事務所	4, 947, 800		
(4件)	36	白鷺公園警備業務	スポーツ施設課	7, 077, 400		
	37	南図書館栂分館警備業務	堺市立中央図書館	145, 200		
	38	舳松社会教育会館受付及び使用料 徴収業務	地域教育振興課	443, 300		
その	39	生活困窮者就労準備支援事業運営 業務	地域共生推進課	8, 155, 746		
他 (5 件)	40	地域就労支援センター運営業務	雇用推進課	16, 639, 601		
	41	遺跡発掘調査による出土遺物の洗 浄及びネーミング業務	文化財課分室	0		
	42	堺市立舳松職能訓練センター職業 訓練業務	障害施策推進課	18, 351, 300		
	合 計					

(出典: 堺市就労支援協会作成一覧表から監査人作成)

また,各契約を所管する課は多数に上っており,互いに,他課が同種の業務を,ど の程度の分量,堺市就労支援協会に発注しているのかの情報は得ていない。

(イ) 本件各受託契約の内容

上記42の契約のうち、サンプルとして、契約金額の大きい順に、上位5件の契約を 抽出すると〔表3〕のとおりとなる。

〔表3〕(抽出-再掲)

(単位:円)

	業務名	契約担当課	契約金額
14	堺駅前広場ほか道路清掃除草業務	西部地域整備事務所	69, 971, 000
4	協和町・大仙西町団地敷地内除草清掃業務	住宅改良課	42, 962, 700
29	みなと堺グリーンひろば等除草・清掃業務	スポーツ施設課	21, 841, 600
31	堺市立舳松職能訓練センター職業訓練業務	障害施策推進課	18, 351, 300
42	大浜公園事務所管轄内公園清掃除草業務	大浜公園事務所	17, 804, 600

これらの契約金額が上位5件までとなる受託契約のうち、堺市立舳松職能訓練センター職業訓練業務を除く4つの契約(以下「本件各受託契約」という。)は、堺市就労支援協会が業務の受注者として、契約書に定められた内容の除草・清掃作業を行うものである。

その仕様書の内容は次のとおりであり、受託者は、本件各受託業務を活用して、市内在住の障害者、母子家庭の母親、生活保護受給者等の就労困難者に対する就労訓練を実施する契約上の義務を負うとされている。このような仕様書上の義務が定められているため、本件各受託契約は、除草・清掃等業務の履行という本来の契約目的に加えて、就労困難者への就労支援を実施するという政策的な効果を得るための目的を併せ持つ契約であるといえることになる。

<受託業務による就労訓練についての特記仕樣書の記載>

1 受託業務による就労訓練の実施 本市から公益財団法人堺市就労支援協会へ委託する業務を活用し、<u>市内在住の</u> <u>障害者、母子家庭の母親、生活保護受給者等の就労困難者</u>に対する就労訓練を実施すること。

2 就労訓練の種別及び対象人数

(1) 就労訓練の種別

① 職場実習訓練

訓練期間1か月限度で、障害者就労移行事業所や生活保護受給者などの就労困 難者を実習訓練生として受入れ、清掃等業務を遂行する中で就労訓練を実施。

② 有期雇用制度を活用したチャレンジ雇用

職場実習訓練修了者を1年から<u>最長3年の</u>雇用期間で雇用し、本受託業務を担当者として遂行する中で、業務のコツ、ノウハウの習得も含めた就労訓練を実施。

③ その他の方法での訓練

状況に応じて上記以外の方法で訓練を実施することが効果的と判断される場合は、その訓練を実施。

(2) 対象人数

概ね18歳以上の<u>市内在住の就労困難者を1人以上</u>受入れまたは雇用し、上記のいずれかもしくは組み合わせた就労訓練を実施すること。

(出典:本件各受託契約のうち堺駅前広場ほか道路清掃除草業務の特記仕様書より50)

(下線部は引用者)

(ウ) 本件各受託契約の随意契約理由

本件各受託契約の随意契約理由は、本件各受託契約の全てにおいて、おおむね、次のとおりである。要するに、就労困難者等の就労準備の場として、委託業務を提供することを前提に、当該目的を達成するためには堺市就労支援協会への委託をすることが最適であるとするものである。

<随意契約理由>

就職困難者の中には就労に対する意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため、民間企業での勤務に対する不安を持っているなどの理由により、 就労に踏み出せない者がいる。

行政として、当該就労困難者に対して、将来的に安定した就労を実現するための準備としての「働く場」や「教育・研修の場」の提供を通じて、民間企業等への雇用促進を図る必要がある。上記目的を達成するためには、公益財団法人として、本市と連携して就労困難者を中心とした市民の就労促進等に取り組み、地域就労支援センターにおける雇用・就労相談等において本市の雇用情勢や就労困難者の状況に精通し、就労困難者に対する就労訓練や就職支援の実績・ノウハウを有する唯一の団体である公益財団法人堺市就労支援協会を通じて就労支援を行うことが最も適している。

-

⁵⁰ ほかの本件各受託契約の特記仕様書もほぼ同様。

(出典:みなと堺グリーンひろば等除草・清掃業務の契約締結にかかる起案決裁文書添付の随意契約理由より重要部分を抜粋)⁵¹

(エ) 本件各受託契約の業務従事者の課題の有無等

本件各受託契約の令和3年度における業務従業者は、74名であり、全員につき「受 託業務従事者訓練計画書」が作成され、堺市に提出されている。

監査人において、受託業務従事者全員分の「受託業務従事者訓練計画書」を取得したところ、受託業務従事者の「課題」欄の記載として「特記事項なし」とされていたのが74名中36名と、約半数に上っていた(下記〔表4〕)。

また、その余の方々も、何らかの課題があるとしても「基礎的な知識・経験の不足」が18名、「体力面・健康面の不安」が12名、「コミュニケーション、協調性の不安」が10名であり、記載が抽象的で、課題の内容や程度が分かりにくかった 52 。

〔表4〕受託業務従事者の課題欄の記載

特記事項なし	基礎的な知識・	体力面・健康面	コミュニケーショ	
	経験の不足	の不安	ン,協調性の不安	
36 名	18名	12 名	10名	

(出典:受託業務従事者全員分の「受託業務従事者訓練計画書」からの集計)

(オ) 本件各受託契約の業務従事者の訓練レベル

また、下記のとおり、「受託業務従事者の訓練レベル」としては、仕様書においては、本来最長3年とされるはずの訓練期間が、4年目、5年目となる従業者が、74名中13名に上っていた。

[表5] 受託業務従事者の訓練レベル

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目

⁵¹ ほかの本件各受託契約の随意契約理由の内容もほぼ同様。

⁵² 同じ人物でも、2 つ以上の課題を指摘されていれば、そのいずれについてもカウントしている。また、「できるだけストレスなく安定して働けるよう対応する」という課題については、カウントしていない。

28名 18名 15名 3名 10

(出典:受託業務従事者全員分の「受託業務従事者訓練計画書」からの集計)

[意見 54]-市全体-随意契約により協会を契約相手方とする多数の契約の範囲の限定について

(ア) 性質随契の許容性に関する考え方

自治法第234条1項は「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」としている。また、同法同条第2項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定めている。これは、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、「一般競争入札」の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置付ける趣旨によるものである。

そして、このような例外的な方法の一つである「随意契約」は、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態が生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、施行令第167条の2第1項は、同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとした。このうち、同項2号所定の契約相手方選定方法(性質随契)が許容される範囲については、最高裁判所は、合規性の観点のみからすれば、比較的緩やかに自治体の裁量を認めているといわれている(最高裁判所昭和62年3月20日判決・民集41巻2号189ページ等)53。

^{53 &}lt;最高裁判所昭和62年3月20日判決:性質随契の許容性についての判断の要点>

普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、右契約の締結は、施行令167条の2第1項2号(現行)にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないもの

しかしながら、下級審では、自治体側の裁量権の逸脱・濫用などの理由により随意 契約を締結したことが違法とされた判決も散見されているのであり、仮に性質随契に より契約相手方を選定することが適法とされた場合でも、その妥当性について疑問を 呈されることも想定される⁵⁴。

以上のような性質随契の許容性に関する考え方を前提とした場合、地方公共団体の契約相手方選定方法にかかるスタンスとしては、その性質随契が許容されるという「合理的判断」の基礎となる事情は、十分に確認する必要がある。また、合規性の観点からは随意契約によってよい場合であっても、①納税者の視点や、随意契約によったために入札参加の機会すら与えられなかった事業者等の視点、あるいは、②労働弱者の雇用推進を図る行政政策として「公平」であるかとの視点からすれば、随意契約の相手方の選定については、十分に合理的な根拠と説明責任が求められるといえる。

(4) 本件各受託契約につき性質随契により契約相手方を選定する場合は、就 労困難者の支援という観点から、必要かつ相当な範囲にとどめるべきである こと

本件各受託契約は、指導員及び実習訓練生が除草・清掃作業を行うものであるが、 本件各受託契約につき性質随契により相手方を選定することができる「合理性」の根 拠となるのは、本件各受託契約が「就労に対する意欲がありながら、さまざまな阻害

をするとき」に該当するとし、また、これに該当するか否かは、普通地方公共団体の契約担当者が、契約の公正及び価格の有利性を図ること目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものと解するのが相当であるとしている。 54 <参考:山口地方裁判所平成4年3月5日判決・判タ793号150ページ>

労働弱者の就労対策と位置付けて、清掃業務を特定の民間運動団体に委託した事案である。労働弱者の就労対策として清掃業務を位置付けた政策決定には合理性ありとしつつ、相手方が市内一般の労働弱者を包括し得るものではなく、結果的に一民間運動団体を優遇することになり、労働弱者の雇用促進を図る行政施策として公平であるか疑問なしとしないし、右政策目的を達成する上で必ずしも妥当であるともいい難いとしつつ、結果として労働弱者の雇用対策に資すること等を考慮して、違法とまでは断ずることはできないとしている。

要因を抱えているため、民間企業での勤務に対する不安を持っているなどの理由により、就労に踏み出せない者がいる。」ことを踏まえ「行政として、当該就労困難者に対して、将来的に安定した就労を実現するための準備としての『働く場』や『教育・研修の場』の提供を通じて、民間企業等への雇用促進を図る必要がある。」こと、その目的を達成するために、本件各受託業務を活用することができ、これを堺市就労支援協会へ委託をすることが最適であると判断されていることなどからである。

そうすると、前記(ア)のとおりの、性質随契により契約相手方を選定する場合の考え方からすれば、今後も堺市就労支援協会への性質随契による契約を継続するのであれば、その理由としては、就労困難者の就労支援という観点からの「必要性」が問題となることは明らかであり、①就労困難者の支援として清掃・除草・警備業務の委託という方法によることが相当であるか、効果がどの程度となっているのか(その後の一般就労に結びついているのか、それとも単に一時的な雇用の確保をしているだけなのか)、②実際の業務従事者の就労困難の程度(職業紹介や職業訓練では不十分な方がどの程度なのか)などを踏まえ、就労困難者の支援という観点から必要かつ相当な範囲(委託契約の総量も含めて)にとどめるべきである。

[意見 55] - 市全体・外郭団体- 「受託業務従事者訓練計画書」等の書式の改訂について

(ア) 一般に、契約の内容たる財やサービスの内容自体に政策目的を反映させること は広く行われることであるが⁵⁵、ほかにも、特定の政策を契約の場面を通じて実現し ようとする方法として、契約の対象・目的は同一でありながら、それを実現する「履 行方法」について政策目的を反映させた契約条項を入れる場合があり(例えば、低公 害車の使用)、この方法は、付帯的政策の実現に有効であると考えられている。

本件各受託契約は,「障害者,ひとり親家庭の母親,生活保護受給者などの就労困難者の就労支援をする」という政策目的を実現するために,契約の場面を活用したものであり,堺市は,本件各受託契約につき,上記政策目的の実現度の高い者として,

-

⁵⁵ 例えば、環境にやさしい物品の供給を契約の目的とするなど

堺市就労支援協会と「随意契約」を締結しているものであると解されるところ,「最少経費最大効果原則」⁵⁶からすれば,事業のもたらす「実効性」については,契約の内容たる財やサービスの内容自体についてのみならず,付帯的政策目的の実現度についても,当該付帯的政策の実現に重点をおいた契約相手方の選定方法を採用する場合には,常に吟味する必要があるというべきである。

(イ) 本件各受託契約についてこれをみると、その契約内容には、就労困難者の就労支援をするという目的を実効的に確保するための重要な要件となるはずの「従事者の備えるべき要件」などの限定が明確にされていないように思われた(「概ね18歳以上」の「市内」在住者との要件は明確であるが、「就労困難者」の定義が不明瞭で、かつ、様々な阻害要因の程度も限定がないように思われた。)。また、その従事人数も、各受託契約につき1名以上いればよく、そのため、その効果を十分に確保できるのか疑問の生じる契約となっているように思われた。

そして、実際にも、本件各受託事業に従事した有期雇用契約者のうちの半数が、市に提出された「受託業務従事者訓練計画書」上では、受託業務従事者の課題として「特記事項なし」とされており、少なくとも就労困難の程度が書面上は確認できなかった。また、特記事項がある方も、その内容は、「体力面・健康面の不安」、「コミュニケーション、協調性の不安」などとのみ記載されている例も多く、その記載が抽象的で、課題の内容や程度が分かりにくいように思われた。

(ウ) しかしながら、これに対し、所管課及び堺市就労支援協会からは、「従事者の備えるべき要件」のうち「就労困難者」の定義については、①仕様書において、「市内在住の障害者、母子家庭の母親、生活保護受給者等の就労困難者」と記載しているから、就労困難者の定義が不明瞭とはいえない、②列挙している以外にも、社会的な事情や関係性、心身の状況等により直ぐには一般就労に就くことが困難である者が就労困難者に含まれる、③就労困難の原因や程度は、多様かつ複合的であり限定的に列挙することが難しいとの説明があり、就労困難の原因や程度を絞り込むべく就労困難

⁵⁶ 自治法第2条第14項, 地方財政法第4条第1項

者の定義を明確化することの困難さと、明確化することにより、就労に結びつけることのできたはずの方を取りこぼしてしまうおそれへの懸念という問題意識には、一定理解することができるところが認められた⁵⁷。

そのため、必ずしも、就労困難の程度を厳格に定義づけする形の契約内容(仕様書の記載を含む)ことが適切でない場合があることも一定程度理解することができた。 また、本件各受託契約ごとの従事人数についても、ある程度の柔軟さが必要であるという実情も一定理解することができた。

(エ) 以上の諸点に鑑み、仕様の明確化や、本件各受託契約ごとの従事人数の引き上げなどの対応が必ずしも適切とはいえないという実情は理解できるものの、本件各受託契約の付帯的政策(就労困難者の就労支援)の実効性を確保することを怠ることはできないことから、団体及び堺市は、まずは可能な取組として、少なくとも「受託業務従事者訓練計画書」等の書式を改訂し、当該政策目的の実現が実効的に図られていることを可能な限り客観的に確認できるようにするべきであると思料する。

[意見 56] - 契約所管課-仕様書の記載の明確化について

上記【事実関係】②及び⑤のとおり、本件各受託業務従事者の訓練期間は、仕様書により、最長3年とされている。ところが、本件各受託業務に令和3年度に従事した74名の従業者のうち13名は、4年目、5年目となる従業者であった。

仕様書は契約内容となるところ、本件各受託契約ごとに確認した場合に3年目までの訓練生が1人も業務に従事していなかったときは、「概ね18歳以上の市内在住の就労困難者を1人以上受入れまたは雇用」するとの仕様書所定の履行方法について、契約内容に反していることになる。

この点, 堺市就労支援協会によれば, 警備業務についてのみ, 平成25年の大阪府公安委員会による立会検査での指摘を踏まえて訓練期間の上限を3年から5年へ見直して

⁵⁷ 例えば、就労困難者の例示として「<u>長期</u>失業者」という定義をした場合、短期就労と退職を繰り返す方の中に実は隠れた問題があり行政の支援を受けていただくことが必要であると考えられる方がいるが、このような方が支援対象から除外されてしまうおそれがあるという問題があるとのことであった。

いるが、上記の13名が業務に従事した各受託契約については、それぞれの受託契約に つき、ほかに3年目までの訓練生が1名以上は従事していたから、契約違反の事実はな い、とのことであった。

もとより、堺市就労支援協会は、仕様書に定める履行方法を遵守するべきであるし、契約所管課も履行方法の遵守がされているか否かを、「受託業務従事者訓練計画書」などにより確認すべきであるところ、本件各受託業務従事者の訓練期間は、契約内容として重要な項目となるから、契約所管課は、警備業務について訓練期間の上限を3年から5年へ見直すことの当否について当と判断をするのであれば、特記仕様書の記載についても、訓練期間の上限を「最長3年」から「最長5年」に修正するなどして、その上限を明確化すべきである。

イ 堺市立共同浴場管理運営事業について

【事実関係】

① 施設概要等

堺市立共同浴場「布袋温泉」(以下「本施設」という。)は、「住民の保健衛生の向上及び生活環境の改善を図る」ことを目的として、昭和46年に設置された、敷地面積1,384.23㎡、延床面積846.57㎡の施設である。平成9年1月に「協和湯」が廃止された以降は、堺市に唯一残る市立の共同浴場である。その敷地及び建物は、堺市が所有している。

本施設は、平成6年10月に起きた火災により建物の一部が焼失し、その際、大規模 改修が行われたものの、建設された時期から既に50年以上が経過しており、これまで の施設点検などにおいて、配管設備や、男子主浴槽の水漏れ、空調機の不調などの不 具合が生じている。また、これらのほかにも、動作不良や経年劣化により、ボイラー 等の交換、配管等の取替なども今後必要であり、竣工後60年となる2031年頃に本施設 を建替える場合は約3億4,000万円の費用が必要となる試算となっている(2021年2月 堺市健康福祉局「個別施設計画」)。

② 開業時間,利用料金,利用者数等

(ア) 開業時間と利用料金

本施設の開業時間と利用料金(入浴料)は、次のとおりである。

開業時間	午後3時から午後11時 (定休日 毎週金曜日及び1月1日)
利用料金	大人(12 歳以上) 250 円 小人(12 歳未満) 60 円

これに対し、公衆浴場の入浴料金は、物価統制令によりその上限を決められており、 大阪府では上限大人490円(直近令和3年8月改定)である。この大阪府知事の指定を 受けて、大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合に加入する公衆浴場では、一律大人490 円となっている。

本施設の料金は、同和対策事業の生活環境改善計画の一環として建設されたものであり、公衆浴場の料金改定より低額のまま、消費税増税や物価上昇、大阪府の改定状況などを踏まえながら、市において料金改訂を順次実施して平成28年7月以後現在の料金となったものである。

(参考:料金の推移)

昭和56年5月1日~ 大人80円, 小人40円

昭和60年4月1日~ 大人110円, 小人40円

平成10年4月1日~ 大人170円, 小人60円

平成15年4月1日~ 大人200円, 小人60円

(4) 利用者数

また,令和3年度の利用者数は,82,871人(大人81,422人,こども1,449人)であり,同年度の営業日数は311日であったから,1日当たりの利用者数は,266人である。

なお、参考までに、平成29年度以後の1日当たりの利用者数の推移は、次のとおりであり、全体的にみれば、高齢化による自然減や家庭風呂の普及の影響により、減少傾向にある。

〔表6〕1日当たりの利用者数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	92, 136 人	85,968 人	76,507 人	81,725 人	82,871 人

営業日数	309 日	307 日	294 日	311 日	311 日
1日当たり 利用者数	298 人	280 人	260 人	263 人	266 人

(令和3年度堺市指定管理者評価表等に基づき,監査人作成)

③ 運営形態と指定管理料の推移

本施設は、開設から平成13年3月まで市の直営で運営されていたが、平成13年度以後は、堺市就労支援協会(当時:堺市同和地域振興協会)へ管理運営を委託し、平成18年度以後は、同協会を指定管理者としてその運営を行っている。その収支の状況は、前記(3)イ(オ)のとおりであり、毎年の指定管理者の本施設の管理のための支出額は、平成29年度以後微増を続けており、他方で、利用料金収入は減少傾向にあるため、その差額近似の額となる指定管理料は、年当たり4,000万円で微増傾向にある。

令和3年度の本施設の指定管理者管理運営業務事業報告書によれば,60,039,955円の本事業の経常費用のうち、大きな支出は,30,171,885円の人件費(約50%)と,17,119,974円の水道光熱費(約29%)である。

④ 近傍同種施設

本施設の周辺(2km圏内)には複数の民間の公衆浴場があるところ、本施設からの 距離、営業時間、定休日は、それぞれ次のとおりである。

<周辺の公衆浴場>

• 喜野河温泉 (1.0 km, 木曜定休, 15~22 時)

・安井温泉 (1.2 km, 月曜定休, 平日 14~23.5 時, 日曜 9~23.5 時)

・旭ヶ丘温泉 (1.3 km, 日曜定休, 15~21 時)
 ・湊潮湯 (1.4 km, 水曜定休, 15~23 時)



(出典:「堺市e-地図帳」に、布袋温泉を中心として周辺の公衆浴場の配置を示して作成)

⑤ 利用者アンケートの結果

指定管理者である堺市就労支援協会が実施したアンケート調査の結果(令和3年度,回答数123名)によれば、本施設を利用した理由(複数回答可)について、「自宅に風呂が無い」と回答した方は、17名(13.8%)であった。

また、本施設までの交通手段(複数回答可)は、「徒歩」の方が $29A^{58}$ (23.5%)であるほか、「60歳代以上」の方が63A(51.2%)であることから、周辺の民間公衆浴場までの上記の距離が、かなりの負担となる方が、一定程度存在することがうかがわれた。

さらに、その利用時間帯と利用人数は、次のとおりであった。

上段(利用時間帯)/下段(利用者数)								
15~	16~	17~	18~	19~	20~	21~	22~	不明
16 時	17 時	18 時	19 時	20 時	21 時	22 時	23 時	个明

58 このほかの交通手段は,自転車 58 名,自家用車 31 名,バイク 5 名と自転車が最も多い。

26 17 18 6 16 42 11	6	1
---	---	---

(単位:人)

(令和3年度利用者アンケートの結果を監査人において集計)

[意見 57] -本施設の所管課・外郭団体-堺市立共同浴場の収支改善策について

【事実関係】

市が提供している様々なサービスや公の施設の管理運営に係るコストは、サービスを利用する方からの使用料等と市税等の公費によって賄っており、結果的にサービスを利用しない方も、税金によるコストを負担している。そして、本施設についていえば、約6000万円の維持管理費のうちの約2000万円を利用者が負担し、その余の約4000万円を、これを利用していない市民らが負担していることになる。

現在, 堺市は人口減少・高齢化の急激な進展による社会保障関係費の増加や市税収入の減少, 高度経済成長時代に整備した公共施設の更新費用や維持補修も含めた管理運営費の増加などの課題を抱えている。こうした状況の下, 老朽化した本施設の維持管理費用は, 修繕費用などのコストの増加などが見込まれることなどからも, 今後は一層高額となるおそれが大きい。

令和3年10月に堺市が策定した「受益者負担の基本的な考え方について」によれば、本施設は「日常生活上、欠くことのできない施設であるが、民間に相応の実績がある、又は民間と競合性が高いもの」として、受益者負担率を50%とすべき、すなわち、コストがこのままであるならば約3000万円程度を利用料金収入で賄うべき施設である。収支を改善するために、利用料金を値上げすることが考えられるが、もとより毎日の支出となる入浴料を、経費削減努力を十分にしないまま行うことは相当ではない。

まずは、本施設の所管課と指定管理者において、維持管理コストの一層の削減に取り組むべきであり、コストに占める割合の大きい人件費(約50%)と水道光熱費(約29%)を削減する必要がある。

この点、人件費の削減との関係でいえば、令和4年8月に発覚した不適正な事象、す

なわち,①本施設における複数職員がタイムカードを不正打刻し、本来の勤務時間より早く退勤していたこと、②複数の職員が勤務時間中に職務離脱をし、喫煙や食事、ゲームなどをおこなっていたことから、より少ない人数による施設運営、若しくは同じ人数であっても少ない勤務時間による施設運営ができなかったのかという点について、本施設の所管課と堺市就労支援協会は、十分に検討するべきである。

次に、上記利用者アンケートの結果からすると、いわゆる一番風呂の時間帯の利用者が最も多いが、22~23時の時間帯は、他の時間帯に比べると少ない人数(6人)59である。また、一番風呂の利用者も、開業時刻を遅くすればそのままやや遅い時間である開業時刻に入浴される可能性が考えられる。近傍の旭ヶ丘温泉の営業時間は、15~21時(営業時間は6時間)であることからも、本施設の営業時間(8時間)を短縮することを、検討すべきである。

なお、人件費は、営業時間が8時間以上となると、前後の準備時間の関係から残業 代が発生したり、2交代制にせざるを得ないことが想定される。光熱費は単純に営業 時間が削減されればこれに応じた削減効果が見込まれる。これらのことを踏まえ、1 時間か2時間程度の営業時間の縮減(例えば、前後の準備時間を含めて8時間に収める こと等人件費削減との兼ね合いで効率的な時間への削減)ができないか、検討すべき である。

最後に、利用料金については、毎日の支出となる入浴料を軽々に値上げすることは 困難な面がある。しかしながら、大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合に加入する公衆 浴場では入浴料が一律大人490円であるのに対し本施設の入浴料が250円と半額程度で あることや、平成28年7月以後値上げをしていないことから、近時の急激な円安の進 行による物価高や新型コロナウイルス感染症により困窮されている方もいることを踏 まえつつも、一定の値上げも、コスト削減状況などを踏まえつつ検討すべきである。

[意見58] -本施設の所管課-堺市立共同浴場の廃止を含めた在り方について

前記のとおり、本施設は、建設された時期から既に50年以上が経過しており、施設

-

⁵⁹ 18~19 時も同じく 6 名であり、この時間帯と、22~23 時が最少である。

点検などにおいても経年劣化による不具合が多々指摘されている状況にある。

近時,大型台風や地震などの自然災害も激甚化しているから,その維持管理は,利用者や周辺住民の安全を図りながら行う必要があり,老朽化しているからといって,安全性を欠く施設を保有し続けることはできない(必要な修繕や安全対策は怠ることができない)。

本施設は、毎年約4000万円の市費を投じてようやく維持管理を行うことができている状況であり、その累積額も大きい(10年で4億円)。

加えて、竣工後60年となる2031年頃には、本施設の建替えが必要となり、その費用は、約3億4000万円に上ることが見込まれる。

思うに、本施設は、生活風呂として利用者が限られる施設であるところ、公費負担に限界があり、上記の建て替え費用や、毎年のランニングコストを、利用をしない市民の負担で賄い続けることは困難である。

そのため本施設については、廃止も含めた、在り方の検討をするべきである。

ただ、本施設を廃止する場合に支援ないし配慮を要するのは、高齢の、自宅に風呂がなく、徒歩で本施設まで通う方等であると思われる。これらの方への支援ないし配慮の要否、行う場合にどのような支援を行うのかについても併せ検討し、これを実行するためには、一定の時間が必要であると思われる。

堺市は、速やかに、具体的に、廃止も含めた在り方の検討を行うべきである。

12 (公財) 堺市学校給食協会

(1) 団体の概要

寸	ſ	体		名	公益財団法人堺市学校給食協会
市	所令	管	部	局	教育委員会事務局学校管理部学校給食課
所	7	在		地	堺市南区桃山台1丁23番1号

設 立 年 月 日	昭和44年8月30日設立 平成25年4月1日公益財団法人に移行			
基本金・資本金	2,000 千円			
内, 市出資額(率)	市出資額(率)0円(0%)			
他の出資者及び出資額	堺市学校給食協会長(100%)			
職 員 数 (令和4年4月1日現在)	役員 5名(うち非常勤 職員 11名(うち非常勤			
市との関係性の概要	委託契約	補助金交付	公の施設の 指 定 管 理	
	あり	なし	なし	

設立目的 (定款)	学校給食活動の一環として行われている堺市立学校における学校 給食の円滑な実施及びその充実発展に努め、学校給食における食 育の推進を支援することにより、子どもの健全育成に寄与するこ とを目的とする。
	【定款】 (1) 学校給食用物資の安定供給及び安全性確保,衛生管理に関する事業 (2) 学校給食を通じた食育の推進及び支援に関する事業 (3) 学校給食の普及充実に関する事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 【令和3年度の主な事業の概要】
主な事業内容	 (1) 学校給食用物資の選定及び調達 (2) 学校給食用物資の安全・安心の確保学校給食用物資の点検,食品検査の実施及び確認,遺伝子組み換え食品及びアレルギー食品の情報確認,豚肉・牛肉の流通情報の確認 (3) 学校給食用物資の配送 (4) 学校給食用物資納入業者の指導及び監督 (5) 各種会議(物資選定委員会 年6回,物資調整会議 年6回学校給食用物資納入業者選定委員会 年1回)の実施 (6) 各種協議会,講習会,研修会への参加 (7) ホームページによる情報発信献立表,腸管性出血性 0-157 検査結果,食品検査結果,食育活動,野菜の産地の掲載,商品説明書(アレルゲン)の

	(8) 学校給食を通じた食育の推進及び支援に関する事業
	玉ねぎの栽培,さつまいもの栽培,堺市産野菜及び堺市産
	米を使用した学校給食の実施
	(9) 学校給食物資代金の徴収と物資代金の支払い
	(10) 選択制中学校給食事業
	民間調理場(給食製造工場)への物資の調達配送,保護者
	からの利用申込受付
	昭和22年2月,学校給食開始とともに「堺市学校給食組合」を設
出資法人の設立経緯	立し、26年6月「堺市学校給食会」に改め組織を強化し、44年8
	月(財)堺市学校給食協会を設立
	給食用物資の点検・検査等による安全性の担保、関係者の意見を
(所管部局からみた)	尊重した給食用物資の選定、納入した給食用物資についての返
当該外郭団体の役割	品・交換等の臨機対応等により、本市の学校給食の実施に貢献す
	ることを期待する。
(所管部局からみた)	
今後への期待	引き続き,安全安心な物資の供給を期待する。
7 1及 NV 7 7 7 1寸 	
(所管部局からみた)	
市の施策推進上の課題	全員喫食制中学校給食の開始や公会計化に伴う業務の増加
HA TO MEDICAL TO BROKE	

(2) 財務諸表の推移の概要

(単位:千円)

		Н29	Н30	R1	R2	R3	備考
	流動資産	234, 808	238, 271	92, 946	351, 239	255, 284	注①
	固定資産	15, 959	4, 326	6, 222	5, 827	6, 734	注②
(1)-	資産合計	250, 767	242, 598	99, 168	357, 066	262, 019	
貸借	流動負債	207, 363	183, 864	35, 175	275, 586	204, 940	注③
対	固定負債	3, 732	3, 732	3, 732	3, 732	3, 732	注④
照表	負債合計	211, 095	187, 596	38, 907	279, 318	208, 672	
1	指定正味財産	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	注⑤
	一般正味財産	37, 671	53, 001	58, 260	75, 747	51, 346	
	正味財産合計	39, 671	55, 001	60, 260	77, 747	53, 346	
正	経常収益	2, 259, 023	2, 232, 256	2, 123, 050	2, 176, 302	2, 343, 252	
味	経常費用	2, 266, 783	2, 216, 926	2, 117, 728	2, 141, 203	2, 347, 343	注⑥
財	評価損益等	-	-	-	-	-	
産増	当期経常増減額	-7, 759	15, 330	5, 321	35, 099	-4, 090	
減	経常外収益	-	_	_	-	-	
計算	経常外費用	8, 095	0	63	17, 612	20, 310	注⑦
書	当期経常外増減 額	-8, 095	0	-63	-17, 612	-20, 310	

当期一般正味財 産増減額	-15, 855	15, 330	5, 258	17, 486	-24, 400		
-----------------	----------	---------	--------	---------	----------	--	--

注①··現金預金,注②··退職給付引当預金,注③··未払金,注④··退職給付引当金,注⑤··基本財産,注⑥··原材料費,注⑦··食育事業費

(3) 市の財政的関与の状況

ア 市の財政的関与の推移の概要

(単位:千円)

[市の歳入]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金回収	_	_	-	_	_	
負担金収入	_	_	_	_	_	
賃貸料収入	_	_	-	_	_	
その他	_	_	-	_	_	
合計	_	-	-	_	-	

[市の歳出]	H29	Н30	R1	R2	R3	
補助金						
負担金						
委託料	93, 964	88, 581	90, 402	92, 823	89, 133	注①
貸付金	_	_	_	_		
出資金	-	_	-	_	-	
その他	-	_	_	-	_	
合計	93, 964	88, 581	90, 402	92, 823	89, 133	

注①··学校給食運営業務

[市のストック]	H29	Н30	R1	R2	R3	
貸付金残高	_	-	_	_	_	
債務保証残高	_	_	_	_	_	
損失補償残高	_	-	_	_	_	
出資金	_	_	_	_	_	
その他	_	_	_	_	_	
合計	-	-	_	_	-	

イ 市の財政的関与の明細と推移

(ア) 債務保証,貸付,損失補償,利子補給その他の財政的援

なし

(イ) 補助金

なし

(ウ) 負担金

なし

(エ) 業務委託

委託料(単位:千円)

	R 1		R 2		R 3	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
学校給食運営業務	90, 402	90, 402	93, 823	92, 823	89, 832	89, 133
合計	90, 402	90, 402	93, 823	92, 823	89, 832	89, 133

(才) 指定管理

なし

(カ) 貸付等

財産名称	堺市泉北倉庫
財産の用途	堺市学校給食業務運営
所在地	堺市南区桃山台1丁23番1号
財産所管課	学校給食課
分類	公用財産: (行政財産の目的外使用許可)
総面積(建物については,建 物全体について,階ごとの床 面積)	(土地) 敷地面積: 6, 656. 73 ㎡ (建物) 本館 1 階: 1456. 48 ㎡, 本館 2 階: 299. 24 ㎡ 機械室: 115. 50 ㎡ 車庫: 126. 00 ㎡ 男子更衣室: 36. 00 ㎡ 便所: 43. 50 ㎡ 倉庫: 70. 72 ㎡
貸付(地上権・地役権設定などを含む。以下同じ)・使用許可等に係る面積	事務所及び倉庫: 319.03 ㎡ (1 階・2 階) 土地: 201.82 ㎡
貸付・使用許可等の目的	堺市学校給食業務運営
貸付・使用許可等の開始時期	平成7年4月1日
令和3年度の使用に係る契 約,使用許可の期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
使用料の年額	3,047,087円 (減免無)

ウ その他事業

該当なし

(4) 市の人的関与(役職員の派遣,元市職員の再就職)の状況

ア 役員等(各年度7月時点)

	役 職	令和元年度	令和2年度	令和3年度
--	-----	-------	-------	-------

		総数	[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
理事	元市職員	1	_	1	_	1	_
[常]	合計	1	_	1	_	1	_
	元市職員	_	-	_	-	_	-
理事 [非]	現市職員※	1	_	1	-	1	_
	合計	1	_	1	ı	1	_
	元市職員	_	-	_	-	_	_
監事	合計	_	_	_	_	_	_
;	役員合計	2	_	2	_	2	_

(単位:人。**[常]**は常勤,**[非]**は非常勤,**[兼]**は役員と職員の兼務を指す。※現市職員に 教職員を含む。)

イ 職員(各年度7月時点)

啦只以能		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	職員形態		[兼]	総数	[兼]	総数	[兼]
フ	元市職員	1	_	1	_	1	_
	市派遣職員	_	_	_	-	_	-
短	元市職員	-	_	_	-	-	-
	合 計		_	1	_	1	_

(単位:人。[**フ**]はフルタイム, [**短**]は短時間, [**兼**]は役員と職員の兼務を指す。)

ウ 市による派遣職員給与の負担状況

なし。

(5)「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の個別団体取組方針の進捗状況

	取組方針	進 捗 状 況 (令和4年3月末現在)
する手法の検 ・緊急時に使 (令和3年度)	用可能な物資等の検討及び試行	・緊急時に使用可能な物資の検討,選定については,調理不要な備蓄物資(レトルトカレー)を選定した。

(令和5年度)	・実際の献立での使用の検討・調整に時間を要し、緊急時物資使用 の試行実施に至らなかったが、今 後実施する予定である。
○安全性を担保したうえで、コスト縮減を図ることができる物資調達スキームの検討・コスト縮減方法の検討及び試行(令和3年度) ・試行結果を踏まえた手法の見直し(令和4年度)及び実施(令和5年度)	・まず野菜から、入札調達の試行 実施を行った。(北区において試 行) ・効率的な物資調達について、政 令市への聞き取り調査を実施し た。
○野菜だけではなく、伝統産業の加工品も含めた食材の地産地消の推進に向け、給食献立への地場産品の導入と保護者等への効果的な PRの実施・地場産野菜の使用予定計画の策定と計画に基づく使用等(令和3年度)・使用計画の見直し(令和4年度)及び実施(令和5年度)	・堺市、JAと共に、使用可能な地 場産品の検証を行い、計画的に使 用した。(大麦パン、11月各区1 回) ・地場産野菜について、令和4年 度使用計画の策定及び令和3年度 使用計画に基づく使用を行った。 ・家庭配布用献立表や協会 HPへ の地場産物に関する内容の掲載 等、周知を行った。

(6) 堺市財政危機脱却プラン (案) における主な取組項目の進捗状況

主な取組	進 捗 状 況
なし	

(7) 指摘事項等

ア [意見 59] - 所管課- 堺市学校給食運営業務委託契約の予定価格の積算について

【事実関係】

堺市学校給食協会への令和3年度の業務委託契約の概要は、以下のとおりである。

契約名	学校給食運営業務	
委託契約に係る業務の市 の所管課	学校給食課	
業務概要	 ・学校給食用物資及びその他所要品の調達 団体が学校給食用物資を調達し各学校等へ納入する ・学校給食用物資の点検 団体が学校給食用物資の点検を行う ・給食実施人数の受付け 団体が各学校の日々の食数を管理する ・学校給食費の管理(中学校) 	

中学校給食費の適正管理

・物資代金の請求

団体が給食用物資の代金を各学校長に対し請求する

・ 学校への商品説明書の提供

団体が学校、保護者等に向けてホームページ上などで商品 説明書を提供する

- 会議,講習会等団体が物資納入業者の資質向上を図る
- ・衛生管理の充実 団体が物資納入業者へ食品衛生について啓発する
- ・食育の推進 団体が学校における食育を推進する

事務事業の目的

・学校給食用物資及びその他所要品の調達

安全かつ学校給食に適した物資の調達のために,団体が学校給食用物資の納入業者を選定し,市が定めた献立に基づき,学校栄養職員・保護者等の意見を聴取した上で,物資を選定・調達する

学校給食用物資の点検

物資の安全性確保及び適切な学校給食運営のために,団体が学校給食用物資を調理委託事業者に納入する際に品目,数量,包装,製造年月日,賞味期限,製造業者及び産地等について点検・記録を行う

・給食実施人数の受付

適切な学校給食運営のために、専用のシステムで各学校の 給食実施人数の報告を受け、日々の食数を管理する

・学校給食費の管理(中学校) 円滑な中学校選択制給食の運営のために,中学校給食費の 入出金管理,返金・清算処理等を行う

・物資代金の請求 給食用物資の代金を各学校長に対し請求する

・学校への商品説明書の提供

給食用物資のアレルギー情報等の公開のために、学校、保護者等に向けてホームページ上などで商品説明書を提供する

•会議,講習会等

市が実施する学校給食の充実に関する行事等に積極的に参加する、また物資の安全と品質の向上のために納入業者の資質向上を図る

・衛生管理の充実

給食用物資の安全性の更なる向上のために、衛生管理の在り方について納入業者へ啓発する

	また、検便、衛生環境の整備等の取組などを納入業者へ推		
	進する		
	・食育の推進		
	給食用物資の情報などをホームページ等により広く発信す		
	3		
	また物資の生産地・工場見学・栽培体験学習等の機会提供		
	などにより、学校における食育の推進に協力する		
委託契約という手段を選	団体は長年、本市との連携のもと学校給食の安全性の確保と		
択した理由	いう重要な役割を担っており、経験・知識・ノウハウも豊富		
	であり、また当該業務を本市職員で行うには多大なコストが		
	かかるため		
現契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日		
同一相手先への委託開始	協会設立当初		
時期			
現契約の相手方選定方法	随意契約(施行令第167条の2第1項)		
契約金額(税込)	89, 133, 000円		
令和3年度決算額	89, 133, 000円		
変更契約の有無	無		
支払方法	債務が確定したことを確認した上で支出(自治法第232条の4		
	第2項のとおり)		
委託契約に基づく義務の	毎月完了報告を受けて委託業務成績表を作成している。ま		
履行が適正に行われてい	た、日々各学校等において、納品された物資の検収をしてい		
るかについての確認方法	る。		
委託の理由(直営にせ	令和2年度に「外郭団体の運営・事業等に関する点検」を実		
ず、委託とする理由、比			
較検討した数値等)	なると、給食費徴収方法の抜本的な見直しや、人員体制強		
	化,システム構築等,多大なコストを要する」と結論付け		
	た。		
予定価格の積算方法	た。 団体から徴取した見積書を参考の上、決定		

上記の「予定価格の積算方法」に記載があるように、市は、堺市学校給食協会から提出を受けた見積書に基づき予定価格を積算している。入手した見積書は、前年度の当初予算(令和2年度)と本年度予算(令和3年度)を費目別に対比した表になっており、過年度の実績額は記載されていない。所管課では、堺市学校給食協会から提出された見積書から予定価格を算定するに当たり、以下のような手続を実施しているとのことであった。

- ・積算項目を前々年度の決算書(令和元年度)の小科目と比較し、大きく乖離している場合は堺市学校給食協会に確認(令和2年度決算書作成前のため、令和元年度を使用)
- ・一部の月払経費(通信費,光熱費等)については,直近1年間の実績と比較し, 大きな乖離がないかを確認

しかしながら、最終的に、令和3年の決算書を入手した時点で、堺市学校給食協会が提出した見積書に記載された積算内容と決算実績との比較検証は行われていない。 今回、監査時に、直近3か年の見積金額と最終の決算実績を比較したところ、以下のとおり、委託金の当初見積額は実績を連続して上回っている。

【委託金の見積と実績の差異】

(単位:千円)

委託金額	当初見積(A)	実績(B)	見積(B)-実績(A)
令和元年度	91, 985	88, 261	3, 724
令和2年度	100, 853	85, 953	14, 900
令和3年度	100, 546	84, 860	15, 686

(内訳)

(1 14/7)			
人件費			
令和元年度	61, 859	46, 553	15, 306
令和2年度	63, 838	48, 699	15, 139
令和3年度	63, 700	46, 037	17, 663
手数料			
令和元年度	14, 693	20, 001	-5, 308
令和2年度	20, 554	16, 633	3, 921
令和3年度	20, 406	18, 164	2, 242
その他経費			
令和元年度	15, 433	21, 707	-6, 274
令和2年度	16, 461	20, 621	-4, 160
令和3年度	16, 440	20, 659	-4, 219

(堺市学校給食協会の見積書及び決算書より監査人作成)

また、直近3か年の予定価格についても、3か年連続して予定価格が決算実績を上回

っていた。差異の発生要因を所管課に確認したところ、以下の回答を得た。いずれも 3か年連続して同様の理由で発生しており、次年度以降、予定価格を見直しする際に 考慮されていない。

- ・人件費については、契約職員の退職による不補充の期間等があったため、実績 を上回る予定価格が設定されている。
- ・手数料については、市の予算一律カット分を手数料で調整しており、予定価格 が実績を下回る水準で設定されている。
- ・その他経費については、堺市学校給食協会の見積金額が市の予算カットを見越 して実際よりも低く見積もられている費目が含まれる等の理由から、予定価格 が実績を下回る水準で設定されている。

【意見】

最終的に、令和3年の決算書を入手した時点で、見積書に記載された積算内容と決算実績との比較検証は行われていないため、本年度の積算は、長年、最終実績との検証前の当初積算や、堺市学校給食協会の過年度(前々年度)の決算書との比較が中心となっている。その結果、過去と同一の見積額が計上されているが、実績から判断すると削減可能ではないか、逆に、必要な項目や金額が積算項目に含まれていないか等、タイムリーに積算内容の見直しが行えず、業務実態と乖離するリスクがある。

長年にわたり、堺市学校給食協会が随意契約で学校給食運営委託業務を担っており、 市は、他者との見積比較が困難であることから、より一層注意して積算内容の妥当性 を判断する必要がある。したがって、積算内容については、事後的であっても入手し た決算実績を基に再検証し、次年度以降、より実態に合った予定価格が設定できるよ う留意されたい。

イ [意見 60] - 所管課-食育の推進事業について

【事実関係】

学校給食運営委託業務の「仕様書」には、業務内容として食育の推進が含まれており、学校給食用物資に関する情報発信に加えて、学校における食育の推進に協力できるような体験学習の機会の提供等を受託者に要請している。しかしながら、「仕様書」

に含まれる食育推進事業に関する記載は、市が行う食育推進の事業全体の中で受託者が担う役割や、市が受託者へ要請する事項(目的、対象者や人数、開催回数等)については、具体的に言及されておらず、概括的な記載にとどまっている。

【学校給食運営委託業務 仕様書(抜粋)】

9食育の推進

- ア. 学校給食用物資の情報 (安全性, 地場産物の使用等)や学校給の果たす役割について,ホームページ等により,広く市民,保護者に発信すること。
- イ. 学校給食用物資の生産地・工場見学・栽培体験学習等の機会提供や料理教室等の開催 等により、学校における食育の推進に協力すること。

堺市学校給食協会が令和3年度に計画及び実施した学校での食育推進事業(令和3年度)は、以下のとおりである。

<事業計画>令和3年度事業計画書より60

(8) 学校給食を通じた食育の推進及び支援に関する事業

学校給食における,食育の一環として食に関する指導の「生きた教材」として地 域の産業等に関する理解を深めるとともに,それらの生産に携わる人々への努力や食への感謝の念を育むため,児童対象に事業を行っている。

- ①親子料理教室の実施
- ②玉ねぎの栽培
- ③さつまいもの栽培
- ④堺市内の製造工場見学を実施
- ⑤堺市産野菜を使用した学校給食の実施 (※)

(にんじん・小松菜・玉ねぎ・キャベツ等)

- ⑥堺市産米の使用 (※)
- ⑦堺市産野菜の収穫体験

<実施結果>事業報告書,ホームページより

食育推進事業の開催状況

項目内容参加対象古植えから収穫まで学校で体験
たまねぎの栽培
(たまねぎの栽培方法等の話、食育の講話、定植指導)小学校 15 校 (28 クラス、委員会)
中学校 2 校 (支援学級)

⁶⁰ (参考) ⑤, ⑥の学校給食における堺市産の食材費用は、保護者負担の給食費から充当されるため、 市と堺市学校給食協会との給食運営事業委託契約の範囲外である。

しいたけの栽培	しいたけの栽培方法等の話 食育 の講話,しいたけの菌床の手入れ の仕方	小学校1校 4クラス
出前授業(梅· 豆)	和歌山の農産物を知ろう (梅の栽培方法等の話 食育講和 梅ジュースの作り方 うすいえんどうの話)	小学校3校 8クラス
さつまいもの栽培	苗植えから収穫まで学校で体験 (さつまいもの栽培方法等の話, 定植指導)	小学校 17 校(47 クラス,支援学 級,委員会) 中学校 3 校(支援学級等)

実施結果が示すように、当初計画されていた「①親子料理教室、④堺市内の製造工場見学、⑦堺市産野菜収穫体験」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の 観点から中止されている。

委託業務の契約書上、発注者が必要と判断して、事業内容の変更・中止があった場合、「契約金額又は契約内容を変更する必要があるときには、発注者及び受注者が協議して定める。」との記載がある(第12条第1項)。また、「受注者がその責めに帰することができない理由その他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちに発注者にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。」と記載されている(同条第2項)。また、「発注者は、受注者が業務の一部を履行しないとき又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額・・・から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。」との記載がある(第27条)。

この点,所管課では、食育推進事業の個別事業に中止がある場合は、協会から連絡を受けており、仕様書の「イ. 学校給食用物資の生産地・工場見学・栽培体験学習等の機会提供や料理教室等の開催」という記載は食育推進事業の一例であり、内容や回数を限定しておらず、食育推進事業の一部を中止したからといって、業務内容の変更に当たらないと認識している、とのことであった。

したがって、令和3年度の学校給食運営事業の委託費用には、実施されなかった事業に係る費用(食品工場見学等のバス借上料や親子料理教室の開催費用等)として「手数料」勘定で813千円が計上されていたが、所管課は、事業中止に当たらないとの判断から、契約金額又は契約内容を変更する必要性の有無や、行わなかった業務部分があるのかないのか(行わなかった業務に相当する金額の減額請求をする必要があ

るのか否か), ひいては, これに伴う委託金の返還の必要性の有無については検討していなかった。

【学校給食運営業務 委託契約書(抜粋)】

(業務内容の変更)

第 12 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の履行を中止させることができる。この場合において、契約金額(単価契約にあっては契約単価)又は契約内容を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して定める。 2 受注者は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちに発注者にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

(不完全履行による減額,損害賠償)

第 27 条 発注者は、受注者が業務の一部を履行しないとき又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額・・・から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。

【意見】

堺市学校給食運営委託業務の「仕様書」に含まれる食育推進事業に関する記載は、 市が行う食育推進の事業全体の中で受託者が担う役割や、市が受託者へ要請する事項 (目的、対象者や人数、開催回数等)については、具体的に言及されておらず、概括 的な記載にとどまっている。そのため、①予定価格の積算の段階において、例えば、 食育推進事業に関連する費用として、予定価格の手数料勘定の中に食品工場見学等の バス借上料や親子料理教室の開催費用等が計上されているものの、仕様書上、前提と なる体験学習の具体的な内容(対象者人数、場所、開催回数等)が明確でないため、 協会が提出してきた予算書の見積価格の妥当性を判断できないなど、適正な予定価格 を積算することができない状況にある。このことは、契約の性質上、契約相手方が協 会しか想定できず1者随契が継続する「堺市学校給食運営業務委託契約」については、 特に留意すべきである。

次に、②前記事実関係欄記載のとおり、事業計画上予定されていた(したがって、 見積書作成の前提となっていた)親子料理教室や、堺市内の製造工場見学、堺市産野 菜収穫体験が中止とされても、契約の履行確認の段階で、債務の本旨に沿った履行が されたと確認してよいのか、それとも、不完全履行として、不完全部分に相当する金 額の減額をすべきなのかが不明であり、少なくとも、市が協会に対して契約書第27条 に基づく契約金額の減額を求めることは困難である。

この点、監査人としても、今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、これらの事業を中止したものであり、受注者である協会の責めに帰することができない理由その他正当な理由により業務が履行できなくなったものと思われ(あるいは発注者である市と受注者である協会が協議の上で中止をしたものと思われ)、中止された事業に相当する金額の減額請求をすることを求めるものではない。

しかしながら、仕様書は、本来、予算獲得段階において所管課が委託する業務の内容を十分に把握し、その内容を明確にすべく、具体的に、その範囲(頻度、程度等)も記載して、作成すべきである。

このような仕様書を見積書作成の前提として相手方に示すことにより始めて、相手方は、積算をすることができる。また、具体的な仕様書であればこそ、見積書の提出を受けた段階において、市は、見積りの妥当性を、作業工数や単価、実費の妥当性などの項目チェックにより確認することができる。さらに、委託業務の内容が契約締結段階に具体的に定まっていることになり、契約書第12条の協議の要否が明確となり、中止などをする場合には、それが受注者の責めに帰すべき事由によるものでないのか、正当な理由があるのかを判断する必要があることを、契約当事者の双方が認識することができる。加えて、契約内容の変更や、第12条所定の協議がされないまま、受注者の判断により業務の一部が中止された場合には、履行確認の段階で、不完全部分に相当する金額の減額を請求する根拠ともなるものである。

市は、給食運営事業の委託事業の内容につき、仕様書にて、受託者へ要請する事項 (目的、対象者や人数、開催回数等)を明確にした上で、予定価格を決め、仕様書の 内容を契約上の義務とすることにより、事業内容が変更・中止となった場合の事業内 容の変更の要否や、委託金の精算・返還等の要否が明瞭となるようにすべきである。

ウ [意見 61] - 所管課・外郭団体- 配送業者の選定(競争性向上) について 【事実関係】

給食物資の各学校への配送業務については、5年ごとに指名競争入札を行って委託業者を選定し、入札により選定をした後は、翌年度以降の4回は同一業者と随意契約を行っている(契約金額は下記のとおりである。)。参加意向調査の送付先は、堺市調達課に「運送」「集配」「引越」の事業者として登録している市内業者(平成28年入札時:21者)であるところ、現状、長年にわたって同一業者⁶¹のみが入札に参加し、その2者が委託先となる状況が継続している。

(契約金額)

(単価及び金額の単位:円)

契約相手方	単価(A)	台数(B)	日数(C)	税込金額(A×B×C+消費税)
A社	33, 000	7		(契約時)48,149,640
			102	(監査対象年度)49,041,300
D +1	32, 950	6	193	(契約時)41,208,588
B社				(監査対象年度)41,971,710
合 計				(契約時)89,358,228
合 計				(監査対象年度)91,013,010

(堺市学校給食協会提供資料(「年度別郵送費」)より監査人作成)

【意見】

入札の競争性を高めるためには、より多くの業者が入札に参加することが望ましい。 そこで、不参加であった業者に対して不参加の理由を調査し、参加の障壁となる事情があれば改善すべきである。そして、現在の参加意向調査の送付先には、参加可能性の低いと思われる「引越」業者までもが含まれている一方で、市内の登録業者のみに限定されているから、市外の業者にも案内を送るなど、参加業者拡大の試みを検討されたい。さらに、現契約では、契約配送車両台数13台を7台と6台に分け、それぞれ「学校給食用物資に関する業務(その1)」「同(その2)」と切り分けて委託しているが、より少ない契約台数であれば参加可能な業者も見込まれるから、1契約当たりの契約配送車両台数については検討をされたい。

以上

⁶¹ 昭和 56 年度から平成 8 年度までは同一の 1 者。平成 9 年度から平成 18 年度までは同一の 2 者。平成 19 年度から現在まで同一の 2 者。

令和5年第1回市議会(定例会)外部監査人報告綴

令和5年2月 発 行

編集 • 発行 堺 市 総 務 局 行 政 部 法 制 文 書 課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL https://www.city.sakai.lg.jp/

印 刷 真生印刷株式会社

配架資料番号

1-B2-22-0261